

目 次

津市告示

景観計画の変更

国民健康保険料率の決定

津市美里保健センター運動施設の使用料徴収事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

平成31年度固定資産課税台帳登録

市道路線の廃止

市道路線の認定

市道路線の区域変更

市道路線の供用廃止

市道路線の供用開始

市道路線の供用開始

平成31年度津市農業委員会第1回臨時総会の開催

津市応急診療所の使用料及び手数料の徴収事務委託

市道路線の区域決定

議決を経た予算の公表

津市三重武道館弓道遠の場の徴収業務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

津市共同浴場さくらゆの使用料の徴収事務委託

認可地縁団体の告示事項の変更

特定教育・保育施設の確認

特定教育・保育施設の確認の辞退

地域型保育事業の確認の辞退

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

津市一般廃棄物処理実施計画の策定

津市一般廃棄物処理基本計画の策定

個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市榊原自然の森温泉保養館整備に係るアドバイザー業務委託契約に係る条件付き一般競争入札の執行

予防接種の実施

津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務に係るプロポーザルの実施

平成３１年度津市救急・健康相談ダイヤル２４事業業務委託に係る一般競争入札の執行

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

消防ポンプ自動車ＣＤ－Ｉ型の購入に係る条件付一般競争入札の執行

平成３１年３月分津市農用地利用集積計画の決定

負傷動物の収容

プレミアム付商品券申請受付業務等委託に関する条件付き一般競争入札の執行

平成３１年度市営住宅（ぜにやま団地・美里住宅）補充入居者の募集

平成３１年度市営美杉住宅補充入居者の募集

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所

津市波瀬財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所

津市波瀬財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者の選任に係る告示

選挙権を有する者の総数の５０分の１の数及び６分の１の数並びに３分の１の数

津市長選挙の選挙期日

津市議会議員補欠選挙の選挙期日

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における期日前投票所の決定

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開閉時間

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票所の決定

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙の同時選挙における投票の順序

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙の同時選挙における開票の順序

津市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

津市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時

津市農業委員会告示

津市農業委員会部会委員の互選

目次には、ＪＩＳ第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 5 8 号

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 景観計画の名称

津市景観計画

2 変更の概要

重点地区等の追加（奥津地区及び三多気地区）、景観重要公共施設の指定

3 効力の発生する日

平成 3 1 年 4 月 1 日

4 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第 5 9 号

平成 3 1 年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について、津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条の 5 第 1 項及び第 2 0 条第 1 項の規定に基づき次のとおり決定したので、同条例第 1 2 条第 3 項、第 1 6 条の 5 第 3 項及び第 2 0 条第 3 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 8 . 0
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 2 9 , 1 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 2 1 , 6 0 0 円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 9
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 1 0 , 5 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 7 , 6 0 0 円
- 3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 9
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 1 2 , 5 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 6 , 0 0 0 円

津市告示第 6 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市美里保健センター運動施設の使用料

2 委託先

津市西古河町 4 番 1 2 号

株式会社ジャパンスポーツ運営

3 委託期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 3 年津市告示第 1 4 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北河路自治会

三重県津市北河路町 5 3 9 番地 1

代表者 山本 實

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥山 俊夫 三重県津市北河路町 5 5 5 番地 5
変更後	山本 實 三重県津市北河路町 4 8 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 6 2 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき平成 3 1 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 6 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 9 7	稲葉 1 1 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
1 9 8	稲葉 1 2 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
1 9 9	稲葉 1 3 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
2 0 0	稲葉 1 4 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	

津市告示第 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき、次のように道路を認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 6 3 9	一身田大古曽第 2 1 号線	津市一身田大古曽	
		津市一身田大古曽	
2 6 4 0	大里山室町第 1 6 号線	津市大里山室町	
		津市大里山室町	
4 3 5 2	垂水第 7 7 号線	津市垂水	
		津市垂水	
4 3 5 3	川添町第 8 号線	津市川添町	
		津市川添町	
4 3 5 4	川添町第 9 号線	津市川添町	
		津市川添町	
4 3 5 5	川添町第 1 0 号線	津市川添町	
		津市川添町	
6 4 8 9	津興第 2 号線	津市津興	
		津市津興	
6 4 9 0	柳山津興第 4 号線	津市津興	
		津市津興	
6 4 9 1	柳山津興第 5 号線	津市津興	
		津市津興	
7 4 6 3	高茶屋里ノ上第 5 9 号線	津市高茶屋三丁目	
		津市高茶屋三丁目	
2 5 4 4	北口 3 7 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	

7 5 5 0	須ヶ瀬其村 1 号線	津市須ヶ瀬町	
		津市一志町其村	
2 6 4 1	大里睦合川北町第 1 号線	津市大里睦合町	
		津市大里川北町	
2 6 4 2	大里川北町第 7 号線	津市大里川北町	
		津市大里川北町	
3 9 2 1	観音寺町第 2 3 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
2 5 4 5	青葉台 2 4 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 4 6	青葉台 2 5 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 4 7	青葉台 2 6 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 4 8	青葉台 2 7 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
2 5 4 9	青葉台 2 8 号線	津市青葉台二丁目	
		津市青葉台二丁目	
5 0 7	稲葉 2 0 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
5 0 8	稲葉 2 1 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
5 0 9	稲葉 2 2 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
2 6 4 3	高野尾町南第 2 5 号線	津市高野尾町	
		津市高野尾町	
4 6 0 5	久知野三行 1 号線	津市河芸町久知野	
		津市河芸町三行	
4 6 0 6	久知野三行 2 号線	津市河芸町久知野	
		津市河芸町三行	
4 6 0 7	杜の街三行 1 号線	津市河芸町杜の街四丁目	

		津市河芸町三行	
4 6 0 8	杜の街三行 2 号線	津市河芸町杜の街四丁目	
		津市河芸町三行	

津市告示第 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 5 3 6 2 奥青谷第 2 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 6 5 地先から 津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 2 5 3 地先まで	旧	6.2 ~ 7.5	11.5
津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 6 5 地先から 津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 2 5 3 地先まで	新	6.5 ~ 12.0	11.5

2 路線名 7 3 4 8 久居小野辺高茶屋小森町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋小森町字中山 1 7 1 0 番 4 4 地先 から 津市高茶屋小森町字中山 1 7 1 0 番 5 3 地先 まで	旧	2.4 ~ 4.0	40.0
津市高茶屋小森町字中山 1 7 1 0 番 4 4 地先 から 津市高茶屋小森町字中山 1 7 1 0 番 5 3 地先 まで	新	4.0	40.0

3 路線名 1 5 1 4 北口 8 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員	延長
----	------	----	----

		(m)	(m)
津市久居北口町字駒走り 1 0 3 3 番 2 地先から 津市久居北口町字駒走り 9 9 9 番 3 地先まで	旧	1.2 ~ 1.5	128.0
津市久居北口町字駒走り 1 0 3 3 番 2 地先から 津市久居北口町字駒走り 9 9 6 番 4 地先まで	新	6.5 ~ 12.0	175.0

4 路線名 1 6 2 1 風早 8 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居明神町字風早 2 0 1 4 番 3 地先から 津市久居明神町字風早 2 0 5 0 番地先まで	旧	3.0 ~ 4.8	62.4
津市久居明神町字風早 2 0 1 4 番 3 地先から 津市久居明神町字風早 2 0 5 0 番地先まで	新	4.0 ~ 4.8	62.4

5 路線名 1 7 2 6 風早 2 3 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字東出 7 0 6 7 番 2 地先から 津市戸木町字東出 7 0 6 8 番地先まで	旧	3.2 ~ 3.6	29.6
津市戸木町字東出 7 0 6 7 番 2 地先から 津市戸木町字東出 7 0 6 8 番地先まで	新	4.0	29.6

6 路線名 1 8 0 5 羽野 1 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字上野 6 0 9 2 番 9 地先から 津市戸木町字導垣内 5 8 6 3 番地先まで	旧	2.7 ~ 9.4	348.2

7 路線名 1 9 1 稲葉 5 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員	延長
----	------	----	----

		(m)	(m)
津市香良洲町字新開地 5 5 3 6 番 3 3 地先から 津市香良洲町字新開地 5 5 3 6 番 1 1 地先まで	旧	7.8 ~ 8.4	322.1

8 路線名 1 3 井生波瀬線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町井生字八反切 2 5 6 7 番地先から 津市一志町井生字岡田 2 5 2 0 番地先まで	新	4.3 ~ 7.3	511.3

9 路線名 7 0 2 3 八太其村 3 2 3 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町庄村字北浦 3 6 5 番 4 地先から 津市一志町庄村字北浦 3 5 8 番 1 地先まで	旧	3.5	101.7
津市一志町波瀬字清水 1 8 9 5 番 1 地先から 津市一志町井生字岡田 2 5 2 0 番地先まで	新	3.5	117.8

津市告示第 6 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供用廃止の区間	供用廃止 年月日
2 2 6 1	一身田団地第 1 0 号線	津市一身田平野字護摩田 6 番から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市一身田平野字護摩田 6 番まで	
1 0 0 1	勝平線	津市美杉町竹原字見栗 3 8 5 0 番から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原字見栗 3 9 2 0 番 3 8 まで	
1 0 0 3	見栗 2 号線	津市美杉町竹原字見栗 3 9 2 0 番 5 2 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原字見栗 3 9 2 0 番 4 8 まで	

津市告示第 6 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
2 6 3 9	一身田大古曽第 2 1 号線	津市一身田大古曽字鳥ノ 道 2 8 9 番 5 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市一身田大古曽字鳥ノ 道 3 3 4 番 2 まで	
2 6 4 0	大里山室町第 1 6 号線	津市大里山室町字東谷 2 9 4 番 2 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市大里山室町字東谷 2 7 6 番 6 まで	
4 3 5 2	垂水第 7 7 号線	津市垂水字井戸谷 2 9 4 2 番 1 3 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市垂水字井戸谷 2 9 4 0 番 6 まで	
4 3 5 3	川添町第 8 号線	津市川添町 6 1 番 1 2 か ら	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市川添町 6 1 番 8 まで	
4 3 5 4	川添町第 9 号線	津市川添町 6 1 番 1 6 か ら	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市川添町 6 1 番 1 3 ま で	
4 3 5 5	川添町第 1 0 号線	津市川添町 6 1 番 2 3 か ら	平成 3 1 年 4 月 1 日

		津市川添町 6 1 番 1 7 ま で	
6 4 8 9	津興第 2 号線	津市津興字高砂 6 8 番 3 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市津興字高砂 6 8 番 8 まで	
6 4 9 0	柳山津興第 4 号線	津市津興字港中道 3 3 2 番 1 0 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市津興字港中道 3 3 2 番 1 4 まで	
6 4 9 1	柳山津興第 5 号線	津市津興字港中道 3 3 2 番 1 2 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市津興字港中道 3 3 2 番 1 5 まで	
7 4 6 3	高茶屋里ノ上第 5 9 号線	津市高茶屋三丁目 1 1 8 2 番 8 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市高茶屋三丁目 1 2 8 5 番まで	
2 5 4 4	北口 3 7 号線	津市久居北口町字北口 4 3 8 番 1 0 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市久居北口町字北口 5 9 8 番 1 まで	
2 6 4 1	大里睦合川北町第 1 号線	津市大里睦合町字川北前 1 8 0 0 番から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市大里川北町字本郷 2 3 8 番 1 まで	
2 6 4 2	大里川北町第 7 号線	津市大里川北町字岡 4 0 1 番 1 4 4 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市大里川北町字岡 4 5 0 番まで	
3 9 2 1	観音寺町第 2 3 号線	津市観音寺町字中井戸 5 6 番から	平成 3 1 年 4 月 1 日

		津市観音寺町字中井戸 6 0 番まで	
2 5 4 5	青葉台 2 4 号線	津市青葉台二丁目 7 番 1 0 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市青葉台二丁目 7 番 7 まで	
2 5 4 6	青葉台 2 5 号線	津市青葉台二丁目 2 番 7 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市青葉台二丁目 1 2 番 1 0 まで	
2 5 4 7	青葉台 2 6 号線	津市青葉台二丁目 1 0 番 1 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市青葉台二丁目 1 0 番 8 まで	
2 5 4 8	青葉台 2 7 号線	津市青葉台二丁目 1 1 番 1 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市青葉台二丁目 1 1 番 8 まで	
2 5 4 9	青葉台 2 8 号線	津市青葉台二丁目 1 2 番 1 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市青葉台二丁目 1 2 番 9 まで	

津市告示第 6 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
2 5 2 5	寺町烏木 1 号線	津市久居烏木町 4 0 3 番 2 1 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市久居烏木町 4 7 9 番 1 まで	
2 5 2 6	新町 8 8 号線	津市久居持川町字丸永 2 2 0 5 番 1 0 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市久居新町 1 1 1 8 番 1 まで	
2 5 2 7	新町 8 9 号線	津市久居新町 1 1 1 8 番 1 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市久居新町 1 1 0 5 番 4 まで	
2 5 2 8	新町 9 0 号線	津市久居新町 1 0 9 3 番 1 1 から	平成 3 1 年 4 月 1 日
		津市久居新町 1 0 9 3 番 1 まで	

津市告示第 6 9 号

平成 3 1 年度津市農業委員会第 1 回臨時総会を次のとおり招集する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日時

平成 3 1 年 4 月 1 日（月）午後 2 時 4 0 分

2 招集の場所

津市役所本庁舎 8 階大会議室 A

3 会議の事項

- (1) 農業委員会会長の選出について
- (2) 会長職務代理者の選出について
- (3) 部会委員の互選について
- (4) 議 事

議案第 1 号 第 1 農地部会部会長及び第 2 農地部会部会長並びに同職務
代理者の選任について

議案第 2 号 広報企画会議委員及び同委員長等の選任について

議案第 3 号 津市農地利用最適化推進委員の決定について

津市告示第 7 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料及び手数料の徴収事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料及び手数料

津市久居休日応急診療所、津市応急クリニックの使用料及び手数料

2 委託先

家城 介子

池田 千恵子

元坂 いく子

小林 信子

島田 成美

末松 和子

土井 美津子

中林 みち代

町野 和行

3 委託期間

2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 1 日から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延長 m
			幅員 m
2 6 3 9	一身田大古曽第 2 1 号線	津市一身田大古曽字鳥ノ道 2 8 9 番 5 から	157.5 m
		津市一身田大古曽字鳥ノ道 3 3 4 番 2 まで	4.2m ~ 4.4m
2 6 4 0	大里山室町第 1 6 号線	津市大里山室町字東谷 2 9 4 番 2 から	161.4 m
		津市大里山室町字東谷 2 7 6 番 6 まで	4.3m ~ 10.0m
4 3 5 2	垂水第 7 7 号線	津市垂水字井戸谷 2 9 4 2 番 1 3 から	91.8 m
		津市垂水字井戸谷 2 9 4 0 番 6 まで	4.0m ~ 7.7m
4 3 5 3	川添町第 8 号線	津市川添町 6 1 番 1 2 から	52.3m
		津市川添町 6 1 番 8 まで	3.7m ~ 5.6m
4 3 5 4	川添町第 9 号線	津市川添町 6 1 番 1 6 から	45.5 m
		津市川添町 6 1 番 1 3 まで	3.7m ~ 7.6m
4 3 5 5	川添町第 1 0 号線	津市川添町 6 1 番 2 3 から	33.9 m

		津市川添町 6 1 番 1 7 ま で	3.8m
6 4 8 9	津興第 2 号線	津市津興字高砂 6 8 番 3 から	33.2 m
		津市津興字高砂 6 8 番 8 まで	4.6m ~ 11.6m
6 4 9 0	柳山津興第 4 号線	津市津興字港中道 3 3 2 番 1 0 から	57.2 m
		津市津興字港中道 3 3 2 番 1 4 まで	4.0m
6 4 9 1	柳山津興第 5 号線	津市津興字港中道 3 3 2 番 1 2 から	25.2 m
		津市津興字港中道 3 3 2 番 1 5 まで	4.0m ~ 6.5m
7 4 6 3	高茶屋里ノ上第 5 9 号線	津市高茶屋三丁目 1 1 8 2 番 8 から	129.6 m
		津市高茶屋三丁目 1 2 8 5 番まで	4.0m ~ 15.3m
2 5 4 4	北口 3 7 号線	津市久居北口町字北口 4 3 8 番 1 0 から	130.5 m
		津市久居北口町字北口 5 9 8 番 1 まで	3.9m ~ 8.6m
7 5 5 0	須ヶ瀬其村 1 号線	津市須ヶ瀬町字西浦 1 6 8 2 番から	845.2 m
		津市一志其村字瀬古和田 8 番 1 まで	4.4m ~ 9.0m
2 6 4 1	大里睦合川北町第 1 号線	津市大里睦合町字川北前 1 8 0 0 番から	249.0 m
		津市大里川北町字本郷 2 3 8 番 1 まで	3.1m ~ 4.8m
2 6 4 2	大里川北町第 7 号線	津市大里川北町字岡 4 0 1 番 1 4 4 から	157.1 m

		津市大里川北町字岡 4 5 0 番まで	2.0m ~ 3.5m
3 9 2 1	観音寺町第 2 3 号線	津市観音寺町字中井戸 5 6 番から	299.3 m
		津市観音寺町字中井戸 6 0 番まで	3.3m ~ 6.8m
2 5 4 5	青葉台 2 4 号線	津市青葉台二丁目 7 番 1 0 から	145.1 m
		津市青葉台二丁目 7 番 7 まで	6.0m ~ 13.1m
2 5 4 6	青葉台 2 5 号線	津市青葉台二丁目 2 番 7 から	505.8 m
		津市青葉台二丁目 1 2 番 1 0 まで	4.7m ~ 9.4m
2 5 4 7	青葉台 2 6 号線	津市青葉台二丁目 1 0 番 1 から	92.4 m
		津市青葉台二丁目 1 0 番 8 まで	6.0m ~ 12.6m
2 5 4 8	青葉台 2 7 号線	津市青葉台二丁目 1 1 番 1 から	98.9 m
		津市青葉台二丁目 1 1 番 8 まで	6.0m ~ 14.0m
2 5 4 9	青葉台 2 8 号線	津市青葉台二丁目 1 2 番 1 から	106.5 m
		津市青葉台二丁目 1 2 番 9 まで	6.0m ~ 13.6m
5 0 7	稲葉 2 0 号線	津市香良洲町字新開地 5 5 1 6 番から	678.2 m
		津市香良洲町字新開地 5 5 3 3 6 番 2 まで	7.0m
5 0 8	稲葉 2 1 号線	津市香良洲町字新開地 5 3 3 3 番から	48.7 m

		津市香良洲町字新開地 5 5 3 3 7 番まで	4.0m
5 0 9	稲葉 2 2 号線	津市香良洲町字新開地 5 3 3 2 番 2 から	238.4 m
		津市香良洲町字新開地 5 5 3 3 2 番 2 まで	4.0m
2 6 4 3	高野尾町南第 2 5 号線	津市高野尾町字北山 3 3 5 1 番 2 3 3 から	1033.2m
		津市高野尾町字下り町 1 1 3 1 番まで	1.8m ~ 24.0m
4 6 0 5	久知野三行 1 号線	津市河芸町久知野字衣手 2 7 2 7 番から	203.2 m
		津市河芸町三行字成瀬 3 6 6 番まで	8.7m ~ 20.1m
4 6 0 6	久知野三行 2 号線	津市河芸町久知野字衣手 2 2 0 4 番から	265.8 m
		津市河芸町三行字成瀬 3 7 2 番まで	3.2m ~ 14.4m
4 6 0 7	杜の街三行 1 号線	津市河芸町杜の街四丁目 7 7 6 番 4 から	1040.0 m
		津市河芸町三行字住持 1 0 7 0 番まで	9.3m ~ 42.5m
4 6 0 8	杜の街三行 2 号線	津市河芸町杜の街四丁目 7 8 2 番 6 から	1020.0 m
		津市河芸町三行字栃本 5 2 6 番まで	10.0m ~ 37.8m

津市告示第 7 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 3 1 年 3 月 2 2 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 3 1 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）
平成 3 0 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 3 0 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
平成 3 0 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
平成 3 0 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 3 0 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 3 0 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 3 0 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
平成 3 0 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 3 0 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）
平成 3 0 年度津市水道事業会計補正予算（第 2 号）
平成 3 0 年度津市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
平成 3 0 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
平成 3 0 年度津市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）
平成 3 0 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）
平成 3 1 年度津市一般会計予算
平成 3 1 年度津市国民健康保険事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市介護保険事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算
平成 3 1 年度津市共同污水处理施設事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市農業集落排水事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市土地区画整理事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
平成 3 1 年度津市棕本財産区特別会計予算
平成 3 1 年度津市水道事業会計予算

平成 3 1 年度津市工業用水道事業会計予算

平成 3 1 年度津市下水道事業会計予算

平成 3 1 年度津市駐車場事業会計予算

平成 3 1 年度津市モーターボート競走事業会計予算

平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 1 0 号）

平成 3 0 年度津市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 1 1 号）

平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 3 0 年度津市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 , 9 8 9 , 7 9 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 0 , 4 5 1 , 6 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		40,105,580	1,027,400	41,132,980
	1 市 民 税	18,948,868	460,000	19,408,868
	2 固 定 資 産 税	16,638,894	520,000	17,158,894
	3 軽 自 動 車 税	737,413	10,000	747,413
	4 市 た ば こ 税	1,613,768	20,000	1,633,768
	5 入 湯 税	41,400	5,600	35,800
	6 都 市 計 画 税	2,125,237	23,000	2,148,237
2 地 方 譲 与 税		913,201	179	913,380
	3 特 別 と ん 譲 与 税	200	179	379
3 利 子 割 交 付 金		68,000	22,000	90,000
	1 利 子 割 交 付 金	68,000	22,000	90,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		4,470,000	600,000	5,070,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,470,000	600,000	5,070,000
7 ゴルフ場利用税交付金		281,000	11,000	270,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	281,000	11,000	270,000
8 自動車取得税交付金		279,000	70,000	349,000
	1 自動車取得税交付金	279,000	70,000	349,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		43,000	1,809	44,809
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	43,000	1,809	44,809
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,442,716	14,171	1,428,545
	1 分 担 金	30,945	3,994	26,951
	2 負 担 金	1,411,771	10,177	1,401,594
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,001,710	26,043	1,975,667
	1 使 用 料	1,785,184	22,570	1,762,614
	2 手 数 料	216,526	3,473	213,053
15 国 庫 支 出 金		14,937,370	155,479	15,092,849
	1 国 庫 負 担 金	12,191,119	91,451	12,282,570
	2 国 庫 補 助 金	2,741,831	64,754	2,806,585
	3 委 託 金	4,420	726	3,694
16 県 支 出 金		7,119,059	134,933	6,984,126
	1 県 負 担 金	4,567,425	72,520	4,494,905
	2 県 補 助 金	2,038,101	91,727	1,946,374

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 委 託 金	513,533	29,314	542,847
17 財 産 収 入		635,293	19,792	655,085
	1 財 産 運 用 収 入	135,042	6,973	142,015
	2 財 産 売 払 収 入	500,251	12,819	513,070
18 寄 附 金		76,712	538	77,250
	1 寄 附 金	76,712	538	77,250
19 繰 入 金		8,693,557	3,037,823	5,655,734
	1 他 会 計 繰 入 金	126,637	29,191	155,828
	2 基 金 繰 入 金	8,566,920	3,067,014	5,499,906
21 諸 収 入		912,268	30,979	943,247
	1 延滞金、加算金及び 過 料	100,001	10,000	90,001
	2 市 預 金 利 子	350	2,584	2,934
	3 貸 付 金 元 利 収 入	49,851	17,596	32,255
	4 受 託 事 業 収 入	3,036	56	2,980
	5 雑 入	759,030	56,047	815,077
22 市 債		11,391,000	694,000	10,697,000
	1 市 債	11,391,000	694,000	10,697,000
歳 入 合 計		112,441,401	1,989,794	110,451,607

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		601,793	7,050	594,743
	1 議 会 費	601,793	7,050	594,743
2 総 務 費		14,105,218	266,893	13,838,325
	1 総 務 管 理 費	12,104,309	246,215	11,858,094
	2 徴 税 費	1,280,327	18,793	1,261,534
	3 戸籍住民基本台帳費	510,149	1,040	509,109
	5 統 計 調 査 費	26,010	700	25,310
	6 監 査 委 員 費	83,409	145	83,264
3 民 生 費		40,469,856	103,417	40,366,439
	1 社 会 福 祉 費	20,801,580	21,486	20,823,066
	2 児 童 福 祉 費	14,106,125	122,248	13,983,877
	3 生 活 保 護 費	5,551,979	2,655	5,549,324
4 衛 生 費		9,654,470	119,830	9,534,640
	1 保 健 衛 生 費	2,771,156	3,468	2,767,688
	2 斎 場 費	284,574		284,574
	3 環 境 費	401,273	5,518	395,755
	4 清 掃 費	5,398,130	200,508	5,197,622
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	87,578	12,480	75,098
	7 上 水 道 費	317,446	120,490	437,936
	8 生 活 排 水 処 理 費	394,313	18,346	375,967
5 労 働 費		57,977	1,371	56,606
	1 労 働 諸 費	57,977	1,371	56,606
6 農 林 水 産 業 費		2,574,134	106,257	2,467,877
	1 農 業 費	1,590,571	54,614	1,535,957
	2 林 業 費	245,053	27,412	217,641
	3 水 産 業 費	320,380	27,749	292,631
	4 農 業 集 落 排 水 費	418,130	3,518	421,648
7 商 工 費		1,658,940	156,609	1,502,331
	1 商 工 費	1,658,940	156,609	1,502,331
8 土 木 費		14,993,686	943,425	14,050,261
	1 土 木 管 理 費	265,672	921	264,751
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,423,700	422,287	5,001,413
	3 河 川 費	432,285	24,414	407,871
	4 港 湾 費	65,089	241	64,848
	5 都 市 計 画 費	8,381,317	483,367	7,897,950
	6 住 宅 費	425,623	12,195	413,428

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		4,252,832	67,143	4,185,689
	1 消 防 費	4,252,832	67,143	4,185,689
10 教 育 費		12,690,071	175,023	12,515,048
	1 教 育 総 務 費	2,068,618	12,767	2,055,851
	2 小 学 校 費	4,972,516	55,644	4,916,872
	3 中 学 校 費	1,512,547	6,188	1,506,359
	4 幼 稚 園 費	1,337,683	37,086	1,300,597
	5 社 会 教 育 費	2,263,499	62,160	2,201,339
	6 短 期 大 学 費	535,208	1,178	534,030
11 災 害 復 旧 費		348,554	9,509	339,045
	2 公共土木施設災害復旧費	250,845	6,679	244,166
	5 文教施設災害復旧費	21,089	2,830	18,259
12 公 債 費		10,911,770	33,267	10,878,503
	1 公 債 費	10,911,770	33,267	10,878,503
歳 出 合 計		112,441,401	1,989,794	110,451,607

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	旧津市民プール解体整備事業	349,920	平成30年度	238,512	317,594	平成30年度	206,186
				平成31年度	111,408		平成31年度	111,408
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)一志こども園整備事業	279,981	平成29年度		253,679	平成29年度	
				平成30年度	279,981		平成30年度	253,679
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業	1,115,000	2018年(平成30年)度	245,000	1,115,000	2018年(平成30年)度	240,000
				2019年(平成31年)度	445,000		2019年(平成31年)度	440,000
				2020年度	425,000		2020年度	435,000
8 土木費	3 河川費	藤方排水機場非常用発電機設置工事	66,489	平成30年度	24,538	66,489	平成30年度	1,470
				平成31年度	41,951		平成31年度	65,019
9 消防費	1 消防費	旧明村役場庁舎整備事業(防火水槽)	16,134	平成29年度	3,986	15,850	平成29年度	3,986
				平成30年度	12,148		平成30年度	11,864
10 教育費	2 小学校費	学校教育施設整備事業(空調設備)	692,769	平成29年度		656,619	平成29年度	
				平成30年度	692,769		平成30年度	656,619

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	8 生活排水処理費	長谷山ハイツ污水处理施設修繕事業	24,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	10,510
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(道路特定事項)	21,070
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	27,767

変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補正前	補正後
			金 額	金 額
2 総務費	1 総務管理費	旧津市体育館解体事業	97,347	102,285
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	182,750	653,010

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
土地改良施設適正化事業負担金（平成 3 0 年度加入分）	2 0 1 9 年（平成 3 1 年）度から 2 0 2 2 年度まで	8,320
津市久居アルスプラザ指定管理委託	2 0 1 9 年（平成 3 1 年）度から 2 0 2 4 年度まで	1,044,000
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金（平成 3 0 年度操業開始分）	2 0 1 9 年（平成 3 1 年）度から 2 0 2 3 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年間分に相当する額（ただし、1件につき300,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（平成 3 0 年中操業開始分）	2 0 1 9 年（平成 3 1 年）度から 2 0 2 1 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（2019年（平成31年）度）、75/100（2020年度）及び50/100（2021年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（平成 3 0 年中操業開始分）	2 0 1 9 年（平成 3 1 年）度から 2 0 2 1 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（2019年（平成31年）度から2021年度）

第5表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
庁舎等整備事業	63,700	62,000
庁舎等跡地整備事業	79,000	62,300
過疎地域振興事業	69,400	62,800
集会施設整備事業	63,700	51,300
防災対策事業	42,500	35,800
運動施設整備事業	428,200	395,000
文化振興施設整備事業	619,200	509,500
保育所整備事業	4,200	3,100
認定こども園整備事業	258,300	223,500
塵芥処理施設跡地整備事業	48,600	44,700
水道事業会計出資金	49,800	44,600
農業生産基盤整備事業	28,800	22,500
林道整備事業	11,700	4,600
地域水産物供給基盤整備事業	67,100	68,700
道路整備事業	1,672,200	1,370,500
公園整備事業	44,900	11,000
消防施設整備事業	458,800	411,700
学校教育施設整備事業	2,866,300	2,830,700
放課後児童施設整備事業	69,200	59,300
公民館施設整備事業	167,800	148,800
文化財施設整備事業	49,900	49,700
公共土木施設災害復旧事業	51,300	48,500

平成 3 0 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 , 1 3 2 , 0 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 , 7 3 5 , 5 2 6 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		5,818,080	14,918	5,832,998
	1 国 民 健 康 保 険 料	5,818,080	14,918	5,832,998
2 国 民 健 康 保 険 税		1,381	193	1,574
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,381	193	1,574
8 県 支 出 金		19,387,545	541,017	19,928,562
	2 県 補 助 金	19,387,545	541,017	19,928,562
10 財 産 収 入		53	13	40
	1 財 産 運 用 収 入	53	13	40
11 繰 入 金		2,040,307	16,624	2,056,931
	1 繰 入 金	2,040,307	16,624	2,056,931
12 繰 越 金		288,740	537,058	825,798
	1 繰 越 金	288,740	537,058	825,798
13 諸 収 入		64,803	22,214	87,017
	1 延滞金、加算金及び過料	37,002	9,307	46,309
	3 雑 入	27,801	12,907	40,708
歳 入 合 計		27,603,515	1,132,011	28,735,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		433,249	6,014	427,235
	1 総 務 管 理 費	319,964	1,713	318,251
	2 徴 収 費	111,324	4,108	107,216
	3 運 営 協 議 会 費	349	66	283
	4 趣 旨 普 及 費	1,612	127	1,485
2 保 険 給 付 費		19,017,983	557,210	19,575,193
	1 療 養 諸 費	16,420,456	532,605	16,953,061
	2 高 額 療 養 費	2,498,000	23,470	2,521,470
	4 出 産 育 児 諸 費	82,377	15	82,362
	5 葬 祭 諸 費	16,800	1,150	17,950
8 保 健 事 業 費		320,498	9,384	311,114
	1 特定健康診査等事業費	240,497	4,057	236,440
	2 保 健 事 業 費	80,001	5,327	74,674
9 基 金 積 立 金		53	590,199	590,252
	1 基 金 積 立 金	53	590,199	590,252
歳 出 合 計		27,603,515	1,132,011	28,735,526

平成 3 0 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 7 5 , 9 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 , 6 6 6 , 5 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,155,715	166,692	6,322,407
	1 介 護 保 険 料	6,155,715	166,692	6,322,407
3 国 庫 支 出 金		6,334,378	220,218	6,554,596
	1 国 庫 負 担 金	4,672,629	144,000	4,816,629
	2 国 庫 補 助 金	1,661,749	76,218	1,737,967
4 支 払 基 金 交 付 金		7,137,391	164,294	7,301,685
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,137,391	164,294	7,301,685
5 県 支 出 金		3,891,880	88,286	3,980,166
	1 県 負 担 金	3,706,826	90,000	3,796,826
	2 県 補 助 金	185,054	1,714	183,340
6 財 産 収 入		145	211	356
	1 財 産 運 用 収 入	145	211	356
7 繰 入 金		3,872,789	87,882	3,960,671
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,872,789	87,882	3,960,671
8 繰 越 金		283,095	252,337	535,432
	1 繰 越 金	283,095	252,337	535,432
9 諸 収 入		14,727	4,000	10,727
	2 雑 入	13,327	4,000	9,327
歳 入 合 計		27,690,670	975,920	28,666,590

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		420,918	418	420,500
	1 総 務 管 理 費	135,040	175	134,865
	2 徴 収 費	33,333	28	33,305
	3 介護認定調査費等費	158,403	125	158,278
	6 計画策定等関係費	562	90	472
2 保 険 給 付 費		25,782,941	720,000	26,502,941
	1 介護及び予防給付費	24,759,112	720,000	25,479,112
3 地 域 支 援 事 業 費		1,189,901	12,652	1,177,249
	1 一般介護予防事業費	57,601	694	56,907
	2 包括的支援事業・任意事業費	538,060	1,958	536,102
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	592,413	10,000	582,413
4 基 金 積 立 金		145	268,990	269,135
	1 基 金 積 立 金	145	268,990	269,135
歳 出 合 計		27,690,670	975,920	28,666,590

平成 3 0 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 1 , 5 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 5 3 3 , 6 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,758,040	93,852	2,851,892
	1 後期高齢者医療保険料	2,758,040	93,852	2,851,892
3 繰 入 金		3,592,289	76,457	3,515,832
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,592,289	76,457	3,515,832
4 繰 越 金		3	125,234	125,237
	1 繰 越 金	3	125,234	125,237
5 諸 収 入		7,745	28,906	36,651
	1 延滞金、加算金及び過料	10	445	455
	3 雑 入	44	28,461	28,505
歳 入 合 計		6,362,078	171,535	6,533,613

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		91,974	235	91,739
	1 総 務 管 理 費	70,495	235	70,260
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,262,319	171,770	6,434,089
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,262,319	171,770	6,434,089
歳 出 合 計		6,362,078	171,535	6,533,613

平成 3 0 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 , 2 5 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 9 , 1 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		12,301	1,385	10,916
	1 分 担 金	12,301	1,385	10,916
2 使用料及び手数料		69,767	3,259	66,508
	1 使 用 料	69,767	3,259	66,508
3 国 庫 支 出 金		21,650	488	22,138
	1 国 庫 補 助 金	21,650	488	22,138
4 県 支 出 金		9,960	3,600	6,360
	1 県 補 助 金	9,960	3,600	6,360
5 財 産 収 入		3	3	6
	1 財 産 運 用 収 入	3	3	6
6 繰 入 金		242,504	724	243,228
	1 一 般 会 計 繰 入 金	241,093	738	241,831
	2 基 金 繰 入 金	1,411	14	1,397
8 市 債		40,200	2,700	37,500
	1 市 債	40,200	2,700	37,500
9 諸 収 入		1,985	470	2,455
	1 雑 入	1,985	470	2,455
歳 入 合 計		398,371	9,259	389,112

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		24,454	3,923	20,531
	1 総 務 管 理 費	24,454	3,923	20,531
2 事 業 費		359,434	3,124	356,310
	1 市営浄化槽事業費	359,434	3,124	356,310
3 基 金 積 立 金		7,083	2,127	4,956
	1 基 金 積 立 金	7,083	2,127	4,956
4 公 債 費		7,400	85	7,315
	1 公 債 費	7,400	85	7,315
歳 出 合 計		398,371	9,259	389,112

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市営浄化槽事業	40,200	37,500

平成 3 0 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 , 0 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 1 , 2 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		27,614	1,008	28,622
	1 一 般 会 計 繰 入 金	27,614	1,008	28,622
3 財 産 収 入		15	2	13
	1 財 産 運 用 収 入	15	2	13
歳 入 合 計		100,290	1,006	101,296

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		84,066	1,006	85,072
	1 共同汚水処理施設事業費	84,066	1,006	85,072
歳 出 合 計		100,290	1,006	101,296

平成 3 0 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 , 0 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5 7 , 6 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,260	366	9,626
	1 分 担 金	9,260	366	9,626
2 使 用 料 及 び 手 数 料		128,218	1,840	126,378
	1 使 用 料	128,218	1,840	126,378
3 財 産 収 入		1	3	4
	1 財 産 運 用 収 入	1	3	4
4 繰 入 金		418,130	3,518	421,648
	1 繰 入 金	418,130	3,518	421,648
歳 入 合 計		555,610	2,047	557,657

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		231,459	2,044	233,503
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	231,459	2,044	233,503
3 基 金 積 立 金		1	3	4
	1 基 金 積 立 金	1	3	4
歳 出 合 計		555,610	2,047	557,657

平成 3 0 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0 9 , 5 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 9 1 , 2 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		344,993	21,902	323,091
	1 繰 入 金	344,993	21,902	323,091
5 諸 収 入			2	2
	1 雑 入		2	2
6 市 債		310,600	187,600	123,000
	1 市 債	310,600	187,600	123,000
歳 入 合 計		1,000,795	209,500	791,295

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		814,283	208,472	605,811
	1 事 業 費	814,283	208,472	605,811
2 公 債 費		186,512	1,028	185,484
	1 公 債 費	186,512	1,028	185,484
歳 出 合 計		1,000,795	209,500	791,295

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
土地区画整理事業	310,600	123,000

平成 3 0 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 , 4 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 6 , 9 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 支 出 金		3,046	1,458	4,504
	1 県 補 助 金	3,046	1,458	4,504
4 繰 越 金		1	7,966	7,967
	1 繰 越 金	1	7,966	7,967
5 諸 収 入		44,392	20,046	64,438
	1 貸 付 金 元 利 収 入	42,715	19,000	61,715
	2 雑 入	1,677	1,046	2,723
歳 入 合 計		47,439	29,470	76,909

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		34,021	29,191	63,212
	1 総 務 管 理 費	34,021	29,191	63,212
3 公 債 費		13,418	279	13,697
	1 公 債 費	13,418	279	13,697
歳 出 合 計		47,439	29,470	76,909

平成 3 0 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度津市の棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		2	2	4
	1 財 産 運 用 収 入	2	2	4
歳 入 合 計		502	2	504

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 基 金 積 立 金		2	2	4
	1 基 金 積 立 金	2	2	4
歳 出 合 計		502	2	504

平成30年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度津市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	7,549,877	127,696	7,677,573
第2項 営業外収益	1,172,085	127,696	1,299,781

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	7,728,676	159,317	7,887,993
第1項 営業費用	7,265,585	91,211	7,174,374
第2項 営業外費用	451,478	8,697	442,781
第3項 特別損失	11,613	259,225	270,838

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中 ##### 「1,871,131千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,690,564	623,116	1,067,448
第1項 企業債	1,249,200	500,500	748,700
第2項 出資金	49,800	5,200	44,600
第3項 補助金	388,564	117,416	271,148

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,672,082	733,503	2,938,579
第1項 建設改良費	2,431,880	733,503	1,698,377

(継続費)

第 4 条 予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	高茶屋浄水場 非常用発電設備 更新事業	176,714	平成30年度	112,739	153,049	平成30年度	90,336
				平成31年度	63,975		平成31年度	62,713

(企業債)

第 5 条 予算第 7 条中、限度額「1,249,200千円」を「748,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	891,884	100,109	791,775

(他会計からの補助金)

第 7 条 予算第10条中「267,646千円」を「393,336千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 0 年度津市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 3 0 年度津市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 3 0 年度津市工業用水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円		
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第 1 款 工業用水道事業費用	23,898	3,660	27,558	
第 1 項 営 業 費 用	23,318	3,660	26,978	

津市長 前 葉 泰 幸

平成30年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	11,807,682	236,183	11,571,499
第1項 営 業 収 益	3,383,524	46,536	3,336,988
第2項 営 業 外 収 益	8,413,632	950,061	7,463,571
第3項 特 別 利 益	10,526	760,414	770,940

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,161,362	284,938	9,446,300
第1項 営 業 費 用	7,831,670	266,424	8,098,094
第2項 営 業 外 費 用	1,327,019	18,014	1,345,033
第3項 特 別 損 失	2,673	500	3,173

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,597,231千円」を 「3,351,969千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	4,297,265	161,592	4,458,857
第1項 企 業 債	2,613,400	81,800	2,531,600
第2項 負 担 金	161,148	241,322	402,470
第3項 補 助 金	1,522,717	2,070	1,524,787

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 資本的支出	7,894,496	83,670	7,810,826
第 1 項 建設改良費	2,790,731	54,387	2,736,344
第 2 項 流域下水道建設負担金	200,024	29,283	170,741

（継続費）

第 4 条 予算第 5 条に定めた継続費の年割額を次のとおり改める。

単位 千円								
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第1雨水幹線築造事業	371,400	平成30年度	130,600	371,400	平成30年度	130,500
				平成31年度	240,800		平成31年度	240,900

（企業債）

第 5 条 予算第 7 条に定めた限度額を次のとおり改める。

単位 千円		
起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道事業負担金	194,100	167,400
公共下水道事業	1,729,900	1,721,200

（他会計からの補助金）

第 6 条 予算第 11 条中「4,535,305千円」を「4,288,774千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成30年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度津市駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 駐車場事業収益	269,858	7,812	262,046
第1項 営 業 収 益	265,340	5,000	260,340
第2項 営 業 外 収 益	4,518	2,812	1,706

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 駐車場事業費用	193,244	4,656	188,588
第1項 営 業 費 用	191,371	6,100	185,271
第2項 営 業 外 費 用	1,873	1,444	3,317

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「85,346千円」を「77,210千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	400,000	50,000	350,000
第1項 他会計長期借入金	400,000	50,000	350,000

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	485,346	58,136	427,210
第1項 建 設 改 良 費	432,549	38,164	394,385
第3項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金	19,972	19,972	0

津市長 前 葉 泰 幸

平成 30 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 30 年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

単位 千円			
項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	31,088,400	7,434,000	38,522,400
(3) 1 日平均舟券発売金	161,918	38,719	200,637

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入 単位 千円			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 モーターボート競走 事業収益	33,402,814	7,456,172	40,858,986
第 1 項 営業収益	33,318,364	7,438,182	40,756,546
第 2 項 営業外収益	84,450	627	85,077
第 3 項 特別利益	0	17,363	17,363

支 出 単位 千円			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 モーターボート競走 事業費用	32,522,809	6,498,329	39,021,138
第 1 項 営業費用	32,402,677	6,498,329	38,901,006

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「437,823 千円」を「435,230 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	443,015	2,593	440,422
第 1 項 建設改良費	220,079	2,808	217,271
第 3 項 投資	264	215	479

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

			単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	270,460	42,095	228,365

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 1 年度津市一般会計予算

平成 3 1 年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 4 , 6 5 3 , 4 0 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		40,899,229
	1 市 民 税	19,105,626
	2 固 定 資 産 税	17,193,658
	3 軽 自 動 車 税	770,568
	4 市 た ば こ 税	1,630,340
	5 入 湯 税	37,200
	6 都 市 計 画 税	2,161,837
2 地 方 譲 与 税		973,020
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	256,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	666,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	50,819
	5 特 別 と ん 譲 与 税	200
3 利 子 割 交 付 金		72,000
	1 利 子 割 交 付 金	72,000
4 配 当 割 交 付 金		160,000
	1 配 当 割 交 付 金	160,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		75,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		5,070,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,070,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		251,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	251,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		160,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		64,017
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	64,017
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
11 地 方 特 例 交 付 金		350,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	350,000
12 地 方 交 付 税		18,000,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地 方 交 付 税	18,000,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		35,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	35,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		1,423,144
	1 分 担 金	40,428
	2 負 担 金	1,382,716
15 使 用 料 及 び 手 数 料		1,998,024
	1 使 用 料	1,779,306
	2 手 数 料	218,718
16 国 庫 支 出 金		14,406,961
	1 国 庫 負 担 金	12,263,977
	2 国 庫 補 助 金	2,138,486
	3 委 託 金	4,498
17 県 支 出 金		7,224,133
	1 県 負 担 金	4,537,065
	2 県 補 助 金	2,014,437
	3 委 託 金	672,631
18 財 産 収 入		220,189
	1 財 産 運 用 収 入	131,533
	2 財 産 売 払 収 入	88,656
19 寄 附 金		78,692
	1 寄 附 金	78,692
20 繰 入 金		8,025,047
	1 他 会 計 繰 入 金	120,951
	2 基 金 繰 入 金	7,904,096
21 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
22 諸 収 入		923,045
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	90,001
	2 市 預 金 利 子	534
	3 貸 付 金 元 利 収 入	65,524
	4 受 託 事 業 収 入	2,980
	5 雑 入	764,006

(単位：千円)

款	項	金 額
23 市 債		14,101,900
	1 市 債	14,101,900
歳 入	合 計	114,653,401

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		597,246
	1 議 会 費	597,246
2 総 務 費		18,848,167
	1 総 務 管 理 費	16,376,406
	2 徴 税 費	1,398,265
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	561,210
	4 選 挙 費	387,509
	5 統 計 調 査 費	40,305
	6 監 査 委 員 費	84,472
3 民 生 費		41,173,368
	1 社 会 福 祉 費	20,718,564
	2 児 童 福 祉 費	14,937,650
	3 生 活 保 護 費	5,506,982
	4 災 害 救 助 費	10,172
4 衛 生 費		9,739,238
	1 保 健 衛 生 費	2,775,537
	2 斎 場 費	292,974
	3 環 境 費	411,752
	4 清 掃 費	5,378,560
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	16,578
	7 上 水 道 費	439,767
	8 生 活 排 水 処 理 費	424,070
5 労 働 費		57,506
	1 労 働 諸 費	57,506
6 農 林 水 産 業 費		2,566,167
	1 農 業 費	1,595,199
	2 林 業 費	297,596
	3 水 産 業 費	248,412
	4 農 業 集 落 排 水 費	424,960
7 商 工 費		1,269,602
	1 商 工 費	1,269,602
8 土 木 費		14,309,948
	1 土 木 管 理 費	264,642
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,739,112
	3 河 川 費	430,877
	4 港 湾 費	72,516

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 都 市 計 画 費	7,367,190
	6 住 宅 費	435,611
9 消 防 費		3,933,758
	1 消 防 費	3,933,758
10 教 育 費		11,247,265
	1 教 育 総 務 費	2,156,954
	2 小 学 校 費	3,506,735
	3 中 学 校 費	1,609,515
	4 幼 稚 園 費	1,238,916
	5 社 会 教 育 費	2,072,829
	6 短 期 大 学 費	662,316
11 災 害 復 旧 費		36,766
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	36,766
12 公 債 費		10,752,270
	1 公 債 費	10,752,270
13 諸 支 出 金		22,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	114,653,401

第2表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎大規模改修事業	1,851,137	2019年(平成31年)度	335,790
				2020年度	961,911
				2021年度	553,436
2 総務費	1 総務管理費	テニスコート整備事業	1,084,050	2019年(平成31年)度	100,782
				2020年度	983,268
9 消防費	1 消防費	北消防署整備事業	592,078	2019年(平成31年)度	
				2020年度	592,078

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得(平成31年度先行取得依頼分)	平成31年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証(平成31年度分)	平成31年度から債務完了年度まで	7,000,000
津市久居アルスプラザ備品購入(ピアノ)	2020年度	19,698
障がい福祉総合プラン策定業務委託	2020年度	4,242
産業廃棄物税負担事業	2020年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備事業	295,000	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	30か年以内(据置期間 を含む。)償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができる。
過疎地域振興事業	68,300			
出張所等整備事業	12,500			
集会施設整備事業	221,500			
防災対策事業	66,400			
地方改善施設整備事業	21,600			
運動施設整備事業	295,800			
文化振興施設整備事業	4,430,200			
災害援護資金貸付金	22,100			
保育所整備事業	3,100			
認定こども園整備事業	673,000			
水道事業会計出資金	66,200			
農業生産基盤整備事業	51,700			
林道整備事業	11,500			
地域水産物供給基盤整備事業	81,500			
道路整備事業	1,938,900			
公園整備事業	88,200			
消防施設整備事業	158,200			
学校教育施設整備事業	1,419,800			
放課後児童施設整備事業	25,800			
公民館施設整備事業	18,800			
図書館施設整備事業	3,400			

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
文化財施設整備事業	40,800	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	30か年以内(据置期間 を含む。)償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができ る。
短期大学施設整備事業	78,800			
公共土木施設災害復旧事業	8,800			
臨時財政対策	4,000,000			

平成 3 1 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 , 0 3 5 , 6 2 6 千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 9 , 3 2 6 千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,771,709
	1 国民健康保険料	5,771,709
2 国民健康保険税		1,281
	1 国民健康保険税	1,281
3 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
4 使用料及び手数料		2,405
	1 手数料	2,405
8 県支出金		19,921,576
	2 県補助金	19,921,576
10 財産収入		119
	1 財産運用収入	119
11 繰入金		2,252,231
	1 繰入金	2,252,231
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		86,303
	1 延滞金、加算金及び過料	45,802
	3 雑入	40,501
歳入	合計	28,035,626

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		437,427
	1 総 務 管 理 費	325,977
	2 徴 収 費	109,320
	3 運 営 協 議 会 費	522
	4 趣 旨 普 及 費	1,608
2 保 険 給 付 費		19,537,481
	1 療 養 諸 費	16,858,991
	2 高 額 療 養 費	2,582,030
	3 移 送 費	350
	4 出 産 育 児 諸 費	78,160
	5 葬 祭 諸 費	17,950
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		7,693,740
	1 医 療 給 付 費 分	5,466,678
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,689,207
	3 介 護 納 付 金 分	537,855
7 共 同 事 業 拠 出 金		20
	1 共 同 事 業 拠 出 金	20
8 保 健 事 業 費		309,692
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	242,894
	2 保 健 事 業 費	66,798
9 基 金 積 立 金		119
	1 基 金 積 立 金	119
11 諸 支 出 金		57,147
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	34,071
	2 繰 出 金	23,076
歳 出	合 計	28,035,626

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		35,929
	1 外 来 収 入	32,607
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,322
2 使 用 料 及 び 手 数 料		319
	1 使 用 料	51
	2 手 数 料	268
3 繰 入 金		23,076
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	23,076
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		59,326

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		38,254
	1 施 設 管 理 費	38,254
2 医 業 費		21,069
	1 医 業 費	21,069
3 公 債 費		3
	1 公 債 費	3
歳 出 合 計		59,326

平成 3 1 年度津市介護保険事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 , 3 8 0 , 5 2 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		6,343,544
	1 介 護 保 険 料	6,343,544
2 使 用 料 及 び 手 数 料		550
	1 手 数 料	550
3 国 庫 支 出 金		6,620,099
	1 国 庫 負 担 金	4,870,623
	2 国 庫 補 助 金	1,749,476
4 支 払 基 金 交 付 金		7,391,711
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,391,711
5 県 支 出 金		4,005,641
	1 県 負 担 金	3,821,371
	2 県 補 助 金	184,270
6 財 産 収 入		185
	1 財 産 運 用 収 入	185
7 繰 入 金		4,005,789
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,005,789
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		12,998
	2 雑 入	11,798
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,200
歳 入	合 計	28,380,520

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		431,394
	1 総 務 管 理 費	132,385
	2 徴 収 費	28,996
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	169,291
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	92,696
	5 趣 旨 普 及 費	1,417
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	6,609
2 保 険 給 付 費		26,756,391
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	25,762,796
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	974,576
	3 そ の 他 諸 費	19,019
3 地 域 支 援 事 業 費		1,178,900
	1 一 般 介 護 予 防 事 業 費	57,579
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	546,784
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	572,790
	4 そ の 他 諸 費	1,747
4 基 金 積 立 金		185
	1 基 金 積 立 金	185
6 諸 支 出 金		13,650
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	13,650
歳 出 合 計		28,380,520

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第 9 次高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定業務委託	2 0 2 0 年度	5,720

平成 3 1 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 , 4 2 1 , 1 4 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,758,049
	1 後期高齢者医療保険料	2,758,049
2 使用料及び手数料		370
	1 手 数 料	370
3 繰 入 金		3,657,074
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,657,074
4 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
5 諸 収 入		5,645
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雑 入	1
	4 償還金及び還付加算金	5,634
歳 入	合 計	6,421,141

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		92,567
	1 総 務 管 理 費	74,077
	2 徴 収 費	18,490
2 後期高齢者医療広域連 合 納 付 金		6,322,879
	1 後期高齢者医療広域連 合 納 付 金	6,322,879
3 諸 支 出 金		5,695
	1 償還金及び還付加算金	5,695
歳 出	合 計	6,421,141

平成 3 1 年度津市営浄化槽事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 5 0 , 4 8 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		12,213
	1 分 担 金	12,213
2 使 用 料 及 び 手 数 料		77,545
	1 使 用 料	77,545
3 国 庫 支 出 金		21,005
	1 国 庫 補 助 金	21,005
4 県 支 出 金		9,747
	1 県 補 助 金	9,747
5 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
6 繰 入 金		288,418
	1 一 般 会 計 繰 入 金	285,069
	2 基 金 繰 入 金	3,349
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 市 債		39,700
	1 市 債	39,700
9 諸 収 入		1,848
	1 雑 入	1,848
歳 入 合 計		450,481

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		26,335
	1 総 務 管 理 費	26,335
2 事 業 費		403,399
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	403,399
3 基 金 積 立 金		6,781
	1 基 金 積 立 金	6,781
4 公 債 費		13,966
	1 公 債 費	13,966
歳 出 合 計		450,481

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営浄化槽改造資金融資に伴う損失補償	平成31年度	13,380
産業廃棄物税負担事業	2020年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営浄化槽事業	39,700	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができ る。

平成 3 1 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 2 , 0 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		77,239
	1 使用料	77,239
2 繰入金		24,809
	1 一般会計繰入金	24,809
3 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		102,062

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		17,210
	1 総務管理費	17,210
2 事業費		84,852
	1 共同污水处理施設事業費	84,852
歳 出 合 計		102,062

平成 3 1 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 7 9 , 7 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,668
	1 分 担 金	7,668
2 使 用 料 及 び 手 数 料		127,084
	1 使 用 料	127,084
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
4 繰 入 金		424,960
	1 繰 入 金	424,960
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 国 庫 支 出 金		20,000
	1 国 庫 補 助 金	20,000
歳 入 合 計		579,714

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		10,969
	1 総 務 管 理 費	10,969
2 事 業 費		255,985
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	255,985
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 公 債 費		312,759
	1 公 債 費	312,759
歳 出 合 計		579,714

平成 3 1 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 3 , 5 7 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		4,200
	1 国庫補助金	4,200
3 繰入金		279,368
	1 繰入金	279,368
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		283,570

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		131,306
	1 事業費	131,306
2 公債費		152,264
	1 公債費	152,264
歳 出 合 計		283,570

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	2 0 2 0 年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

平成 3 1 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 3 1 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 7 , 6 4 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		1,964
	1 県 補 助 金	1,964
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		35,682
	1 貸 付 金 元 利 収 入	34,816
	2 雑 入	866
歳 入 合 計		37,647

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		28,483
	1 総 務 管 理 費	28,483
3 公 債 費		9,164
	1 公 債 費	9,164
歳 出 合 計		37,647

平成 3 1 年度津市棕本財産区特別会計予算

平成 3 1 年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
2 繰 入 金		494
	1 基 金 繰 入 金	494
3 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		502

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		500
	1 総 務 管 理 費	500
2 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
歳 出 合 計		502

平成31年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	135,000 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	40,180,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	110,082 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 水道事業収益		7,829,696
第1項 営 業 収 益		6,525,764
第2項 営 業 外 収 益		1,299,344
第3項 特 別 利 益		4,588

支 出		単位 千円
第1款 水道事業費用		7,818,054
第1項 営 業 費 用		7,388,861
第2項 営 業 外 費 用		422,495
第3項 特 別 損 失		6,698

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,890,430 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入		単位 千円
第 1 款 資本的収入		1,278,508
第 1 項 企 業 債		943,400
第 2 項 出 資 金		66,200
第 3 項 補 助 金		243,695
第 4 項 負 担 金		25,213

支 出		単位 千円
第 1 款 資本的支出		3,168,938
第 1 項 建 設 改 良 費		1,898,143
第 2 項 企 業 債 償 還 金		1,170,785
第 3 項 投 資		100,010

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	2020年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金にあてるため	千円 943,400	証書借入又は証券発行	年2.5以内 [％] （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	863,340

（他会計からの補助金）

第9条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 373,567 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、63,170 千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 1 年度津市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 3 1 年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	360,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第 1 款 工業用水道事業収益		23,511
第 1 項 営 業 収 益		23,328
第 2 項 営業外収益		183
支 出		単位 千円
第 1 款 工業用水道事業費用		25,519
第 1 項 営 業 費 用		24,819
第 2 項 営業外費用		700

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 4 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 1 年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 3 1 年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	52,013 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	13,437,000 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	36,713 m ³
(4) 主要な建設改良事業	污水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

単位 千円

第 1 款 下水道事業収益	10,574,454
第 1 項 営 業 収 益	2,944,247
第 2 項 営 業 外 収 益	7,630,205
第 3 項 特 別 利 益	2

支 出

単位 千円

第 1 款 下水道事業費用	9,641,329
第 1 項 営 業 費 用	8,371,888
第 2 項 営 業 外 費 用	1,266,243
第 3 項 特 別 損 失	3,198

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,957,102千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第 1 款 資本的収入		5,803,275
第 1 項 企 業 債		4,053,100
第 2 項 負 担 金		52,694
第 3 項 補 助 金		1,697,481

支 出		単位 千円
第 1 款 資本的支出		8,760,377
第 1 項 建 設 改 良 費		3,579,858
第 2 項 流域下水道建設負担金		254,261
第 3 項 企業債償還金		4,926,258

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	2020年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	平成31年度	19,170千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 246,400	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	2,386,700			
資本費平準化	1,420,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	591,316

（他会計からの補助金）

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,451,367千円である。

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 1 年度津市駐車場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 3 1 年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1 , 2 2 5 台
(2) 年間駐車台数	8 4 0 , 0 0 0 台
(3) 一日平均駐車台数	2 , 3 1 0 台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 駐車場事業収益	2 6 9 , 1 7 9 千円
第 1 項 営 業 収 益	2 6 7 , 4 3 3 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 7 4 6 千円

支 出

第 1 款 駐車場事業費用	2 1 1 , 4 6 3 千円
第 1 項 営 業 費 用	2 0 0 , 1 6 1 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1 1 , 3 0 2 千円

(資本的支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9 4 , 1 0 2 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

支 出

第 1 款 資本的支出	9 4 , 1 0 2 千円
第 1 項 建設改良費	2 5 , 7 4 3 千円
第 2 項 企業債償還金	3 3 , 3 7 4 千円
第 3 項 他会計長期借入金償還金	3 4 , 9 8 5 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 5 条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とす

る。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10,509千円
-------	----------

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 1 年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 3 1 年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	192 日
(2) 年間舟券発売金	38,059,400 千円
(3) 1 日平均舟券発売金	198,226 千円
(4) 年間場間場外受託発売金	12,379,600 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第 1 款 モーターボート競走事業収益		40,360,484
第 1 項 営業収益		40,275,518
第 2 項 営業外収益		84,966

支 出		単位 千円
第 1 款 モーターボート競走事業費用		38,955,525
第 1 項 営業費用		38,832,147
第 2 項 営業外費用		123,378

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 474,667 千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。 ）。

支 出		単位 千円
第 1 款 資本的支出		474,667
第 1 項 建設改良費		251,217
第 2 項 企業債償還金		223,186
第 3 項 投資		264

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
(1) 職員給与費	305,257
(2) 交際費	849

(重要な資産の取得及び処分)

第 8 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機 器	大時計設備	一 式
機 器	放映設備	一 式

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 1 0 号）

平成 3 0 年度津市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 , 1 1 0 , 4 7 6 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 1 , 5 6 2 , 0 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		18,474,690	51,526	18,526,216
	1 地 方 交 付 税	18,474,690	51,526	18,526,216
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,428,545	17,500	1,446,045
	1 分 担 金	26,951	17,500	44,451
15 国 庫 支 出 金		15,092,849	205,281	15,298,130
	2 国 庫 補 助 金	2,806,585	205,281	3,011,866
16 県 支 出 金		6,984,126	107,825	7,091,951
	1 県 負 担 金	4,494,905	26,325	4,521,230
	2 県 補 助 金	1,946,374	81,500	2,027,874
19 繰 入 金		5,654,534	55,744	5,710,278
	2 基 金 繰 入 金	5,498,706	55,744	5,554,450
22 市 債		10,698,200	672,600	11,370,800
	1 市 債	10,698,200	672,600	11,370,800
歳 入 合 計		110,451,607	1,110,476	111,562,083

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		2,467,877	215,479	2,683,356
	1 農 業 費	1,535,957	36,300	1,572,257
	3 水 産 業 費	292,631	179,179	471,810
7 商 工 費		1,502,331	18,728	1,521,059
	1 商 工 費	1,502,331	18,728	1,521,059
8 土 木 費		14,050,261	101,300	14,151,561
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,001,413	101,300	5,102,713
9 消 防 費		4,185,689	1,580	4,187,269
	1 消 防 費	4,185,689	1,580	4,187,269
10 教 育 費		12,515,048	773,189	13,288,237
	2 小 学 校 費	4,916,872	392,362	5,309,234
	3 中 学 校 費	1,506,359	380,827	1,887,186
12 公 債 費		10,878,503	200	10,878,703
	1 公 債 費	10,878,503	200	10,878,703
歳 出 合 計		110,451,607	1,110,476	111,562,083

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港等整備事業	179,179
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券発行準備事業	18,728
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業（交付金事業）	50,060
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業（交付金事業）	13,340
9 消防費	1 消防費	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	1,580
10 教育費	2 小学校費	学校施設維持補修事業	392,362
10 教育費	3 中学校費	学校施設維持補修事業	380,827

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	10,510	46,810
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	6,054	43,954

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業生産基盤整備事業	22,500	41,300
地域水産物供給基盤整備事業	68,700	150,200
道路整備事業	1,370,500	1,395,000
学校教育施設整備事業	2,830,700	3,378,500

平成30年度津市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成30年度津市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	4,458,857	21,000	4,479,857
第1項 企 業 債	2,531,600	10,500	2,542,100
第3項 補 助 金	1,524,787	10,500	1,535,287

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	7,810,826	21,000	7,831,826
第1項 建 設 改 良 費	2,736,344	21,000	2,757,344

（企業債）

第3条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり改める。

単位 千円		
起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
公共下水道事業	1,721,200	1,731,700

津市長 前 葉 泰 幸

平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 1 1 号）

平成 3 0 年度津市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 5 , 9 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 1 , 6 7 8 , 0 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		15,298,130	32,836	15,330,966
	2 国 庫 補 助 金	3,011,866	32,836	3,044,702
19 繰 入 金		5,710,278	43,982	5,754,260
	2 基 金 繰 入 金	5,554,450	43,982	5,598,432
22 市 債		11,370,800	39,100	11,409,900
	1 市 債	11,370,800	39,100	11,409,900
歳 入 合 計		111,562,083	115,918	111,678,001

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		9,534,640	63,613	9,598,253
	1 保 健 衛 生 費	2,767,688	63,613	2,831,301
10 教 育 費		13,288,237	52,305	13,340,542
	2 小 学 校 費	5,309,234	22,759	5,331,993
	3 中 学 校 費	1,887,186	29,546	1,916,732
歳 出 合 計		111,562,083	115,918	111,678,001

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	成人風しん追加の対策事業	63,613
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	5,575

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
10 教育費	2 小学校費	空調設備整備事業(小学校)	2,027,926	2,050,685
10 教育費	3 中学校費	空調設備整備事業(中学校)	595,669	625,215

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
学校教育施設整備事業	3,378,500	3,417,600

津市告示第 7 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市三重武道館弓道遠的場の使用料

2 委託先

名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 J P タワー名古屋 1 2 階
三幸株式会社名古屋支店

3 委託期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 7 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 1 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

二子区自治会

三重県津市安濃町中川 6 6 8 番地 3

代表者 小宮 久雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	横田 明人 三重県津市安濃町中川 9 6 6 番地
変更後	小宮 久雄 三重県津市安濃町中川 7 2 7 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 0 日の定期総会において改選され、同年 4 月 1 日から就任したため。

津市告示第 7 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	5	平成 3 1 年 3 月 4 日
白塚町地内	1	平成 3 1 年 3 月 4 日
上浜町一丁目地内	1	平成 3 1 年 3 月 4 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 1 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 1 9 日
久居駅前第一公共自転車等駐車場	6 9	平成 3 1 年 3 月 2 2 日
久居駅前第二公共自転車等駐車場	3 0	平成 3 1 年 3 月 2 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 2 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 2 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 3 月 2 9 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 7 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市共同浴場さくらゆの入浴料金

2 委託先

津市相生町 9 8 番地

さくら湯運営委員会 代表 田邊知子

3 委託期間

2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 1 日から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年河芸町公告第 1 1 4 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

久知野自治会

三重県津市河芸町久知野 1 8 0 2 番地

代表者 青 美啓

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	別府 正洋 三重県津市河芸町久知野 1 7 4 4 番地
変更後	青 美啓 三重県津市河芸町久知野 1 7 7 5 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 1 日から就任したため。

津市告示第 7 8 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第 4 1 条第 1 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 公立認定こども園（幼保連携型）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
津市	津市立一志こども園	津市一志町高野 1 4 5 1 番地	平成 3 1 年 4 月 1 日

2 私立認定こども園（幼保連携型）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
社会福祉法人す ぎのこ福祉会	幼保連携型認定こど も園すぎのこ保育園	津市久居中町 3 3 6 番地 4	平成 3 1 年 4 月 1 日
社会福祉法人豊 津児童福祉会	ゆたか認定こども園	津市河芸町中別保 1 6 5 6 番地	平成 3 1 年 4 月 1 日
学校法人名古屋 文化学園	津こども園	津市南河路 2 4 6 番地	平成 3 1 年 4 月 1 日

3 私立保育所

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
社会福祉法人洗 心福祉会	つまちなか保育園	津市大門 7 番 1 5 号 津センターパ レス 4 階	平成 3 1 年 4 月 1 日

津市告示第 7 9 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 6 条の規定に基づき、同法第 2 7 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 4 1 条第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 公立保育所

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
津市	津市高野保育園	津市一志町高野 1 4 5 1 番地	平成 3 1 年 3 月 3 1 日

2 公立幼稚園

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
津市	津市立高岡幼稚園	津市一志町高野 1 4 5 1 番地	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
津市	津市立北立誠幼稚園	津市江戸橋一丁目 7 6 番地 2	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
津市	津市立高野尾幼稚園	津市高野尾町 5 2 6 6 番地 1	平成 3 1 年 3 月 3 1 日

3 私立保育所

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
社会福祉法人 すぎのこ福祉会	すぎのこ保育園	津市久居中町 3 3 6 番 地 4	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
社会福祉法人 豊津児童福祉会	ゆたか保育園	津市河芸町中別保 1 6 5 6 番地	平成 3 1 年 3 月 3 1 日

津市告示第 8 0 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 4 8 条の規定に基づき、同法第 2 9 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 5 3 条第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

私立地域型保育事業（事業所内保育事業）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
社会福祉法人 洗心福祉会	つまちなか保育園	津市大門 7 番 1 5 号 津センターパレス 4 階	平成 3 1 年 3 月 3 1 日

津市告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 1 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田志袋町自治会

三重県津市片田志袋町 1 2 4 0 番地

代表者 北尾 清隆

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	堀 健次 三重県津市片田志袋町 1 2 5 1 番地
変更後	北尾 清隆 三重県津市片田志袋町 1 2 9 6 番地 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日の通常総会において改選され、平成 3 1 年 4 月 1 日に就任したため。

津市告示第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年津市告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

垂水町自治会

三重県津市垂水 1 1 1 0 番地 1

代表者 宮本 隆

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮本 正行 三重県津市垂水 1 0 3 5 番地
変更後	宮本 隆 三重県津市垂水 8 5 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 1 日の通常総会において改選されたため。

津市告示第 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 0 年津市告示第 2 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田久保町自治会

三重県津市片田久保町 3 5 5 番地

代表者 小澤 薫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野田 重門 三重県津市片田久保町 3 6 1 番地
変更後	小澤 薫 三重県津市片田久保町 3 5 9 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日の通常総会において改選され、平成 3 1 年 4 月 1 日に就任したため。

津市告示第 8 4 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 3 2 1 4 7	平成 3 0 年 1 0 月 1 日	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
9 2 4 5 8 0 3	平成 3 0 年 1 0 月 1 日	平成 3 1 年 3 月 1 4 日

津市告示第 8 5 号

平成 3 1 年度津市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 4 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成31年度津市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の規定に基づく、津市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

2019年(平成31年)4月1日～2020年3月31日

2 計画区域

津市全域

3 排出量の見込み

〔ごみ(t) し尿・浄化槽汚泥(kl)〕

	家庭系ごみ			事業系 ごみ	ごみ計	し尿	浄化槽 汚泥
	可燃	不燃	資源	可燃			
31年度計画	51,824	3,139	13,946	31,528	100,437	14,000	84,000
29年度実績	53,890	3,414	12,566	30,452	100,322	14,252	84,324

4 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。

また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。

環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。

(3) 市の役割

市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、行動等により 3 R を推進します。

また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。

さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。

(4) 市民・事業者・市の協働取組

生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組めます。

5 分別の区分と処理方法

分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
新聞	資源系ごみ	リサイクル	売却	
雑誌・雑紙				
ダンボール				
飲料用紙パック				
衣類・布類				
ペットボトル		選別・ 圧縮・梱包	津市リサイクルセンター	指定法人へ引渡
容器包装 プラスチック				
金属		破碎・選別	津市リサイクルセンター	売却
びん		選別		指定法人へ引渡
スプレー缶・卓上 カセットボンベ 等、使い捨てライ ター、蛍光管、乾 電池、水銀式体温 計	不燃系ごみ	選別	津市リサイクルセンター	処理委託
燃やせないごみ		破碎・選別	津市リサイクルセンター	最終処分場
その他 プラスチック		破碎・焼却	津市リサイクルセンター（破碎） →津市西部クリーンセンター（焼却）	民間事業者による資源化
燃やせるごみ	可燃系ごみ	焼却	津市西部クリーンセンタ ー	民間事業者による資源化
			津市クリーンセンターお おたか	

6 排出方法と収集回数

ごみの分別区分		ごみの出し方	収集回数	収集運搬主体
新聞	資源系ごみ	品目別に束ねて、ひもで十文字に縛る	月 1 回	市・委託業者
雑誌・雑紙			月 1 回	市・委託業者
ダンボール			月 1 回	市・委託業者
飲料用紙パック			月 1 回	市・委託業者
衣類・布類		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
ペットボトル			月 2 回	市・委託業者
容器包装 プラスチック			週 1 回	市・委託業者
金属		透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 2 回	市・委託業者
びん		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計		透明または半透明の袋	3 ヶ月 1 回	市・委託業者
燃やせないごみ	不燃系ごみ	透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 1 回	市・委託業者
その他 プラスチック			月 1 回	市・委託業者
燃やせるごみ	可燃系ごみ	透明または半透明の袋	週 2 回	市・委託業者

事業系一般廃棄物については、家庭系ごみに準じて分別し、事業者自らまたは許可業者により収集運搬を行う。

死亡獣等は、死亡場所の管理者等が死亡獣等焼却処理場へ収集運搬し、市が焼却処理する。

7 エコ・ステーション

資源のリサイクルを図るため「エコ・ステーション」を設置する。

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神リサイクルストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29～1/3を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器、容器包装プラスチック、その他プラスチック、パソコン
津市西部クリーンセンター	月曜日～金曜日、日曜日 (祝休日、12/31～1/3を除く) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン
河芸エコ・ステーション	火・木・土・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分 (12/30は正午まで)	
香良洲エコ・ステーション	月・火・木～日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前7時30分～正午、 午後1時30分～ 午後4時45分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、金属
芸濃エコ・ステーション	水・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50cm角以内のもの・自転車・危険ごみ

一志とことめエコ・ステーション	土・日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50cm角以内のもの・自転車・危険ごみ
-----------------	---	---

8 処理施設の状況

可燃系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市西部クリーンセンター	全連続熱焼式	240t/24時間
津市クリーンセンターおおたか	全連続熱焼式	195t/24時間

不燃系・資源系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市リサイクルセンター	金属ごみ、その他プラスチック、燃やせないごみの破碎、選別	42t/日
	びんの選別、回収	9t/日
	ペットボトルの選別、回収	5t/日
	容器包装プラスチックの選別、回収	25t/日
	密閉回転ハンマー式（廃蛍光管）	2t/日
	強制拡散廃棄方式（廃スプレー缶）	1t/日
	可燃性粗大ごみの切断	5t/日
津市一般廃棄物最終処分場	無放流	38m ³ /日

し尿処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市安芸・津衛生センター	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	1 8 8 k l / 日
津市クリーンセンターくもず	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	1 4 0 k l / 日

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、区域指定された許可業者により行う。

津市告示第 8 6 号

津市一般廃棄物処理基本計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 4 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

津 市

目 次

第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 計画期間	4
第 4 節 計画の適用範囲	5
第 2 章 計画策定にあたっての社会情勢	6
1 少子高齢化を伴う人口減少社会の進展	6
2 ライフスタイルの多様化とコミュニティの変容	6
3 環境への配慮の深化	6
第 3 章 ごみ処理基本計画	7
第 1 節 ごみ処理の現状と課題	7
1 ごみの分別区分	7
2 ごみ処理体制	8
3 ごみ処理量等の推移	16
4 ごみ処理実績の評価	33
5 ごみ処理の課題整理	38
第 2 節 ごみ処理基本計画	41
1 基本方針	41
2 将来の予測	43
3 取り組む施策と施策実施時の将来予測	45
4 目標値	50
5 ごみ処理システム	52
6 分別・収集計画	52
7 中間処理計画	53
8 最終処分計画	54
9 施設整備計画	54
10 その他の計画等	54
第 4 章 生活排水処理基本計画	56
第 1 節 生活排水処理の現状と課題	56
1 生活排水処理の現状	56
2 生活排水処理形態別人口の推移	57
3 合併処理浄化槽設置の補助制度等	59
4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績	60
5 収集・運搬状況	62
6 収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理状況	63
7 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績	65
8 目標の達成状況及び見通し	67
9 生活排水処理を巡る動向	68
10 生活排水処理の課題	70

第2節 生活排水処理基本計画.....	71
1 基本方針	71
2 生活排水処理の将来予測	72
3 数値目標	73
4 生活排水処理に係る区域と今後の整備	74
5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	76
6 その他の計画.....	78

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の目的

我が国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた様々な取組が行われてきました。

国における法整備においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定を始め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）や資源の有効な利用の促進に関する法律等の法律が数次にわたり改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの個別リサイクル法が制定されてきました。

また、平成 25 年（2013 年）5 月に示された循環型社会の形成推進に関する事項を定めた第三次循環型社会形成推進基本計画では、基本的な方向性を「質にも着目した循環型社会の形成」として、2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築や使用済製品からの有用金属の回収などを推進すべき取組として挙げています。

今後は、これまでのリサイクルへの取組に加え、廃棄物の発生抑制の取組を強化することにより、循環型社会の実現を目指していく必要があります。

三重県においては、平成 28 年（2016 年）3 月に三重県廃棄物処理計画が策定され、低炭素社会や自然共生社会に繋がる循環型社会の構築を目指し、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、県民、事業者、行政等、様々な主体の協創により、最適な規模での地域循環の形成に取り組まれているところです。

津市では、平成 21 年（2009 年）3 月に平成 20 年（2008 年）度から平成 29 年（2017 年）度为目标年度とする 10 年間を計画期間とした津市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」といいます。）を策定しました。中間目標年度の平成 25 年（2013 年）度には現状や課題を整理し、中間的な見直しを行いました。

旧計画の計画期間内には、市民や事業者と共に、ごみの減量・資源化への取組を進めてきましたが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少しておらず、リサイクル率の向上には至っていない状況にあります。

新たな津市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、旧計画で定めた減量目標の達成状況や施策の実施状況を評価するとともに、少子高齢化を伴う人口減少やライフスタイルの多様化といった社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の本市の一般廃棄物処理事業を安定的かつ適正に進めていくために、新たに策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年（1970 年）法律第 137 号）の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、同法第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年（1971 年）厚生省令第 35 号。以下「同法施行規則」といいます。）第 1 条の 3 の規定に基づき、本市の区域内の一般廃棄物の適正な処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするために定めるものです。

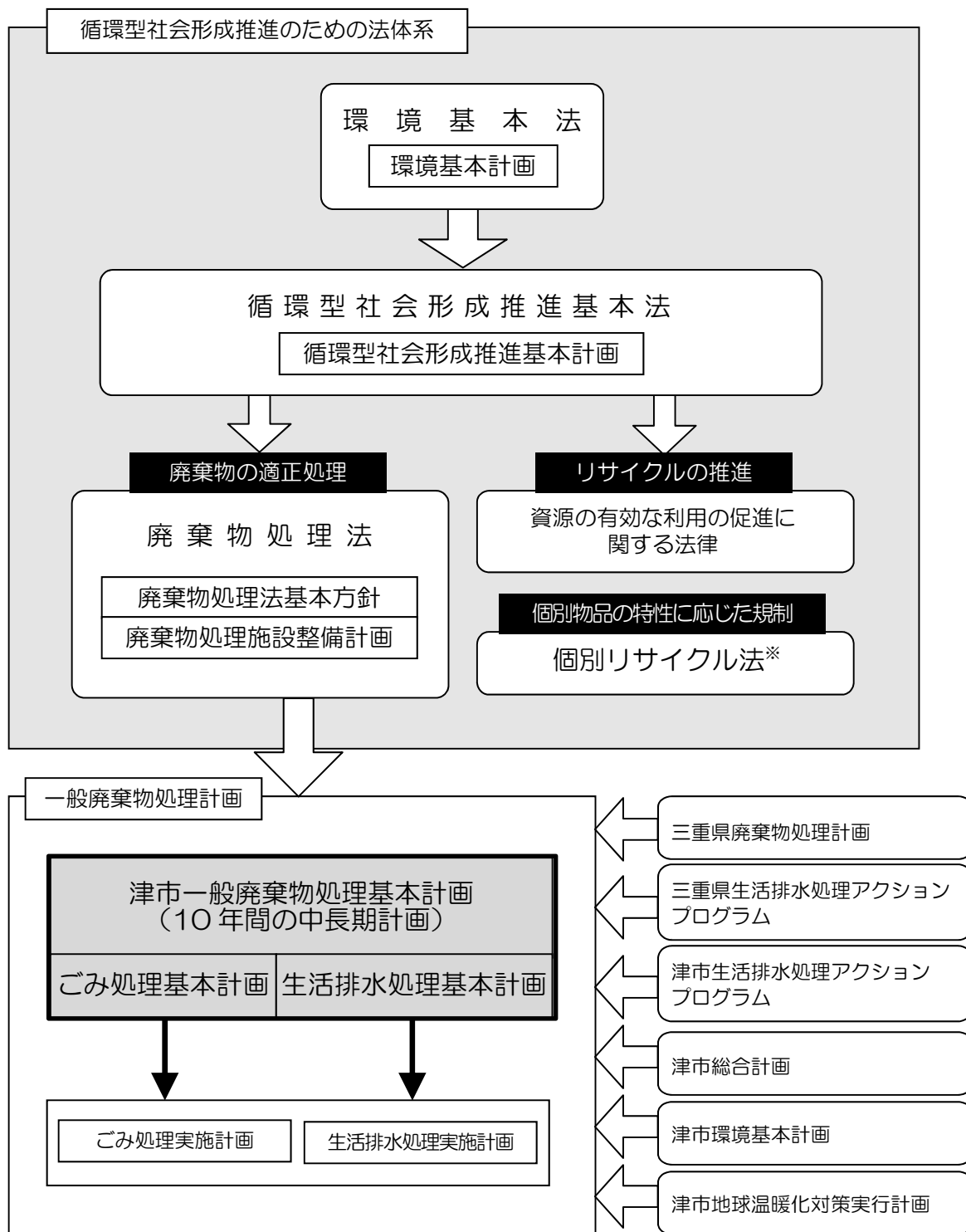
同法第 6 条第 1 項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」としており、一般廃棄物処理計画は、同法施行規則第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）で構成します。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成します。

本計画は、これらのうち「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、本計画は、関係法令並びに国、県、本市の他計画等との整合に配慮します。

図 1-1 に一般廃棄物処理基本計画の位置付けを示します。



※個別リサイクル法：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のことをいいます。

図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

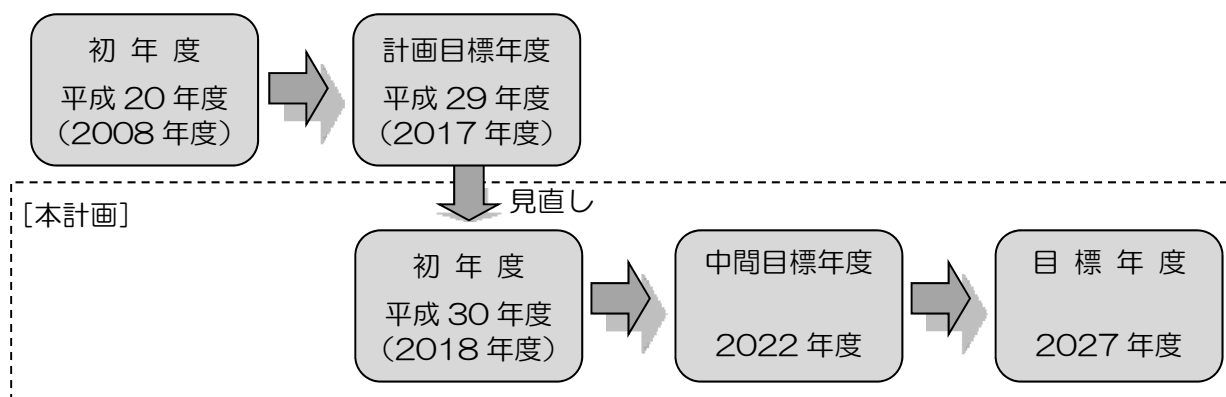
第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年（2018年）度を初年度、2027年度を目標年度とする10年間とします。

計画期間中は、2022年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化などに応じ、適宜見直しを行うものとします。

[旧計画]



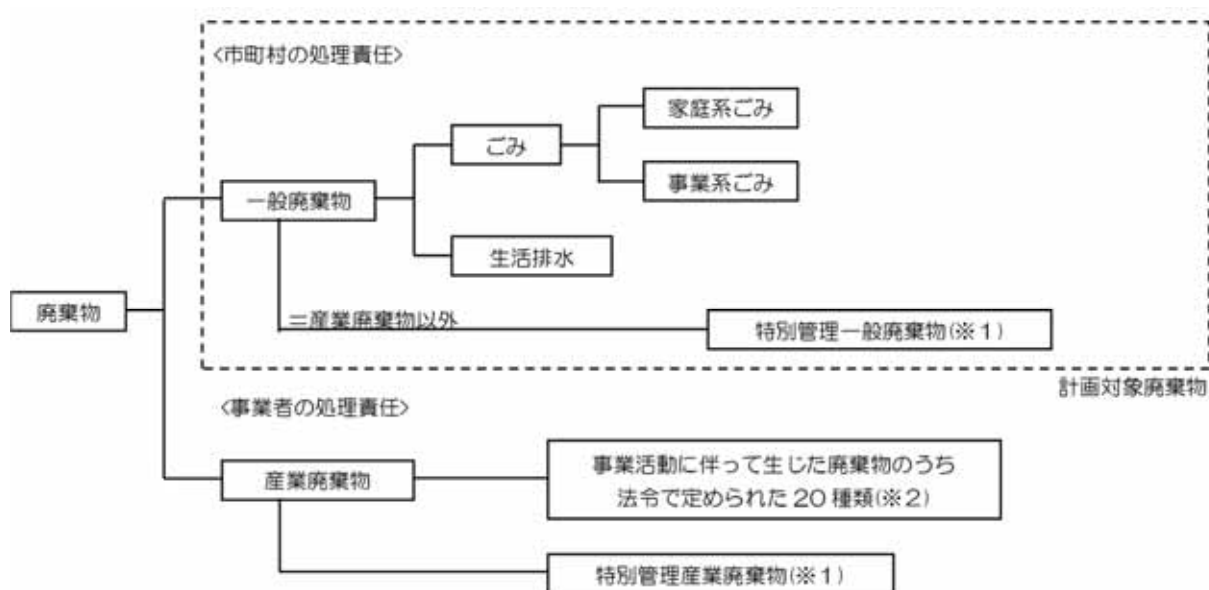
第4節 計画の適用範囲

本計画は、本市全域を対象区域とします。

また、対象とする廃棄物は、本市で発生するすべての一般廃棄物とします。

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。

本計画において対象とする一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、本市が自ら処理し、又は本市以外のものに委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や本市以外の者が処理する一般廃棄物も含まれます。



注記※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

[資料：環境省]

図 1-2 廃棄物の区分

第2章 計画策定にあたっての社会情勢

1 少子高齢化を伴う人口減少社会の進展

本市を含め、我が国全体で、少子高齢化を伴う人口減少が進行している状況にあります。この少子高齢化を伴う人口減少は、地域経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、経済成長を阻害することが懸念されています。

また、医療や介護、年金等の社会保障費の増大、少子高齢化や人口減少の進行が早い中山間地域における生活機能や地域コミュニティの維持への支障等、様々な分野において影響を与えると予想されます。

ごみの排出においても、ごみ一時集積所までごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想されることなどから、地域のつながりによる助け合いが将来にわたりきめ細かく根差していくとともに、これらの状況に応じた市民にわかりやすく負担の少ないごみの分別や安定したごみの収集・運搬を可能とする体制の確保が求められています。

2 ライフスタイルの多様化とコミュニティの変容

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観の多様化が見られます。都市部では、地方での生活を望む「田園回帰」の意識の高まりが見られ、地方での生活や仕事の希望を実現できる社会経済システムの構築が求められています。

地域コミュニティにおいては、若者の流出や高齢化等による衰退が進んでおり、地域や世代間の交流の減少に伴う人と人のつながりの希薄化や災害に対する脆弱性の増大などが課題となっています。

このようにコミュニティが変容する中で、リサイクル資源の回収においては、これまで循環型社会の形成に大きく寄与してきた自治会、子ども会、PTA、老人会等による集団回収の継続実施が心配される一方で、ライフスタイルの多様化に伴い、近年、日常生活の中で手軽にリサイクル資源が回収される大型小売店舗等での店頭回収の実施事例が増加しています。

3 環境への配慮の深化

東日本大震災を契機にエネルギー政策が見直され、再生可能エネルギーへの転換が進むとともに、資源やエネルギーを大量に消費する社会から、社会を持続可能なものへと見直していく必要性が改めて認識され、国民の間に価値観や意識の変化が生じています。

このような中、過去の大量生産、大量消費型社会経済活動に伴う環境問題への反省を踏まえ、「もったいない」の価値観が重要視され、天然資源の使用を抑制し、環境負荷ができる限り低減される取組への関心が高まっています。

今後は、森林、農地、河川、海洋、都市等の国土の有する機能や価値を将来に引き継ぐため、循環型社会を実現する取組をさらに推進していくことが求められます。

また、生活排水処理においては、公共下水道の普及率が全国平均を下回っており、くみ取り槽、単独浄化槽の世帯も依然として残っている中、公共水域の水質保全を図るべく、公共下水道の整備とともに合併浄化槽などへの早期転換が求められています。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分

本市のごみの分別区分を表 3-1 に示します。

本市では、家庭系ごみとして収集するごみの分別区分を表 3-1 のとおり 13 区分としています。

また、市では収集しないごみを表 3-2 に示します。これらには、市のごみ処理施設に直接搬入されることで市が受け入れているものと、個別リサイクル法等により専門の業者が回収しリサイクルすることや、市では処理が困難なため専門の処理業者等へ依頼してリサイクル処理することから、市では受け入れていないものとに分かれます。

表 3-1 家庭系ごみとして収集するごみの分別区分

ごみの分別・収集区分		
1	新聞	資源系ごみ
2	雑誌・雑紙	資源系ごみ
3	ダンボール	資源系ごみ
4	飲料用紙パック	資源系ごみ
5	衣類・布類	資源系ごみ
6	ペットボトル	資源系ごみ
7	容器包装プラスチック	資源系ごみ
8	金属	資源系ごみ
9	びん	資源系ごみ
10	危険ごみ※	資源系ごみ
11	燃やせないごみ	不燃系ごみ
12	その他プラスチック	不燃系ごみ
13	燃やせるごみ	可燃系ごみ

※危険ごみ：スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光灯、乾電池、水銀式体温計

表 3-2 市では収集しないごみ

直接搬入により市のごみ処理施設で受け入れるごみ		
「津市リサイクルセンター」へ搬入	「津市西部クリーンセンター・津市クリーンセンターおおたか」へ搬入	「エコ・ステーション」へ搬入
畳・ユニット畳	事業系一般廃棄物	携帯電話・家庭系パソコン
市で受け入れできないもの		
消火器	家電リサイクル法対象品目（テレビ、洗濯機等）	オートバイ
処理困難物		
自動車・オートバイのタイヤ、バッテリー、ピアノ、オイル類、農機具、オイルヒーター、ペンキ・シンナー、プロパンガスボンベ、劇薬・農薬、石膏ボード・断熱材		

2 ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に、ごみ処理施設の配置図を図 3-2 に示します。

資源系ごみは、自治会や子ども会等の集団回収及び市の収集等により、回収して資源化しています。市が回収する資源系ごみは、直接資源化するもの（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、小型家電）と中間処理して資源化するもの（ペットボトル、容器包装プラスチック、金属、びん、危険ごみ）があります。

中間処理する資源系ごみ及び不燃系ごみは、津市リサイクルセンターに搬入し、破碎や選別処理を行った後に資源化しています。資源として利用できない残渣のうち、燃やせるものは本市の焼却処理施設に搬入し、焼却処理しています。

資源として利用できない残渣のうち、燃やせないものは津市一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

可燃系ごみは、焼却処理施設である津市西部クリーンセンター、津市クリーンセンターおおたかにそれぞれ搬入し、焼却処理しています。焼却処理により発生する焼却灰等は、民間に委託し、セメント原料、金属原料及び建設資材として資源化しています。

また、津市西部クリーンセンター（2号炉）では、余熱を利用して発電を行っています。

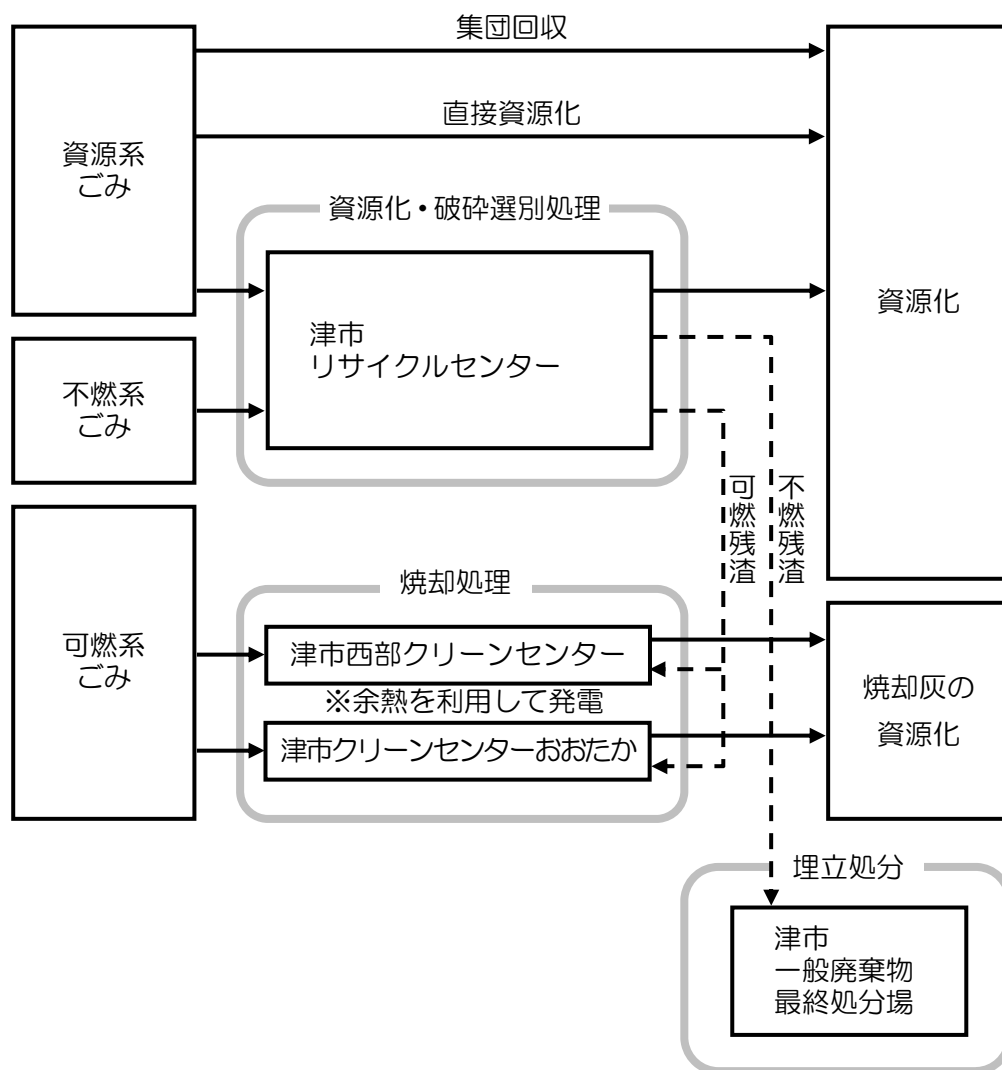


図 3-1 ごみ処理フロー

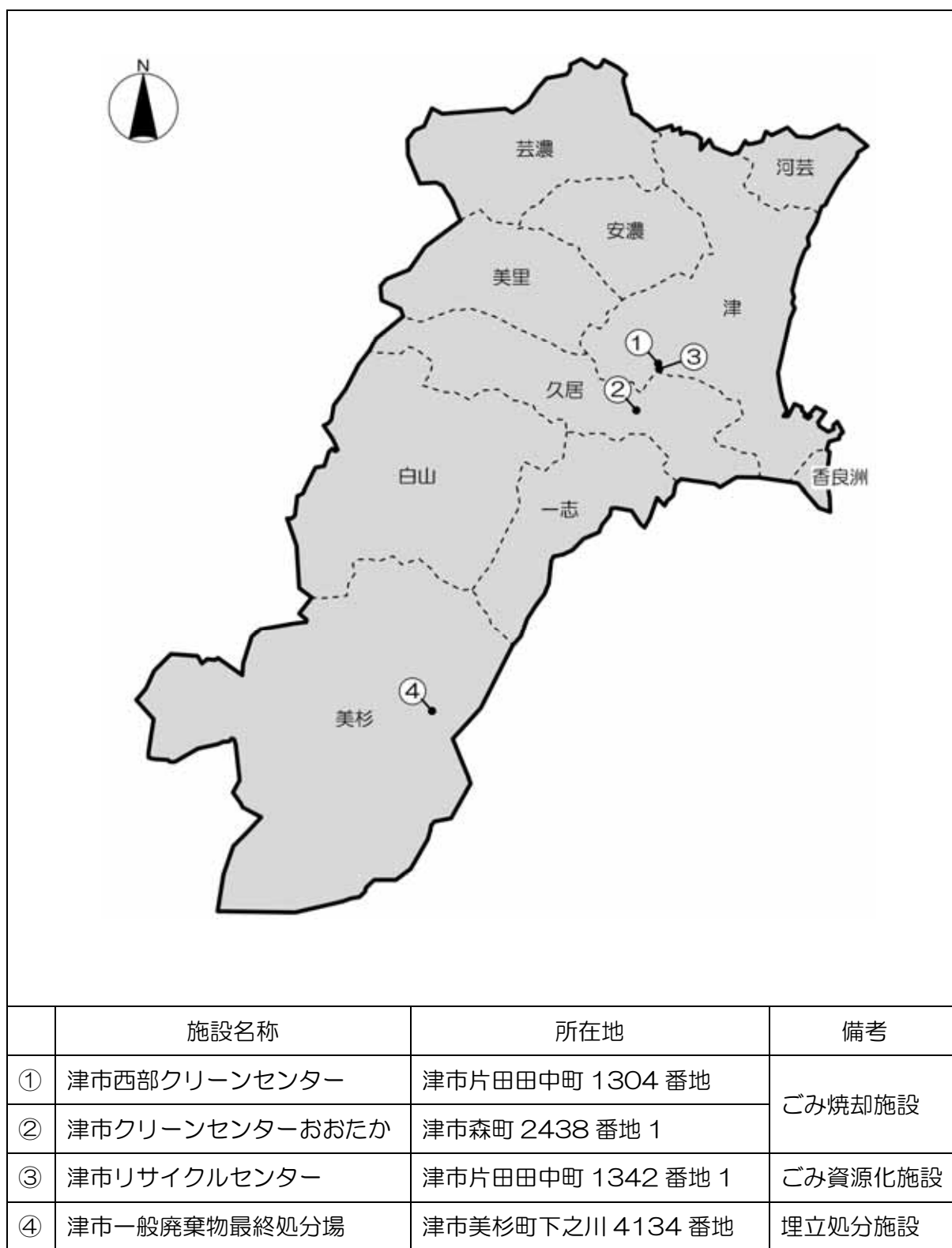


図 3-2 ごみ処理施設配置図

(2) 収集・運搬

各分別区分の収集回数を表 3-3 に、各地域の収集・運搬体制を表 3-4 に示します。

効率的な収集・運搬体制の構築を図るため、平成 18 年（2006 年）1 月 1 日の市町村合併時に地域ごとに異なっていた分別区分及び収集回数を平成 21 年（2009 年）度に統一し、本市直営で行っていた収集・運搬については、行財政改革による市職員数の削減に伴い、順次民間委託への移行を進め、平成 28 年（2016 年）度においては、津地域の安東の一部・片田・櫛形・神戸の一部を除いて民間委託で行っています。

表 3-3 分別区分の収集回数

分別区分	収集回数	備 考
燃やせるごみ	週 2 回	※香良洲地域については、燃やせるごみ、容器包装プラスチック以外のものは、香良洲エコ・ステーションに搬入。
容器包装プラスチック	週 1 回	
金属、ペットボトル	月 2 回	
燃やせないごみ、その他プラスチック、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん	月 1 回	※危険ごみについて、津、久居、河芸、芸濃、美里、安濃の 6 地域においては、市直営で収集。その他の地域は民間委託により収集。
危険ごみ	3 ヶ月 1 回	

表 3-4 各地域の収集・運搬体制

地 域	委託	直営	備 考
津	○	○	平成 29 年（2017 年）度現在、一部地域を除いて民間委託
久居	○	—	平成 22 年（2010 年）度から完全民間委託
河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山、美杉	○	—	

(3) 拠点回収

資源系ごみの回収率向上のため、市内 6 箇所にエコ・ステーションを設置しています。（表 3-5）

エコ・ステーションでは、家庭ごみとして収集する資源系ごみのうち、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトルを受け入れているほか、小型電子機器やパソコン等を受け入れています。

また、紙製容器等のリサイクルを行う「くるりんペーパー事業」の回収ボックスを表 3-6 に示す市内 64 箇所に設置しています。

表 3-5 エコ・ステーションの設置状況

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神 リサイクル ストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29～1/3を除く) 午前8時30分～午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 びん、ペットボトル、小型電子 機器、容器包装プラスチック、 その他プラスチック、パソコン
津市西部 クリーンセンター	月曜日～金曜日、日曜日 12/29、12/30 (祝休日、12/31～1/3を除く) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン
河芸 エコ・ステーション	火曜日、木曜日、土曜日、日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前8時30分～午後4時30分 (12/30は正午まで)	
香良洲 エコ・ステーション	月曜日、火曜日、木曜日～日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前7時30分～正午、 午後1時30分～午後4時45分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン、金属
芸濃 エコ・ステーション	水曜日、日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン、金属 50cm 角以内の もの・自転車・危険ごみ
一志とことめ エコ・ステーション	土曜日、日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	

表 3-6 くるりんペーパー事業の回収ボックス設置場所

回収ボックス設置場所
市内小学校等(49校)・津市本庁舎・久居庁舎・河芸庁舎・芸濃庁舎・美里庁舎・安濃庁舎・ 香良洲庁舎・一志庁舎・白山庁舎・美杉庁舎・津モーターボート競走場・水道局・三重短期大 学・津市クリーンセンターおおたか・環境学習センター

※くるりんペーパー事業の回収ボックスへの搬入可能物は、紙リサイクルマークがついた菓子の紙箱などです。

(4) 中間処理

中間処理の概要を表 3-7に示します。

本市では、津市リサイクルセンターで資源系ごみの一部及び不燃系ごみを破碎・選別及び資源化处理しています。

破碎・選別処理等の中間処理後に発生する可燃残渣は本市の焼却処理施設で焼却処理し、不燃残渣は津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかでは、可燃系ごみ及び津市リサイクルセンターで発生する中間処理後の可燃残渣を焼却処理しています。

表 3-7 中間処理の概要

分別区分		中間処理施設	処理方法	運転管理
資源系ごみ	ペットボトル	津市リサイクルセンター	選別・圧縮 ・梱包	市 (委託)
	容器包装プラスチック			
	びん		選別	
	危険ごみ			
	金属		破碎・選別	
不燃系ごみ	燃やせないごみ			
	その他プラスチック			
可燃系ごみ	燃やせるごみ	津市西部クリーンセンター	焼却	
		津市クリーンセンターおおたか		

資源系・不燃系ごみ処理施設の概要を表 3-8に、焼却処理施設の概要を表 3-9に示します。

津市リサイクルセンターは、平成 28 年（2016 年）3月に竣工しています。

津市西部クリーンセンターは、1号炉が昭和 54 年（1979 年）5月に竣工し、稼働開始後 38 年以上が経過しています。また、平成 15 年（2003 年）2月にはダイオキシン類対策特別措置法及びごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインで求められる恒久対策に合致するよう、改修工事を行っています。2号炉は平成 14 年（2002 年）3月に竣工し、稼働開始後 15 年以上が経過しています。

津市クリーンセンターおおたかは、平成 11 年（1999 年）3月に竣工し、稼働開始後 18 年以上が経過しています。

表 3-8 資源系・不燃系ごみ処理施設の概要

施設名称	津市リサイクルセンター		
所在地	津市片田田中町 1342 番地 1		
竣工年月	平成 28 年（2016 年）3月		
処理能力等	89 t / 日		
(内訳)	処理方式等		処理能力
	破碎選別処理	金属ごみ、その他プラスチック、燃やせないごみの破碎、選別	42 t / 日
	切断処理	可燃性粗大ごみの切断	5 t / 日
	資源ごみ処理	容器包装プラスチックの選別、回収	25 t / 日
		ペットボトルの選別、回収	5 t / 日
		びんの選別、回収	9 t / 日
	危険ごみ処理	密閉回転ハンマー式（廃蛍光管）	2 t / 日
		強制拡散廃棄方式（廃スプレー缶）	1 t / 日
運転管理	委託		

表 3-9 焼却処理施設の概要

施設名称	津市西部クリーンセンター		津市クリーンセンター おおたか
	1号炉	2号炉	
所在地	津市片田田中町 1304 番地		津市森町 2438 番地 1
竣工年月	昭和 54 年（1979 年） 5月竣工 平成 15 年（2003 年） 2月改修	平成 14 年（2002 年） 3月竣工	平成 11 年（1999 年） 3月竣工
処理能力	120t/24h	120t/24h	195t/24h (97.5t/24h×2炉)
処理方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
燃焼方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
余熱利用設備	場内温水	場内温水、発電	場内温水
発電能力	—	1,990kW	—
運転管理	委託	委託	委託

(5) 最終処分

津市リサイクルセンターにおいて発生する中間処理後の不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

最終処分場の概要を表 3-10 に示します。

表 3-10 最終処分場の概要

施設名称	津市一般廃棄物最終処分場
所在地	津市美杉町下之川 4134 番地
埋立対象物	津市リサイクルセンターから出る不燃残渣
竣工年月	平成 28 年（2016 年）3 月
埋立形式	クローズドシステム処分場
浸出水処理水	無放流
浸出水処理施設	38.0m ³ /日
埋立面積	約 0.6ha
埋立容量	90,000m ³
運転管理	委託

(1) ごみ量の概念

潜在ごみ量

①発生抑制・再使用

②集団回収量

③直接資源化量

④中間処理後資源化量

⑤焼却減量

⑥ごみ総排出量

⑦ごみ排出量

⑧計画処理量

⑨最終処分量

ごみの減量化対策

リサイクル

(直接資源化量を除く)

市によるごみ処理

①発生抑制	：生産過程や消費において、簡易包装商品の販売・購入、レジ袋の削減、ごみにならない物を買う消費行動など、ごみそのものを発生させないこと
再使用	：製品等を再び使用すること（詰替商品・修理品・中古品）によるごみの減量化量
②集団回収量	：子ども会、PTA、自治会等で資源回収する量（市によるごみ処理を行う前段階で資源化されるごみの量）
③直接資源化量	：資源系ごみのうち、紙類や布類等で直接資源化される量
④中間処理後資源化量	：津市リサイクルセンター等の市の処理施設で回収した資源化物の量
⑤焼却減量	：焼却施設による減量化量
⑥ごみ総排出量	：ごみ排出量と集団回収量の合計 ②＋⑦
⑦ごみ排出量	：市が収集するごみ量と、市の処理施設に持ち込まれるごみ量の合計 ③＋⑧
⑧計画処理量	：津市リサイクルセンター等の市の処理施設で処理を行うごみ処理量 ④＋⑤＋⑨
⑨最終処分量	：資源化又は焼却処理できないごみを埋立処分する量
◎リサイクル量	：集団回収量と市による資源化量を合計した量 ②＋③＋④
◎リサイクル率	：リサイクル量をごみ総排出量で除した割合 (②＋③＋④) ÷ ⑥

(2) ごみ排出量

ア ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量の推移を図 3-4 に示します。

ごみ総排出量は、平成 19 年（2007 年）度は 125,429 t / 年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 103,709 t / 年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 21,720 t / 年（17.3%）減少しています。平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度には 105,021 t / 年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 1,312 t / 年（1.3%）増加しています。

家庭系ごみ排出量は、平成 19 年（2007 年）度は 84,536 t / 年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 73,081 t / 年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 11,455 t / 年（13.6%）減少しています。

事業系ごみ排出量は、平成 19 年（2007 年）度は 40,893 t / 年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 31,940 t / 年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 8,953 t / 年（21.9%）減少しています。

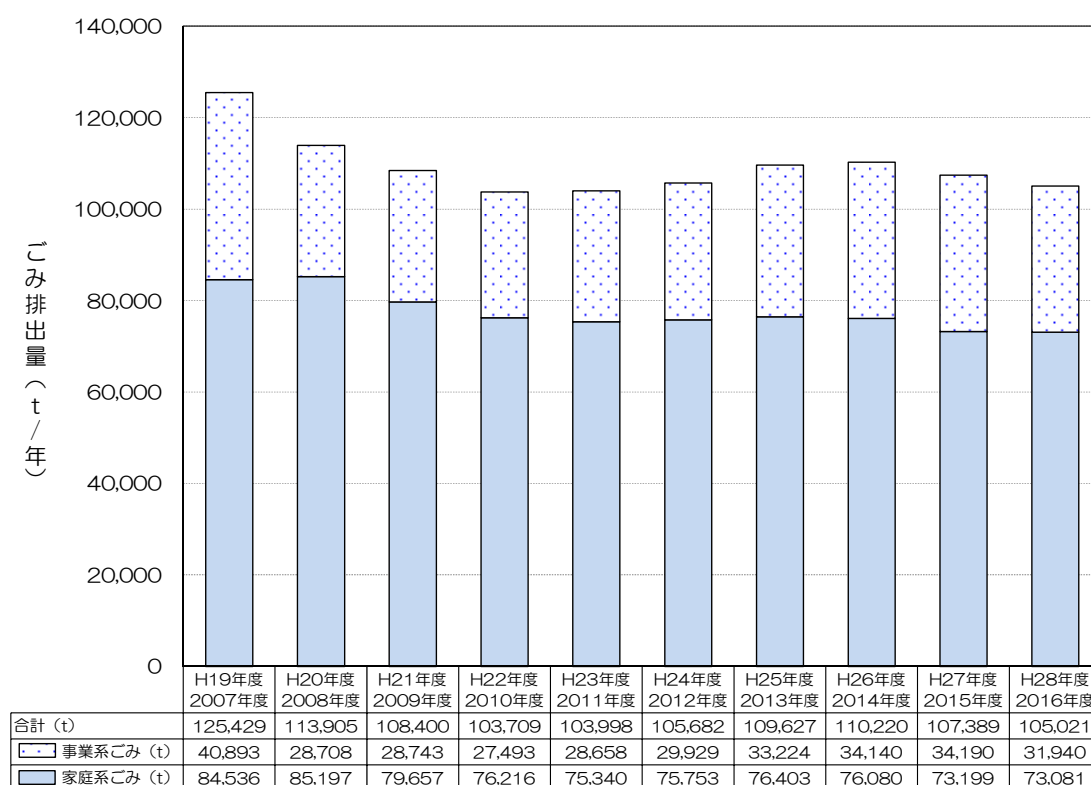


図 3-4 ごみ総排出量の推移

イ 1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））

本市における1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移を図 3-5 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成 19 年（2007 年）度は 1,145 g/人・日でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 1,003 g/人・日となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 142 g/人・日（12.4%）減少しています。

しかし、旧計画における目標値 900 g/人・日（平成 29 年（2017 年）度）に比べ 103 g/人・日多く、ごみ減量化目標に達していない状況です。

旧計画では、ごみ減量化に向けた取組を行った効果として、目標年度の平成 29 年（2017 年）度において平成 19 年（2007 年）度実績と比較し、収集ごみ量を 7.0%、直接搬入ごみを 55.0%それぞれ削減することを目標としていましたが、平成 28 年（2016 年）度実績では、収集ごみ量は 17.7%削減となり、目標値に対し 10.7 ポイント上回ったものの、直接搬入量は 11.7%の削減に留まり、目標値に対し 43.3 ポイント下回りました。

これらのことは、市におけるごみ減量化、再生利用促進に向けた啓発等の取組が十分ではなかったことが一因として挙げられます。

なお、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））はごみ総排出量から集団回収量を除いた値で算出しています。

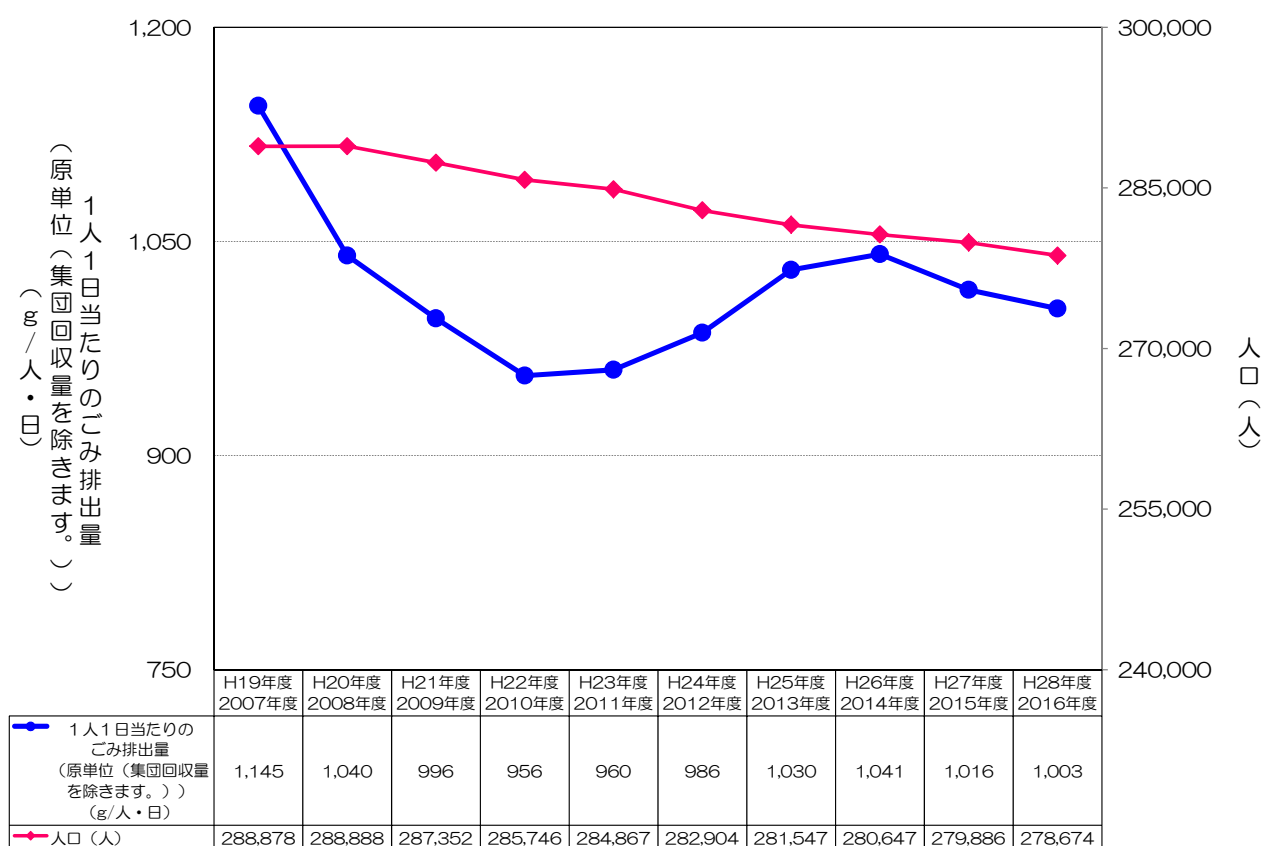


図 3-5 1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移

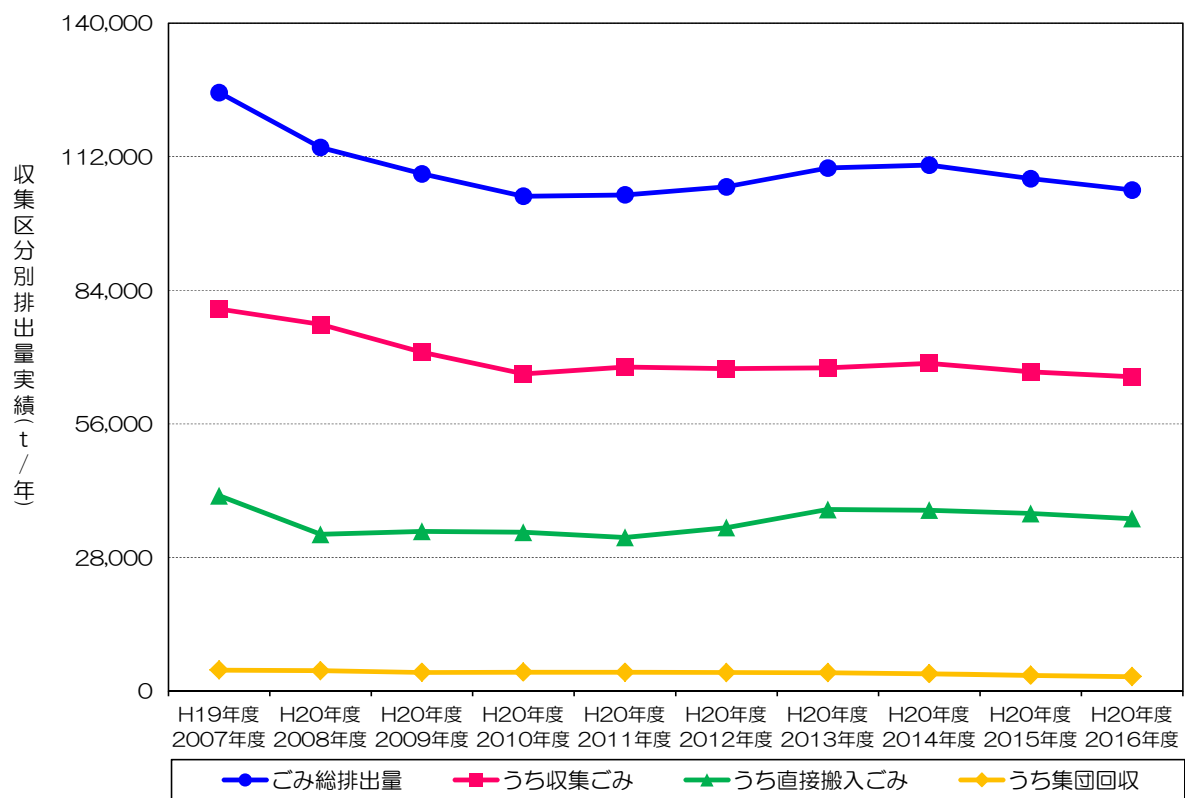


図 3-6 収集区分別排出量実績

表 3-1 1 収集区分別排出量実績

(単位：t)

区分/年度	H19年度 2007年度	H19年度 2008年度	H19年度 2009年度	H19年度 2010年度	H19年度 2011年度	H19年度 2012年度	H19年度 2013年度	H19年度 2014年度	H19年度 2015年度	H19年度 2016年度
ごみ総排出量	125,429	113,905	108,400	103,709	103,998	105,682	109,627	110,220	107,389	105,021
うち収集ごみ	80,087	76,831	71,036	66,475	67,900	67,565	67,756	68,703	66,891	65,874
うち直接搬入ごみ	40,934	32,829	33,474	33,279	32,180	34,238	38,041	37,897	37,212	36,143
うち集団回収	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918	3,879	3,830	3,620	3,286	3,004

※うち収集ごみ：家庭系ごみのうち、直営又は委託により市が収集したごみ

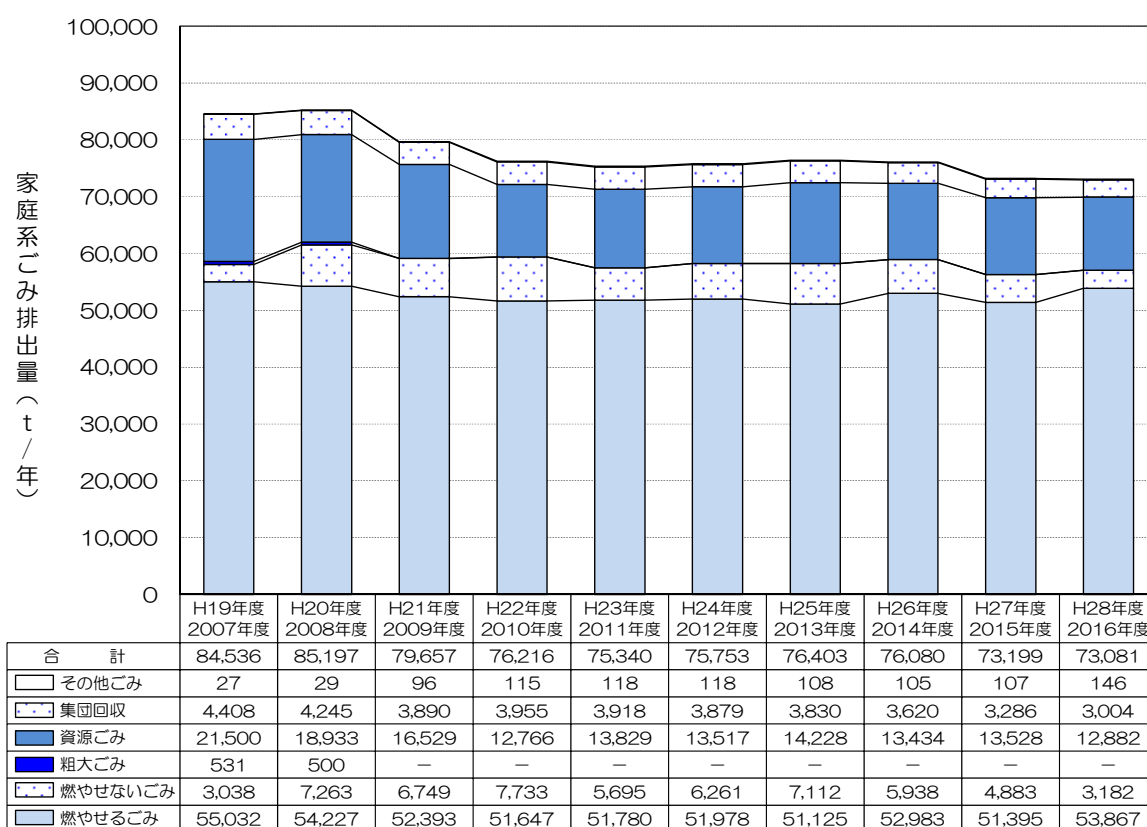
※うち直接搬入ごみ：事業系一般廃棄物及び家庭系ごみのうち市施設に自己搬入されたごみ

ウ 家庭系ごみの実績

① 分別区分ごとの排出量の推移

本市における家庭系ごみの分別区分ごとの排出量の推移を図 3-7 に示します。

分別区分ごとでは、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて、燃やせるごみが 1,165 t/年（2.1%）減少している一方で、燃やせないごみが 144 t/年（4.7%）、その他ごみが 119t/年が（440.7%）増加しています。また、資源ごみが 8,618 t/年（40.1%）、集団回収が 1,404 t/年（31.9%）減少しています。



注：その他ごみは危険ごみ、り災ごみなど

図 3-7 家庭系ごみの排出量の推移

② 家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

本市における家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移を図 3-8 に示します。

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて 799 g/人・日 から 718 g/人・日へと 81 g/人・日（10.1%）減少しています。

分別区分ごとでは、燃やせるごみが 10 g/人・日（1.9%）、燃やせないごみが 2 g/人・日（6.9%）増加しています。また、資源ごみが 76 g/人・日（37.4%）、集団回収が 12 g/人・日（28.6%）減少しています。

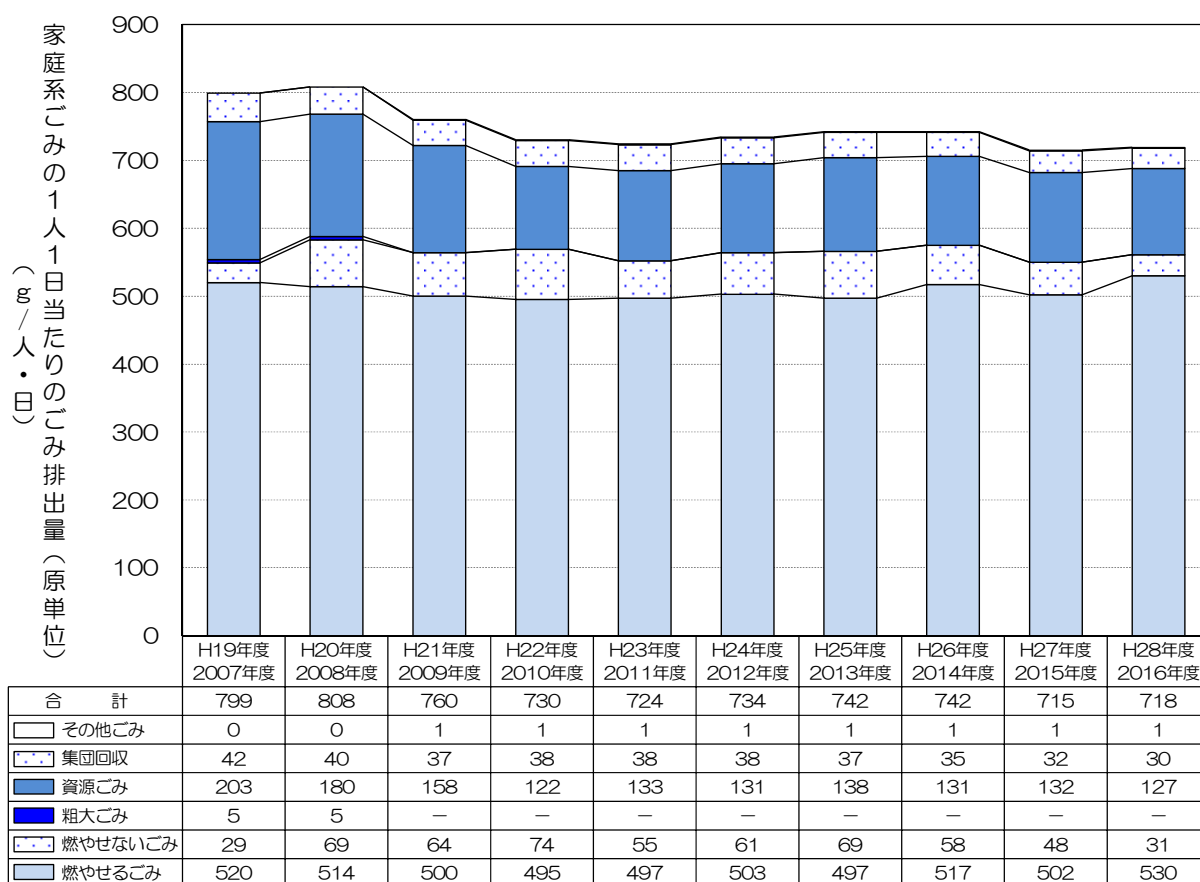


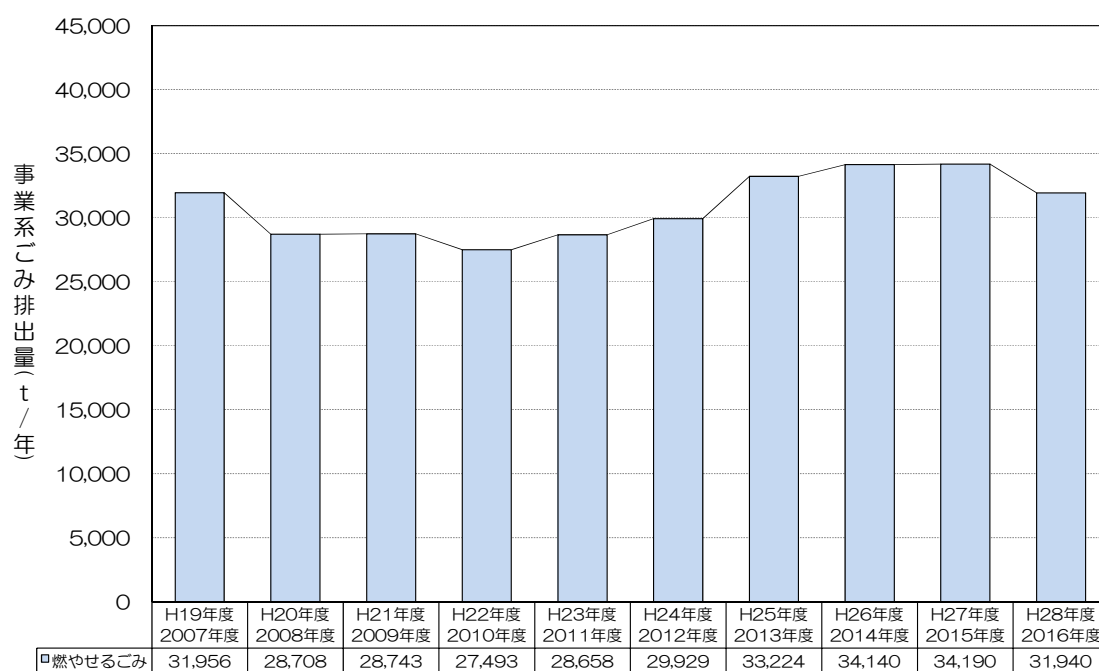
図 3-8 家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

工 事業系ごみの実績

① 分別区分ごとの排出量の推移

本市における事業系ごみの排出量の推移を図 3-9 に示します。

事業系の燃やせるごみは、平成 19 年（2007 年）度に 31,956 t / 年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 27,493 t / 年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 4,463 t / 年（14.0%）減少しています。それ以降は増加傾向にありましたが、平成 28 年（2016 年）度には前年度より減少し、31,940 t / 年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 4,447 t / 年（16.2%）増加しています。



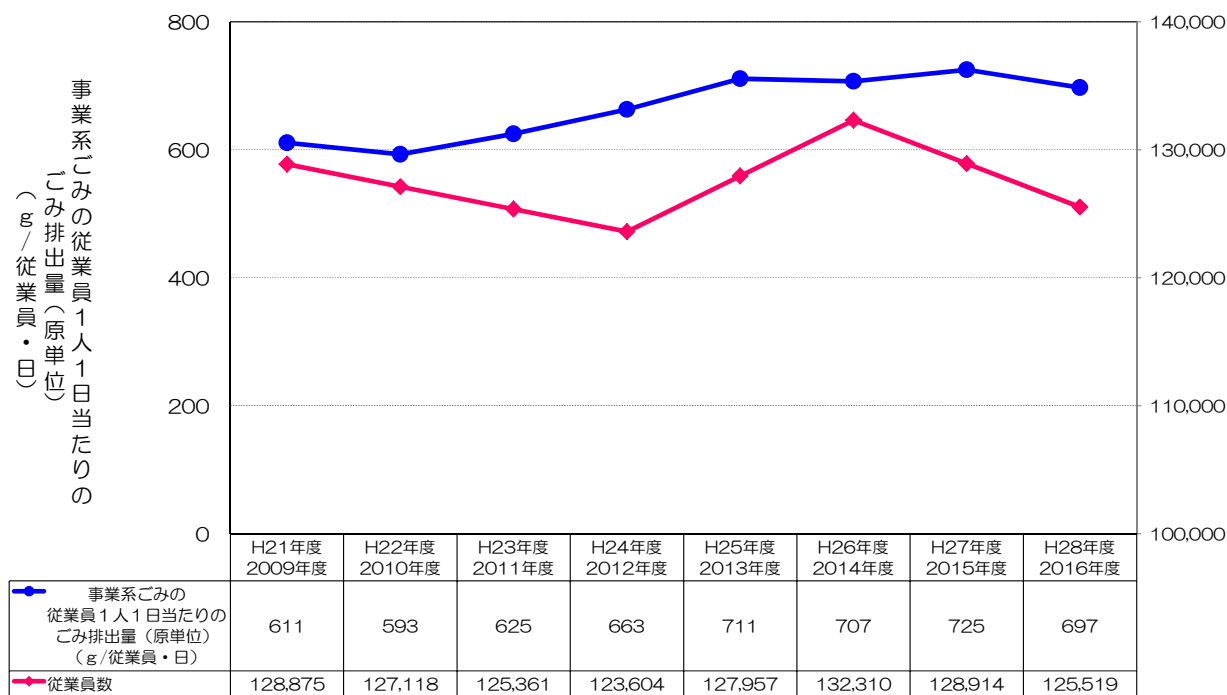
※平成 19 年（2007 年）度は資源ごみ 40 t、粗大ごみ 153 t、燃やせないごみ 8,744 t を受け入れました。

図 3-9 事業系ごみの排出量の推移

② 事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

本市における事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移を図 3-10 に示します。

事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成21年（2009年）度から平成28年（2016年）度にかけて611g/従業員・日から697g/従業員・日へと86g/従業員・日（14.1%）増加しています。



※従業員数は、平成21年（2009年）度及び26年（2014年）度の経済センサス基礎調査、平成24年（2012年）度及び28年（2016年）度の経済センサス活動調査の従業者数（産業大分類別、A～R（S公務を除く））を使用しています。平成22年（2010年）度～23年（2011年）度、25年（2013年）度、27年（2015年）度については、直線補間により推計しました。

図 3-10 事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

(3) ごみ処理量

ア 総処理量

本市におけるごみ処理の実績について、図 3-11 に示します。

平成 28 年（2016 年）度における総排出量 105,021 t /年のうち、24,433 t /年（23.3%）を資源化しています。津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかでは 90,394 t /年を焼却処理、津市一般廃棄物最終処分場では 1,426 t /年を埋立処分しています。

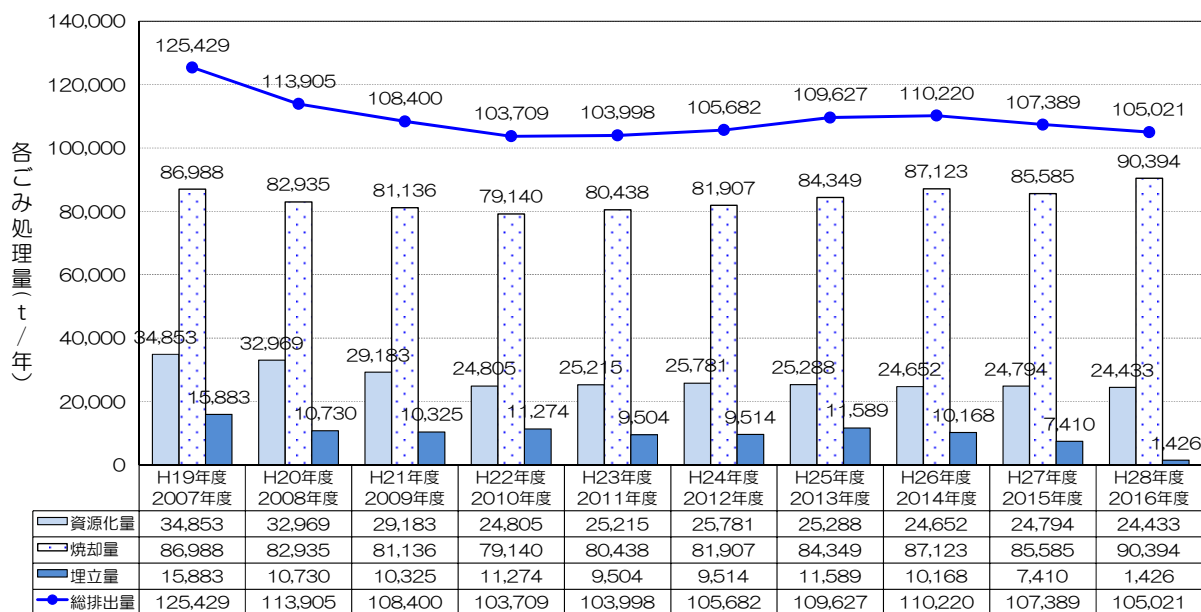


図 3-11 ごみ処理の実績

イ 中間処理量

① 資源化量

本市における資源化量の推移を図 3-12、資源化量の内訳を表 3-12に示します。

資源化量は、平成 19 年（2007 年）度は 34,853 t /年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 24,805 t /年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 10,048 t /年（28.8%）減少しています。平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度には 24,433 t /年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 372 t /年（1.5%）減少しています。

リサイクル率は、平成 19 年（2007 年）度は 27.8%でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 23.9%となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3.9 ポイント減少しています。さらに、平成 28 年（2016 年）度には 23.3%となり、平成 22 年（2010 年）度と比較しても 0.6 ポイント減少しています。リサイクル率の内訳の中では、特に直接資源化量の減少が目立ち、平成 19 年（2007 年）度は 10,383 t ですが、平成 28 年（2016 年）度には 3,598 t となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 6,785 t（65.3%）減少しています。

これは、市における資源化の促進に向けた啓発等の取組が十分ではなかったことが一因として挙げられるほか、従来資源物として回収していた新聞・雑誌等の発行・出版部数が、電子書籍等の普及により減少していること、一方で、新聞販売店での新聞等の回収や民間小売店舗等での資源物の店頭回収が拡大していることが大きな要因として挙げられます。

また、これらのほか、可燃ごみの中に資源化可能な紙類や容器包装プラスチックが混入していることや、ごみ一時集積所からの資源物の持ち去り行為が発生していることも要因として挙げられます。

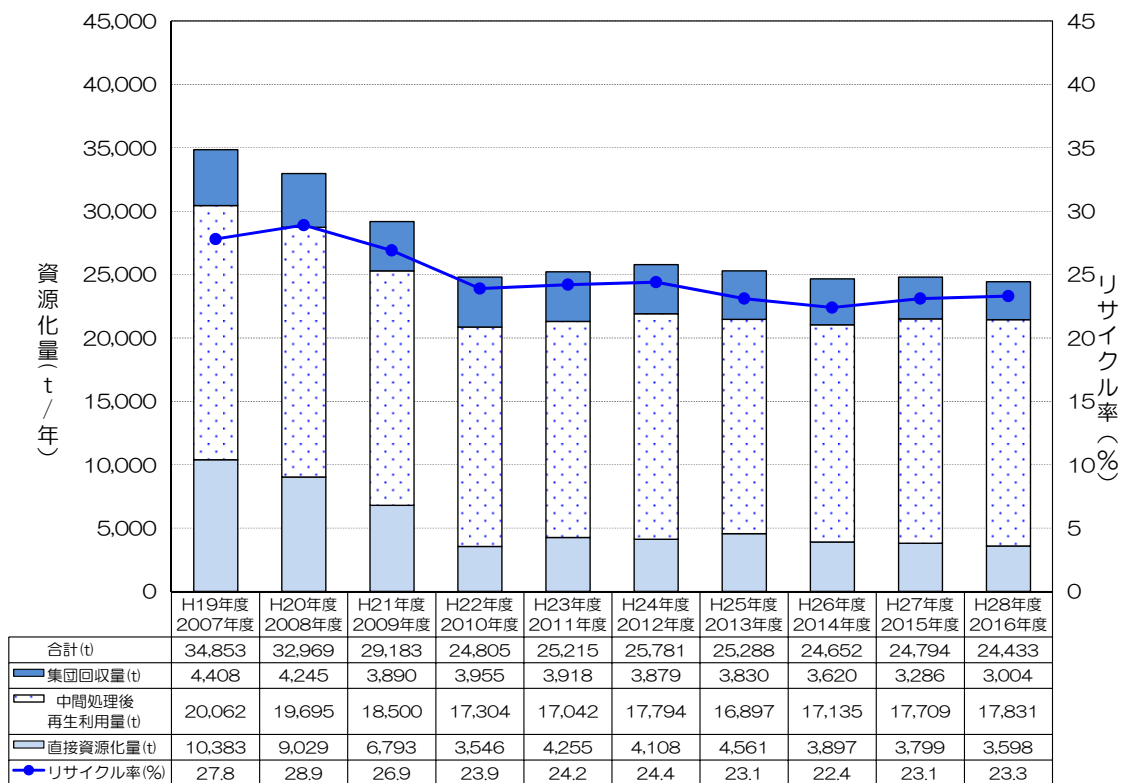


図 3-12 資源化量の推移

表 3-12 資源化量の内訳

(単位：t)

		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
資源化量（全体）	紙類	13,775	12,269	9,506	6,296	6,924	6,875	7,310	6,583	6,192	5,691
	紙バック	-	6	7	8	9	6	8	6	6	33
	金属類	1,641	1,298	1,487	962	1,116	1,498	735	1,107	2,245	1,808
	ガラス類	826	820	707	650	639	634	629	607	645	674
	ペットボトル	788	747	668	687	646	624	616	567	584	516
	プラスチック類	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542	3,560	3,360	3,172	3,876	2,780
	布類	933	900	963	1,013	1,062	946	923	782	739	626
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	溶融スラグ	12,295	12,729	12,244	11,510	-	-	-	-	-	-
	セメント原料化	-	-	-	-	2,508	2,640	2,532	2,462	2,331	2,773
	山元還元	-	-	-	-	1,261	1,353	1,358	1,187	1,142	1,013
	その他	27	29	96	115	7,508	7,645	7,817	8,179	7,034	8,519
	合 計	34,853	32,969	29,183	24,805	25,215	25,781	25,288	24,652	24,794	24,433
集団回収量	紙類	4,239	4,065	3,700	3,761	3,747	3,725	3,684	3,478	3,148	2,869
	紙バック	-	6	7	8	9	6	8	6	6	4
	金属類	44	60	102	60	52	36	37	37	38	39
	ガラス類	12	10	9	9	8	6	5	4	3	2
	布類	113	104	72	117	102	106	96	95	91	90
	小 計	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918	3,879	3,830	3,620	3,286	3,004
中間処理後 再生利用量	金属類	1,597	1,238	1,385	902	1,064	1,462	698	1,070	2,207	1,752
	ガラス類	814	810	698	641	631	628	624	603	642	672
	ペットボトル	788	747	668	687	646	624	616	567	584	516
	プラスチック類	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542	3,560	3,360	3,172	3,876	2,780
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	溶融スラグ	12,295	12,729	12,244	11,510	-	-	-	-	-	-
	セメント原料化	-	-	-	-	2,508	2,640	2,532	2,462	2,331	2,773
	山元還元	-	-	-	-	1,261	1,353	1,358	1,187	1,142	1,013
	その他※	-	-	-	-	7,390	7,527	7,709	8,074	6,927	8,325
	小 計	20,062	19,695	18,500	17,304	17,042	17,794	16,897	17,135	17,709	17,831
直接資源化量	紙類	9,536	8,204	5,806	2,535	3,177	3,150	3,626	3,105	3,044	2,822
	紙バック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
	金属類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
	布類	820	796	891	896	960	840	827	687	648	536
	その他	27	29	96	115	118	118	108	105	107	194
	小 計	10,383	9,029	6,793	3,546	4,255	4,108	4,561	3,897	3,799	3,598

※民間事業者において、「土木資材・覆土材」として利用されている。

② 焼却処理量

本市における焼却処理量を図 3-13 に示します。

焼却処理量は、平成 19 年（2007 年）度は 86,988 t / 年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 90,394 t / 年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3,406 t / 年（3.9%）増加しています。

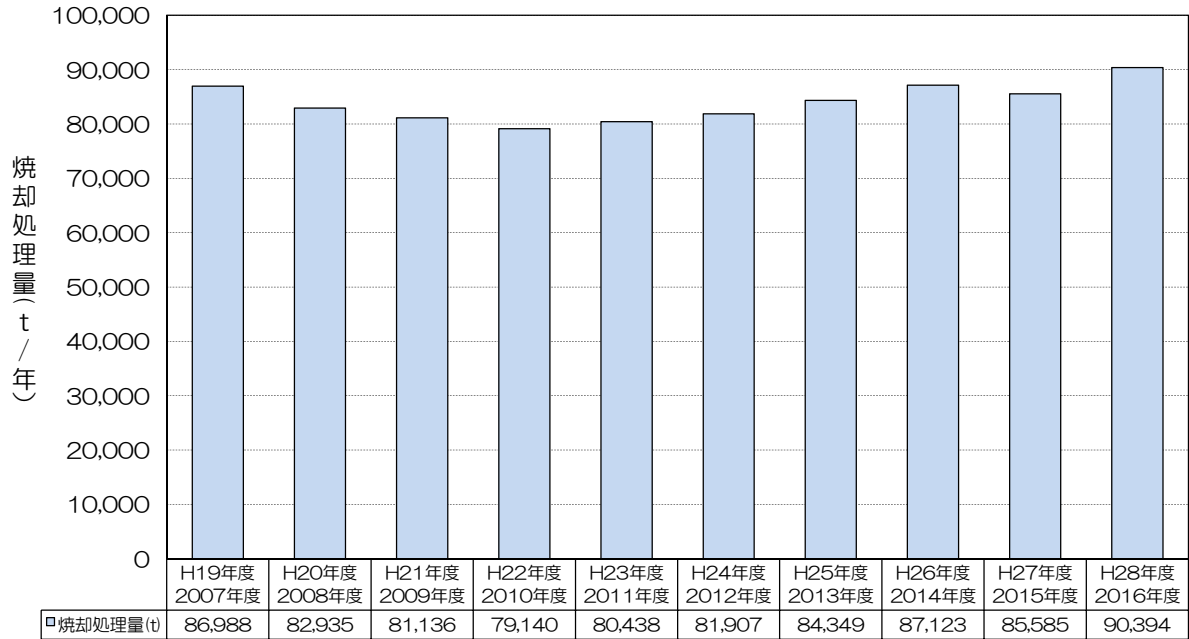


図 3-13 焼却処理量の推移

③ ごみの組成分析

津市西部クリーンセンター（1号炉、2号炉）における可燃ごみの組成分析結果を表 3-13、図 3-14、表 3-14、図 3-15 に示し、津市クリーンセンターおおたかにおける可燃ごみの組成分析結果を表 3-15、図 3-16 に示します。

津市西部クリーンセンターのごみの種類・組成における平均値は、紙・布類が全体の50%以上を占めています。三成分においては、水分が比較的多く、灰分が少ない結果となっています。

同様に津市クリーンセンターおおたかにおいても紙・布類が全体の50%以上を占めており、三成分は水分が最も多くなっています。

表 3-13 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（1号炉・乾ベース）
（単位：％）

分析項目		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均値
ごみ・ の組 種成 類	紙・布類	56.4	57.5	55.0	63.6	48.9	56.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	13.9	13.3	15.8	13.8	26.9	16.7
	木、竹、わら類	13.4	11.5	15.7	6.5	8.1	11.0
	厨芥類	12.8	14.9	11.3	14.9	13.4	13.5
	不燃物類	1.3	1.6	0.9	0.6	1.4	1.2
	その他	2.2	1.2	1.3	0.7	1.4	1.4
三 成 分	水 分	50.3	46.4	52.4	43.4	49.2	48.3
	可燃分	42.3	45.6	41.7	48.3	34.8	42.5
	灰 分	7.4	8.0	5.9	8.3	16.0	9.1

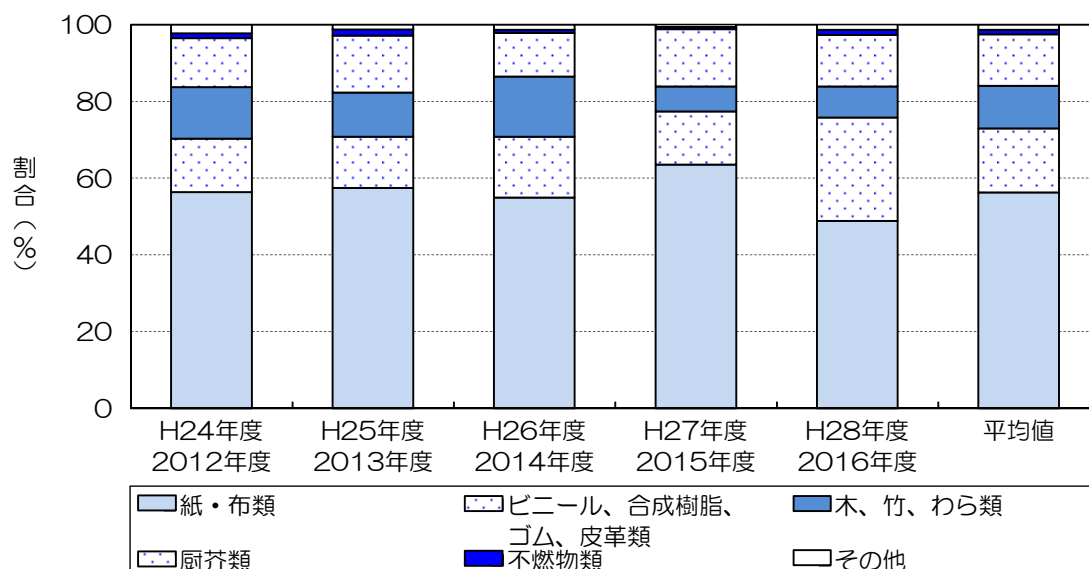


図 3-14 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（1号炉・乾ベース）

表 3-14 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（2号炉・乾ベース）
(単位：%)

種類組成		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均値
ごみ・ の組 種成 類	紙・布類	63.4	47.4	49.4	50.1	56.6	53.4
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	13.6	15.6	18.5	15.0	18.0	16.1
	木、竹、わら類	9.7	15.2	10.3	10.3	6.5	10.4
	厨芥類	10.7	17.5	18.5	18.8	15.9	16.3
	不燃物類	0.6	2.9	2.0	3.9	1.8	2.2
	その他	2.0	1.4	1.3	1.9	1.1	1.5
三成分	水分	46.5	50.1	45.0	47.0	46.0	46.9
	可燃分	46.0	42.2	48.2	44.6	45.4	45.3
	灰分	7.5	7.7	6.8	8.4	8.6	7.8

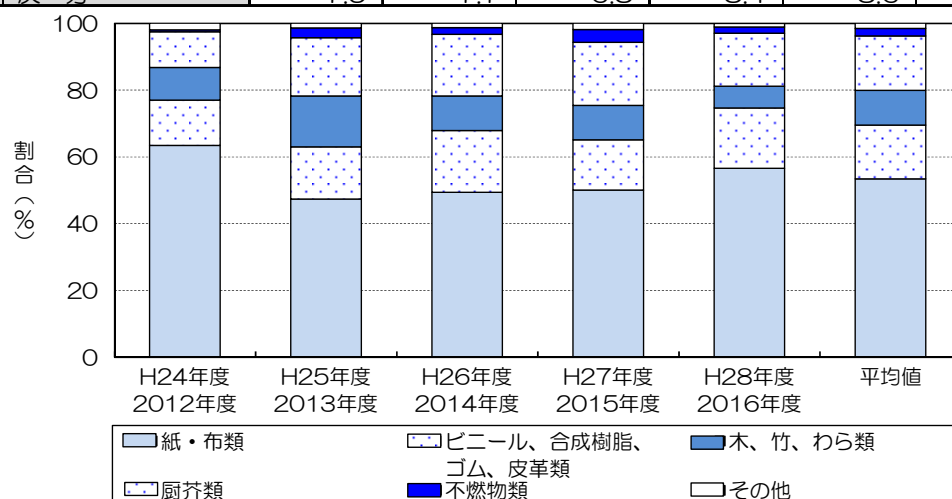


図 3-15 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（2号炉・乾ベース）

表 3-15 津市クリーンセンターおおたか 可燃ごみの種類・組成の推移（乾ベース）
(単位：%)

種類組成		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均値
ごみ・ の組 種成 類	紙・布類	57.0	48.1	59.8	57.9	48.4	54.2
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	12.5	13.6	17.9	15.7	16.2	15.2
	木、竹、わら類	15.5	16.3	6.7	9.2	16.1	12.8
	厨芥類	12.3	19.3	14.3	13.3	16.2	15.1
	不燃物類	1.2	1.6	0.6	1.6	1.7	1.3
	その他	1.5	1.1	0.7	2.3	1.9	1.5
三成分	水分	52.0	52.4	47.9	57.0	50.1	51.9
	可燃分	41.9	41.6	44.5	6.1	42.0	35.2
	灰分	6.1	6.0	7.6	37.0	8.0	12.9

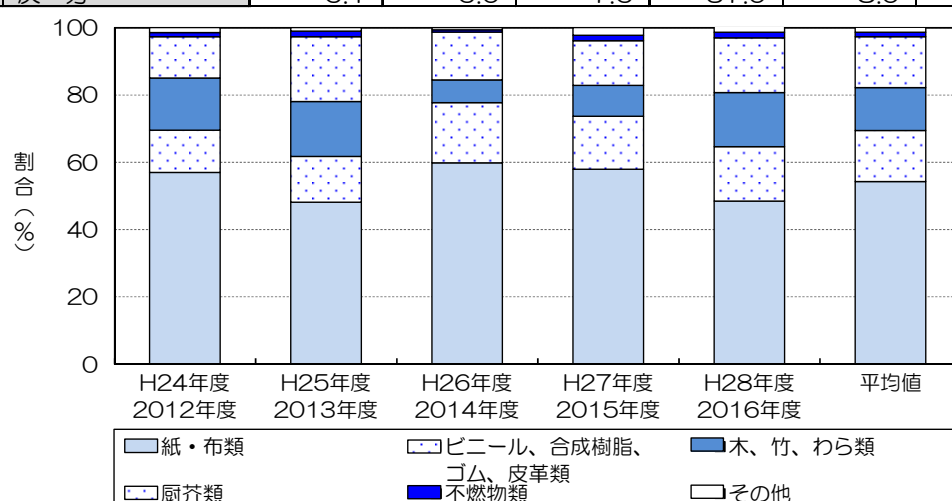


図 3-16 津市クリーンセンターおおたか 可燃ごみの種類・組成の推移（乾ベース）

④ 最終処分量

本市における最終処分量の推移を図 3-17 に示します。

最終処分量は、平成 19 年（2007 年）度は 15,883t/年でしたが、平成 20 年（2008 年）度に 10,730t/年に減少した後は増減を繰り返しながら推移し、その後、平成 27 年（2015 年）度は 7,410t/年となり平成 26 年（2014 年）度に比べ 2,758t/年減少し、平成 28 年（2016 年）度はさらに 5,984t/年減少し、1,426t/年となりました。

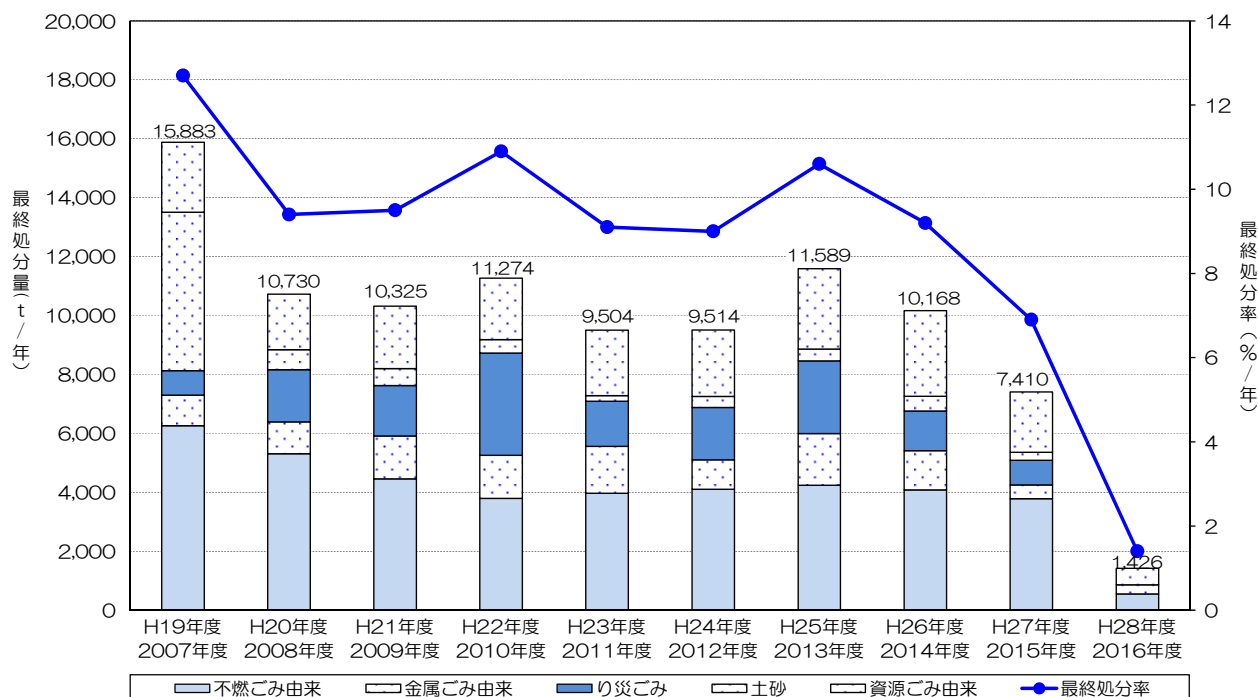


図 3-17 最終処分量の推移

平成 19 年（2007 年）度から平成 20 年（2008 年）度にかけての 5,153 t の減少は、最終処分量の削減策として平成 20 年（2008 年）度から産業廃棄物の受入を制限したことに伴い、事業系一般廃棄物（不燃系）の搬入が同年度にかけて 8,937t/年減少したことが要因として挙げられます。

平成 27 年（2015 年）度以降の大幅な減少は、り災ごみの受入れにおいて、従来その中に多く混入していた土砂（埋土等に再利用可能）や可燃物（焼却可能）の分別を平成 25 年（2013 年）度から新たに現場確認により周知徹底してきた結果、平成 27 年（2015 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて最終処分量の 11%に相当するり災ごみの搬入が減少したことが要因の一つとして挙げられます。

また、中間処理（破碎選別及び資源化）により不燃物の中から焼却できる可燃物を回収して最終処分量の削減を図ろうと計画した工程において、平成 28 年（2016 年）4月に稼働した津市リサイクルセンターでは、従来破碎選別処理していた金属ごみに加え、それまで直接埋立処分していた

燃やせないごみやその他プラスチックも破碎選別処理するようになったこと、また、容器包装プラスチックやペットボトルなどの資源化処理工程で発生する従来埋立処分していた選別残渣からも可燃物を回収するようになったこと、さらに同センターでは新たに手選別ラインを強化し選別処理精度が上がったことで、当該可燃物の回収率が計画値の30%から76%に上昇し、あわせてこれらの工程における資源物の回収率も11%上昇したことが要因として挙げられます。

表 3-16 中間処理（破碎選別・資源化）量の推移

（単位：t）

区分		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
中間処理 （破碎選 別・資源 化）量	1 不燃ごみ	6,259	5,312	4,465	3,798	3,970	4,110	4,243	4,087	3,784	3,276
	2 金属ごみ	2,636	2,319	2,835	2,359	2,656	2,458	2,448	2,393	2,682	2,743
	3 罹災ごみ	833	1,772	1,707	3,474	1,534	1,772	2,468	1,352	829	0
	4 土砂	5,374	679	577	461	191	379	401	499	270	81
	5 資源ごみ	8,548	7,614	6,997	6,976	7,036	7,069	7,327	7,249	7,154	5,820
	合計	23,650	17,696	16,581	17,068	15,387	15,788	16,887	15,580	14,719	11,920
	資源 化 物	1 不燃ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	192
		2 金属ごみ由来	1,597	1,238	1,385	902	1,064	1,462	698	1,070	2,207
		3 罹災ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 土砂由来	0	0	0	0	0	0	0	0	81
		5 資源ごみ由来	6,170	5,728	4,871	4,892	4,819	4,812	4,600	4,342	5,102
		小計	7,767	6,966	6,256	5,794	5,883	6,274	5,298	5,412	7,309
	焼 却 物	1 不燃ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	2,528
		2 金属ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	771
		3 罹災ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 土砂由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5 資源ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	1,294
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	4,593
	埋 立 物	1 不燃ごみ由来	6,259	5,312	4,465	3,798	3,970	4,110	4,243	4,087	3,784
		2 金属ごみ由来	1,039	1,081	1,450	1,457	1,592	996	1,750	1,323	475
		3 罹災ごみ由来	833	1,772	1,707	3,474	1,534	1,772	2,468	1,352	829
		4 土砂由来	5,374	679	577	461	191	379	401	499	270
		5 資源ごみ由来	2,378	1,886	2,126	2,084	2,217	2,257	2,727	2,907	2,052
		小計	15,883	10,730	10,325	11,274	9,504	9,514	11,589	10,168	7,410
	最終処分率（%）		12.7	9.4	9.5	10.9	9.1	9.0	10.6	9.2	6.9

⑤ ごみ処理経費

本市におけるごみ処理経費を表 3-17 に示します。

ごみ処理経費は、平成 19 年（2007 年）度は 3,745,894 千円/年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 4,572,843 千円/年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 826,949 千円/年（22.1%）増加しています。

1 人当たり年間ごみ処理経費は、平成 19 年（2007 年）度は 13 千円/年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 16 千円/年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3 千円/年（23.1%）増加しています。

表 3-17 ごみ処理経費

（単位：千円）

歳出			H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	3,308	0	0	0	0	
		最終処分場	10,769	27,206	336,531	430,397	222,267	
		その他	0	0	0	3,295	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
小計		14,077	27,206	336,531	433,692	222,267		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	481,357	484,027	513,395	532,381	504,039	
		技能職	収集運搬	836,501	837,510	732,335	512,065	519,943
			中間処理	54,491	85,550	50,515	66,572	39,147
			最終処分	36,923	38,004	36,903	41,399	44,875
	処理費	収集運搬費	71,370	73,653	74,217	34,684	58,518	
		中間処理費	473,806	488,908	612,430	516,802	565,991	
		最終処分費	185,087	217,599	193,340	229,830	251,542	
	車両等購入費		23,940	22,341	25,284	0	0	
	委託費	収集運搬費	409,061	446,301	482,627	700,166	1,085,528	
		中間処理費	380,906	346,131	390,380	391,066	434,234	
		最終処分費	728,904	809,605	787,303	766,666	566,064	
		その他	12,292	15,517	6,641	13,373	38,334	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
	小計		3,694,638	3,865,146	3,905,370	3,805,004	4,108,215	
	その他		37,179	20,344	36,615	36,791	35,849	
合計		3,745,894	3,912,696	4,278,516	4,275,487	4,366,331		
1人当たり年間ごみ処理経費		13	14	15	15	15		
歳出			H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	6,703	0	0	
		中間処理施設	151,203	304,589	1,049,629	3,441,491	0	
		最終処分場	212,477	1,039,576	1,389,355	3,319,980	0	
		その他	0	70,298	114,037	46,364	52,724	
	調査費	0	0	0	0	0		
小計		363,680	1,414,463	2,559,724	6,807,835	52,724		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	437,031	423,038	330,916	382,352	284,820	
		技能職	収集運搬	520,597	272,099	244,519	246,229	267,828
			中間処理	31,612	19,079	85,199	27,649	30,531
			最終処分	45,644	43,338	86,112	26,344	0
	処理費	収集運搬費	58,722	30,827	10,876	16,951	28,841	
		中間処理費	340,502	289,668	277,783	241,406	270,219	
		最終処分費	207,606	206,242	145,536	123,612	51,880	
	車両等購入費		0	0	0	12,712	0	
	委託費	収集運搬費	1,159,851	1,441,404	1,578,702	1,651,521	1,678,139	
		中間処理費	686,234	912,858	955,621	930,808	1,553,436	
		最終処分費	587,627	594,321	563,055	514,772	220,676	
		その他	40,622	28,718	162,705	157,794	0	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
	小計		4,116,048	4,261,592	4,441,024	4,332,150	4,386,370	
	その他		33,175	32,888	137,206	127,154	133,749	
合計		4,512,903	5,708,943	7,137,954	11,267,139	4,572,843		
1人当たり年間ごみ処理経費		16	20	25	40	16		

4 ごみ処理実績の評価

(1) 旧計画目標値の達成状況

旧計画における目標値と平成 28 年（2016 年）度の実績値の比較結果を表 3-18 に示します。

1 人 1 日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、旧計画の目標値に対して 103 g 多く、目標が未達の状況です。同様に、リサイクル率についても、目標値に対して 21.7 ポイント少なくなっています。

最終処分量については、目標値に対して 6,574 t /年少なくなっており、計画目標を大きく達成している状況です。

表 3-18 旧計画の目標値と実績値との比較

指 標	旧計画の目標値 (平成 29 年度) (2017 年度)	実績値 (平成 28 年度) (2016 年度)	達成 状況	比較結果
1 人 1 日当たりごみ 排出量（原単位（集団 回収量を除きます。））	900 g / 人・日	1,003 g / 人・日	×	103 g / 人・日多い。
リサイクル率	45%	23.3%	×	21.7 ポイン ト少ない。
最終処分量	8,000 t / 年	1,426 t / 年	○	6,574 t / 年 少ない。

(2) 類似団体との比較評価

本市の類似自治体 35 市との比較評価結果を表 3-20 に、一般廃棄物処理システム比較分析結果を図 3-18 に示します。比較項目は、毎年、環境省が実施している「一般廃棄物処理実態調査結果」において把握可能な項目とし、公表されている平成 27 年（2015 年）度「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」の実績値で比較します。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 3-19 に示します。

表 3-19 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
1 人 1 日当たりの ごみ総排出量	総排出量/計画収集人口 /365	{1-(実績値-平均値) /平均値}×100	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる。
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、 集団回収除く)	(家庭系ごみ排出量 －資源ごみ排出量 －集団回収量) /計画収集人口/365	{1-(実績値-平均値) /平均値}×100	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる。
資源化率※	資源化量/総排出量 ×100	実績値/平均値× 100	指数が大きくなるほど 資源化率は高くなる。
最終処分率	最終処分量/総排出量 ×100	{1-(実績値-平均値) /平均値}×100	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち最終処分 される割合は低くなる。
1 人当たりの 年間処理経費	(処理費+委託費+人件費) /計画収集人口	{1-(実績値-平均値) /平均値}×100	指数が大きくなるほど 1 人当たりの年間処理 経費は少なくなる。
従業員 1 人 1 日 当たりの 事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量 /従業員数/365	{1-(実績値-平均値) /平均値}×100	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる。

※固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除きます。

以下に類似自治体の概要を示します。

- ・都市形態：都市
- ・人口区分：Ⅳ（150,000 人以上（政令指定都市、特別区、中核市、特例市除く））
- ・産業構造：3（第 2・3 次産業人口比 95%以上、第三次産業人口 65%以上）

※類似自治体は「類似団体別市町村財政指数表（総務省）」に準拠しています。

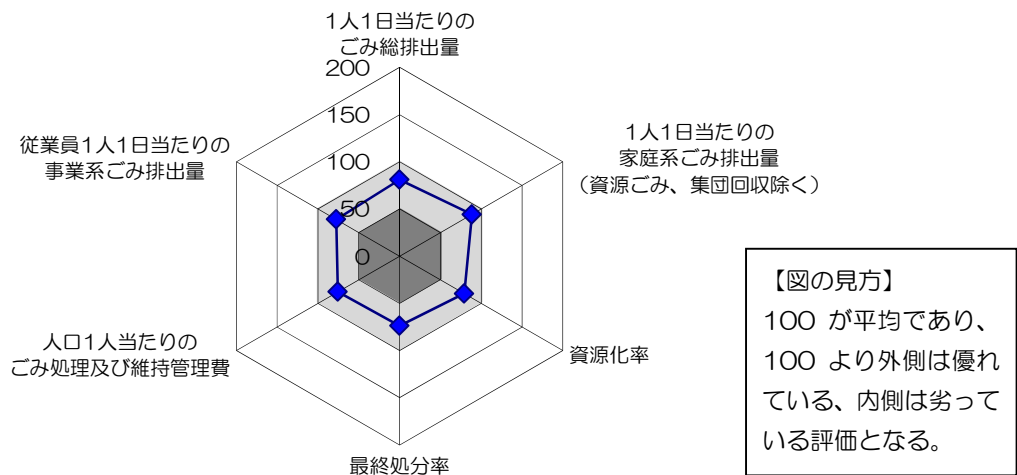
表 3-20 各評価項目の計算結果

市町村名	1人1日当たりのごみ総排出量		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団回収除く)		資源化率		最終処分率		人口1人当たりのごみ処理 及び維持管理費		従業員1人1日 当たりの 事業系ごみ排出量	
	g/ 人・日	指数	g/ 人・日	指数	%	指数	%	指数	円/人	指数	g/ 人・日	指数
津市	1,048	81	550	89	20	79	7	74	15,426	76	646	78
釧路市	1,148	70	569	85	17	67	13	-35	13,037	95	777	53
苫小牧市	1,150	69	432	112	30	119	11	2	11,232	109	984	14
福島市	1,329	49	881	21	10	40	3	146	10,811	113	597	87
ひたちなか市	1,034	83	668	65	17	67	4	128	7,189	142	525	101
狭山市	840	105	475	104	28	111	1	182	12,402	100	391	126
上尾市	776	112	559	87	19	75	9	38	10,995	111	261	151
新座市	799	109	477	103	27	107	5	110	8,847	129	448	115
久喜市	837	105	470	105	29	115	3	146	13,038	95	437	117
市川市	814	108	496	99	19	75	10	20	9,125	126	686	70
松戸市	843	104	432	112	24	95	10	20	11,164	110	741	60
野田市	799	109	443	110	30	119	6	92	10,415	116	473	110
佐倉市	802	109	548	89	21	83	3	146	7,550	139	396	125
習志野市	917	96	538	91	22	87	3	146	12,720	97	744	59
市原市	963	91	615	75	19	75	5	110	9,707	122	537	98
流山市	885	99	443	110	24	95	15	-71	13,948	88	1,048	2
八千代市	798	109	499	99	18	71	11	2	12,872	96	560	94
浦安市	1,059	80	498	99	17	67	7	74	14,833	80	697	68
立川市	769	113	374	124	33	131	0	200	17,342	60	230	156
三鷹市	725	118	371	125	34	135	0	200	11,478	107	258	151
府中市	695	121	371	125	38	150	0	200	14,647	82	176	167
調布市	736	116	386	122	38	150	0	200	12,648	98	184	165
町田市	806	108	484	102	26	103	0	200	16,146	70	425	120
小平市	741	116	507	97	26	103	0	200	13,146	94	188	164
日野市	674	123	462	106	27	107	0	200	12,505	99	136	174
東村山市	718	118	425	114	37	146	0	200	13,859	88	291	145
西東京市	703	120	466	106	35	139	0	200	15,320	76	0	200
鎌倉市	982	88	386	122	48	190	0	200	19,046	46	628	81
藤沢市	897	98	454	108	30	119	0	200	14,688	82	626	82
秦野市	864	102	565	86	22	87	6	92	11,823	105	427	119
宇治市	835	105	450	109	23	91	11	2	11,284	109	578	91
和泉市	866	102	456	108	12	48	13	-35	10,071	119	943	22
伊丹市	906	97	434	112	17	67	12	-16	7,908	136	828	43
川西市	951	92	529	93	23	91	6	92	14,776	81	847	40
宇部市	1,070	78	528	93	29	115	10	20	12,186	102	852	39
徳島市	1,089	76	581	82	15	59	17	-107	15,303	77	575	91
平均値※1	881	100	493	100	25.3	100	5.5	100	12,402	100	528	100

〔資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕

※ 1：平均値は津市を除いた類似自治体 35 市の値

※ 指数値は 100 が平均値であり、100 よりも大きければ平均より優れている、小さければ劣っている評価となります。



[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-18 一般廃棄物処理システム比較分析結果（津市）

本市のごみ処理について類似自治体 35 市と比較分析を行った結果、全ての項目において平均値よりも低い結果となっています。

評価結果の比較を表 3-21、評価項目における津市の状況を図 3-19 に示します。

表 3-21 評価結果の比較

評価項目	各数値	比較結果
1人1日当たりの ごみ総排出量	津 市：1,048g/人・日 平均値： 881g/人・日	・ 1人1日当たりのごみ総排出量 は、平均値と比較して167g多 い。
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団回収除く)	津 市： 550g/人・日 平均値： 493g/人・日	・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排 出量は、平均値と比較して57g 多い。
資源化率※1	津 市： 20.0% 平均値： 25.3%	・ 資源化率は、平均値と比較して 5.3ポイント低い。
最終処分率※2	津 市： 7.0% 平均値： 5.5%	・ 最終処分率は、平均値と比較し て1.5ポイント高い。
人口1人当たりの ごみ処理及び維持管理費 ※3	津 市：15,426円/人・年 平均値：12,402円/人・年	・ 人口1人当たりのごみ処理及び 維持管理費は、平均値と比較し て3,024円高い。
従業員1人1日当たりの 事業系ごみ排出量※4	津 市： 646g/人・日 平均値： 528g/人・日	・ 従業員1日当たりの事業系ごみ 排出量は、平均値と比較して 118g多い。

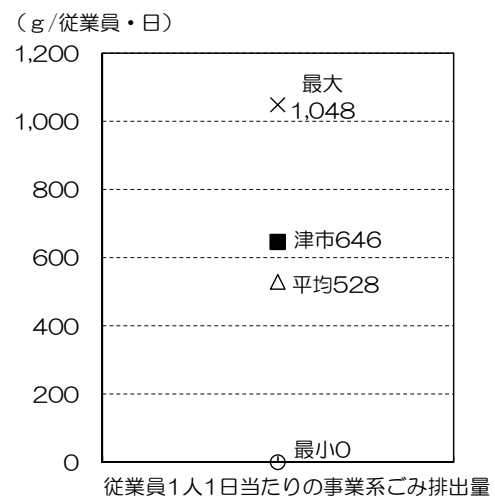
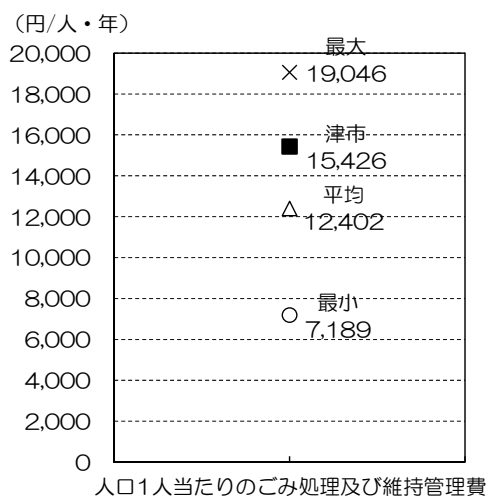
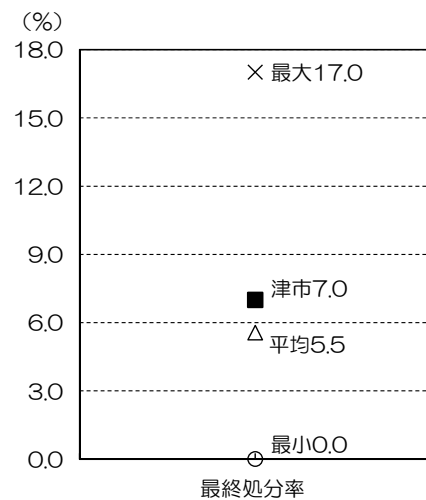
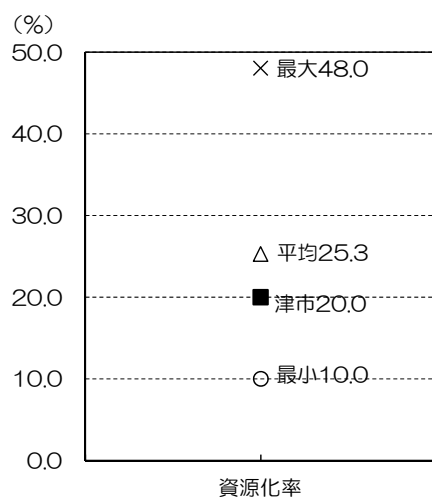
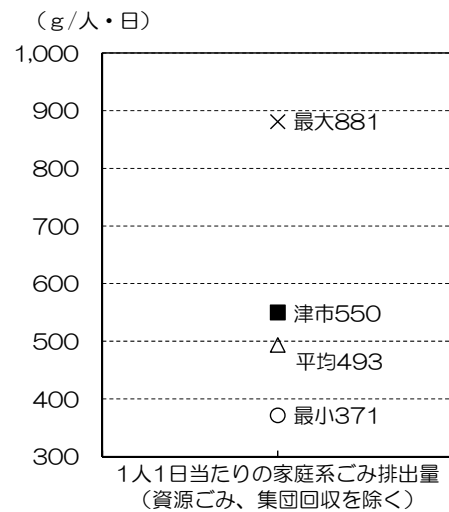
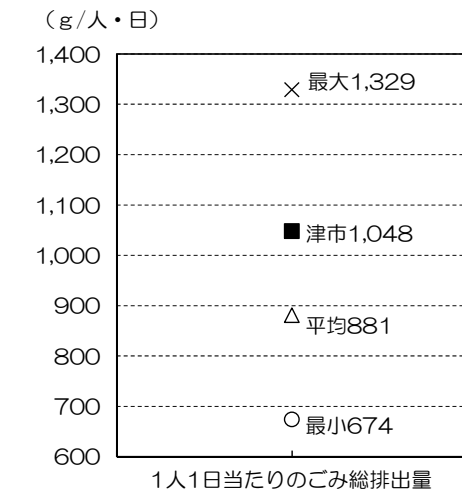
※1：焼却灰のセメント原料化等を除くため、平成 27 年（2015 年）度の資源化率 23.1%と異なっています。

※2：最終処分率については、平成 28 年（2016 年）度 1.4%となっています。

※3：建設・改良費を除くため、平成 27 年（2015 年）度の 1 人当たり年間ごみ処理経費 40,000 円と異なっています。

※4：平成 27 年（2015 年）度事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）725 g は、本市で推計した平成 27 年（2015 年）度の従業員数を用いて算出しているため、646 g と異なっています。

[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]



[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-19 評価項目における津市の状況

5 ごみ処理の課題整理

(1) 発生抑制・減量化

ごみ総排出量は、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて減少しているものの、1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は 1,003 g/人・日（平成 28 年（2016 年）度実績）で、旧計画の目標値（900 g/人・日：平成 29 年（2017 年）度）には達していません。

家庭系ごみについては、平成 20 年（2008 年）度から平成 23 年（2011 年）度にかけて減少がみられ、それ以後は平成 25 年（2013 年）度まで増加、平成 26 年（2014 年）度から減少傾向にあります。

しかし、燃やせるごみの中には資源化できる紙類・布類や水分を多く含む生ごみが多く含まれています。

また、平成 28 年（2016 年）度から、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分を可燃ごみとしましたが、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。

事業系ごみについては、排出量自体は平成 19 年（2007 年）度と平成 28 年（2016 年）度を比較すると、ほぼ同量ですが、事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）が増加傾向にあります。

ごみの発生抑制・減量化を図るため、家庭系ごみについては、発生抑制を推進するとともに、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物の排出責任者として減量化の取組を促す必要があります。

(2) 収集・運搬

本市は、住民サービスの維持に努めながら、収集・運搬の効率化を図っていますが、高齢化社会の進展等に伴い、ごみの出し方に対するニーズが多様化している状況にあります。

また、自治会等の団体による集団回収量が減少していることから、店舗等の店頭回収による影響を調査するとともに、引き続き資源ごみの集団回収について、広報紙等を通じた啓発を継続する必要があります。

今後は、市民のごみ出しニーズを把握しながら、ごみ収集の効率化を図るとともに、ごみ一時集積所における公衆衛生の向上を図る必要があります。

また、リサイクル率の向上に向け、拠点回収となるエコ・ステーションの充実を図る必要があります。

(3) 処理・処分

ア 中間処理（破碎選別・資源化）

燃やせないごみや資源ごみの一部は、平成 28 年（2016 年）4 月から津市リサイクルセンターにおいて資源化処理及び破碎選別処理を行っています。

燃やせないごみ等については、今後も同施設において、徹底した資源化処理と適正な破碎選別処理を継続させるとともに、施設の効率的かつ効果的な

運営管理を行っていく必要があります。

イ 中間処理（焼却）

燃やせるごみや津市リサイクルセンターで発生する資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかで焼却処理しています。

燃やせるごみ等については、今後も同施設において、安定的な処理を継続させるために、処理量の平準化やごみ質の管理等を徹底していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。

ウ 最終処分

津市リサイクルセンターで破碎選別、資源化処理した後の残渣のうち、不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

本市において資源化又は焼却できない廃棄物は、今後も同施設で適正に埋立処分していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。

(4) リサイクル率

リサイクル率は、平成 19 年（2007 年）度から平成 22 年（2010 年）度にかけて徐々に減少し、平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度で 23.3%となっています。

平成 28 年（2016 年）度のリサイクル率は、類似自治体や旧計画の目標値と比べて低い値となっていることから、リサイクル率向上に向けて、特に家庭系ごみの可燃ごみ中に含まれる紙類・布類の資源への分別を徹底する必要があります。

(5) 施設整備

ア 中間処理施設（焼却）

津市西部クリーンセンターは、1 号炉が竣工から 38 年以上、2 号炉は 15 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。津市クリーンセンターおおたかにおいても竣工から 18 年以上が経過しています。

これまで改修等の対策を講じながら稼働してきた両施設は、本計画期間中の稼働は見込めるものの、今後も老朽化が進むため、将来にわたり、本市の適正なごみ処理を継続して行っていくための対策を検討する必要があります。

イ 最終処分場

全体埋立容量を 18 万 m^3 、埋立期間を 15 年として計画している津市一般廃棄物最終処分場は、平成 28 年（2016 年）4 月に 9 万 m^3 を供用開始したところ、平成 28 年（2016 年）度の埋立実績量は 1,426 t /年で、計画埋立量 8,020 t /年に対し 82.2%減少しています。この状況を踏まえ、

残り9万m³の建設時期について検討する必要があります。

(6) その他

大規模地震や水害などの災害が発生した場合に備え、津市災害廃棄物処理計画を策定していますが、それに加えごみの収集・運搬・処理業務などが継続して実施できるよう津市業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。

また、市内においては、未だ不法投棄が発生していることから、不法投棄の防止を引き続き図ることが必要です。あわせて、生活環境の保全に向けて環境美化活動を一層推進していく必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1 基本方針

津市環境基本計画では、本市のめざす環境像を『豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津』としています。本計画においても、この環境像の実現のため、3つの基本方針を掲げ、各施策に取り組んでいきます。

図 3-20 にごみ処理基本計画の体系図を示します。

基本方針1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりの推進

分別の徹底を行うとともに、廃棄物の量を減らし、適正な資源循環を実現するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調とした資源循環を促します。

特にごみの発生抑制を最優先課題として取り組みます。

また、生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組みます。

（施策）

3Rの推進、雑紙等の資源分別の徹底、環境学習、事業者への指導・啓発

基本方針2 廃棄物の適正処理の推進

できるだけ資源としての循環利用を図る一方、ごみとして出たものは、ごみの種類や処理方法に応じて適正に処理します。また、エコ・ステーション等の適正な維持管理を行うとともに、情報公開に取り組みます。

不法投棄や資源の持ち去り行為に対する防止対策を検討し、市民・事業者が安心してごみを排出できる環境を整備します。

（施策）

店頭回収・エコ・ステーションの拡充、不法投棄対策、資源の持ち去り防止対策 等

基本方針3 安全・安心な廃棄物処理システムの継続

分別・収集に関しては、高齢者や障がい者などのごみ排出の負担軽減に向けた支援の在り方や大型ごみの収集について検討していきます。

中間処理施設及び最終処分場に関しては、施設の老朽化や処理量の変化に対応するため、より安定的・効率的な施設稼働を推進していきます。

（施策）

分別・収集計画、中間処理計画、最終処分計画、その他計画

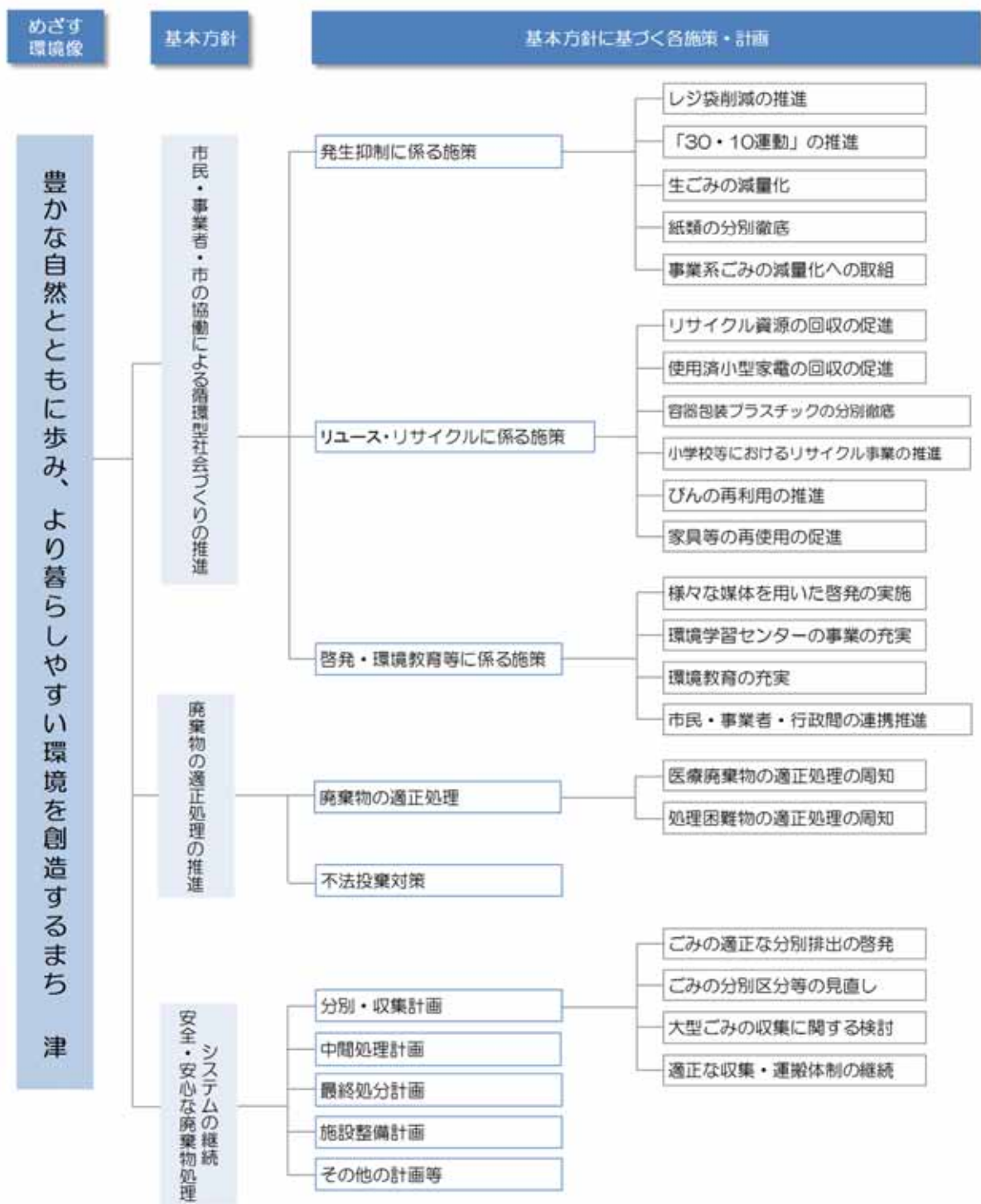


図 3-20 ごみ処理基本計画の体系図

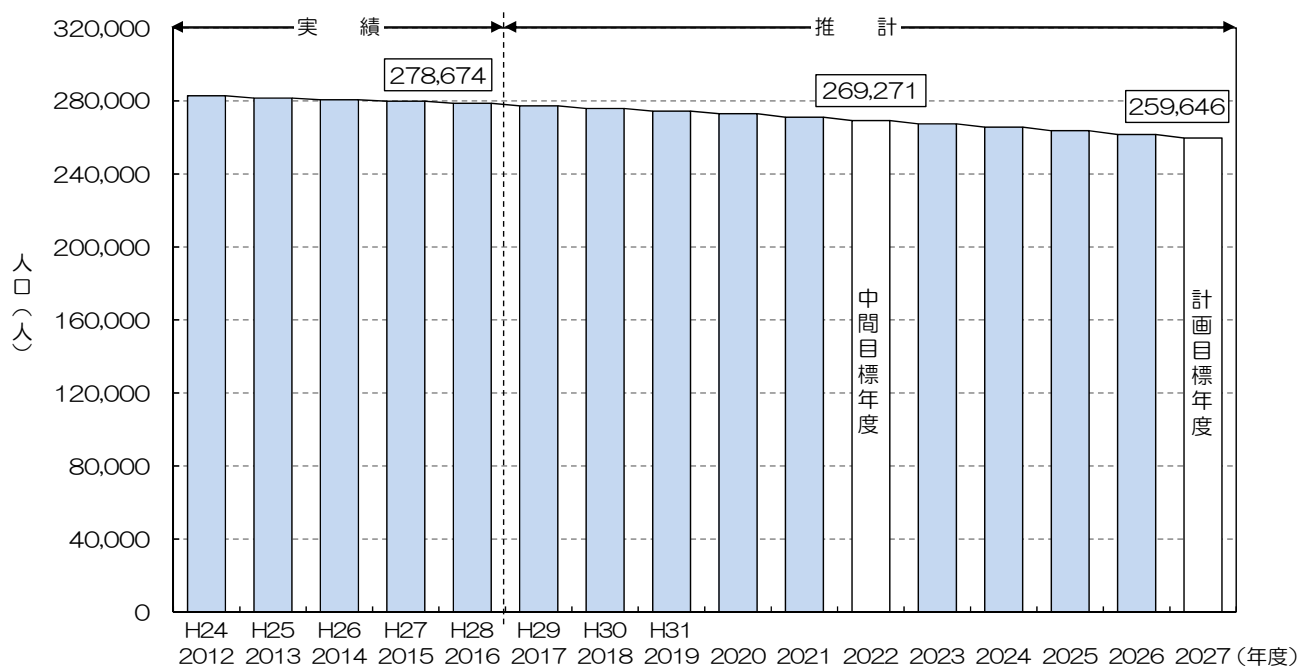
2 将来の予測

(1) 人口の将来予測

人口の将来予測を図 3-21 に示します。

平成 29 年（2017 年）度以降の人口は、上位計画である津市総合計画で示されている人口を採用します。

将来人口は 2022 年度には平成 28 年（2016 年）度比で 9,403 人（3.4%）減少して 269,271 人に、2027 年度には平成 28 年（2016 年）度比で 19,028 人（6.8%）減少して 259,646 人となる見込みです。



※平成 29 年（2017 年）度から 31 年（2019 年）度、2021 年度から 2024 年度、2026 年度の人口は、「津市総合計画」記載の将来人口を用い、直線補間により算出しています。

図 3-21 人口の将来予測

(2) ごみ総排出量の将来予測

現状推移時の将来予測を図 3-22 及び表 3-22 に示します。

今後、ごみの減量化や資源化を推進する施策を新たに実施しない場合、2027 年度における本市のごみ総排出量は 100,440 t/年となり、平成 28 年(2016 年)度と比較して 4,581 t/年(4.4%)減少すると予測されます。これは本市の人口が今後減少していくことに起因しています。

また、2027 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量(原単位(集団回収量を除きます。))は 1,027 g/人・日となり、平成 28 年(2016 年)度と比較して 24 g/人・日(2.4%)増加すると予測されます。

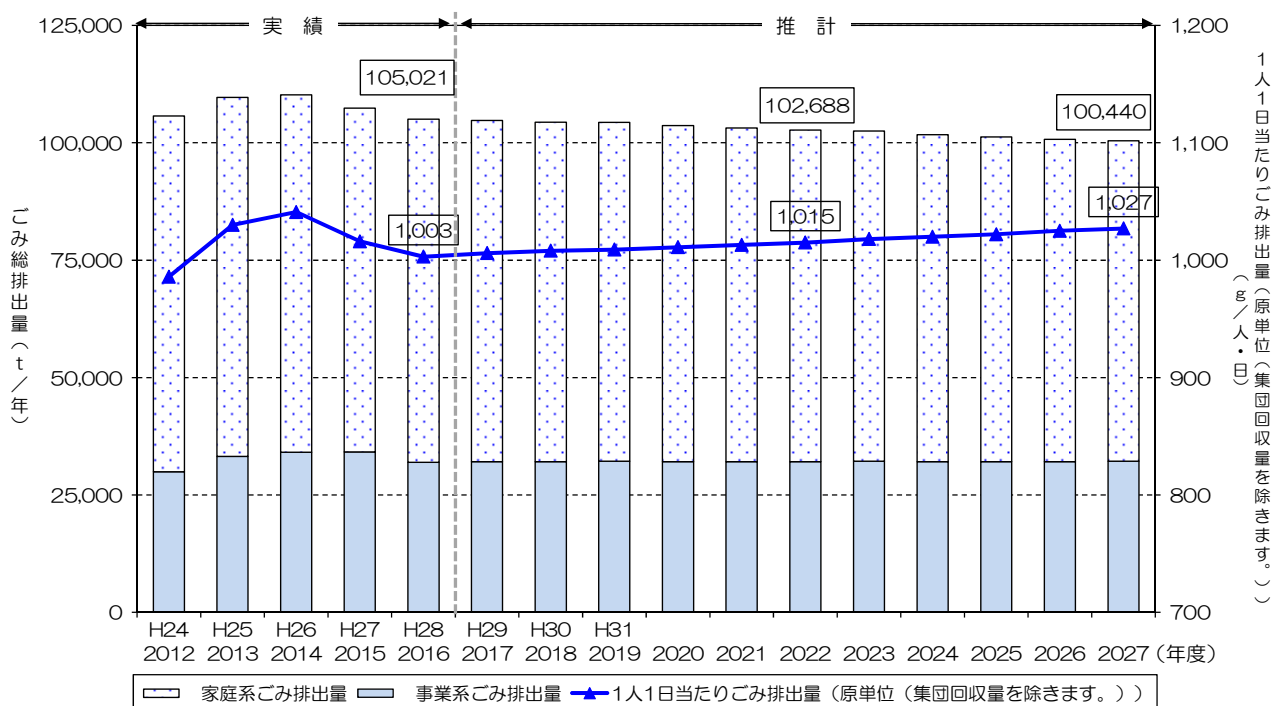


図 3-22 現状推移時の将来予測

表 3-22 現状推移時の将来予測

項目	平成 28 年度 (2016 年度)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	102,688	100,440
家庭系ごみ量 (t)	73,081	70,568	68,232
事業系ごみ量 (t)	31,940	32,120	32,208
資源化量 (t)	24,433	24,147	23,501
焼却処理量 (t)	90,394	88,779	86,991
最終処分量 (t)	1,426	1,377	1,331
1 人 1 日当たりごみ排出量 (原単位(集団回収量を除きます。)) (g/人日)	1,003	1,015	1,027
リサイクル率 (%)	23.3	23.5	23.4
最終処分率 (%)	1.4	1.3	1.3

3 取り組む施策と施策実施時の将来予測

ごみ処理の課題及び将来の予測を踏まえ、今後の取組として、特にごみの発生抑制・減量化や資源化を推進する施策に重点的に取り組みます。

また、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、市民、事業者、行政の3者が一体となって3Rを推進していく必要があることから、全市的な啓発への取組として、子どもから大人まですべての市民を対象とした環境教育の場を創出するとともに、事業者に対しては積極的な啓発を展開していきます。

市民、事業者、行政の各主体の役割を表 3-23に示します。

表 3-23 各主体の役割

主体	内 容
市民	市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。
事業者	事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。 環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。 また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。
行政	市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進します。また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。 さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。

(1) 重点施策

ごみの発生抑制・減量化、資源化について、循環型社会の実現を目指し、市として特に次の施策について重点的に取り組みます。

ア 紙類・布類の分別徹底

家庭から出される燃やせるごみに含まれる紙類・布類を資源として分別されるよう啓発を強化します。

イ 生ごみの減量化

市民から排出される燃やせるごみには水分を含んだ生ごみが多く含まれていることから、生ごみの水切りを積極的に呼びかけ、生ごみの減量化を図ります。

また、可能な世帯には生ごみの堆肥化を積極的に呼びかけ、生ごみの資源化を促進します。

なお、家庭用生ごみ処理機及びコンポストの利用を促進するため、これらの購入補助制度を継続していきます。補助制度を幅広く世代に周知するために、多様な方法で制度についてわかりやすく広報するとともに、生ごみ処理機の使い方や堆肥の活用方法を生ごみ処理機販売店舗等を通じて伝えていきます。

さらに、家庭で出来る食材の保存方法や無駄のない調理方法等について広報紙等を通じて紹介し、食品ロスを削減する取組を周知・促進していきます。

ウ 容器包装プラスチックの分別徹底

容器包装プラスチックのリサイクルを促進するため、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から実施している「汚れを取り切れる容器包装プラスチックは資源ごみとして排出し、汚れが取り切れないものは燃やせるごみで排出すること」について、家庭での正しい分別をわかりやすく説明し、資源物の回収量の増加を図りつつ、リサイクルに適した品質を確保できるよう広く周知していきます。

エ 環境学習センター事業の充実

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を啓発する拠点として、環境をテーマとした講習会を開催するほか、津市リサイクルセンターの見学者に対し、資源循環の仕組みを説明するなど、子どもから大人まですべての市民を対象として、ごみの減量化への取組や資源化について積極的に情報を発信していきます。

オ 環境教育の充実

「夏休み子どもごみ教室」や学校での環境に関する授業等で、ごみに関する環境教育を行い、小学生や中学生のごみ問題に対する意識啓発を行います。また、小学生を対象とした環境教育として、社会科副読本の配布や市内ごみ

処理施設の見学会を実施します。

自治会や婦人会、老人会等の各種団体や事業者を対象に、「ごみダイエット塾」を開催し、ごみの減量化に向けた各団体の自主的な活動を促進します。

カ 事業系ごみの減量化への取組

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量化計画書」の作成を指導し、指導の際には、減量化の必要性を説明する資料や資源化等の処理方法の検討を呼びかける資料等を提供するなどして、事業系一般廃棄物の排出責任者としての減量化への取組を促します。

また、事業所から排出される燃やせるごみの中に、水分を含んだ生ごみや資源化可能な紙類が多く含まれていることから、商工会議所等を通じて事業所に対して、生ごみの水切りや紙類の分別徹底を呼びかけます。

(2) 個別施策

ア レジ袋削減の推進

市民に繰り返し使用可能なマイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋削減を推進します。

また、平成 21 年（2009 年）から「津市レジ袋ないない運動」を開始しており、市内事業者の協力を得て、レジ袋の削減に取り組んでいます。今後とも市内小売店での取組を推進していきます。

イ 「30・10 運動」の推進

市民に宴会等で乾杯の後の 30 分間と、宴会終了前の 10 分間は自分の席に着いて料理を楽しむという「30・10 運動」を推進し、宴会等で多く発生する食べ残しを減らしていきます。

また、市内の飲食店に「30・10 運動」への賛同を呼びかけ、飲食店を通じ利用者の方の料理の食べ切りを促すとともに、運動の周知を呼びかけます。

ウ リサイクル資源の回収の促進

リサイクル資源（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル等）の回収を推進するため、民間の小売店舗等で実施されている店頭回収とのバランスを考慮しながら、エコ・ステーションの充実を図ることで、市民が利用しやすい環境を整えていきます。

また、環境だよりを始め、広報紙や市ホームページ等を通じて、リサイクル資源回収活動報奨金制度の周知を行い、資源回収活動への協力を呼びかけるとともに、リサイクル資源回収活動の中で、びんの回収についても実施を呼びかけます。

なお、資源物の持ち去り行為に対しては、総合的な防止対策を講じることにより、これを阻止し、資源物の回収率の向上と市民の安全・安心なごみ出

し環境を確保していきます。

エ 使用済小型家電の回収の促進

使用済小型家電のリサイクル回収事業を継続するとともに、環境フェスタ等のイベントで回収を実施します。

オ 小学校等におけるリサイクル事業の推進

環境教育の一環として、小学校等に設置した回収箱から回収した古紙・雑紙をトイレットペーパーにリサイクルする「くるりんペーパー事業」や小学校の学校給食から発生する残渣を堆肥化する「くるりんフード事業」の実施を継続します。また、事業を通じて、ごみが新たな資源として生まれ変わる資源循環の仕組みとその重要性について、情報発信していきます。

カ びんの再利用の推進

びんの回収について、リユース・リサイクルの観点から回収方法等を検証し、より資源化を図ります。

また、リターナブルびんのリユースを推進するため、販売店等に店頭回収の協力を要請していきます。

キ 家具等の再使用の促進

排出されるごみの中から再使用可能な家具等については選別・保管し、環境学習センターでのリユース事業として取り組みます。

ク 様々な媒体を用いた啓発の実施

本市のホームページや「ごみ分別ガイドブック」、「環境だより」、メールマガジン「キャンパスなび ごみ・ぶんべ津（つ）」など様々な媒体を用いて、ごみの減量・資源化への協力を呼びかけます。ホームページには環境に関する全ての情報、メールマガジンには家庭で出来るごみの減量方法といったように、使用する媒体毎に掲載する情報を選択し、効果的に啓発していきます。

また、広報紙等により、ごみの排出量や資源化率、ごみ処理経費など本市におけるごみ処理の現状を公表していきます。

ケ 市民・事業者・行政間の連携推進

「環境フェスタ」や「市民清掃デー」等の環境美化活動を開催し、市民・事業者・行政間で一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図ります。

(3) 施策実施時の将来予測

ごみの発生抑制・減量化、資源化について、市民、事業者、行政の3者が一体となって、先に示した重点施策や個別施策に取り組むことによる将来予測を図 3-23 及び表 3-24 に示します。

2027 年度における本市のごみ総排出量は 93,451 t/年となり、平成 28 年（2016 年）度と比較して 11,570 t/年（11.0%）減少すると予測されます。

2027 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は 954 g/人・日となり、平成 28 年（2016 年）度と比較して 49 g/人・日（4.9%）減少すると予測されます。

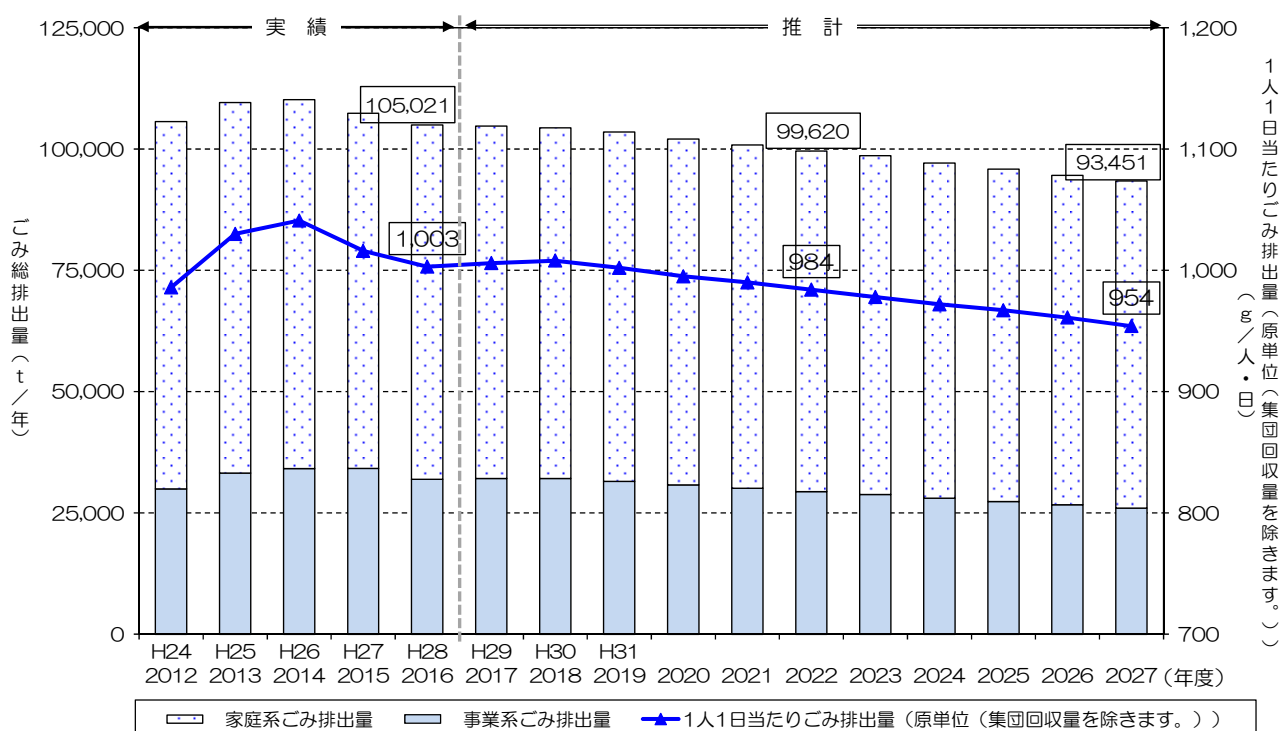


図 3-23 施策実施時の将来予測

表 3-24 施策実施時の将来予測

項目	平成 28 年度 (2016 年度)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	99,620	93,451
家庭系ごみ量 (t)	73,081	70,214	67,468
事業系ごみ量 (t)	31,940	29,406	25,983
資源化量 (t)	24,433	27,849	31,537
焼却処理量 (t)	90,394	80,968	69,658
最終処分量 (t)	1,426	1,377	1,331
1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 (原単位(集団回収量を除きます。)) (g/人日)	1,003	984	954
リサイクル率 (%)	23.3	28.0	33.7
最終処分率 (%)	1.4	1.4	1.4

4 目標値

今後、本市が取り組む各施策における減量化や資源化等の効果から算出した数値を計画の目標年度における新たな目標値として設定します。

2027 年度における目標値は、「1 人 1 日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。）」、「リサイクル率」とし、表 3-25 に示します。

表 3-25 計画期間 10 年間における目標値

目標とする項目	平成 28 年度 (2016 年度) (実績値)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (目標年度)
1 人 1 日当たりごみ排出量 (原単位 (集団回収量を除 きます。))	1,003 (g/人・日)	984 (g/人・日)	950 (g/人・日)
リサイクル率	23.3%	28.0%	34.0%

(1) 1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））

1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の目標値は、中間目標年度である2022年度で984 g/人・日、最終目標年度である2027年度で950 g/人・日とします。

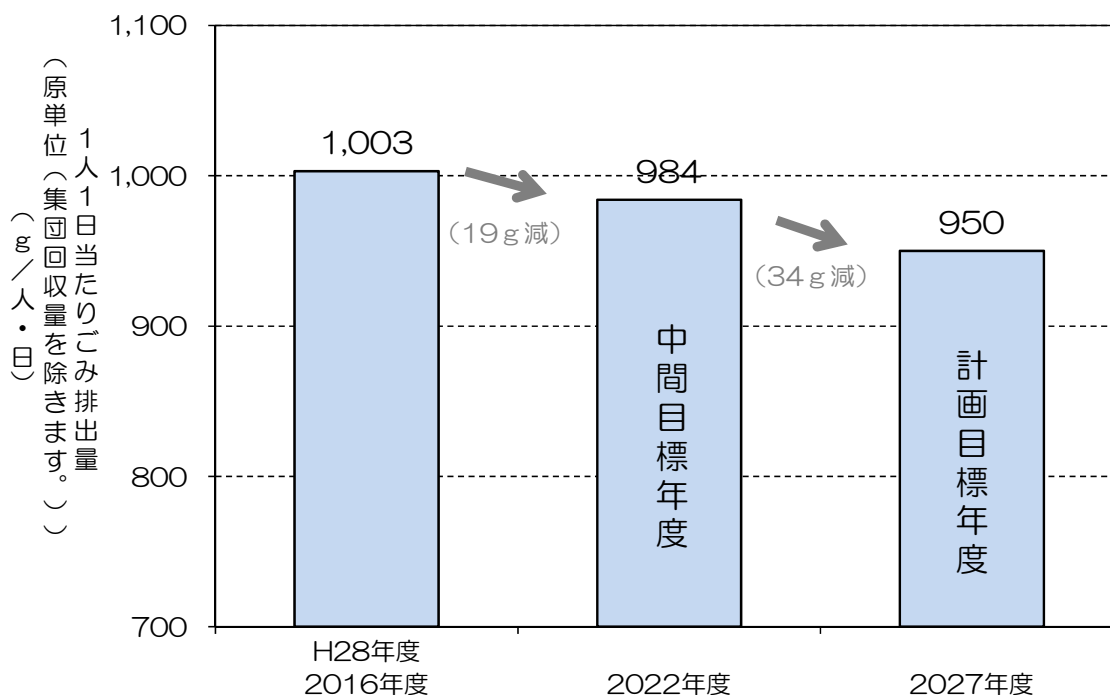


図 3-24 1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の目標値

(2) リサイクル率

リサイクル率の目標値は、中間目標年度である2022年度で28.0%、最終目標年度である2027年度で34.0%とします。

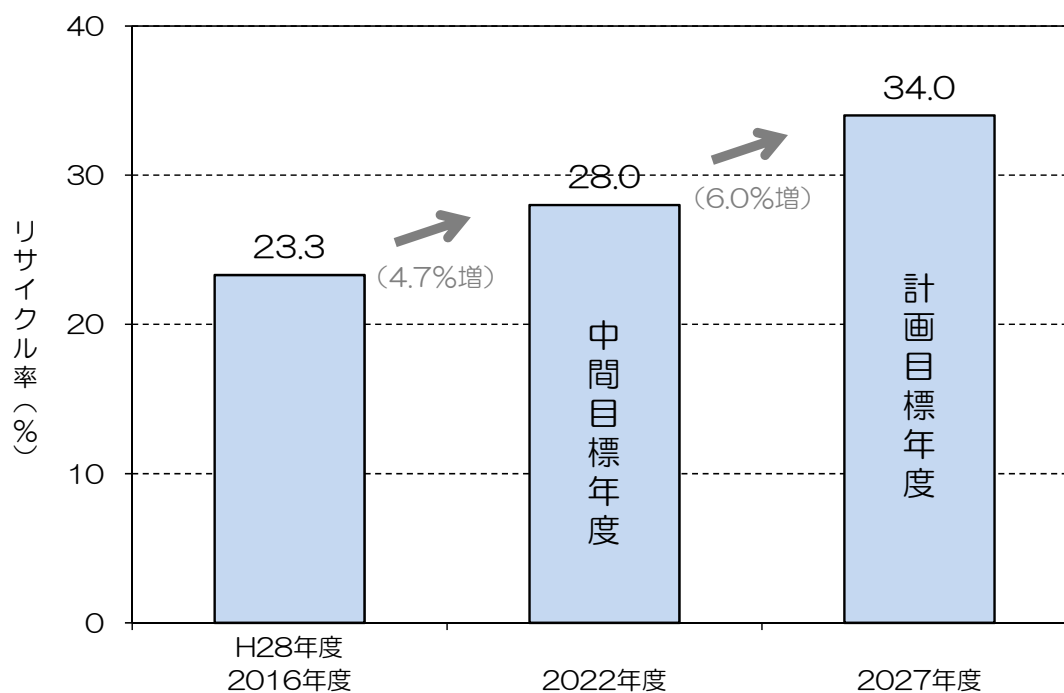


図 3-25 リサイクル率の目標値

5 ごみ処理システム

旧計画期間においては、ごみの発生抑制及び資源化への取組において、旧計画の目標値を達成するには至っておらず、ごみの分別及び収集においても市民ニーズが多様化しており、これらへの対応が必要な状況となっています。そうした中、ごみの分別区分に対する市民の理解と協力により、ごみを適正かつ効率的に収集・運搬するとともに、旧計画で計画した津市リサイクルセンター及び津市一般廃棄物最終処分場を整備し、安定的にごみ処理を行ってきました。

このことから、本計画期間における本市のごみ処理は、従来の方式を引き継ぎ行うことを基本とします。

6 分別・収集計画

家庭系一般廃棄物の分別収集は現在の分別区分を基本とし、事業系一般廃棄物と区分して収集します。

(1) 家庭系一般廃棄物

現在の分別収集形態（13 区分、17 種類）を継続して行っていくことを基本としますが、今後は、安全性・経済性・効率性を考慮し、主に以下の視点に立って、見直しについて検討していきます。

- ・多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集の方法を検討していきます。
- ・資源化率向上に有効な拠点回収を推進し、エコ・ステーションの利用率の向上を目指します。
- ・地域の実態を踏まえた衛生的で使いやすいごみ一時集積所の整備を推進します。

(2) 事業系一般廃棄物

事業者自ら処理することを原則とします。事業者自らが処理できない場合は、事業者が自ら処理施設へ直接搬入するか、許可業者に依頼して収集・運搬することとします。

また、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対しては、減量に関する計画の作成を指示し、減量化、資源化及び廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理の検討等に関する指導を行っていきます。

(3) 分別・収集に係る施策

ア ごみの適正な分別排出の啓発

分別区分に基づいた適正な排出が継続されるよう、ごみ分別ガイドブックや広報紙を用いて、継続的な啓発を行い、排出マナーの更なる向上とごみ一時集積所の環境づくりに努めます。

また、本市内に居住する外国人にも分別方法を理解してもらえるよう、外国語版のごみ分別ガイドブック等を作成し、情報を提供します。

イ 医療廃棄物の適正処理の周知

使用済みの注射針等の在宅医療廃棄物の適正処理については、ごみ分別ガイドブックを通して、適正な処理方法を周知します。また、広報紙等で在宅医療廃棄物に該当するものとししないものの例を掲載する等、在宅医療廃棄物の分別排出に関する理解向上を促します。

ウ 処理困難物の適正処理の周知

プロパンガスボンベや農機具等の適正処理困難物については、販売店や購入店、専門業者へ引取りを依頼するよう周知していきます。

エ ごみの分別区分等の見直し

本市においても、今後高齢化が進むことが予想される中で、市民にわかりやすく負担の少ない分別区分や排出方法となるよう、必要に応じて見直しをしていきます。

オ 大型ごみの収集に関する検討

本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、大型ごみの収集について検討していきます。

カ 適正な収集・運搬体制の継続

市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるような必要な体制を確保していきます。

資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。

7 中間処理計画

(1) 資源化・破碎選別処理

資源ごみ及び燃やせないごみの一部については、引き続き津市リサイクルセンターにおいて、徹底した選別作業を実施し、更なる資源化と最終処分量の削減を図るとともに、同施設の効率的・効果的な運営管理を行っていきます。

(2) 焼却処理

燃やせるごみ及び津市リサイクルセンターで資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、引き続き津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおた

かの2施設において適正に焼却処理を行うとともに、同施設の効率・効果的な運営管理を行っていきます。

また、焼却処理後の残渣は、民間委託により資源化を図っていきます。

8 最終処分計画

津市リサイクルセンターから排出される資源化又は焼却処理できない不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で適正に埋立処分していきます。

また、ごみ処理量の変化に対応した効率的・効果的な同施設の運営管理を行っていきます。

9 施設整備計画

(1) 焼却処理施設

津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの施設の老朽化が進むことから、将来に向けた継続的かつ安定的な廃棄物処理を確保するため、本計画期間において、収集効率や施設の余熱利用を含めた効率的・効果的な焼却システムの検討を進めます。

(2) 最終処分場

計画埋立量 18 万 m^3 のうち残り9万 m^3 の建設については、津市地域防災計画で想定する大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が本計画期間内に発生し得る可能性を考慮しつつ、平時においては、津市リサイクルセンター稼働後の平成 28 年（2016 年）度埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことを踏まえ、その時期を判断していきます。

10 その他の計画等

(1) 災害時等における廃棄物の処理に関する計画

ア 災害廃棄物処理計画

大規模地震や水害などの災害が発生した場合、多量の災害廃棄物が発生し、生活環境や公衆衛生上の支障が生じます。災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、広域処理の可能性も考慮しながら、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築しておきます。また、津市災害廃棄物処理計画は、津市地域防災計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行います。

イ 業務継続計画（BCP）

災害の発生により行政や廃棄物関係業者等が被災する深刻な事態においては、廃棄物処理に係る資源（人、物、情報等）が制約されます。しかし、そのような状況下においても、市民の日常生活に欠かすことのできないごみの収集・運搬・処理業務などは1日も早く再開し、継続していく必要があります。大規模災害発生時においても、廃棄物処理に係る一定の業務を的確に行えるよう、津市業務継続計画（BCP）のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や

対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ明確にし、有事に備えます。

非常時においても一定の業務（非常時優先業務）を継続して行うために、あらかじめ明確にしておくべき事項

- 1 市関係職員の人員の確保
- 2 執務場所の確保
- 3 電気・水等の確保
- 4 通信手段の確保
- 5 廃棄物処理に係る重要施設稼働の確保
- 6 廃棄物収集運搬に係る交通インフラの確保
- 7 廃棄物収集運搬許可業者の稼働の確保
- 8 非常時の優先業務の整理 など

(2) 不法投棄対策

不法投棄防止のため、本市職員による定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄が多発する地域においては、必要に応じて不法投棄を防止するための看板等を設置します。

不法投棄対策では、警察との連携を強化し取り組むとともに、不法投棄防止に取り組む団体や市民との協働により、相互に情報交換できる体制を構築します。また、不法投棄防止について、学校や事業者、自治会などと連携して学習会等を開催し、市民一人ひとりの自覚を促します。

(3) 計画のフォローアップと事後評価

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施し、結果を公表します。

また、必要に応じて国及び三重県と意見交換を行いつつ、計画の進捗状況を勘案し、PDCAサイクルにより点検・見直しを計画的に行います。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

生活排水処理フローを図 4-1、生活排水処理の処理体制を表 4-1 に示します。

市の住宅密集地域を集合処理区域とし、下水道、農業集落排水施設等によりし尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と、個別処理区域については、し尿くみ取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽により処理を実施しています。

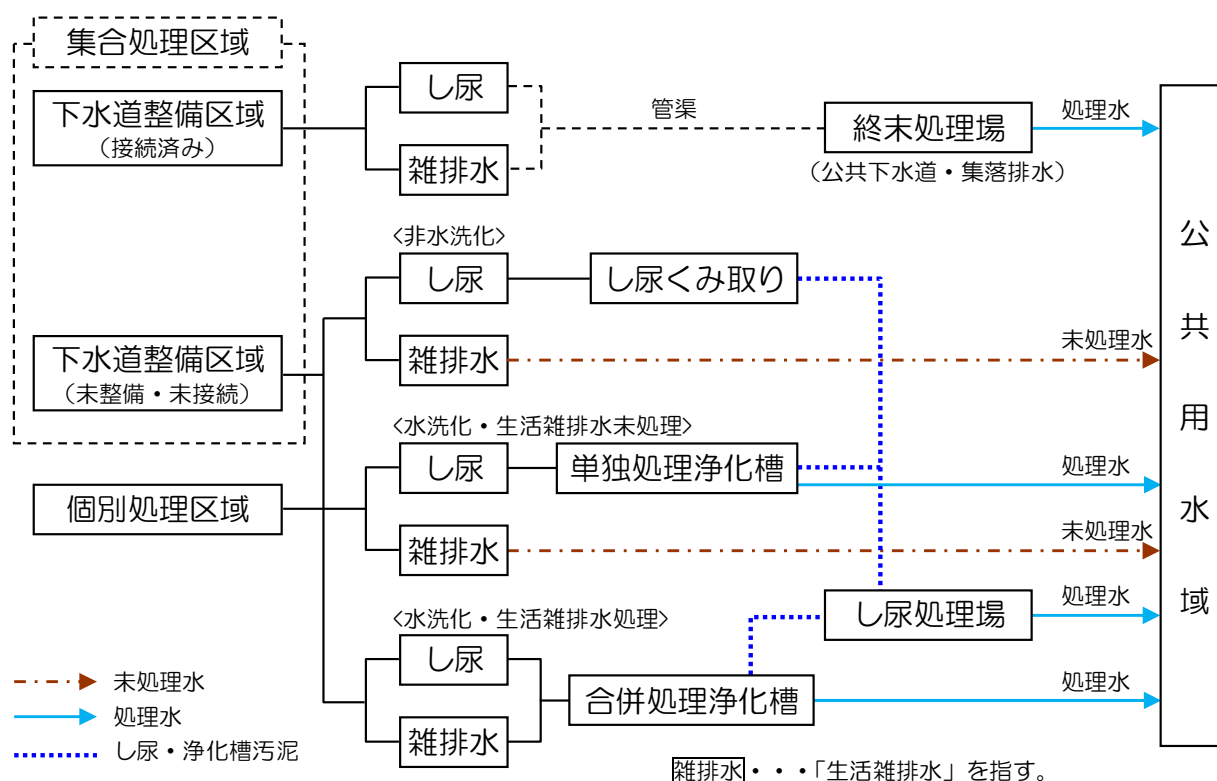


図 4-1 生活排水処理フロー

表 4-1 生活排水処理の処理体制

施設の種類	対象となる生活排水	処理施設
流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水	志登茂川浄化センター 雲出川左岸浄化センター 松阪浄化センター
単独公共下水道	し尿、生活雑排水	中央浄化センター 千里ヶ丘浄化センター 雲林院浄化センター 棕本浄化センター 高宮浄化センター
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人、市営浄化槽等
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	津市安芸・津衛生センター 津市クリーンセンターくもす

2 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移を表 4-2、図 4-2 に示します。

内訳をみると、水洗化・生活雑排水処理人口は、公共下水道、合併処理浄化槽への転換促進等により、平成 19 年（2007 年）度は 212,819 人でしたが、平成 28 年（2016 年）度では 234,496 人と 21,677 人増加しています。

また、単独処理浄化槽人口は、55,477 人から 33,401 人と 22,076 人減少し、し尿収集人口は平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて 23,584 人から 12,813 人と 10,771 人減少しています。

生活排水処理施設の整備率は、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて 72.9%から 83.5%と 10.6 ポイント増加しています。

表 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

（単位：人）

項目	年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
1.計画処理区域内人口		291,880	291,169	289,703	288,674	287,376
2.水洗化・生活雑排水処理人口		212,819	216,629	220,013	221,923	224,085
(1) コミュニティプラント		0	0	0	0	0
(2) 公共下水道人口		113,628	116,136	118,829	120,671	122,096
(3) 合併処理浄化槽人口		86,494	87,821	89,038	89,393	90,364
(4) 農業集落排水処理人口		12,636	12,613	12,085	11,806	11,570
(5) 簡易排水施設人口		61	59	61	53	55
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		55,477	52,305	48,901	46,839	44,411
4.非水洗化人口		23,584	22,235	20,789	19,912	18,880
(1) し尿収集人口		23,584	22,235	20,789	19,912	18,880
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理施設の整備率		72.9%	74.4%	75.9%	76.9%	78.0%

項目	年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
1.計画処理区域内人口		285,158	284,059	282,821	282,194	280,710
2.水洗化・生活雑排水処理人口		229,229	230,182	231,614	233,133	234,496
(1) コミュニティプラント		0	0	0	0	0
(2) 公共下水道人口		123,272	124,408	126,618	127,804	130,034
(3) 合併処理浄化槽人口		94,682	94,645	93,949	94,230	93,417
(4) 農業集落排水処理人口		11,223	11,077	10,995	11,048	10,989
(5) 簡易排水施設人口		52	52	52	51	56
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		39,245	37,829	36,412	34,900	33,401
4.非水洗化人口		16,684	16,048	14,795	14,161	12,813
(1) し尿収集人口		16,684	16,048	14,795	14,161	12,813
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理施設の整備率		80.4%	81.0%	81.9%	82.6%	83.5%

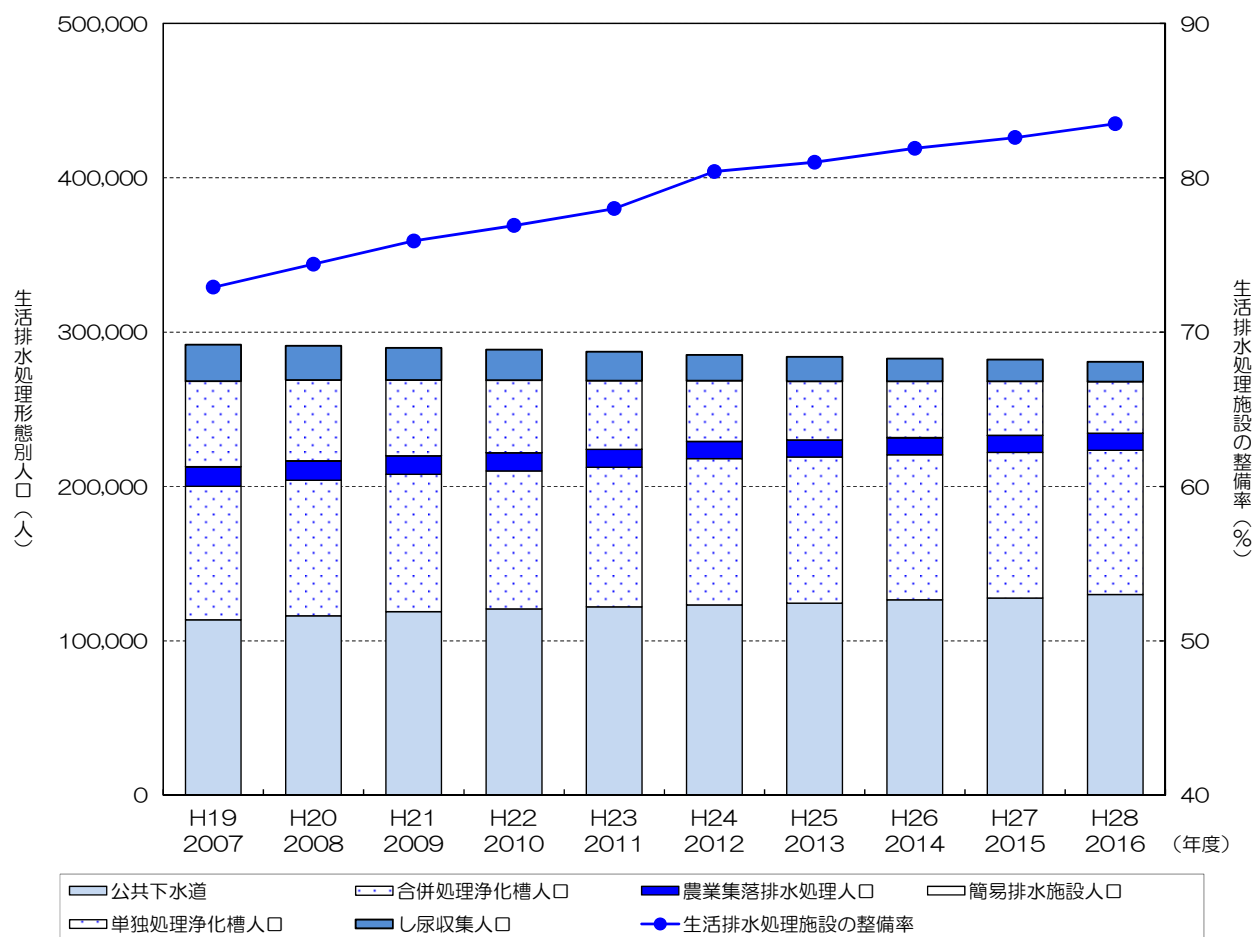


図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

3 合併処理浄化槽設置の補助制度等

(1) 合併処理浄化槽設置の補助制度

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全、快適な都市環境の形成を促進するため、下水道予定処理区域内において下水道の供用が開始されるまでの間に浄化槽を設置される者等に、設置費用の一部に補助金を交付しています。合併処理浄化槽設置に当たっての補助金額は、表 4-3 のとおりとなっており、浄化槽の人槽によって区分されています。また、平成 28 年（2016 年）度における補助交付の実績は表 4-4 のとおりとなっています。

表 4-3 合併処理浄化槽設置時の補助金額

浄化槽の人槽	補助金額	
	転換	新規
5	332,000 円	84,000 円
7	414,000 円	103,000 円
10	548,000 円	138,000 円

転換：既存排水設備から合併処理浄化槽への切り替え、既存家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置

新規：新築による合併処理浄化槽の設置（更地の状態）、既存合併処理浄化槽から新たな合併処理浄化槽の設置

表 4-4 浄化槽設置整備事業補助交付の実績（平成 28 年（2016 年）度）

年度	浄化槽の人槽	件数	金額（円）
平成 28 年度 （2016 年度）	5 人槽	92	13,680,000
	7 人槽	49	12,511,000
	10 人槽	5	1,510,000
	計	146	27,701,000
	単独浄化槽撤去費補助	19	1,710,000
	転換に伴う配管費補助	50	3,000,000
	計	69	4,710,000
	合 計		32,411,000

(2) 市営浄化槽事業

本市の市営浄化槽事業は、市民が衛生的で快適な生活を営むとともに、河川の水質保全を図るため、市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行い、浄化槽の早期普及と適正な維持管理を確保するために、平成 27 年（2015 年）4 月から実施しています。

ア 対象区域

下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域以外の区域を対象とします。

イ 対象事業

浄化槽で受入可能な排水を排出する建物とし、専用住宅、共同住宅、併用住宅、集会場、店舗、事業所、学校、病院など 100 人槽以下の浄化槽を対象とします。

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績を表 4-5、図 4-3 に示します。

し尿の収集・運搬量は、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて 27,506kL/年から 14,275kL/年へと 13,231kL/年(48.1%) 減少しています。浄化槽汚泥の収集・運搬量は、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて 59,772kL/年から 81,909kL/年へと 22,137kL/年（37.0%）増加しています。

表 4-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

年度 項目	単位	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
し尿収集人口	人	23,584	22,235	20,789	19,912	18,880
浄化槽人口	人	141,971	140,126	137,939	136,232	134,775
計	人	165,555	162,361	158,728	156,144	153,655
し尿	kL/年	27,506	27,307	28,539	32,466	20,418
	kL/日	75.15	74.81	78.19	88.95	55.79
	L/人日	3.19	3.36	3.76	4.47	2.95
浄化槽汚泥	kL/年	59,772	61,824	56,568	56,707	67,491
	kL/日	163.31	169.38	154.98	155.36	184.40
	L/人日	1.15	1.21	1.12	1.14	1.37
計	kL/年	87,278	89,131	85,107	89,173	87,909
	kL/日	238.46	244.19	233.17	244.31	240.19
	L/人日	1.44	1.50	1.47	1.56	1.56

年度 項目	単位	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
し尿収集人口	人	16,684	16,048	14,795	14,161	12,813
浄化槽人口	人	133,927	132,474	130,361	129,130	126,818
計	人	150,611	148,522	145,156	143,291	139,631
し尿	kL/年	17,337	16,569	15,672	15,034	14,275
	kL/日	47.50	45.39	42.94	41.08	39.11
	L/人日	2.85	2.83	2.90	2.90	3.05
浄化槽汚泥	kL/年	74,101	74,899	76,789	82,632	81,909
	kL/日	203.02	205.20	210.38	225.77	224.41
	L/人日	1.52	1.55	1.61	1.75	1.77
計	kL/年	91,438	91,468	92,461	97,666	96,184
	kL/日	250.52	250.60	253.32	266.85	263.52
	L/人日	1.66	1.69	1.75	1.86	1.89

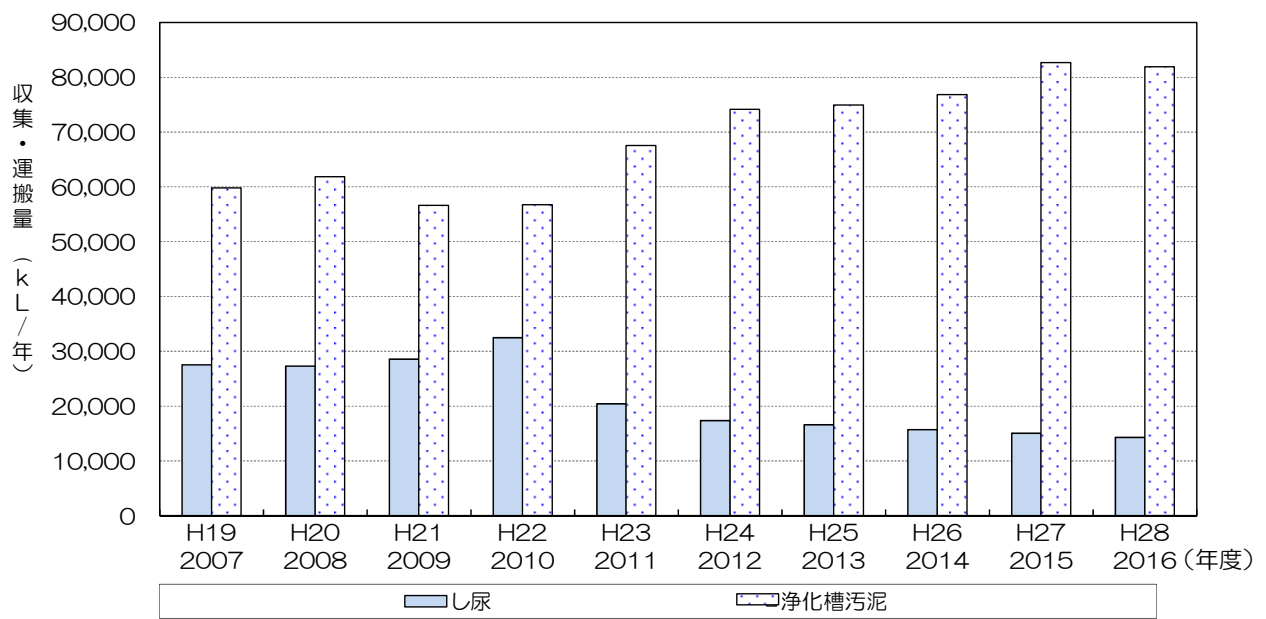


図 4-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

5 収集・運搬状況

平成 28 年（2016 年）度末において、し尿くみ取り及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者の計 96 台の収集・運搬車両で行っています。

表 4-6 収集・運搬の状況

し 尿				浄化槽汚泥			
形態	収集・運搬車両		収集頻度	形態	収集・運搬車両		収集頻度
	積載量 (kg)	台数 (台)			積載量 (kg)	台数 (台)	
許可	1,700	1	不定期	許可	1,700	1	不定期
	1,800	35			1,800	35	
	2,350	1			2,350	1	
	2,480	1			2,480	1	
	2,700	4			2,700	4	
	3,000	5			3,000	5	
	3,400	2			3,400	2	
	3,500	9			3,500	9	
	3,540	1			3,540	1	
	3,600	3			3,600	3	
	3,650	4			3,650	4	
	3,700	11			3,700	11	
	3,750	2			3,750	2	
	5,200	1			5,200	1	
	7,200	1			7,200	1	
	9,500	1			9,500	1	
	9,600	3			9,600	3	
	9,800	4			9,800	4	
	9,900	1			9,900	1	
	10,000	4			10,000	4	
	10,100	1			10,100	1	
	10,420	1			10,420	1	
	計	96			計	96	

6 収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、2箇所のし尿処理施設（津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず）にて行っています。

津市安芸・津衛生センターの概要を表 4-7に、処理フローシートを図 4-4に示します。

本施設の処理過程で発生するし渣及び汚泥については、本施設内の脱水設備で脱水・乾燥した後、汚泥焼却炉で焼却処理しています。

焼却処理後の灰は、全て民間委託により資源化しています。

表 4-7 し尿処理施設（津市安芸・津衛生センター）の概要

施設名称	津市安芸・津衛生センター
所在地	三重県津市安濃町妙法寺777
竣工年月	平成5年（1993年）3月 （改造 平成18年（2006年）12月）
公称能力	188kL/日 （し尿:60kL/日、浄化槽汚泥:128kL/日）
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理水質	pH 5.8～8.6 BOD 10mg/L以下 SS 10mg/L以下 COD 20mg/L以下 T-N 10mg/L以下 T-P 1mg/L以下 色度 20度以下 大腸菌群数 1,000個/mL以下
運転管理	委託

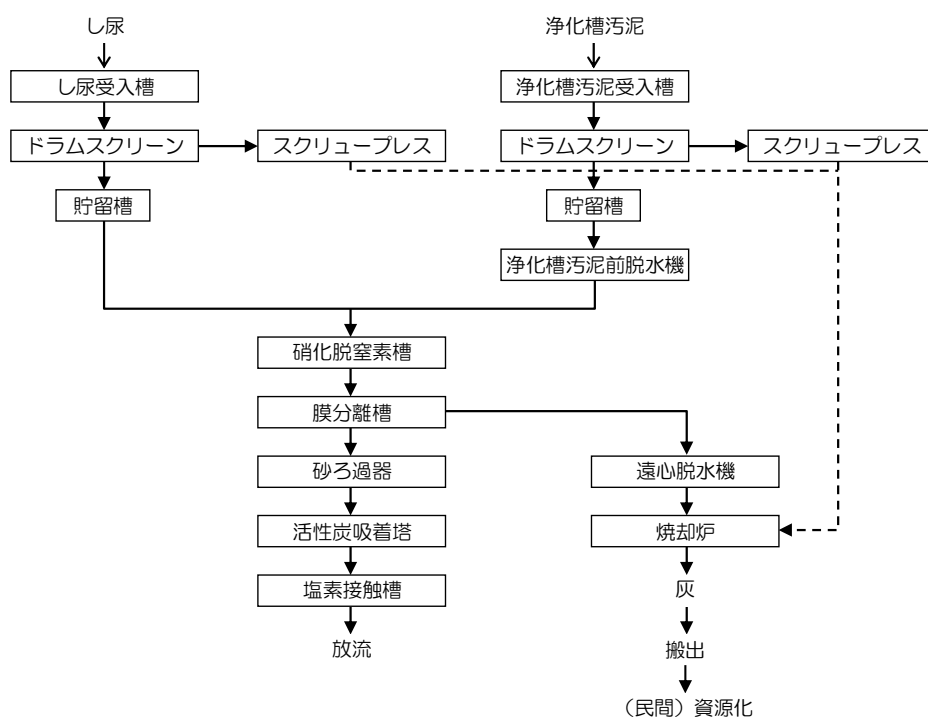


図 4-4 し尿処理施設（津市安芸・津衛生センター）処理フローシート

津市クリーンセンターくもずの概要を表 4-8に、処理フローシートを図 4-5に示します。

本施設の処理過程で発生するし渣及び汚泥については、本施設内の脱水設備で脱水・乾燥し、汚泥焼却炉で焼却処理しています。

焼却処理後の灰は、全て民間委託により資源化しています。

表 4-8 し尿処理施設（津市クリーンセンターくもず）の概要

施設名称	津市クリーンセンターくもず
所在地	三重県津市一志町其倉327-1
竣工年月	平成10年（1998年）3月
公称能力	140/kL日 （し尿90kL/日、浄化槽汚泥50kL/日）
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理水質	pH 5.8～8.6 BOD 10mg/L以下 SS 10mg/L以下 COD 20mg/L以下 T-N 10mg/L以下 T-P 1mg/L以下 色度 30度以下 大腸菌群数 1000 個/cm ³ 以下
運転管理	委託

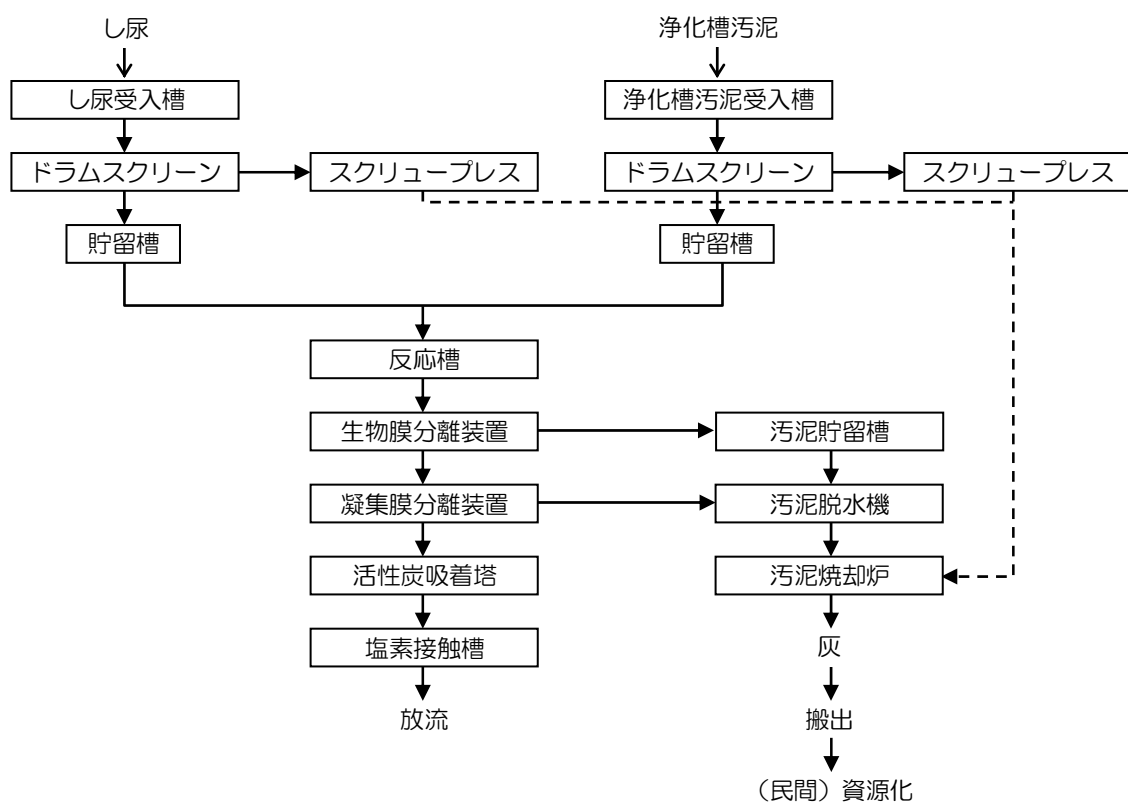


図 4-5 し尿処理施設（津市クリーンセンターくもず）処理フローシート

7 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績

し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績を表 4-9、財源内訳を図 4-6、支出内訳を図 4-7 に示します。

生活排水処理経費は、平成 24 年（2012 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて、年間約 8 億 4,000 万円から約 6 億 8,000 万円と約 1 億 6,000 万円減少しています。また、1 kL 当たりの処理経費も同様に 9,190 円から 7,073 円と 2,117 円減少しています。

表 4-9 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績

（単位：千円）

内 訳	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
財源内訳	840,280	737,686	759,881	823,136	680,298
特定財源	75,509	68,785	46,580	44,236	8,454
国庫支出金	0	0	0	0	0
都道府県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
使用料及び手数料	8,357	8,438	8,492	8,576	8,454
その他	67,152	60,347	38,088	35,660	0
一般財源	764,771	668,901	713,301	778,900	671,844
支出内訳	840,280	737,686	759,881	823,136	680,298
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	804,065	702,030	718,898	785,658	643,443
人件費	124,204	142,925	136,845	136,240	53,399
技能職					
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	1,241	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	190,837	199,822	207,899	169,559	145,248
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	190,837	199,822	207,899	169,559	145,248
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	487,783	359,283	374,154	479,859	444,796
収集運搬費	2,051	1,561	1,540	1,425	1,296
中間処理費	480,596	353,153	367,126	473,644	439,502
最終処分費	4,660	4,482	4,586	4,132	3,816
その他	476	87	902	658	182
組合分担金	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	—	—
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	36,215	35,656	40,983	37,478	36,855
収集・運搬量（KL）	91,438	91,468	92,461	97,666	96,184
1kL当たりの処理経費（円/kL）	9,190	8,065	8,218	8,428	7,073

[資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

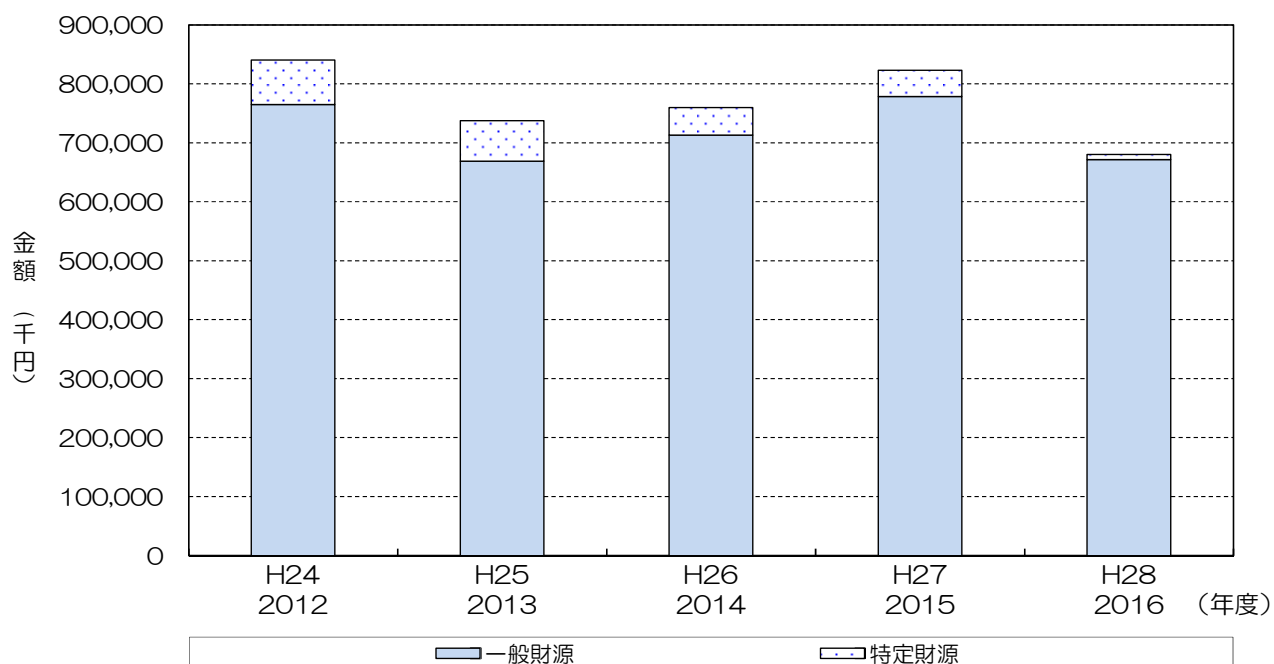


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費財源の内訳

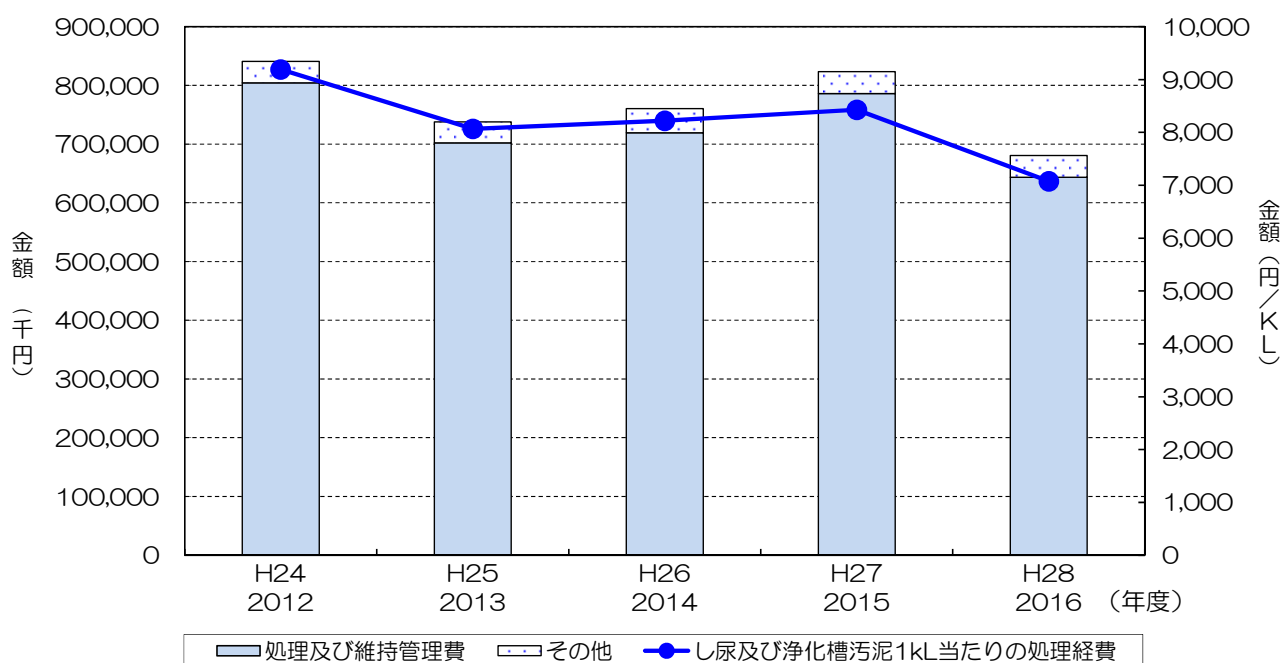


図 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費支出の内訳

8 目標の達成状況及び見通し

旧計画における生活排水処理施設の整備率の状況を表 4-10に示します。

生活排水処理施設の整備率は、実績値が計画値を上回って推移しており、平成28年（2016年）度の実績値は83.5%で計画値よりも0.2ポイント高くなっています。

表 4-10 旧計画における生活排水処理施設の整備率の状況

（単位：人）

項目	年度	平成24年度 2012年度		平成25年度 2013年度		平成26年度 2014年度		平成27年度 2015年度		平成28年度 2016年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1.計画処理区域内人口		291,029	285,158	290,470	284,059	289,912	282,821	289,353	282,194	288,333	280,710
2.水洗化・生活雑排水処理人口		219,281	229,229	223,454	230,182	229,973	231,614	235,975	233,133	240,098	234,496
(1) コミュニティプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 公共下水道人口		107,576	123,272	108,412	124,408	115,413	126,618	121,656	127,804	123,702	130,034
(3) 合併処理浄化槽人口		99,035	94,682	102,394	94,645	101,934	93,949	101,717	94,230	103,838	93,417
(4) 農業集落排水処理人口		12,609	11,223	12,587	11,077	12,565	10,995	12,541	11,048	12,497	10,989
(5) 簡易排水施設人口		61	52	61	52	61	52	61	51	61	56
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）		36,262	39,245	34,041	37,829	30,625	36,412	27,461	34,900	25,020	33,401
4.非水洗化人口		35,486	16,684	32,975	16,048	29,314	14,795	25,917	14,161	23,215	12,813
(1) し尿収集人口		35,486	16,684	32,975	16,048	29,314	14,795	25,917	14,161	23,215	12,813
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理施設の整備率		75.3%	80.4%	76.9%	81.0%	79.3%	81.9%	81.6%	82.6%	83.3%	83.5%
旧計画値との乖離		-	+5.1 ポイント	-	+4.1 ポイント	-	+2.6 ポイント	-	+1.0 ポイント	-	+0.2 ポイント

9 生活排水処理を巡る動向

(1) 関係法令・計画等

ア 国の動向

平成9年（1997年）度より、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの施設整備について、それぞれの特性を生かし連携して実施することにより、公共用水域の水質保全がより一層促進されると見込まれる市町村を認定し、関係省（国土交通省、農林水産省、環境省）が重点的に支援を行う「污水处理施設連携整備事業」が実施されています。

平成17年（2005年）4月、「地域再生法」が施行され、その中で、公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽などに対し「污水处理施設整備交付金制度」が地域再生基盤強化交付金の一つとして設けられました。地域の自主性・裁量性に基づき、国土交通省・農林水産省・環境省所管の污水处理施設の整備を、相互に事業進度を調整しながら整備可能とすることなどにより、効率的な施設普及促進が図れることを目的としています。予算は内閣府に一括計上され、事業所管各省に移し替え執行されます。また、既存の都道府県構想にとらわれず、現時点で最も効率的な整備手法が選択可能となっています。

イ 県の動向

三重県では、污水处理施設を県下に完備する場合の最も経済的、効率的な整備区域及び整備手法（在り方）を示した「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」を平成8年（1996年）度に策定しています（平成28年（2016年）度に改定）。

同計画では、県内市町村の計画・構想をもとに、広域的な観点から調整・検討を行い、県の全域を対象として、污水处理人口普及率を100%とした場合の理想的な污水处理施設の整備区域及び整備手法を取りまとめています。

整備目標については、各市町における生活排水処理施設整備計画をもとに、効率的・効果的な整備が図られるよう協議・調整を行い、これらを集計した結果、新しい生活排水処理アクションプログラムに沿って生活排水処理施設の整備を推進することにより、中期目標年度（2025年度末）で整備率は92.3%に、長期目標年度（2035年度末）で整備率は97.6%に達する見込みです。

(2) 本市における生活排水処理行政の動向

本市では、公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業を所管する部署の協働により、生活排水処理アクションプログラムを策定しています。平成25年（2013年）度に公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業が全て下水道部所管となりましたが、引き続き生活排水処理アクションプログラムに沿った事業運営を行っています。

平成27年（2015年）度には、下水道計画区域及び農業集落排水処理施設

などの集合処理区域を除いた区域における浄化槽整備として市営浄化槽事業を開始しました。また、下水道計画区域外となった団地の見直しにより、共同污水处理施設の市への帰属に向け、各管理組合等との協議を進めてきました。

(3) 生活排水処理技術の動向

ア 汚泥再生処理センター

汚泥処理センターは、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみなどの有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源を回収する施設であり、水処理設備、資源化設備などから構成されています。

近年、公共下水道などの整備により、し尿は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥など汚泥の比率が上がってきており、50%を超えるケースも多くなっています。また、くみ取りし尿や浄化槽汚泥が薄くなる傾向があり、収集車両に浄化槽汚泥濃縮車を用いているケースもあります。バキューム車の臭気についても、燃焼式、活性炭吸着の水溶式などによる対策が行われています。し尿処理の整備方法として、し尿処理設備の一部の機能を省略し、下水道放流を行うケースも増加しています。

資源回収としては、廃棄物バイオマスとして、固形燃料化やメタンガス化によるエネルギー・電力回収、汚泥などの炭化による土壌改良利用、排水からのリン回収、セメント原料などの利用が進められています。

イ 浄化槽

浄化槽の技術の方向性としては、生物処理機能を向上させることによる設備のコンパクト化と水質の高度処理化があります。

水質規制の厳しい地域において、窒素・リン・浮遊物質など、BOD 以外の項目の水質要求に対応する水質の高度処理化があります。さらに、両方の要素（省スペース、水質高度化）に対応する浄化槽として、膜分離型浄化槽が実用化されています。

また、余剰汚泥の減量化も一つのテーマであり、膜分離活性汚泥法等の長い汚泥日齢（SRT）での運転による汚泥の自己酸化を進める方法、嫌気性処理の効率化等による汚泥の可溶化を図る方法などがあります。その他、現在研究中の技術として、マグネシウム添加新活性汚泥法、余剰汚泥のオゾン処理法、好気性高熱細菌法、酵素や生物製剤を使用して汚泥の減量化を行う方法等の研究が進められています。

10 生活排水処理の課題

生活排水処理の状況を踏まえ、計画目標年度である 2027 年度までに解決すべき課題を以下に示します。

(1) 生活排水処理の促進

生活排水処理施設の整備率は、平成 28 年（2016 年）度で 83.5%となっており、そのほとんどが公共下水道及び合併処理浄化槽によるものです。

生活排水処理率を高めていくため、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）及び非水洗化人口（し尿収集人口）から水洗化・生活雑排水処理人口への転換を促進することが重要です。

(2) 市営浄化槽事業の推進

公共下水道及び農業集落排水処理区域以外の区域におけるし尿及び生活雑排水は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取りで処理されています。単独処理浄化槽、し尿くみ取りによる処理では、未処理の生活雑排水が河川等の公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。

水質保全のため、単独処理浄化槽、し尿くみ取りによる処理を継続している世帯には、合併処理浄化槽への転換を促すことが重要です。

生活排水処理アクションプログラムの見直しにより定めた、公共下水道区域や農業集落排水処理区域などの集合処理区域を除く市営浄化槽区域において、生活排水処理の促進が必要です。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道の普及等とともに、し尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換が促される中、その量は共に減少すると予測されます。したがって、それぞれの排出量に留意し、適正に収集が行える体制を維持することが必要です。

また、これまでの収集体制を維持しつつ、市民サービスの向上、衛生処理の徹底化を図る必要があります。

収集の効率化を図りながら、施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

津市環境基本計画では、本市のめざす環境像を『豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津』としています。本計画においても、この環境像の体现のため、2つの基本方針を掲げ、各施策に取り組んでいきます。

基本方針1 生活排水の適正処理の推進

中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区及び松阪処理区、津市単独公共下水道の椋本処理区における管渠整備を進めます。

公共下水道や農業集落排水への接続について未接続世帯への啓発活動を強化します。

また、下水道計画区域外の地域で市が設置主体となって浄化槽を整備、管理の推進や住宅団地の集中浄化槽の市への移管に係る取組を推進します。

浄化槽設置整備事業補助制度により、浄化槽の設置を推進します。

中間処理施設の長寿命化に向けて、計画的な維持管理を推進します。

(施策)

公共下水道の整備推進、未接続世帯への啓発（公共下水道、農業集落排水）、生活排水処理施設の効率的な整備（市営浄化槽）、収集・処理・処分 等

基本方針2 水環境の向上のための普及啓発活動の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、水環境の向上のための普及啓発活動を実施します。

(施策)

ホームページ・各種イベントでの情報提供 等

2 生活排水処理の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測を図 4-8 及び表 4-11 に示します。

2027 年度の水洗化・生活雑排水処理人口は 241,482 人となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 6,986 人（3.0%）増加しています。単独処理浄化槽人口は 12,869 人となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 20,532 人（61.5%）減少しています。し尿収集人口は 5,229 人となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 7,584 人（59.2%）減少しています。

2027 年度の生活排水処理率は 93.0% となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 9.5 ポイント（11.4%）上昇しています。

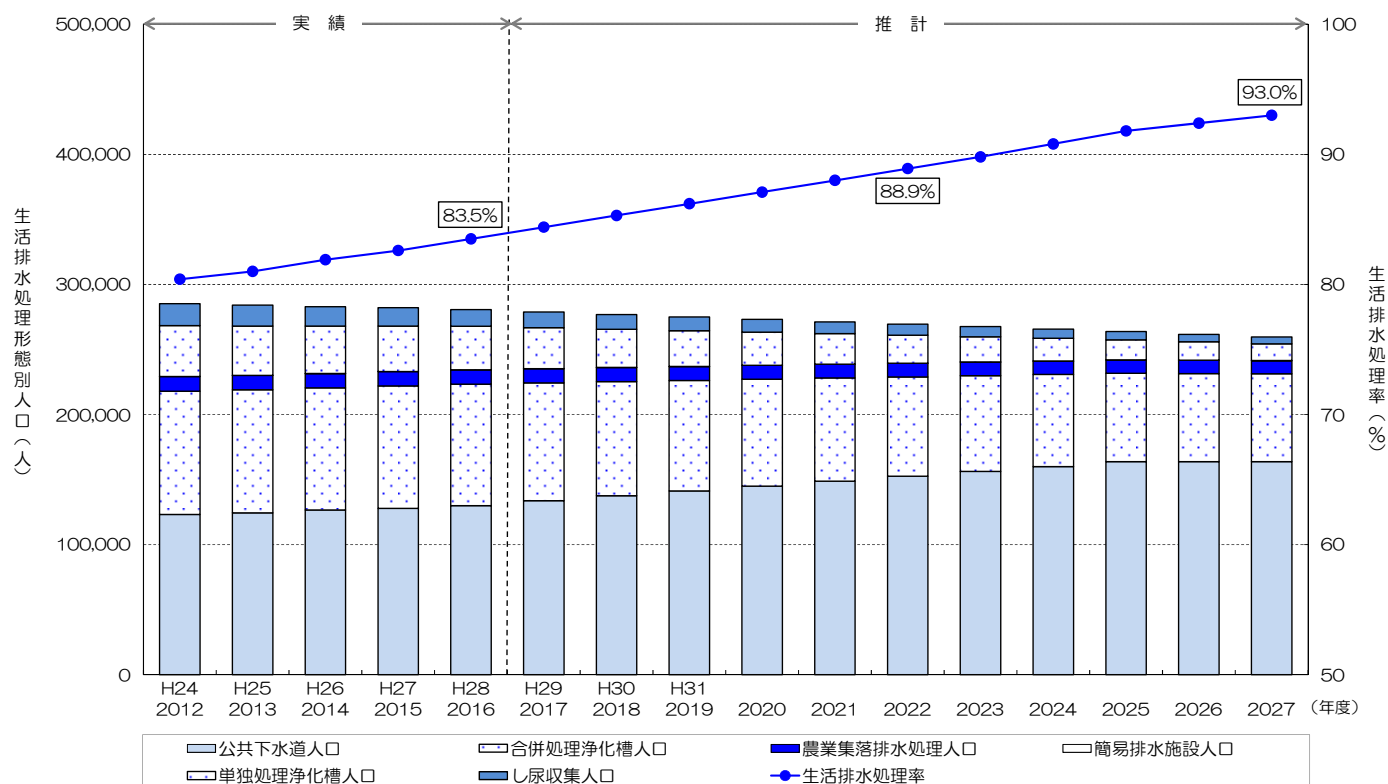


図 4-8 生活排水処理形態別人口の将来予測

表 4-11 生活排水処理形態別人口の将来予測

項目	(単位：人)		
	平成 28 年度 (2016 年度)	2022 年度	2027 年度
計画処理区域内人口	280,710	269,437	259,580
水洗化・生活雑排水処理人口	234,496	239,531	241,482
公共下水道人口	130,034	152,531	163,806
合併処理浄化槽人口	93,417	76,452	67,538
農業集落排水処理人口	10,989	10,496	10,088
簡易排水施設人口	56	52	50
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	33,401	21,444	12,869
非水洗化人口(し尿収集人口)	12,813	8,460	5,229
生活排水処理施設の整備率(%)	83.5	88.9	93.0

※各数値は、生活排水処理アクションプログラム(平成 27 年(2015 年)度)の数値を比例補間したものです。

3 数値目標

生活排水処理施設の整備率の目標値は、平成 27 年（2015 年）度生活排水処理アクションプログラムの数値から比例補間することで算出しており、2022 年度で 88.9%、2027 年度で 93.0%とします。

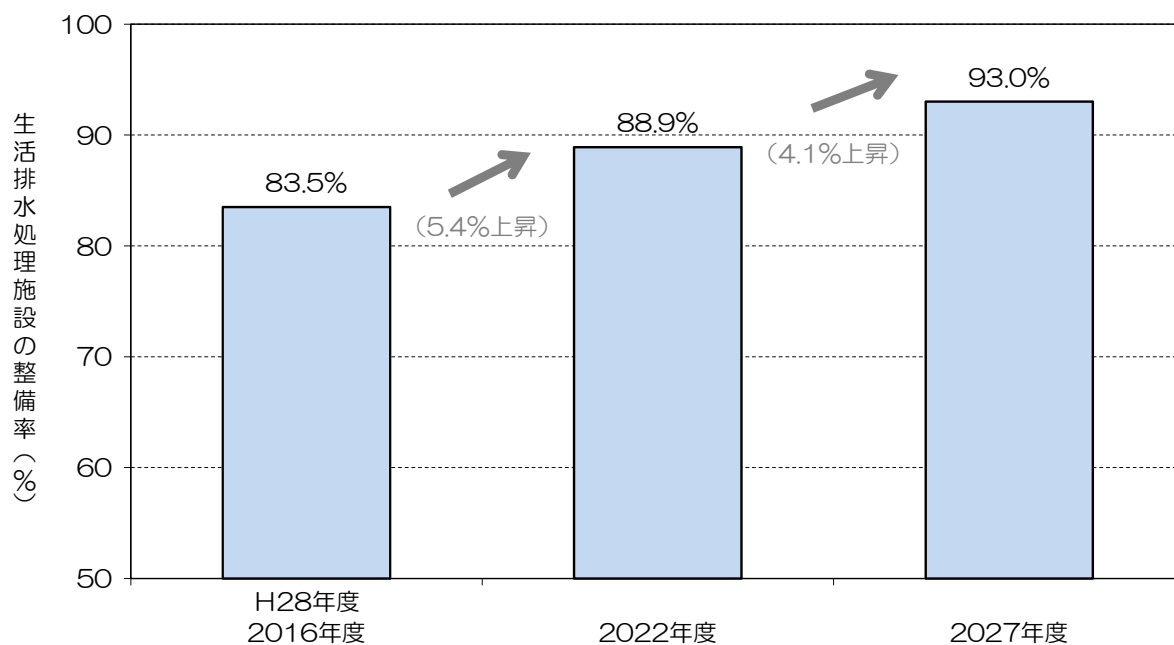


図 4-9 生活排水処理施設の整備率の目標値

4 生活排水処理に係る区域と今後の整備

(1) 生活排水を処理する区域

生活排水処理区域を図 4-10 に示します。

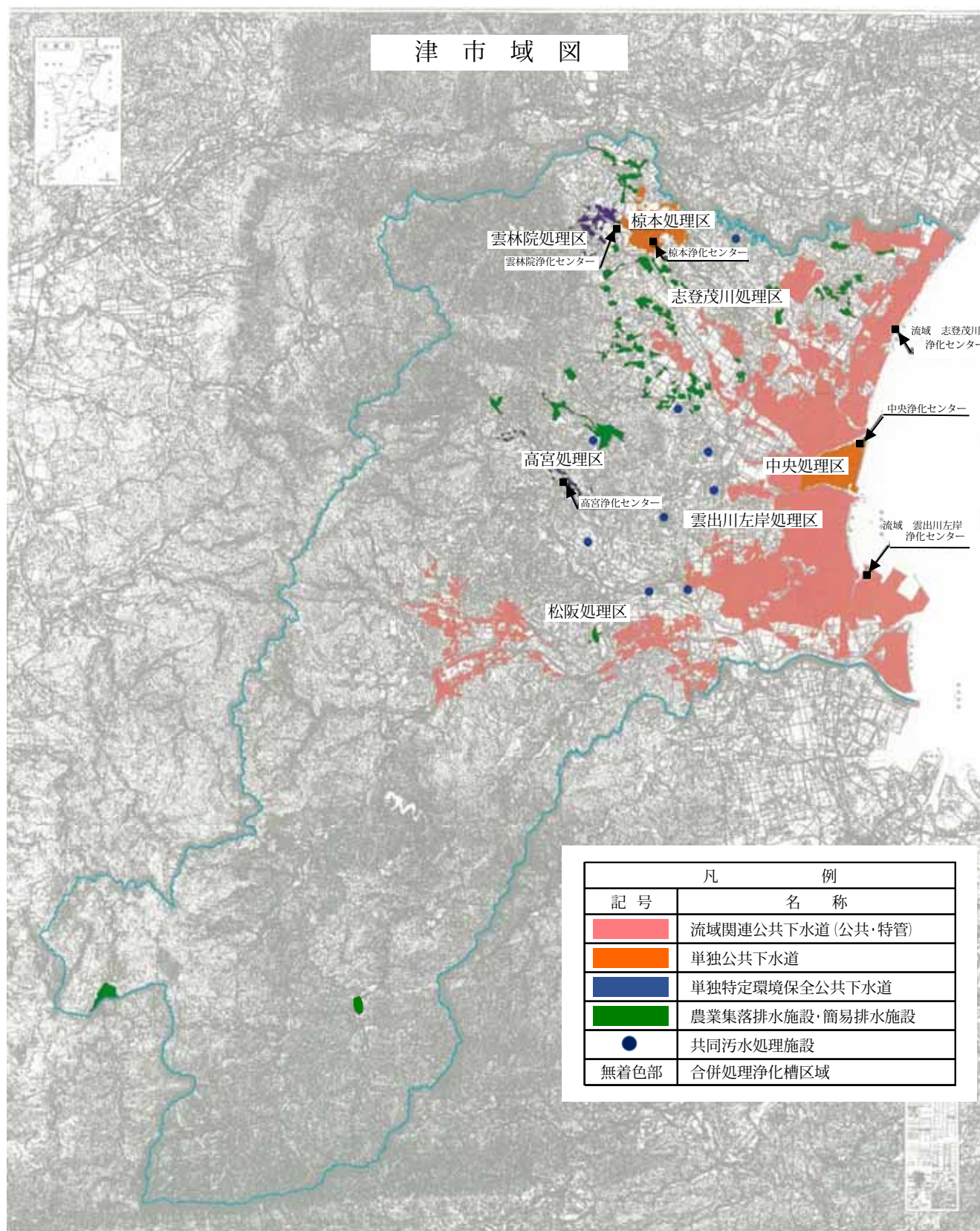


図 4-10 生活排水処理区域

(2) 施設等の整備

ア 下水道事業の早期普及

生活排水処理施設の整備率の向上を目指し、非水洗化人口が多い地域の下水道事業の早期普及を進めていきます。

イ 浸水対策の実施

浸水対策として、雨水対策施設の整備を進めていますが、近年の集中豪雨の発生状況や都市化に伴う雨水流出形態の変化もあるため、早期に浸水対策を進めます。

ウ 施設の機能強化

公共下水道事業の処理場・ポンプ場の供用開始後、耐用年数を超過している施設のうち、長寿命化計画に基づく本格的な改築事業に着手しているのは、中央浄化センターと極楽橋ポンプ場の一部の施設であります。その他の施設においても、重要度や緊急度に応じて本格的な改築事業を進めます。

エ 公共下水道事業の管路の改築

下水道等管路施設の施工済総延長は 1,084 km となっており、その多くは平成に入ってから整備したものです。

耐用年数の 50 年を経過している管を中心に段階的に改築を進めます。

オ 公共下水道施設における処理場・ポンプ場の耐震化

旧耐震基準で施工された施設においては全て耐震診断を実施しており、今後は、全施設を短期的な対応で取り組むことは困難であるため、緊急性や重要度や改築事業との同時施工による効率性などを踏まえて、耐震化を進めます。

カ 農業集落排水の改築

多くの施設において、機械・電気設備の標準耐用年数を迎える時期にきており、今後、機能診断等を実施し、改築の必要性を検討していきます。

キ 市営浄化槽事業の推進

生活排水処理施設の整備率の向上を目指し、市営浄化槽事業を推進していきます。

ク 合併処理浄化槽への転換

下水道予定処理区域等において、下水道の供用が開始されていない地域で合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付することにより、生活排水処理の向上を図っていきます。

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測を図 4-11 及び表 4-12 に示します。

2027 年度のし尿の収集・運搬量は 5,856KL/年となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 8,419KL/年（59.0%）減少しています。浄化槽汚泥の収集・運搬量は 51,972KL/年となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 29,937KL/年（36.5%）減少しています。

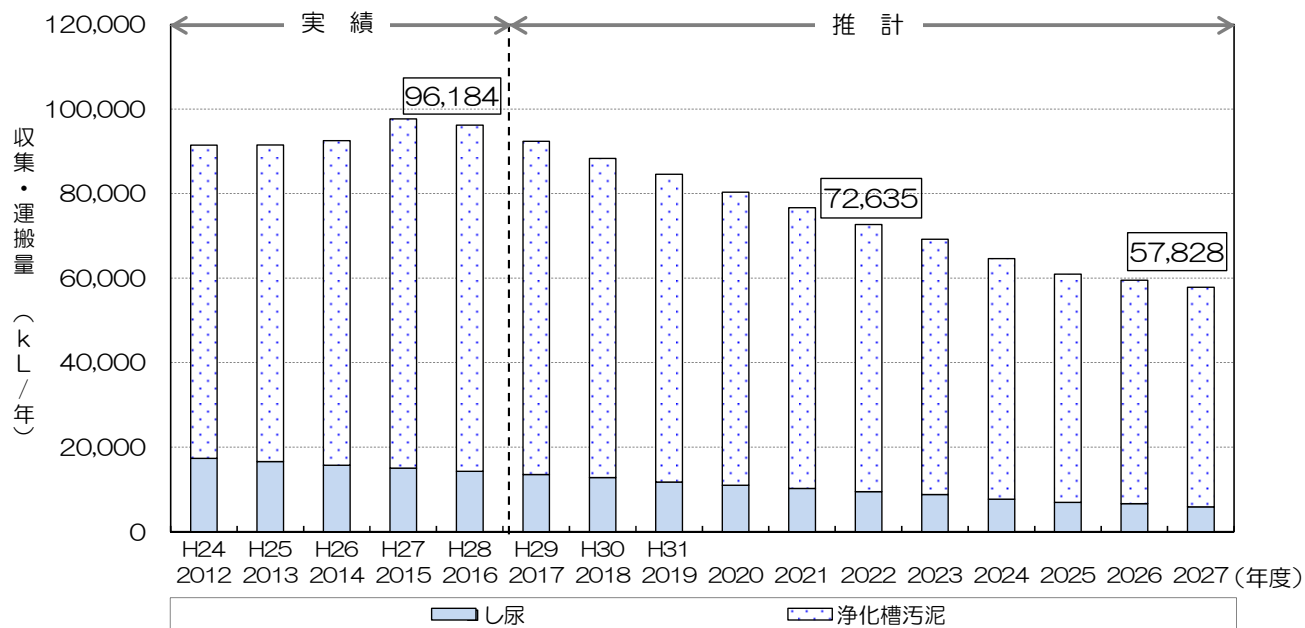


図 4-11 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測

表 4-12 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測

(単位：KL/年)

項目	平成 28 年度 (2016 年度)	2022 年度	2027 年度
収集・運搬量	96,184	72,635	57,828
し尿	14,275	9,490	5,856
浄化槽汚泥	81,909	63,145	51,972

(2) 収集・運搬計画

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、本市全域、本市が許可した業者で行っています。今後も、現体制を維持していくことを基本としますが、収集・運搬量の減少が予測されるため、計画的収集・運搬作業により、より安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていくことを目標とします。

また、収集・運搬の範囲は、現行どおり行政区域全域とし、現状の許可業者による収集・運搬形態を基本とします。

なお、下水道の普及等により収集・運搬量は減少すると予測されますが、収集・運搬は規模を縮小してでも継続していく必要があります。

今後は、現許可業者による収集・運搬体制を維持しつつ、経済性・効率性等を考慮した安定した収集・運搬体制の維持に努めていくものとします。

(3) 中間処理計画

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、現状どおり2箇所のし尿処理施設（津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず）において全量適正処理を行っていきます。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、上記2箇所の処理施設内で脱水処理を行った後、焼却処理を行っていきます。

(4) 最終処分計画

し尿処理施設で発生する焼却残渣は、全量資源化を図ります。

(5) 施設整備計画

現施設（津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず）の効率的・効果的な運営管理を行うとともに、施設の老朽化等への対策として、施設の更新に向けた検討を行っていきます。

6 その他の計画

(1) 災害時等における廃棄物の処理に関する計画

ア 災害廃棄物処理計画

大規模地震や水害などの災害が発生した場合、多量の災害廃棄物が発生し、生活環境や公衆衛生上の支障が生じます。災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、広域処理の可能性も考慮しながら、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築しておきます。また、津市災害廃棄物処理計画は、津市地域防災計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行います。

イ 業務継続計画（BCP）

災害の発生により行政や廃棄物関係業者等が被災する深刻な事態においては、廃棄物処理に係る資源（人、物、情報等）が制約されます。しかし、そのような状況下においても、市民の日常生活に欠かすことのできないし尿の収集・運搬・処理業務など1日も早く再開し、継続していく必要があります。大規模災害発生時においても、廃棄物処理に係る一定の業務を的確に行えるよう、津市業務継続計画（BCP）のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ明確にし、有事に備えます。

非常時においても一定の業務（非常時優先業務）を継続して行うために、あらかじめ明確にしておくべき事項

- 1 市関係職員の人員の確保
- 2 執務場所の確保
- 3 電気・水等の確保
- 4 通信手段の確保
- 5 廃棄物処理に係る重要施設稼働の確保
- 6 廃棄物収集運搬に係る交通インフラの確保
- 7 廃棄物収集運搬許可業者の稼働の確保
- 8 非常時の優先業務の整理 など

- 資料編 -

資料編 目次

第 1 章 人口と事業所数	1
第 1 節 人口の推移	1
第 2 節 年齢別人口	2
第 3 節 人口の将来予測.....	3
第 4 節 事業所数と従業者数	4
第 2 章 数値目標の検討	5
1 各施策の減量・資源化効果	5
2 将来推計結果の概要	12
3 目標値の設定.....	12
4 目標値の検討に関する参考データ.....	13
5 将来推計結果の詳細	14

第1章 人口と事業所数

第1節 人口の推移

人口及び世帯数の推移を表 1-1 と図 1-1 に示します。

本市の人口は減少傾向にあり、平成 19 年（2007 年）から平成 28 年（2016 年）にかけて 288,878 人から 278,674 人へと 10,204 人（3.5%）減少しています。一方、世帯数は 113,331 世帯から 115,410 世帯へと 2,079 世帯（1.8%）増加し、1 世帯当たりの人員（世帯人員）は、2.41 人/世帯となっています。

表 1-1 人口及び世帯数の推移

年	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	増加人員 (人)	増加率 (%)
H19 (2007)		288,878	113,331	2.55	-	-
H20 (2008)		288,888	114,721	2.52	10	0.0
H21 (2009)		287,352	115,077	2.50	-1,536	-0.5
H22 (2010)		285,746	113,092	2.53	-1,606	-0.6
H23 (2011)		284,867	113,850	2.50	-879	-0.3
H24 (2012)		282,904	113,955	2.48	-1,963	-0.7
H25 (2013)		281,547	114,405	2.46	-1,357	-0.5
H26 (2014)		280,647	115,233	2.44	-900	-0.3
H27 (2015)		279,886	114,679	2.44	-761	-0.3
H28 (2016)		278,674	115,410	2.41	-1,212	-0.4

[資料：みえ DataBox（三重の統計情報）（各年 10 月 1 日現在）]

国勢調査の確定値を基に、市町から報告される住民基本台帳の動態結果を加減した推計値（平成 22 年（2010 年）は国勢調査結果、平成 27 年（2015 年）は平成 27 年（2015 年）度国勢調査人口等基本集計結果による数値）

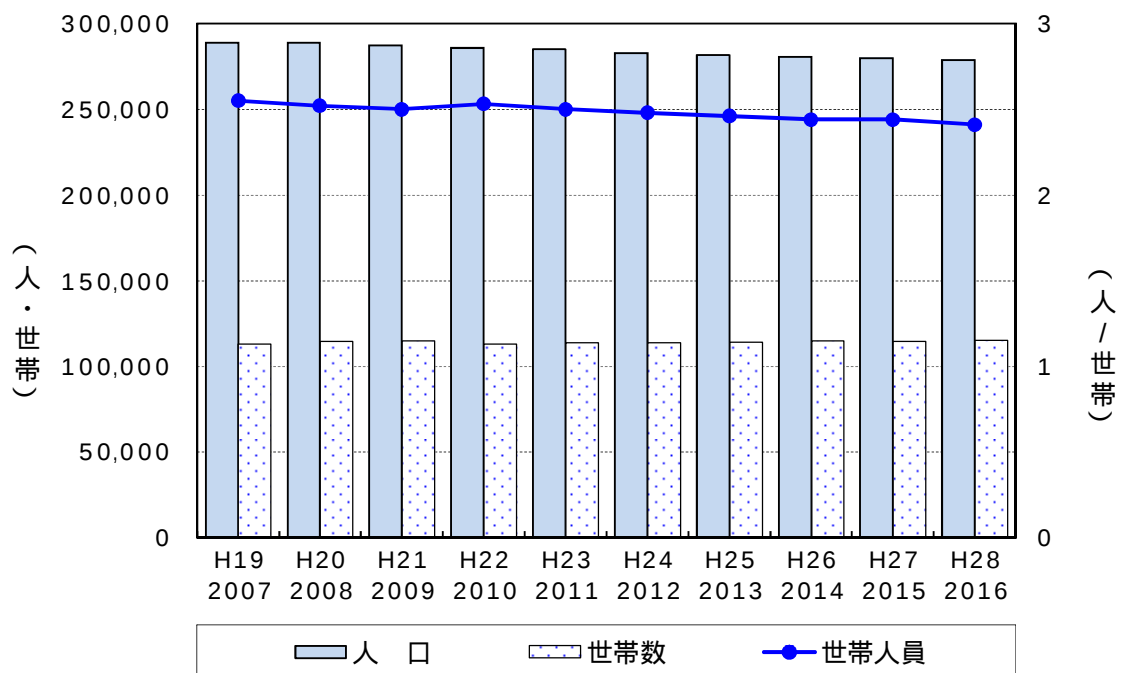


図 1-1 人口及び世帯数の推移

第2節 年齢別人口

年齢別の人口分布を表 1-2 に示します。

高齢者人口(65歳以上)は総人口の28.3%(三重県28.2%)を占めるのに対し、若年層(14歳以下)は12.7%(三重県12.7%)となっており、高齢の世代が多いことがわかります。

表 1-2 年齢5歳階級別人口

[単位：人]

項目 年齢	津市			三重県		
	計	男	女	計	男	女
0～4歳	10,714	5,548	5,166	69,835	35,661	34,174
5～9歳	11,986	6,068	5,918	77,609	39,686	37,923
10～14歳	12,579	6,475	6,104	82,422	42,166	40,256
15～19歳	13,494	6,898	6,596	89,063	45,734	43,329
20～24歳	13,792	7,024	6,768	76,636	39,032	37,604
25～29歳	13,367	6,809	6,558	83,821	43,358	40,463
30～34歳	14,507	7,368	7,139	94,766	48,593	46,173
35～39歳	16,462	8,365	8,097	107,150	54,585	52,565
40～44歳	20,556	10,351	10,205	134,130	68,104	66,026
45～49歳	19,511	9,916	9,595	127,838	64,630	63,208
50～54歳	17,002	8,384	8,618	111,865	55,681	56,184
55～59歳	16,944	8,361	8,583	107,543	52,885	54,658
60～64歳	17,440	8,588	8,852	115,884	56,261	59,623
65～69歳	22,062	10,506	11,556	147,744	71,203	76,541
70～74歳	16,448	7,658	8,790	107,931	50,918	57,013
75～79歳	14,846	6,588	8,258	95,499	43,060	52,439
80～84歳	12,414	5,173	7,241	78,180	32,070	46,110
85～89歳	8,323	3,087	5,236	50,827	18,181	32,646
90～94歳	3,576	936	2,640	22,502	5,812	16,690
95歳以上	1,110	161	949	6,648	1,037	5,611
年齢不詳	1,541	949	592	19,718	11,393	8,325
総数	278,674	135,213	143,461	1,807,611	880,050	927,561

[資料：みえ DataBox (三重の統計情報)(平成28年(2016年)10月1日現在)]

国勢調査の確定値を基に、市町から報告される住民基本台帳の動態結果を加減した推計値

第3節 人口の将来予測

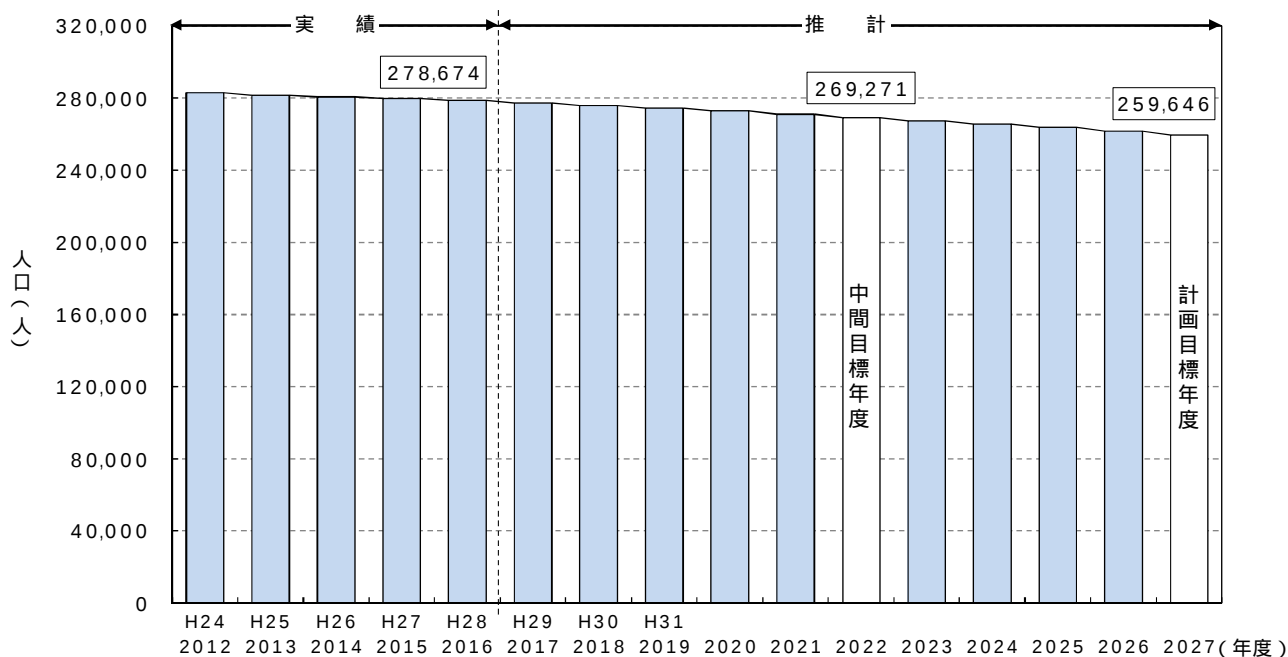
人口の将来予測を人口の将来予測及び図 1-2 に示します。

平成 29 年(2017 年)度以降の人口は、上位計画である津市総合計画で示されている人口を採用します。

将来人口は 2022 年度には平成 28 年(2016 年)度比で 9,403 人(3.4%)減少して 269,271 人に、2027 年度には平成 28 年(2016 年)度比で 19,028 人(6.8%)減少して 259,646 人となる見込みです。

表 1-3 人口の将来予測

年		人口(人)	増加人員(人)	増加率(%)
実績	H24(2012)	282,904	-	-
	H25(2013)	281,547	-1,357	-0.5
	H26(2014)	280,647	-900	-0.3
	H27(2015)	279,886	-761	-0.3
	H28(2016)	278,674	-1,212	-0.4
推計	H29(2017)	277,247	-1,427	-0.5
	H30(2018)	275,820	-1,427	-0.5
	H31(2019)	274,393	-1,427	-0.5
	(2020)	272,965	-1,428	-0.5
	(2021)	271,118	-1,847	-0.7
	(2022)	269,271	-1,847	-0.7
	(2023)	267,424	-1,847	-0.7
	(2024)	265,577	-1,847	-0.7
	(2025)	263,731	-1,846	-0.7
	(2026)	261,689	-2,042	-0.8
	(2027)	259,646	-2,043	-0.8



平成 29 年(2017 年)度から 31 年(2019 年)度、2021 年度から 2024 年度、2026 年度の人口は、「津市総合計画」記載の将来人口を用い、直線補間により算出しています。

図 1-2 人口の将来予測

第4節 事業所数と従業者数

全産業分野における事業所及び従業者数の推移を表 1-4 に示します。

平成 21 年(2009 年)度から平成 28 年(2016 年)度にかけて、事業所数は 1,040 事業所 (8.7 %)、従業者数は 3,356 人 (2.6 %) 減少しています。

表 1-4 全産業分野における事業者数及び従業者数の推移

項目 年	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
H21 (2009)	12,016	128,875
H24 (2012)	11,139	123,604
H26 (2014)	11,755	132,310
H28 (2016)	10,976	125,519

[資料 : 経済センサス]

:平成 21 年(2009 年)度及び 26 年(2014 年)度の経済センサス基礎調査、平成 24 年(2012 年)度及び 28 年 (2016 年) 度の経済センサス活動調査の従業者数 (産業大分類別、A ~ R (S 公務を除く)) を使用。

平成 28 年 (2016 年) 度は速報値 (平成 29 年 (2017 年) 5 月 31 日公表)。

第2章 数値目標の検討

1 各施策の減量・資源化効果

本計画で実施する施策のうち、減量化あるいは資源化を促進する効果が高い施策を表 2-1 に示します。

表 2-1 減量化あるいは資源化を促進する効果が高い施策

項目	施策	見込まれる効果		
		見込まれる効果	減量化	資源化
家庭系ごみ	紙類の分別の徹底	・紙類の資源回収量の増	○ (燃やせるごみ)	○
	布類の分別の徹底	・布類の資源回収量の増	○ (燃やせるごみ)	○
	生ごみの減量化	・生ごみの水切りによる排出量の減	○ (総排出量)	-
		・生ごみの堆肥化による排出量の減	○ (総排出量)	-
	容器包装プラスチックの分別の徹底	・容器包装プラスチックの資源回収量の増	○ (燃やせるごみ)	○
事業系ごみ	紙類の分別の徹底	・OA 用紙等の紙類の資源回収量の増(本市施設へ搬入される事業系ごみ量の減)	○ (総排出量)	-
		・雑紙等の紙類の資源回収量の増(本市施設へ搬入される事業系ごみ量の減)	○ (総排出量)	-
	生ごみの減量化	・生ごみの水切りによる排出量の減	○ (総排出量)	-

(1) 家庭系ごみ

各施策の効果として、表 2-2 に示す効果を見込んでいます。

表 2-2 各施策の効果

項目	施策	施策の効果		
		項目	H28 年度	H39 年度
家庭系ごみ	紙類の分別の徹底	燃やせるごみのうち分別して資源化する紙ごみの割合	0%	(家庭系収集・燃やせるごみ 中) 16.5%
	布類の分別の徹底	燃やせるごみのうち分別して資源化する布類量	0%	(家庭系収集・燃やせるごみ 中) 4.2%
	生ごみの減量化	水切りに取り組む世帯割合	0%	50%
		堆肥化に取り組む世帯割合	0%	2%
	容器包装プラスチックの分別の徹底	燃やせるごみのうち分別して資源化する容器包装プラスチック量	10 kg/人年	12 kg/人年 (2 kg増)

紙類の分別の徹底

現在、家庭から出される燃やせるごみに雑紙等が多く含まれている状況にあります。

そのため、それら雑紙等が資源として排出されるよう啓発することにより、2027年度までに収集する燃やせるごみのうち16.45%（7,827t/年）の紙ごみが資源ごみとして排出されることを目指します。

表 2-3 紙類の分別の徹底による資源化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
家庭系の収集・燃やせるごみ（t/年）	50,664	50,404	50,280	49,882	49,544	49,207	49,004	48,532	48,195	47,822	47,578
分別排出される紙類の割合（％）	0	0	1.8	3.6	5.4	7.2	9.0	10.8	12.6	14.4	16.45
資源化量（t/年）	0	0	905	1,796	2,675	3,543	4,410	5,241	6,073	6,886	7,827

<平成29年（2017年）度組成分析結果及び過去5年間の組成分析結果>

平成29年（2017年）度燃やせるごみの組成分析結果（湿重量）より

燃やせるごみの組成	割合	組成の詳細	割合	資源化の可能性
厨芥類等	75.3%			
紙類	24.7%	段ボール	10.1%	○
		新聞等	6.3%	○
		ちり紙等	8.3%	

平成29年（2017年）度燃やせるごみの組成分析結果（湿重量）より、紙類が全体の24.7%を占めています。24.7%のうち、資源化の可能性のある段ボール、新聞等がそれぞれ10.1%、6.3%を占めており、残りの8.3%は資源化が困難なちり紙等となっています。

10.1%（段ボール）＋6.3%（新聞等）＝16.4%

16.4%が資源化の可能性のある紙類の割合となります。

過去5年間の組成分析結果（湿重量）における紙類の平均割合は35.4%となっており、そのうち資源化の可能性のある段ボール、新聞等の割合は、

$$\begin{array}{ccccc} \text{紙類の平均割合} & & \text{資源化の可能性} & & \text{燃やせるごみに} \\ & & \text{ある紙類} & & \text{含まれる紙類} \\ 35.4\% & \times & (& 16.4\% & \div & 24.7\% &) = & 23.5\% \end{array}$$

23.5%のうち、70%の紙類が資源化できると考えると、

$$23.5\% \times 70\% = 16.45\%$$

16.45%が資源化できる紙類となります。

布類の分別の徹底

現在、資源ごみとして排出される布類が減少している傾向にあり、家庭から出される燃やせるごみに布類が含まれている状況にあります。

そのため、それら布類が資源ごみとして排出されるよう啓発することにより、2027年度までに収集する燃やせるごみのうち4.2%(1,988t/年)の布類が資源ごみとして排出されることを目指します。

表 2-4 布類の分別の徹底による資源化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
家庭系の収集・ 燃やせるごみ (t/年)	50,664	50,404	50,280	49,882	49,544	49,207	49,004	48,532	48,195	47,822	47,578
分別排出される 布類の割合 (%)	0	0	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.2
資源化量 (t/年)	0	0	251	499	743	984	1,225	1,456	1,687	1,913	1,998

< 過去 5 年間の燃やせるごみの組成分析結果 >

過去 5 年間の組成分析結果(湿重量)にその布類の平均割合は 8.4%となっており、そのうち 50%の布類が資源化できると考えると、

$$\begin{array}{rcccl} \text{布類の平均割合} & & \text{資源化できる割合} & & \\ 8.4\% & \times & 50\% & = & 4.2\% \end{array}$$

4.2%が資源化できる布類になります。

生ごみの減量化

・生ごみの水切り

現在、生ごみの水分が十分に切られない状態で燃やせるごみとして排出されている状況です。

そのため、生ごみの水切りを積極的に呼びかけ、2027年度までに全世帯数の50%(54,093世帯)が生ごみの水切りに取り組むことで、649t/年の減量化を目指します。

表 2-5 生ごみ水切り促進による減量化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
津市の世帯数 (2.4人/世帯 ¹)	115,520	114,925	114,330	113,735	112,966	112,196	111,427	110,657	109,888	109,037	108,186
水切りに取り組む 世帯割合(%)	0	0	5.6	11.2	16.8	22.4	28.0	33.6	39.2	44.8	50.0
水切りに取り組む 世帯数(世帯)	0	0	6,402	12,738	18,978	25,132	31,200	37,181	43,076	48,849	54,093
水切りによる減量 化量(t/年) ²	0	0	77	153	228	302	374	446	517	586	649

1：平成28年(2016年)度における人口(278,674人)÷世帯数(115,410世帯)=2.4人/世帯

2：1世帯が水切りに取り組んだ場合、12kg/世帯・年の減量効果が見込めるとしています。

(参考：大分県宇佐市(金屋地区)、青森県弘前市、福岡県大分市の水切りモニター事業の結果)

・生ごみの堆肥化

現在、生ごみ処理機及びコンポスト容器ともに導入基数が減少している状況です。

そのため、家庭用生ごみ処理機等の購入補助制度を継続し、幅広く世代に周知し、2027年度までに全世帯の2%(2,164世帯)が生ごみ処理機等を導入することで、115t/年の減量化を目指します。

表 2-6 堆肥化の促進による資源化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
津市の世帯数 (2.4人/世帯 ¹)	115,520	114,925	114,330	113,735	112,966	112,196	111,427	110,657	109,888	109,037	108,186
堆肥化に取り組む 世帯割合(%)	0	0	0.22	0.44	0.66	0.88	1.10	1.32	1.54	1.76	2.00
堆肥化に取り組む 世帯数(世帯)	0	0	252	500	746	987	1,226	1,461	1,692	1,919	2,164
堆肥化による減量 化量(t/年) ²	0	0	13	27	40	52	65	77	90	102	115

1：平成28年(2016年)度における人口(278,674人)÷世帯数(115,410世帯)=2.4人/世帯

2：世帯が堆肥化に取り組んだ場合、53kg/世帯・年の減量効果が見込めるとしています。

(参考：平成26年(2014年)度生ごみ減量モニター事業報告書(東京都江東区、平成26年(2014年)12月)

容器包装プラスチックの分別の徹底

平成 28 年(2016 年)度より、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分が可燃ごみとなり、平成 27 年(2015 年)度に 3,876 t あった容器包装プラスチックの資源化量が平成 28 年(2016 年)度には 2,780 t (1 人当たり資源化量は約 10kg/人年)と 1,096 t 減少しており、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。

そのため、容器包装プラスチックのリサイクルを促進するため、家庭での正しい分別を分かりやすく周知することにより、2027 年度までに 1 人当たり年間容器包装プラスチックの資源化量を平成 28 年(2016 年)度実績 10kg/人年から 12kg/人年に 2 kg/人年を増やすことを目指します。

表 2-7 容器包装プラスチックの分別の徹底による資源化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
津市の人口(人)	277,249	275,820	274,393	272,965	271,118	269,271	267,424	265,577	263,731	261,689	259,646
1 人年間容プラ資源化量の増加量(kg/人年)	0	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	1.2	1.4	1.6	2
1 人年間容プラ分別排出量の増加量(kg/人年) ¹	0	0	0.29	0.58	0.87	1.17	1.46	1.75	2.04	2.33	2.91
年間容プラ分別排出量の増加量(t/年) ²	0	0	80	158	236	315	390	465	538	610	756
年間容プラ資源化量の増加量(t/年) ³	0	0	55	108	162	216	268	319	369	419	519

1: 資源ごみとして分別排出される容器包装プラスチックには、資源化できない汚れたプラスチックも含まれているため、資源化量≠分別排出量となり、分別排出量の増加分を以下のとおり計算します。

1 人年間容プラ資源化量の増加量

= 1 人年間容プラ分別排出量の増加量 × 資源化等を行う施設での資源回収率 . . .

資源化等を行う施設での資源回収率

= 平成 28 年(2016 年)度の資源化等を行う施設の資源化量(4,053 t) ÷ 同施設への搬入量(5,905 t)
= 68.6% . . .

、より、

1 人年間容プラ分別排出量の増加量 = 1 人年間容プラ資源化量の増加量 ÷ 68.6%

(例: 2027 年度では、2 kg/人年 ÷ 68.6% = 2.91 t/日)

2: 年間容プラ分別排出量の増加量 = 1 人年間容プラ分別排出量の増加量 × 人口

(例: 2027 年度では、2.91 kg/人年 × 259,646 人 = 756 t/年)

3: 年間容プラ資源化量 = 年間容プラ分別排出量の増加量 × 資源化等を行う施設での資源回収率

(例: 2027 年度では、756 t/年 × 68.6% = 519 t/年)

< 燃やせるごみに含まれる容器包装プラスチックの資源化可能量 >

平成 23 年(2011 年)度から 27 年(2015 年)度までの 5 年間における容器包装プラスチックの年間平均資源化量は 3,502 t/年となっています。一方、平成 28 年(2016 年)度の資源化量は 2,780 t/年となっており、前述の年間平均資源化量と比較し、722 t/年少ない状況となっています。この 722 t/年の 8 割が燃やせるごみに含まれる容器包装プラスチックの資源化可能量(汚れが落とせる容器包装プラスチック)と考えると、1 人年間容器包装プラスチックの資源化可能量は、**2kg/人・年**と想定されます。

722 t/年 × 0.8 ÷ 278,674 人(平成 28 年(2016 年)度の本市人口) = 約 2kg/人・年

(2) 事業系ごみ

各施策の効果として、表 2-8 に示す効果を見込んでいます。

表 2-8 各施策の効果

項目	施策	施策の効果		
		項目	H28 年度	H39 年度
	紙類の分別の徹底	燃やせるごみの紙ごみ（OA 用紙等）のうち分別して資源化する紙ごみの割合	0 %	1.9 %
		燃やせるごみの雑紙（紙くず等）のうち分別して資源化する紙ごみの割合	0 %	16.5 %
	生ごみの減量化	水切りによる減量化量	0 t	415 t

紙類の分別の徹底

・OA 用紙等の分別の徹底

現在、事業所から排出される紙類（OA 用紙、機密書類）の大部分が資源化されていますが、一部が可燃ごみとして排出されていることから、循環型社会の形成のため、さらに資源化を促進する必要があります。

そのため、事業所から排出される資源化可能な紙類（OA 用紙、機密書類）の分別及び資源化を呼び掛け、2027 年度までに事業系の燃やせるごみのうちの 1.9 %（612 t / 年）の紙類（OA 用紙、機密書類）が資源として民間の資源化業者へ排出されることを目指します。

表 2-9 OA 用紙等の分別の徹底の促進による資源化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業系の燃やせるごみ量（t / 年）	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120	32,208
分別排出される紙類（OA 用紙、機密書類）の割合（%）	0	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.9
資源化量（t）	0	0	64	128	193	257	322	385	450	514	612

< 燃やせるごみに含まれる紙類（OA 用紙、機密書類）の資源化可能量 >

本市内の大規模事業者より提出された「平成 28 年（2016 年）度 事業系一般廃棄物減量計画書」より、平成 27 年（2015 年）度の紙類（OA 用紙、機密書類）が本市に搬入される事業系の燃やせるごみに占める割合は 1.9 % / 年です。

OA 用紙や新聞・雑誌といった紙類は基本的に資源化可能であることから、事業系の燃やせるごみのうちの **1.9 % 程度** は資源化可能な紙類（OA 用紙、機密書類）であると想定されます。

・雑紙（OA 用紙、機密書類を除く）等の分別の徹底

現在、事業所から排出される可燃ごみの中には OA 用紙、機密書類以外にも資源として利用可能な雑紙等が含まれていると考えられます。

それら雑紙等（OA 用紙、機密書類を除く）を資源として排出してもらうよう啓発することにより、家庭系ごみと同様に 2027 年度までに事業系の燃やせるごみのうち 16.45%（5,198 t/年）の紙ごみが資源ごみとして民間の資源化業者へ排出されることを目指します。

表 2-10 雑紙（OA 用紙、機密書類を除く）等の分別の徹底の促進による資源化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業系の燃やせるごみ量(OA 用紙等除く) (t/年)	31,510	31,510	31,596	31,510	31,510	31,510	31,596	31,510	31,510	31,510	31,596
分別排出される雑紙等の割合 (%)	0	0	1.8	3.6	5.4	7.2	9.0	10.8	12.6	14.4	16.45
資源化量(t)	0	0	569	1,134	1,702	2,269	2,844	3,403	3,970	4,537	5,198

事業系の燃やせるごみ量（OA 用紙、機密書類を除く）

= 事業系燃やせるごみ量（t/年）×（100% - 1.9%（資源化可能な紙類の割合（OA 用紙、機密書類））

生ごみの減量化

現在、生ごみの水分が十分に切られない状態で燃やせるごみとして排出されている状況があります。

そのため、生ごみの水切りを積極的に呼びかけ、2027 年度までに生ごみ中の水分が家庭ごみと同程度（4.4%）削減されることを目指します。

（ 2027 年度における家庭系ごみの水切りによる削減量（649 t/年）÷ 家庭系もやせるごみのうちの厨芥類量（14,736 t/年）× 100 = 4.4%）

表 2-11 生ごみの減量化の促進（生ごみの水切り促進）による減量化効果

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業系の燃やせるごみ量 (t/年)	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120	32,208
うち事業系ごみの生ごみ排出量 (t/年)	9,411	9,411	9,437	9,411	9,411	9,411	9,437	9,411	9,411	9,411	9,437
水切りによる減量化割合 (%)	0	0	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.4
水切りによる減量化量 (t/年)	0	0	47	94	141	188	236	282	329	376	415

過去 5 年間の組成分析結果（湿重量）における燃やせるごみ中の厨芥類の割合 29.3%より算出しています。

2 将来推計結果の概要

各施策の実施により、表 2-12 に示す減量・資源化効果が見込まれます。

これら施策の効果を見込んだ将来推計を表 2-13 に示します。施策を実施することにより、2027 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量（集団回収量除く）は 954 g/人日となり、平成 28 年（2016 年）度と比較して 49 g/人日の減量が見込まれます。また、リサイクル率は 2027 年度に 33.7% となり、平成 28（2016 年）年度と比較して 10.4% の上昇が見込まれます。

表 2-12 各施策の実施による減量・資源化効果

	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	備考
家庭ごみ（t）												
資源化可能な紙類の分別促進（t）	0	0	905	1,796	2,675	3,543	4,410	5,241	6,073	6,886	7,827	燃やせるごみより減じ、資源ごみに加える
資源化可能な容プラの分別促進（t）	0	0	80	158	236	315	390	465	538	610	756	燃やせるごみより減じ、資源ごみに加える
資源化可能な布類の分別促進（t）	0	0	251	499	743	984	1,225	1,456	1,687	1,913	1,998	燃やせるごみより減じ、資源ごみに加える
水切り促進（t）	0	0	77	153	228	302	374	446	517	586	649	燃やせるごみより減ずる
堆肥化促進（t）	0	0	13	27	40	52	65	77	90	102	115	燃やせるごみより減ずる
事業系ごみ（t）												
OA用紙等の分別促進（t）	0	0	64	128	193	257	322	385	450	514	612	燃やせるごみより減ずる
雑紙等の分別促進（t）	0	0	569	1,134	1,702	2,269	2,844	3,403	3,970	4,537	5,198	燃やせるごみより減ずる
水切り促進（t）	0	0	47	94	141	188	236	282	329	376	415	燃やせるごみより減ずる
ごみ総排出量減量化量（t）	0	0	770	1,536	2,304	3,068	3,841	4,593	5,356	6,115	6,989	
家庭系資源ごみ増加量（t）	0	0	1,236	2,453	3,654	4,842	6,025	7,162	8,298	9,409	10,581	

表 2-13 現状推移時及び施策実施時の将来推計

		平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	平成28年度比 2016年度比
現 状 推 移 時	ごみ総排出量（t）	104,778	104,404	104,315	103,656	103,172	102,688	102,484	101,720	101,236	100,701	100,440	-4,581.0 t
	家庭ごみ排出量（t）	72,658	72,284	72,107	71,536	71,052	70,568	70,276	69,600	69,116	68,581	68,232	-4,849.0 t
	事業系ごみ排出量（t）	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120	32,208	268.0 t
	焼却処理量（t）	90,456	90,157	90,103	89,555	89,166	88,779	88,631	88,002	87,613	87,184	86,991	-3,403.0 t
	資源化量（t）	24,736	24,630	24,592	24,420	24,284	24,147	24,076	23,874	23,738	23,588	23,501	-932.0 t
	最終処分量（t）	1,418	1,410	1,407	1,396	1,387	1,377	1,372	1,358	1,349	1,338	1,331	-95.0 t
	1人1日当たりごみ排出量（g/人日）	1,006	1,008	1,009	1,011	1,013	1,015	1,018	1,020	1,022	1,025	1,027	-5.0 g/人日
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量（g/人日）	718	718	718	718	718	718	718	718	718	718	718	0.0 g/人日
	1日当たり事業系ごみ排出量（t/日）	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	0.0 t/日
	1人1日当たりごみ排出量（集団回収量除く）（g/人日）	1,006	1,008	1,009	1,011	1,013	1,015	1,018	1,020	1,022	1,025	1,027	24.0
施 策 実 施 時	リサイクル率（%）	23.6	23.6	23.6	23.6	23.5	23.5	23.5	23.5	23.4	23.4	23.4	0.1 %
	ごみ総排出量（t）	104,778	104,404	103,545	102,120	100,868	99,620	98,643	97,127	95,880	94,586	93,451	-11,570.0 t
	家庭ごみ排出量（t）	72,658	72,284	72,017	71,356	70,784	70,214	69,837	69,077	68,509	67,893	67,468	-5,613.0 t
	事業系ごみ排出量（t）	32,120	32,120	31,528	30,764	30,084	29,406	28,806	28,050	27,371	26,693	25,983	-5,957.0 t
	焼却処理量（t）	90,456	90,157	88,122	85,616	83,282	80,968	78,888	76,393	74,127	71,851	69,658	-20,736.0 t
	資源化量（t）	24,736	24,628	25,538	26,297	27,080	27,849	28,681	29,344	30,072	30,764	31,537	7,104.0 t
	最終処分量（t）	1,418	1,410	1,407	1,396	1,387	1,377	1,372	1,358	1,349	1,338	1,331	-95.0 t
	1人1日当たりごみ排出量（g/人日）	1,035	1,037	1,031	1,025	1,019	1,014	1,008	1,002	996	990	983	-49.0 g/人日
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量（g/人日）	718	718	717	716	715	714	714	713	712	711	710	-8.0 g/人日
	1日当たり事業系ごみ排出量（t/日）	88	88	86	84	82	81	79	77	75	73	71	-17.0 t/日
	1人1日当たりごみ排出量（集団回収量除く）（g/人日）	1,006	1,008	1,002	995	990	984	978	972	967	961	954	-49.0
	リサイクル率（%）	23.6	23.6	24.7	25.8	26.8	28.0	29.1	30.2	31.4	32.5	33.7	10.4 %

3 目標値の設定

各施策の減量・資源化効果を踏まえ、本計画では 2027 年度の目標値を 1 人 1 日当たりごみ排出量 950 g/人日、リサイクル率 34% と設定します。

4 目標値の検討に関する参考データ

(1) 組成分析データ

平成 29 年（2017 年）度及び過去 5 年間に於ける燃やせるごみの組成分析結果を表 2-14 に示します。

表 2-14 燃やせるごみの組成分析結果（湿重量）

（単位：％）

組成項目	平成 29 年度 ¹ 2017 年度	過去 5 年間 ²
紙類	24.7	35.4
布類	7.2	8.4
ビニール・ゴム類	8.1	11.9
木、竹、わら類	17.4	13.1
厨芥類	41.9	29.3
不燃物類	0.0	0.8
その他	0.6	1.2

1：平成 29 年（2017 年）度の西部クリーンセンター分析結果より算出

2：平成 24 年（2012 年）度～平成 28 年（2016 年）度の西部クリーンセンター 1 号炉、2 号炉及びクリーンセンターおたかの分析結果より算出

(2) 事業系ごみの組成データ

事業系一般廃棄物の事業所における資源化率を表 2-15 に、本市施設への搬入割合を表 2-16 に示します。

表 2-15 事業系一般廃棄物の事業所における資源化率

（単位：％）

年度	OA 用紙	新聞・雑誌 ダンボール	機密書類	厨芥類 紙くず等	全体平均
平成 27（2015）	95.0	94.6	96.5	15.7	75.5

表 2-16 本市施設への搬入割合

項目	OA 用紙	新聞・雑誌 ダンボール	機密書類	厨芥類 紙くず等	合計
従業員 1 人当たり年間発生量 （kg/人年） ¹	41.5	178.3	43.5	203.6	466.8
資源化率（％） ¹	95.0	94.6	96.5	15.7	—
市施設への搬入率（％） ²	5.0	5.4	3.5	84.3	—
市施設への 1 人当たり年間搬入量 （kg/人年） ³	2.1	9.6	1.5	171.6	184.8
市施設への搬入割合（％） ⁴	1.1	5.2	0.8	92.9	100

1：「平成 28 年（2016 年）度 事業系一般廃棄物減量計画書のまとめ」より

2：市施設への搬入率（％）＝1－資源化率（％）

3：市施設への 1 人当たり年間搬入量（kg/人年）＝従業員 1 人当たり年間発生量（kg/人年）×市施設への搬入率（％）

4：市施設への搬入割合（％）＝市施設への 1 人当たり年間搬入量（kg/人年）÷市施設への 1 人当たり年間搬入量の合計（184.8 kg/人年）

5 将来推計結果の詳細

現状推移時の将来推計を表 2-17 に、施策実施時の将来推計を表 2-18 に示します。

表 2-17 現状推移時の将来推計（１）

年度		年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
人口		人	288,878	288,888	287,352	285,746	284,867	282,904	281,547	280,647	279,886	278,674
総排出量(家庭系+事業系+集団回収)		t/年	125,429	113,905	108,400	103,709	103,998	105,682	109,627	110,220	107,389	105,021
総排出量(家庭系+事業系)		t/年	121,021	109,660	104,510	99,754	100,080	101,803	105,797	106,600	104,103	102,017
家庭系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ・集団回収量		t/年	84,536	85,197	79,657	76,216	75,340	75,753	76,403	76,080	73,199
	収集ごみ・直接搬入ごみ		t/年	80,128	80,952	75,767	72,261	71,422	71,874	72,573	72,460	69,913
	燃やせるごみ		t/年	55,032	54,227	52,393	51,647	51,780	51,978	51,125	52,983	51,395
	燃やせないごみ		t/年	3,038	7,263	6,749	7,733	5,695	6,261	7,112	5,938	4,883
	粗大ごみ		t/年	531	500	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ		t/年	21,500	18,933	16,529	12,766	13,829	13,517	14,228	13,434	13,528
	その他ごみ(H28年度は混合ごみ含む)		t/年	27	29	96	115	118	118	108	105	107
	集団回収量		t/年	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918	3,879	3,830	3,620	3,286
	収集ごみ		t/年	80,087	76,831	71,036	66,475	67,900	67,565	67,756	68,703	66,891
	燃やせるごみ		t/年	54,991	53,882	51,856	51,042	51,279	51,304	50,707	52,490	50,603
	燃やせないごみ		t/年	3,038	3,554	2,694	2,628	2,730	2,676	2,776	2,708	2,711
	粗大ごみ		t/年	531	500	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ		t/年	21,500	18,866	16,390	12,690	13,773	13,467	14,165	13,400	13,470
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)		t/年	27	29	96	115	118	118	108	105	107
	直接搬入ごみ		t/年	41	4,121	4,731	5,786	3,522	4,309	4,817	3,757	3,022
	燃やせるごみ		t/年	41	345	537	605	501	674	418	493	792
	燃やせないごみ		t/年	0	3,709	4,055	5,105	2,965	3,585	4,336	3,230	2,172
	粗大ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ		t/年	0	67	139	76	56	50	63	34	58
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	集団回収量		t/年	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918	3,879	3,830	3,620	3,286
	紙類(02、03を除く)		t/年	4,239	4,065	3,700	3,761	3,747	3,725	3,684	3,478	3,148
	紙パック		t/年	0	6	7	8	9	6	8	6	4
	紙製容器包装		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属類		t/年	44	60	102	60	52	36	37	37	38
	ガラス類		t/年	12	10	9	9	8	6	5	4	3
	ペットボトル		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	白色トレイ		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類(07を除く)		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類		t/年	113	104	72	117	102	106	96	95	91
	廃食用油(BDF)		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	溶融スラグ		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	セメント原料化		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山元還元		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ		t/年	40,893	28,708	28,743	27,493	28,658	29,929	33,224	34,140	34,190
	燃やせるごみ		t/年	31,956	28,708	28,743	27,493	28,658	29,929	33,224	34,140	34,190
	燃やせないごみ		t/年	8,744	-	-	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ		t/年	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他ごみ		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ		t/年	153	-	-	-	-	-	-	-	-
	収集ごみ		t/年	26,892	26,575	26,687	25,904	26,610	28,014	30,080	30,819	31,216
	燃やせるごみ		t/年	26,892	26,575	26,687	25,904	26,610	28,014	30,080	30,819	31,216
	燃やせないごみ		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他のごみ		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直接搬入ごみ		t/年	14,001	2,133	2,056	1,589	2,048	1,915	3,144	3,321	2,974
	燃やせるごみ		t/年	5,064	2,133	2,056	1,589	2,048	1,915	3,144	3,321	2,974
	燃やせないごみ		t/年	8,744	-	-	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ		t/年	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他のごみ		t/年	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ		t/年	153	-	-	-	-	-	-	-	-
原単位	総排出量(家庭系+事業系+集団回収量)		g/人・日	1,186	1,080	1,034	994	997	1,023	1,067	1,076	1,032
	家庭系ごみ・収集+直搬+集団回収量		g/人・日	800	808	759	731	723	734	743	743	715
	事業系ごみ		t/日	112	79	79	75	78	82	91	94	93
	総排出量(家庭系+事業系)		g/人・日	1,145	1,040	996	956	960	986	1,030	1,041	1,003

表 2-17 現状推移時の将来推計(2)

年度			年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度
中間処理量	焼却以外の 中間処理施設	搬入量	粗大ごみ処理施設	t/年	12,361	11,636	11,232	10,685	11,152
			事業系収集	t/年	3,813	4,022	4,235	3,709	4,116
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	493	1,179	1,255	1,240	1,357
			資源ごみ	t/年	2,636	2,264	2,709	2,292	2,606
			その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-
			粗大ごみ	t/年	531	500	-	-	-
			事業系直搬	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	24	145	110	103
			資源ごみ	t/年	-	55	126	67	50
			その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-
			粗大ごみ	t/年	153	-	-	-	-
			ごみ堆肥化施設	t/年	-	-	-	-	-
			事業系収集	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-
			セメント等への直接投入	t/年	-	-	-	-	-
			家庭系収集	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-
			直接	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-
			資源化等を行う施設	t/年	8,548	7,614	6,997	6,976	7,036
			事業系収集	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-
			資源ごみ	t/年	8,508	7,602	6,984	6,967	7,030
			その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-
			粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-
			事業系直搬	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-
			資源ごみ	t/年	40	12	13	9	6
			その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-
			粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-
		搬出量	粗大ごみ処理施設	t/年	12,361	11,636	11,232	10,685	11,152
			処理残渣の焼却	t/年	3,813	4,022	4,235	3,709	4,116
			処理残渣の埋立	t/年	0	0	0	0	0
			資源化量	t/年	2,216	2,784	2,850	2,807	3,052
			紙類(02、03を除く)	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064
			紙パック	t/年	-	-	-	-	-
			紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-
			金属類	t/年	-	-	-	-	-
			ガラス類	t/年	-	-	-	-	-
			ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-
			プラスチック類(07を除く)	t/年	-	-	-	-	-
			布類	t/年	-	-	-	-	-
			廃食用油(BDF)	t/年	-	-	-	-	-
			肥料	t/年	-	-	-	-	-
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-
			セメント原料化	t/年	-	-	-	-	-
			山元還元	t/年	-	-	-	-	-
			その他	t/年	-	-	-	-	-
			ごみ堆肥化施設	t/年	-	-	-	-	-
			資源化量	t/年	-	-	-	-	-
			肥料	t/年	-	-	-	-	-
			セメント等への直接投入	t/年	-	-	-	-	-
			資源化量	t/年	-	-	-	-	-
			その他	t/年	-	-	-	-	-

表 2-17 現状推移時の将来推計(3)

年度				年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度		
中間処理量	焼却以外の 中間処理施設		資源化等を行う施設	t/年	8,548	7,614	6,997	6,976	7,036			
			処理残渣の焼却	t/年	0	0	0	0	0			
			処理残渣の埋立	t/年	2,378	1,886	2,126	2,084	2,217			
			資源化量	t/年	6,170	5,728	4,871	4,892	4,819			
			紙類(02、03を除く)	t/年	-	-	-	-	-			
			紙パック	t/年	-	-	-	-	-			
			紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-			
			金属類	t/年	-	-	-	-	-			
			ガラス類	t/年	814	810	698	641	631			
			ペットボトル	t/年	788	747	668	687	646			
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-			
			プラスチック類(07を除く)	t/年	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542			
			布類	t/年	-	-	-	-	-			
			廃食用油(BDF)	t/年	-	-	-	-	-			
			肥料	t/年	-	-	-	-	-			
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-			
			セメント原料化	t/年	-	-	-	-	-			
山元還元	t/年	-	-	-	-	-						
その他	t/年	-	-	-	-	-						
焼却処理	焼却施設	搬入量	家庭系 &事業系 ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	86,988	82,935	81,136	79,140	80,438	81,789
					燃やせないごみ	t/年	81,883	80,457	78,543	76,946	77,889	77,889
					資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
					その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
					粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
				直搬	燃やせるごみ	t/年	5,105	2,478	2,593	2,194	2,549	
					燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
					資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
					その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
					粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			処理残渣の焼却	t/年	0	0	0	0	0	0		
			搬出量(資源化量)	溶融スラグ	t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	3,769		
				セメント原料化	t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	-		
				山元還元	t/年	-	-	-	-	2,508		
				その他	t/年	-	-	-	-	1,261		
				その他	t/年	-	-	-	-	-	-	
				その他	t/年	-	-	-	-	-	-	
資源化	資源化量	直接資源化量		t/年	34,853	32,969	29,183	24,805	25,215	25,215		
				t/年	10,383	9,029	6,793	3,546	4,255	4,255		
			紙類(02、03を除く)	t/年	9,536	8,204	5,806	2,535	3,177	3,177		
			紙パック	t/年	-	-	-	-	-	-		
			金属類	t/年	-	-	-	-	-	-		
			布類	t/年	820	796	891	896	960	960		
			その他	t/年	27	29	96	115	118	118		
			中間処理後資源化量		t/年	20,062	19,695	18,500	17,304	17,042	17,042	
				金属類	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064	1,064	
				ガラス類	t/年	814	810	698	641	631	631	
		ペットボトル		t/年	788	747	668	687	646	646		
		白色トレイ		t/年	0	0	0	0	0	0		
		プラスチック類(07を除く)		t/年	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542	3,542		
		肥料		t/年	-	-	-	-	-	-		
		溶融スラグ		t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	0	0		
		セメント原料化		t/年	0	0	0	0	2,508	2,508		
		山元還元		t/年	0	0	0	0	1,261	1,261		
		その他		t/年	0	0	0	0	7,390	7,390		
		その他		t/年	0	0	0	0	0	0		
		その他		t/年	0	0	0	0	0	0		
		その他		t/年	0	0	0	0	0	0		
		その他		t/年	0	0	0	0	0	0		
		その他	t/年	0	0	0	0	0	0			
		その他	t/年	0	0	0	0	0	0			
		その他	t/年	0	0	0	0	0	0			
その他	t/年	0	0	0	0	0	0					
その他	t/年	0	0	0	0	0	0					
その他	t/年	0	0	0	0	0	0					

表 2-17 現状推移時の将来推計(4)

年度		年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24 2012
資源化	資源化量	粗大ごみ処理施設	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064
		金属類	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064
		肥料化施設	t/年	-	-	-	-	-
		肥料	t/年	-	-	-	-	-
		資源化等を行う施設	t/年	6,170	5,728	4,871	4,892	4,819
		ガラス類	t/年	814	810	698	641	631
		ペットボトル	t/年	788	747	668	687	646
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		プラスチック類(07を除く)	t/年	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542
		焼却施設	t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	11,159
		溶融スラグ	t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	0
		セメント原料化	t/年	0	0	0	0	2,508
		山元還元	t/年	0	0	0	0	1,261
		その他	t/年	0	0	0	0	7,390
		セメント等への直接投入	t/年	-	-	-	-	-
		その他	t/年	-	-	-	-	-
		集団回収量	t/年	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918
		紙類(02、03を除く)	t/年	4239	4065	3700	3761	3747
		紙パック	t/年	0	6	7	8	9
		紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0
		金属類	t/年	44	60	102	60	52
		ガラス類	t/年	12	10	9	9	8
		ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0
		布類	t/年	113	104	72	117	102
		廃食用油(BDF)	t/年	0	0	0	0	0
		溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0
		セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0
		山元還元	t/年	0	0	0	0	0
		その他	t/年	0	0	0	0	0
		リサイクル率	%	27.8	28.9	26.9	23.9	24.2
最終処分	最終処分量		t/年	15,883	10,730	10,325	11,274	9,504
		直接最終処分量	t/年	11,289	6,060	5,349	6,383	4,235
		粗大ごみ施設不燃残渣(t)	t/年	2,216	2,784	2,850	2,807	3,052
		資源化等を行う施設不燃残渣(t)	t/年	2,378	1,886	2,126	2,084	2,217
		最終処分率	%	12.7	9.4	9.5	10.9	9.1

表 2-17 現状推移時の将来推計(5)

年度	年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	
人口	人	277,247	275,820	274,393	272,965	271,118	269,271	
総排出量(家庭系+事業系+集団回収)	t/年	104,778	104,404	104,315	103,656	103,172	102,688	
総排出量(家庭系+事業系)	t/年	101,791	101,433	101,351	100,716	100,251	99,787	
家庭系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ・集団回収量	t/年	72,658	72,284	72,107	71,536	71,052	70,568
	収集ごみ・直接搬入ごみ	t/年	69,671	69,313	69,143	68,596	68,131	67,667
	燃やせるごみ	t/年	53,555	53,280	53,150	52,728	52,371	52,015
	燃やせないごみ	t/年	3,164	3,147	3,139	3,115	3,094	3,072
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	12,807	12,742	12,710	12,610	12,524	12,439
	その他ごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	145	144	144	143	142	141
	集団回収量	t/年	2,987	2,971	2,964	2,940	2,921	2,901
	収集ごみ	t/年	65,689	65,352	65,191	64,676	64,237	63,800
	燃やせるごみ	t/年	50,664	50,404	50,280	49,882	49,544	49,207
	燃やせないごみ	t/年	2,742	2,728	2,721	2,700	2,681	2,663
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	12,140	12,078	12,048	11,953	11,872	11,791
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	143	142	142	141	140	139
	直接搬入ごみ	t/年	3,982	3,961	3,952	3,920	3,894	3,867
	燃やせるごみ	t/年	2,891	2,876	2,870	2,846	2,827	2,808
	燃やせないごみ	t/年	422	419	418	415	413	409
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	667	664	662	657	652	648
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	2	2	2	2	2	2
	集団回収量	t/年	2,987	2,971	2,964	2,940	2,921	2,901
	紙類(02、03を除く)	t/年	2,853	2,837	2,831	2,808	2,789	2,770
	紙パック	t/年	4	4	4	4	4	4
	紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0	0
	金属類	t/年	39	39	38	38	38	38
	ガラス類	t/年	2	2	2	2	2	2
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	0
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	89	89	89	88	88	87
	廃食用油(BDF)	t/年	0	0	0	0	0	0
	溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0
	セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0	0
	山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ	t/年	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120
	燃やせるごみ	t/年	32,120	32,120	32,208	32,120	32,120	32,120
	燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	その他ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	収集ごみ	t/年	31,121	31,121	31,207	31,121	31,121	31,121
	燃やせるごみ	t/年	31,121	31,121	31,207	31,121	31,121	31,121
	燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	直接搬入ごみ	t/年	999	999	1,001	999	999	999
	燃やせるごみ	t/年	999	999	1,001	999	999	999
	燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
原単位	総排出量(家庭系+事業系+集団回収量)	g/人・日	1,035	1,037	1,039	1,040	1,043	1,045
	家庭系ごみ(収集+直搬+集団回収量)	g/人・日	718	718	718	718	718	718
	事業系ごみ	t/日	88	88	88	88	88	88
	総排出量(家庭系+事業系)	g/人・日	1,006	1,008	1,009	1,011	1,013	1,015

表 2-17 現状推移時の将来推計(6)

年度	年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20
中間処理量	焼却以外の 中間処理施設	搬入量						
		粗大ごみ処理施設	t/年	12,738	12,671	12,641	12,542	12,371
		家庭系 & 事業系ごみ	t/年	5,922	5,890	5,876	5,830	5,751
		収集	t/年	-	-	-	-	-
		燃やせるごみ	t/年	2,683	2,670	2,663	2,642	2,606
		資源ごみ	t/年	2,632	2,618	2,612	2,591	2,556
		その他のごみ	t/年	59	58	58	58	57
		粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-
		直搬	t/年	-	-	-	-	-
		燃やせるごみ	t/年	400	397	396	393	388
		資源ごみ	t/年	147	146	146	145	143
		その他のごみ	t/年	1	1	1	1	1
		粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-
		ごみ堆肥化施設	t/年	6	6	6	6	6
		事業系収集 燃やせるごみ	t/年	6	6	6	6	6
		セメント等への直接投入	t/年	81	80	80	80	78
		家庭系収集 燃やせないごみ	t/年	59	58	58	58	57
		家庭系直接 燃やせないごみ	t/年	22	22	22	22	21
		資源化等を行う施設	t/年	6,729	6,695	6,679	6,626	6,536
		家庭系 & 事業系ごみ	t/年	-	-	-	-	-
		収集	t/年	-	-	-	-	-
		燃やせるごみ	t/年	6,556	6,522	6,506	6,455	6,367
		資源ごみ	t/年	84	84	84	83	82
		その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-
		粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-
		直搬	t/年	-	-	-	-	-
		燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-
		資源ごみ	t/年	88	88	88	87	86
		その他のごみ	t/年	1	1	1	1	1
		粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-
		搬出量	t/年	12,738	12,671	12,641	12,542	12,371
		粗大ごみ処理施設	t/年	5,922	5,890	5,876	5,830	5,751
		処理残渣の焼却	t/年	3,232	3,215	3,207	3,181	3,139
		処理残渣の埋立	t/年	863	858	856	850	838
		資源化量	t/年	1,827	1,817	1,813	1,799	1,774
		紙類(02、03を除く)	t/年	-	-	-	-	-
		紙バック	t/年	-	-	-	-	-
		紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-
		金属類	t/年	1,722	1,712	1,709	1,695	1,672
		ガラス類	t/年	-	-	-	-	-
		ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-
		白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-
		プラスチック類(07を除く)	t/年	-	-	-	-	-
		布類	t/年	-	-	-	-	-
		廃食用油(BDF)	t/年	-	-	-	-	-
		肥料	t/年	-	-	-	-	-
		溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-
		セメント原料化	t/年	-	-	-	-	-
		山元還元	t/年	-	-	-	-	-
		その他	t/年	105	105	104	104	102
		ごみ堆肥化施設	t/年	6	6	6	6	6
		資源化量	t/年	6	6	6	6	6
		肥料	t/年	6	6	6	6	6
		セメント等への直接投入	t/年	81	80	80	80	78
		資源化量	t/年	81	80	80	80	78
		その他	t/年	81	80	80	80	78

表 2-17 現状推移時の将来推計(7)

年度				年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20	
中間処理量	焼却以外の 中間処理施設		資源化等を行う施設	t/年	6,729	6,695	6,679	6,626	6,582	6,536		
			処理残渣の焼却	t/年	1,555	1,548	1,544	1,532	1,521	1,511		
			処理残渣の埋立	t/年	555	552	551	546	543	539		
			資源化量	t/年	4,619	4,595	4,584	4,548	4,518	4,486		
			紙類(02、03を除く)	t/年	-	-	-	-	-	-		
			紙バック	t/年	-	-	-	-	-	-		
			紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-	-		
			金属類	t/年	-	-	-	-	-	-		
			ガラス類	t/年	766	762	760	754	749	744		
			ペットボトル	t/年	588	585	584	579	575	571		
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-		
			プラスチック類(07を除く)	t/年	3,168	3,152	3,144	3,120	3,099	3,077		
			布類	t/年	-	-	-	-	-	-		
			廃食用油(BDF)	t/年	-	-	-	-	-	-		
			肥料	t/年	-	-	-	-	-	-		
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-		
			セメント原料化	t/年	-	-	-	-	-	-		
山元還元	t/年	-	-	-	-	-	-					
その他	t/年	97	96	96	95	95	94					
焼却処理	焼却施設	搬入量	家庭系と事業系ごみ	燃やせるごみ	t/年	90,456	90,157	90,103	89,555	89,166	88,779	
				燃やせないごみ	t/年	81,779	81,519	81,481	80,997	80,659	80,322	
				資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				燃やせるごみ	t/年	3,890	3,875	3,871	3,845	3,826	3,807	
				燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				処理残渣の焼却	t/年	4,787	4,763	4,751	4,713	4,681	4,650	
				搬出量(資源化量)	t/年	12,034	11,994	11,987	11,914	11,863	11,811	
				溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-	
				セメント原料化	t/年	2,775	2,766	2,764	2,747	2,735	2,723	
				山元還元	t/年	1,014	1,010	1,010	1,004	999	995	
				その他	t/年	8,245	8,218	8,213	8,163	8,129	8,093	
				資源化	資源化量	直接資源化量	t/年	24,736	24,630	24,592	24,420	24,284
紙類(02、03を除く)	t/年	3,384	3,368				3,358	3,332	3,309	3,287		
紙バック	t/年	2655	2641				2634	2613	2595	2578		
金属類	t/年	27	27				27	27	27	26		
金属類	t/年	16	16				16	16	16	16		
布類	t/年	504	502				500	496	493	490		
その他	t/年	182	182				181	180	178	177		
中間処理後資源化量	t/年	18,365	18,291				18,270	18,148	18,054	17,959		
金属類	t/年	1,722	1,712				1,709	1,695	1,684	1,672		
ガラス類	t/年	766	762				760	754	749	744		
ペットボトル	t/年	588	585				584	579	575	571		
白色トレイ	t/年	-	-				-	-	-	-		
プラスチック類(07を除く)	t/年	3,168	3,152				3,144	3,120	3,099	3,077		
肥料	t/年	6	6				6	6	6	6		
溶融スラグ	t/年	-	-				-	-	-	-		
セメント原料化	t/年	2,775	2,766				2,764	2,747	2,735	2,723		
山元還元	t/年	1,014	1,010				1,010	1,004	999	995		
その他	t/年	8,326	8,298	8,293	8,243	8,207	8,171					

表 2-17 現状推移時の将来推計(8)

年度			年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20	
資源化	資源化量	集団回収量	粗大ごみ処理施設	t/年	1,722	1,712	1,709	1,695	1,684	1,672	
			金属類	t/年	1,722	1,712	1,709	1,695	1,684	1,672	
			肥料化施設	t/年	6	6	6	6	6	6	
			肥料	t/年	6	6	6	6	6	6	
			資源化等を行う施設	t/年	4,522	4,499	4,488	4,453	4,423	4,392	
			ガラス類	t/年	766	762	760	754	749	744	
			ペットボトル	t/年	588	585	584	579	575	571	
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	
			プラスチック類(07を除く)	t/年	3,168	3,152	3,144	3,120	3,099	3,077	
			焼却施設	t/年	12,034	11,994	11,987	11,914	11,863	11,811	
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-	
			セメント原料化	t/年	2,775	2,766	2,764	2,747	2,735	2,723	
			山元還元	t/年	1,014	1,010	1,010	1,004	999	995	
			その他	t/年	8,245	8,218	8,213	8,163	8,129	8,093	
			セメント等への直接投入	t/年	81	80	80	80	78	78	
			その他	t/年	81	80	80	80	78	78	
			紙類(02、03を除く)	t/年	2,987	2,971	2,964	2,940	2,921	2,901	
			紙パック	t/年	2,853	2,837	2,831	2,808	2,789	2,770	
			紙製容器包装	t/年	4	4	4	4	4	4	
			金属類	t/年	0	0	0	0	0	0	
			ガラス類	t/年	39	39	38	38	38	38	
			ペットボトル	t/年	2	2	2	2	2	2	
			白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0	
			プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0	0	
			布類	t/年	0	0	0	0	0	0	
			廃食用油(BDF)	t/年	89	89	89	88	88	87	
			溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0	
			セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0	0	
			山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0	
			その他	t/年	0	0	0	0	0	0	
				リサイクル率	%	23.6	23.6	23.6	23.6	23.5	23.5
			最終処分	最終処分量		t/年	1,418	1,410	1,407	1,396	1,387
直接最終処分量	t/年	0			0	0	0	0	0		
粗大ごみ施設不燃残渣(t)	t/年	863			858	856	850	844	838		
資源化等を行う施設不燃残渣(t)	t/年	555			552	551	546	543	539		
最終処分率	%	1.4			1.4	1.3	1.3	1.3	1.3		

表 2-18 施策実施時の将来推計(1)

年度	年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24 2012		
年間日数	日	366	365	365	365	366			
人口	人	288,878	288,888	287,352	285,746	284,867	28		
総排出量(家庭系+事業系+集団回収)	t/年	125,429	113,905	108,400	103,709	103,998	10		
総排出量(家庭系+事業系)	t/年	121,021	109,660	104,510	99,754	100,080	10		
家庭系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ・集団回収量	t/年	84,536	85,197	79,657	76,216	75,340	7	
	収集ごみ・直接搬入ごみ	t/年	80,128	80,952	75,767	72,261	71,422	7	
	燃やせるごみ	t/年	55,032	54,227	52,393	51,647	51,780	5	
	燃やせないごみ	t/年	3,038	7,263	6,749	7,733	5,695		
	粗大ごみ	t/年	531	500	0	0	0		
	資源ごみ	t/年	21,500	18,933	16,529	12,766	13,829	1	
	その他ごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	27	29	96	115	118		
	集団回収量	t/年	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918		
	収集ごみ	t/年	80,087	76,831	71,036	66,475	67,900	6	
	燃やせるごみ	t/年	54,991	53,882	51,856	51,042	51,279	5	
	燃やせないごみ	t/年	3,038	3,554	2,694	2,628	2,730		
	粗大ごみ	t/年	531	500	0	0	0		
	資源ごみ	t/年	21,500	18,866	16,390	12,690	13,773	1	
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	27	29	96	115	118		
	直接搬入ごみ	t/年	41	4,121	4,731	5,786	3,522		
	燃やせるごみ	t/年	41	345	537	605	501		
	燃やせないごみ	t/年	0	3,709	4,055	5,105	2,965		
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0		
	資源ごみ	t/年	0	67	139	76	56		
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	0	0	0	0	0		
	集団回収量	t/年	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918		
	紙類(02、03を除く)	t/年	4,239	4,065	3,700	3,761	3,747		
	紙バック	t/年	0	6	7	8	9		
	紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0		
	金属類	t/年	44	60	102	60	52		
	ガラス類	t/年	12	10	9	9	8		
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0		
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0		
	プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0		
	布類	t/年	113	104	72	117	102		
	廃食用油(BDF)	t/年	0	0	0	0	0		
	溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0		
	セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0		
	山元還元	t/年	0	0	0	0	0		
	その他	t/年	0	0	0	0	0		
	事業系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ	t/年	40,893	28,708	28,743	27,493	28,658	2
		燃やせるごみ	t/年	31,956	28,708	28,743	27,493	28,658	2
		燃やせないごみ	t/年	8,744	-	-	-	-	
		資源ごみ	t/年	40	-	-	-	-	
		その他ごみ	t/年	-	-	-	-	-	
		粗大ごみ	t/年	153	-	-	-	-	
		収集ごみ	t/年	26,892	26,575	26,687	25,904	26,610	2
		燃やせるごみ	t/年	26,892	26,575	26,687	25,904	26,610	2
		燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	
		資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	
		その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	
		粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	
直接搬入ごみ		t/年	14,001	2,133	2,056	1,589	2,048		
燃やせるごみ		t/年	5,064	2,133	2,056	1,589	2,048		
燃やせないごみ		t/年	8,744	-	-	-	-		
資源ごみ		t/年	40	-	-	-	-		
その他のごみ		t/年	0	-	-	-	-		
粗大ごみ		t/年	153	-	-	-	-		
原単位		総排出量(家庭系+事業系+集団回収量)	g/人・日	1,186	1,080	1,034	994	997	
		家庭系ごみ(収集+直搬+集団回収量)	g/人・日	800	808	759	731	723	
	事業系ごみ	t/日	112	79	79	75	78		
	総排出量(家庭系+事業系)	g/人・日	1,145	1,040	996	956	960		

表 2-18 施策実施時の将来推計（2）

年度			年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24 2012				
中間処理量	焼却以外 の中間処理施設	搬入量	粗大ごみ処理施設		t/年	12,361	11,636	11,232	10,685	11,152	1		
					t/年	3,813	4,022	4,235	3,709	4,116			
			家庭系 と事業系 ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					燃やせないごみ	t/年	493	1,179	1,255	1,240	1,357		
					資源ごみ	t/年	2,636	2,264	2,709	2,292	2,606		
					その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					粗大ごみ	t/年	531	500	-	-	-		
			直搬	燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-			
				燃やせないごみ	t/年	-	24	145	110	103			
				資源ごみ	t/年	-	55	126	67	50			
				その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-			
				粗大ごみ	t/年	153	-	-	-	-			
			ごみ堆肥化施設			-	-	-	-	-			
			事業系 収集 燃やせるごみ		t/年	-	-	-	-	-			
			セメント等への直接投入			-	-	-	-	-			
			家庭系	直接	収集 燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-		
			資源化等を行う施設		t/年	8,548	7,614	6,997	6,976	7,036			
			家庭系 と事業系 ごみ	収集	燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					資源ごみ	t/年	8,508	7,602	6,984	6,967	7,030		
					その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-		
				直搬	燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					資源ごみ	t/年	40	12	13	9	6		
					その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-		
					粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-		
			搬出量		t/年	12,361	11,636	11,232	10,685	11,152	1		
			粗大ごみ処理施設		t/年	3,813	4,022	4,235	3,709	4,116			
			処理残渣の焼却		t/年	0	0	0	0	0			
			処理残渣の埋立		t/年	2,216	2,784	2,850	2,807	3,052			
			資源化量		t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064			
						紙類(02、03を除く)	t/年	-	-	-	-	-	
						紙パック	t/年	-	-	-	-	-	
						紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-	
						金属類	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064	
						ガラス類	t/年	-	-	-	-	-	
						ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	
						白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	
プラスチック類(07を除く)	t/年	-				-	-	-	-				
布類	t/年	-				-	-	-	-				
廃食用油(BDF)	t/年	-				-	-	-	-				
肥料	t/年	-				-	-	-	-				
溶融スラグ	t/年	-				-	-	-	-				
セメント原料化	t/年	-				-	-	-	-				
山元還元	t/年	-				-	-	-	-				
その他	t/年	-				-	-	-	-				
ごみ堆肥化施設		t/年	-	-	-	-	-						
資源化量		t/年	-	-	-	-	-						
肥料		t/年	-	-	-	-	-						
セメント等への直接投入		t/年	-	-	-	-	-						
資源化量		t/年	-	-	-	-	-						
その他		t/年	-	-	-	-	-						

表 2-18 施策実施時の将来推計(3)

年度					年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24 2012	
中間処理量	焼却以外 の中間処理施設		資源化等を行う施設		t / 年	8,548	7,614	6,997	6,976	7,036		
				処理残渣の焼却	t / 年	0	0	0	0	0		
				処理残渣の埋立	t / 年	2,378	1,886	2,126	2,084	2,217		
				資源化量	t / 年	6,170	5,728	4,871	4,892	4,819		
				紙類(02、03を除く)	t / 年	-	-	-	-	-		
				紙パック	t / 年	-	-	-	-	-		
				紙製容器包装	t / 年	-	-	-	-	-		
				金属類	t / 年	-	-	-	-	-		
				ガラス類	t / 年	814	810	698	641	631		
				ペットボトル	t / 年	788	747	668	687	646		
				白色トレイ	t / 年	-	-	-	-	-		
				プラスチック類(07を除く)	t / 年	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542		
				布類	t / 年	-	-	-	-	-		
				廃食用油(BDF)	t / 年	-	-	-	-	-		
				肥料	t / 年	-	-	-	-	-		
				溶融スラグ	t / 年	-	-	-	-	-		
セメント原料化	t / 年	-	-	-	-	-						
山元還元	t / 年	-	-	-	-	-						
その他	t / 年	-	-	-	-	-						
焼却処理	焼却施設	搬入量(直接焼却量)	家庭系 事業系 ごみ	収集	燃やせるごみ	t / 年	86,988	82,935	81,136	79,140	80,438	87
					燃やせないごみ	t / 年	81,883	80,457	78,543	76,946	77,889	7
					資源ごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
					その他のごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
					粗大ごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
				直搬	燃やせるごみ	t / 年	5,105	2,478	2,593	2,194	2,549	
					燃やせないごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
					資源ごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
					その他のごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
					粗大ごみ	t / 年	-	-	-	-	-	
				処理残渣の焼却	t / 年	0	0	0	0	0		
				搬出量(資源化量)		t / 年	12,295	12,729	12,244	11,510	3,769	
					溶融スラグ	t / 年	12,295	12,729	12,244	11,510	-	
					セメント原料化	t / 年	-	-	-	-	2,508	
					山元還元	t / 年	-	-	-	-	1,261	
					その他	t / 年	-	-	-	-	-	
資源化	資源化量	直接資源化量		t / 年	34,853	32,969	29,183	24,805	25,215	2		
				t / 年	10,383	9,029	6,793	3,546	4,255			
			紙類(02、03を除く)	t / 年	9,536	8,204	5,806	2,535	3,177			
			紙ハック	t / 年	-	-	-	-	-			
			金属類	t / 年	-	-	-	-	-			
			布類	t / 年	820	796	891	896	960			
			その他	t / 年	27	29	96	115	118			
			中間処理後資源化量		t / 年	20,062	19,695	18,500	17,304	17,042	1	
				金属類	t / 年	1,597	1,238	1,385	902	1,064		
				ガラス類	t / 年	814	810	698	641	631		
				ペットボトル	t / 年	788	747	668	687	646		
				白色トレイ	t / 年	0	0	0	0	0		
				プラスチック類(07を除く)	t / 年	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542		
				肥料	t / 年	-	-	-	-	-		
				溶融スラグ	t / 年	12,295	12,729	12,244	11,510	0		
				セメント原料化	t / 年	0	0	0	0	2,508		
山元還元	t / 年	0		0	0	0	1,261					
その他	t / 年	0	0	0	0	7,390						

表 2-18 施策実施時の将来推計(4)

年度		年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24 2012
資源化	資源化量	粗大ごみ処理施設	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064
		金属類	t/年	1,597	1,238	1,385	902	1,064
		肥料化施設	t/年	-	-	-	-	-
		肥料	t/年	-	-	-	-	-
		資源化等を行う施設	t/年	6,170	5,728	4,871	4,892	4,819
		ガラス類	t/年	814	810	698	641	631
		ペットボトル	t/年	788	747	668	687	646
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		プラスチック類(07を除く)	t/年	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542
		焼却施設	t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	11,159
		熔融スラグ	t/年	12,295	12,729	12,244	11,510	0
		セメント原料化	t/年	0	0	0	0	2,508
		山元還元	t/年	0	0	0	0	1,261
		その他	t/年	0	0	0	0	7,390
		セメント等への直接投入	t/年	-	-	-	-	-
		その他	t/年	-	-	-	-	-
		集団回収量	t/年	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918
		紙類(02、03を除く)	t/年	4239	4065	3700	3761	3747
		紙パック	t/年	0	6	7	8	9
		紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0
		金属類	t/年	44	60	102	60	52
		ガラス類	t/年	12	10	9	9	8
		ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0
		白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
		プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0
		布類	t/年	113	104	72	117	102
		廃食用油(BDF)	t/年	0	0	0	0	0
		熔融スラグ	t/年	0	0	0	0	0
		セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0
		山元還元	t/年	0	0	0	0	0
		その他	t/年	0	0	0	0	0
最終処分	リサイクル率		%	27.8	28.9	26.9	23.9	24.2
	最終処分量		t/年	15,883	10,730	10,325	11,274	9,504
		直接最終処分量	t/年	11,289	6,060	5,349	6,383	4,235
		粗大ごみ施設不燃残渣(t)	t/年	2,216	2,784	2,850	2,807	3,052
		資源化等を行う施設不燃残渣(t)	t/年	2,378	1,886	2,126	2,084	2,217
	最終処分率		%	12.7	9.4	9.5	10.9	9.1

表 2-18 施策実施時の将来推計(5)

年度	年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	
人口	人	277,247	275,820	274,393	272,965	271,118	269,271	
総排出量(家庭系+事業系+集団回収)	t/年	104,778	104,404	103,545	102,120	100,868	99,620	
総排出量(家庭系+事業系)	t/年	101,791	101,433	100,581	99,180	97,947	96,719	
家庭系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ・集団回収量	t/年	72,658	72,284	72,017	71,356	70,784	70,214
	収集ごみ・直接搬入ごみ	t/年	69,671	69,313	69,053	68,416	67,863	67,313
	燃やせるごみ	t/年	53,555	53,280	51,824	50,095	48,449	46,819
	燃やせないごみ	t/年	3,164	3,147	3,139	3,115	3,094	3,072
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	12,807	12,742	13,946	15,063	16,178	17,281
	その他ごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	145	144	144	143	142	141
	集団回収量	t/年	2,987	2,971	2,964	2,940	2,921	2,901
	収集ごみ	t/年	65,689	65,352	65,106	64,505	63,983	63,465
	燃やせるごみ	t/年	50,664	50,404	49,023	47,386	45,826	44,282
	燃やせないごみ	t/年	2,742	2,728	2,721	2,700	2,681	2,663
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	12,140	12,078	13,220	14,278	15,336	16,381
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	143	142	142	141	140	139
	直接搬入ごみ	t/年	3,982	3,961	3,947	3,911	3,880	3,848
	燃やせるごみ	t/年	2,891	2,876	2,801	2,709	2,623	2,537
	燃やせないごみ	t/年	422	419	418	415	413	409
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	667	664	726	785	842	900
	その他のごみ(H28年度は混合ごみ含む)	t/年	2	2	2	2	2	2
	集団回収量	t/年	2,987	2,971	2,964	2,940	2,921	2,901
	紙類(02、03を除く)	t/年	2,853	2,837	2,831	2,808	2,789	2,770
	紙パック	t/年	4	4	4	4	4	4
	紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0	0
	金属類	t/年	39	39	38	38	38	38
	ガラス類	t/年	2	2	2	2	2	2
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	0
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	89	89	89	88	88	87
	廃食用油(BDF)	t/年	0	0	0	0	0	0
	溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0
	セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0	0
	山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	収集ごみ・直接搬入ごみ	t/年	32,120	32,120	31,528	30,764	30,084	29,406
	燃やせるごみ	t/年	32,120	32,120	31,528	30,764	30,084	29,406
	燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	その他ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	収集ごみ	t/年	31,121	31,121	30,548	29,807	29,148	28,492
	燃やせるごみ	t/年	31,121	31,121	30,548	29,807	29,148	28,492
	燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	直接搬入ごみ	t/年	999	999	980	957	936	914
	燃やせるごみ	t/年	999	999	980	957	936	914
	燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
原単位	総排出量(家庭系+事業系+集団回収量)	g/人・日	1,035	1,037	1,031	1,025	1,019	1,014
	家庭系ごみ(収集+直搬+集団回収量)	g/人・日	718	718	717	716	715	714
	事業系ごみ	t/日	88	88	86	84	82	81
	総排出量(家庭系+事業系)	g/人・日	1,006	1,008	1,002	995	990	984

表 2-18 施策実施時の将来推計(6)

年度	年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20		
中間処理量	焼却以外の の中間処理施設	搬入量								
			粗大ごみ処理施設	t/年	12,738	12,671	12,721	12,700	12,693	12,686
			燃やせるごみ	t/年	5,922	5,890	5,876	5,830	5,791	5,751
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			資源ごみ	t/年	2,683	2,670	2,663	2,642	2,624	2,606
			その他のごみ	t/年	2,632	2,618	2,612	2,591	2,573	2,556
			粗大ごみ	t/年	59	58	58	58	57	57
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			資源ごみ	t/年	400	397	396	393	392	388
			その他のごみ	t/年	147	146	146	145	144	143
			粗大ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1
			ごみ堆肥化施設	t/年	-	-	-	-	-	-
			事業系収集	t/年	6	6	6	6	6	6
			セメント等への直接投入	t/年	81	80	80	80	78	78
			家庭系収集	t/年	59	58	58	58	57	57
			直接	t/年	22	22	22	22	21	21
			資源化等を行う施設	t/年	6,729	6,695	6,759	6,784	6,818	6,851
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			資源ごみ	t/年	6,556	6,522	6,582	6,605	6,635	6,666
			その他のごみ	t/年	84	84	84	83	83	82
			粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			燃やせるごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			資源ごみ	t/年	88	88	92	95	99	102
			その他のごみ	t/年	1	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-
			搬出量	t/年	12,738	12,671	12,721	12,700	12,693	12,686
			粗大ごみ処理施設	t/年	5,922	5,890	5,876	5,830	5,791	5,751
			処理残渣の焼却	t/年	3,232	3,215	3,207	3,181	3,160	3,139
			処理残渣の埋立	t/年	863	858	856	850	844	838
			資源化量	t/年	1,827	1,817	1,813	1,799	1,787	1,774
			紙類(02、03を除く)	t/年	-	-	-	-	-	-
			紙バック	t/年	-	-	-	-	-	-
			紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-	-
			金属類	t/年	1,722	1,712	1,709	1,695	1,684	1,672
			ガラス類	t/年	-	-	-	-	-	-
			ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-
プラスチック類(07を除く)	t/年	-	-	-	-	-	-			
布類	t/年	-	-	-	-	-	-			
廃食用油(BDF)	t/年	-	-	-	-	-	-			
肥料	t/年	-	-	-	-	-	-			
溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-			
セメント原料化	t/年	-	-	-	-	-	-			
山元還元	t/年	-	-	-	-	-	-			
その他	t/年	105	105	104	104	103	102			
ごみ堆肥化施設	t/年	6	6	6	6	6	6			
資源化量	t/年	6	6	6	6	6	6			
肥料	t/年	6	6	6	6	6	6			
セメント等への直接投入	t/年	81	80	80	80	78	78			
資源化量	t/年	81	80	80	80	78	78			
その他	t/年	81	80	80	80	78	78			

表 2-18 施策実施時の将来推計(7)

年度				年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20		
中間処理量	焼却以外の 中間処理施設		資源化等を行う施設	t/年	6,729	6,695	6,759	6,784	6,818	6,851			
			処理残渣の焼却	t/年	1,555	1,548	1,569	1,582	1,595	1,610			
			処理残渣の埋立	t/年	555	552	551	546	543	539			
			資源化量	t/年	4,619	4,595	4,639	4,656	4,680	4,702			
			紙類(02、03を除く)	t/年	-	-	-	-	-	-			
			紙パック	t/年	-	-	-	-	-	-			
			紙製容器包装	t/年	-	-	-	-	-	-			
			金属類	t/年	-	-	-	-	-	-			
			ガラス類	t/年	766	775	773	767	762	757			
			ペットボトル	t/年	588	595	594	589	585	581			
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			プラスチック類(07を除く)	t/年	3,168	3,127	3,174	3,203	3,237	3,268			
			布類	t/年	-	-	-	-	-	-			
			廃食用油(BDF)	t/年	-	-	-	-	-	-			
			肥料	t/年	-	-	-	-	-	-			
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			セメント原料化	t/年	-	-	-	-	-	-			
			山元還元	t/年	-	-	-	-	-	-			
その他	t/年	97	98	98	97	96	96						
焼却処理	焼却施設	搬入量(直接焼却量)	t/年	90,456	90,157	88,122	85,616	83,282	80,968				
			燃やせるごみ	t/年	81,779	81,519	79,565	77,187	74,968	72,768			
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			燃やせるごみ	t/年	3,890	3,875	3,781	3,666	3,559	3,451			
			燃やせないごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			その他のごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			処理残渣の焼却	t/年	4,787	4,763	4,776	4,763	4,755	4,749			
			搬出量(資源化量)	t/年	12,034	11,994	11,724	11,390	11,080	10,772			
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-			
			セメント原料化	t/年	2,775	2,766	2,703	2,626	2,555	2,484			
			山元還元	t/年	1,014	1,010	988	959	933	907			
			その他	t/年	8,245	8,218	8,033	7,805	7,592	7,381			
			資源化	資源化量	直接資源化量	t/年	24,736	24,628	25,538	26,297	27,080	27,849	
		紙類(02、03を除く)				t/年	3,384	3,368	4,514	5,627	6,727	7,814	
		紙パック				t/年	27	27	27	27	27	26	
金属類	t/年	16				16	16	16	16	16			
布類	t/年	504				502	751	995	1,236	1,474			
その他	t/年	182				182	181	180	178	177			
中間処理後資源化量	t/年	18,365			18,289	18,060	17,730	17,432	17,134				
	金属類	t/年			1,722	1,712	1,709	1,695	1,684	1,672			
	ガラス類	t/年			766	775	773	767	762	757			
	ペットボトル	t/年			588	595	594	589	585	581			
	白色トレイ	t/年			-	-	-	-	-	-			
	プラスチック類(07を除く)	t/年			3,168	3,127	3,174	3,203	3,237	3,268			
肥料	t/年	6	6	6	6	6	6						
溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-						
セメント原料化	t/年	2,775	2,766	2,703	2,626	2,555	2,484						
山元還元	t/年	1,014	1,010	988	959	933	907						
その他	t/年	8,326	8,298	8,113	7,885	7,670	7,459						

表 2-18 施策実施時の将来推計(8)

年度			年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	20
資源化	資源化量		粗大ごみ処理施設	t/年	1,722	1,712	1,709	1,695	1,684	1,672
			金属類	t/年	1,722	1,712	1,709	1,695	1,684	1,672
			肥料化施設	t/年	6	6	6	6	6	6
			肥料	t/年	6	6	6	6	6	6
			資源化等を行う施設	t/年	4,522	4,497	4,541	4,559	4,584	4,606
			ガラス類	t/年	766	775	773	767	762	757
			ペットボトル	t/年	588	595	594	589	585	581
			白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-
			プラスチック類(07を除く)	t/年	3,168	3,127	3,174	3,203	3,237	3,268
			焼却施設	t/年	12,034	11,994	11,724	11,390	11,080	10,772
			溶融スラグ	t/年	-	-	-	-	-	-
			セメント原料化	t/年	2,775	2,766	2,703	2,626	2,555	2,484
			山元還元	t/年	1,014	1,010	988	959	933	907
			その他	t/年	8,245	8,218	8,033	7,805	7,592	7,381
			セメント等への直接投入	t/年	81	80	80	80	78	78
			その他	t/年	81	80	80	80	78	78
			集団回収量	t/年	2,987	2,971	2,964	2,940	2,921	2,901
			紙類(02、03を除く)	t/年	2,853	2,837	2,831	2,808	2,789	2,770
			紙パック	t/年	4	4	4	4	4	4
			紙製容器包装	t/年	0	0	0	0	0	0
			金属類	t/年	39	39	38	38	38	38
			ガラス類	t/年	2	2	2	2	2	2
			ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	0
			白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0
			プラスチック類(07を除く)	t/年	0	0	0	0	0	0
			布類	t/年	89	89	89	88	88	87
			廃食用油(BDF)	t/年	0	0	0	0	0	0
			溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0
			セメント原料化	t/年	0	0	0	0	0	0
			山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0
			その他	t/年	0	0	0	0	0	0
				リサイクル率	%	23.6	23.6	24.7	25.8	26.8
最終処分	最終処分量		t/年	1,418	1,410	1,407	1,396	1,387	1,377	
		直接最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ施設不燃残渣(t)	t/年	863	858	856	850	844	838	
		資源化等を行う施設不燃残渣(t)	t/年	555	552	551	546	543	539	
		最終処分率	%	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	

津市告示第 8 7 号

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 条）第 1 1 9 条第 2 項及び同令第 1 2 1 条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、平成 3 1 年津市告示第 4 4 号は廃止する。

平成 3 1 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						昼間	夜間	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
1	1	第161条第1項	津市立高野尾幼稚園 高野尾町5266-1	遊戯室	91	8,448	24,792	40W 32 タウライト12 他 4	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	-	
2	2	第161条第1項	津市立大里幼稚園 大里窪田町1870	遊戯室	72.8	8,448	24,792	40W 20	有	いす 80	有	有	-	40W 8	-	-	-	
3	3	第161条第1項	津市立白塚幼稚園 白塚町4463	遊戯室	55	8,448	24,792	40W 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	-	-	
4	4	第161条第1項	津市立南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戯室 (2階)	150	8,448	24,792	40W 40	有(ステージ)	いす 50	有	有	-	有	いす 5	駐車場 12 台	-	
5	5	第161条第1項	津市立敬和幼稚園 中河原445	遊戯室	75.92	8,448	24,792	80W 15	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	-	
6	6	第161条第1項	津市立育生幼稚園 阿漕町津興1158	遊戯室	200	8,448	24,792	60W 25	有	いす 120	有	有	-	-	-	-	-	
7	7	第161条第1項	津市立安東幼稚園 納所町234	遊戯室	135	8,448	24,792	40W 24	有	いす 70	有	有	-	40W 11	-	いすが一部壊 れて70ない 可能性がある	-	
8	8	第161条第1項	津市立藤水幼稚園 藤方1627	遊戯室	206	8,448	24,792	36W 34	有	いす 130	有	有	-	36W 4	机 14 いす9	-	-	
9	9	第161条第1項	津市立高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戯室	295	8,448	24,792	40W 30	有	いす 200	有	有	-	40W 4	机 4 いす10	-	-	
10	10	第161条第1項	津市立豊が丘小学校 豊ヶ丘2丁目34-1	体育館	697	8,448	24,792	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	-	40W 4	机 11	-	-	
11	11	第161条第1項	津市立高野尾小学校 高野尾町5266-1	多目的ホール	240	8,448	24,792	40W 60	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	-	
	12			体育館	708			400W 16 300W 15	有	いす 150	有	有	-	80W 2	いす 1	-	-	
12	13	第161条第1項	津市立大里小学校 大里窪田町1821	会議室	66	8,448	24,792	40W 20	無	いす 40	無	有	-	-	-	-	投票所	
	14			体育館	797			100W 31	机 1	いす 280	有	有	-	40W 4	-	-	-	
13	15	第161条第1項	津市立一身田小学校 一身田大古曽355	会議室	84	8,448	24,792	40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	-	-	
	16			体育館	697			400W 16 300W 15	有	いす 500	有	有	-	-	-	-	投票所	
14	17	第161条第1項	津市立白塚小学校 白塚町4463	会議室	63	8,448	24,792	蛍光灯 6	無	いす 50	無	有	-	-	-	-	-	
	18			体育館	720			水銀灯 16 白熱灯 14 LED灯 1	有	いす350	有	有	-	-	-	-	投票所	
15	19	第161条第1項	津市立栗真小学校 栗真中山町452	会議室	68	8,448	24,792	40W 24	無	いす 30	無	有	机有	-	-	-	-	
	20			体育館	720			400W 15	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	-	
16	21	第161条第1項	津市立北立誠小学校 江戸橋一丁目30	コミュニティ ルーム	56	8,448	24,792	有	有	いす40	無	有	-	-	-	-	-	
	22			体育館	700			有	有	いす 150 シート有	有	有	-	有	-	-	投票所	
17	23	第161条第1項	津市立南立誠小学校 桜橋二丁目39	会議室	104	8,448	24,792	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	-	投票所	
	24			体育館	708			水銀灯 16 白熱灯 15 蛍光灯 12	有	いす 500	有	有	-	-	-	机 3 いす 6	-	
18	25	第161条第1項	津市立西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	8,448	24,792	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	-	-	-	-	投票所	
19	26	第161条第1項	津市立敬和小学校 中河原445	会議室	64.8	8,448	24,792	40W 18	無	いす 45	無	有	-	-	-	-	-	
	27			体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	有	いす 200 シート 有	無	有	-	-	-	-	-	
20	28	第161条第1項	津市立義正小学校 丸之内義正町14-1	コミュニティ ルーム(弁士控 室ありません)	102	8,448	24,792	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	-	机 2 和 室	-	
	29			体育館	697.38			400W 16 300W 13	有	いす 500 シート 有	有	有	-	有	ミーティング ルーム 机・いす	投票所	-	

21	30	第161条 第1項	津市立新町小学校 八町三丁目3-1	大会議室	180	8,448	24,792	50W 18	無	いす 100	無	有	-	-	-	投票所
	31			体育館	768			水銀灯 24 白熱灯 24	有	いす 200 シート 14	有	有	-	蛍光灯	机 5	-
22	32	第161条 第1項	津市立修成小学校 修成町9-1	北校舎1階 会議室	54	8,448	24,792	常設灯 14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-
	33			体育館	720			常設灯 27	有	いす 850	有	有	-	有	長机 1	-
23	34	第161条 第1項	津市立育生小学校 下井財町津興1350	会議室	100	8,448	24,792	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所
	35			体育館	833			400W 20 500W 20	有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 1 いす 5	-
24	36	第161条 第1項	津市立安東小学校 納所町245	会議室	128	8,448	24,792	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	-
	37			体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18	投票所
25	38	第161条 第1項	津市立櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	8,448	24,792	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	-
26	39	第161条 第1項	津市立片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	8,448	24,792	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	蛍光灯有	ミーティング 室机 8	投票所
27	40	第161条 第1項	津市立神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	8,448	24,792	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	-
28	41	第161条 第1項	津市立藤水小学校 藤方1627	会議室	60	8,448	24,792	蛍光灯40W 36	有	いす 70	無	有	-	-	-	-
	42			体育館	696			水銀灯 16 白熱灯 13	有	いす 350	有	有	-	40W 8	机 4 いす 12	投票所
29	43	第161条 第1項	津市立南が丘小学校 垂水2538-1	体育館	690	8,448	24,792	40W 30	有	いす 500	有	有	-	40W 6	ミーティング ルーム 机 6 いす 18	投票所
	44			多目的ホール (ふれあいホール)	229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館より 100搬入)	有	有	-	-	机:有 いす:有 脇に控えるのは 可。別室は校舎 内となる	-
30	45	第161条 第1項	津市立高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	696	8,448	24,792	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-
31	46	第161条 第1項	津市立雲出小学校 雲出本郷町1164	多目的室	109	8,448	24,792	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-
	47			体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 有 いす 有	-
32	48	第161条 第1項	津市立豊里中学校 大里総合町820-1	体育館	972	8,448	24,792	水銀灯 16 白熱灯 9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-
33	49	第161条 第1項	津市立一身体中学校 一身体中野880-1	会議室 (2階)	92	8,448	24,792	LED直管形 36	無	いす 60	無	有	-	LED直管形 12	机4 いす10	-
	50			体育館	900			400W 25	演壇 2 いす	いす 500	有	有	-			
34	51	第161条 第1項	津市立橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室 (B棟2階)	102	8,448	24,792	40W 30	机 3	いす 50	無	有	-	40W 6	校長室 ソファ- 4	-
	52			体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-
35	53	第161条 第1項	津市立東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32.864	8,448	24,792	40W 12	無	机 15 いす 28	無	有	-	-	-	-
	54			体育館	840			100W～200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす有	-
36	55	第161条 第1項	津市立西橋内中学校 東古河町7-1	被服室	128	8,448	24,792	有	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所
	56			体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-	-
37	57	第161条 第1項	津市立橋南中学校 上井財町津興2537-4	会議室	56	8,448	24,792	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	-
	58			体育館	875			水銀灯24 白熱灯 0	移動式	いす 600	有	有	-	-	-	-
38	59	第161条 第1項	津市立西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	8,448	24,792	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-
39	60	第161条 第1項	津市立南が丘中学校 垂水2622-1	体育館	1,050	8,448	24,792	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	ステージ 照明有	蛍光灯 40W 18	机 10 いす 20	-
40	61	第161条 第1項	津市立南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	50	8,448	24,792	40W 9	無	いす 40	無	有	-	-	-	0
	62			体育館	1,000			有	有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となっ ているため 畳敷き	-

41	63	第161条 第1項	三重短期大学 一身田中野157	41 番教室 (4階)	229	8,448	24,792	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-
	64			体育館	988				有	有	いす 300	有	有	-	有	応接室 テーブル 2 いす 12
42	65	第161条 第1項	津市中央公民館 大門7-15	ホール	317	9:00～12:00 4,000 13:00～17:00 5,000 18:00～22:00 5,000	天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 200	有	有	-	-	-	-	-
	66			会議室	98	9:00～12:00 1,200 13:00～17:00 1,600 18:00～22:00 1,600	27W 40	演台 1	机 21 いす 63	有	有	-	-	-	-	-
43	67	第161条 第1項	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9:00～12:00 3,400 13:00～17:00 4,200 18:00～22:00 4,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 56	有	72	有	有	-	-	-	-	-
	68			研修室B	59	9:00～12:00 1,200 13:00～17:00 1,700 18:00～22:00 1,700 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	有	36	無	有	-	-	-	-	-
44	69	第161条 第1項	津市橋南公民館 幸町18-22	会議室	85	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,200 18:00～21:00 1,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 20	無	いす 80	有	有	スクリーン 有	20W×8	机 6 いす 15	投票所	
45	70	第161条 第1項	津市一身田公民館 一身田町293-3	会議室	84	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 48	有	いす 70	有	有	-	40W 12	研修室A	投票所 3月31日まで 使用可	
	71			多目的ホール	115.5	9:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500 冷暖房時は10分の3の額を加算	6300lm 24	演壇1	110	有	有	-	6300lm 8 4350lm 2	机 8 いす 24	証明LED 4月1日から 使用可	
46	72	第161条 第1項	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	57.7	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W 24	無	いす 80	有	有	-	-	-	-	-
47	73	第161条 第1項	津市片田公民館 片田井戸町17-2	会議室	103.93	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 15	有	いす 100	無	有	-	38W 2 30W 2	-	-	-
48	74	第161条 第1項	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-6	会議室	84	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 8	有	いす 80	有	有	-	80W 4	2階 研修室	投票所	
49	75	第161条 第1項	豊里公民館 大里睦合町610-1	1 階 会議室	51	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-	-
	76			2 階 研修室	79	9:00～12:00 700 13:00～17:00 900 18:00～22:00 900 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-	-
50	77	第161条 第1項	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00～12:00 1,700 13:00～17:00 2,200 18:00～22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所	
51	78	第161条 第1項	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平 日 土日祝 9:00～12:00 7,700 10,300 13:00～17:00 10,200 13,700 18:00～22:00 10,200 13,700 冷暖房使用時は1時間につき1,700円	天井灯	有	可動式198 いす 72	有	無	-	6	机 6 いす 21	-	
	79			会議室1	123	9:00～12:00 3,700 13:00～17:00 4,600 18:00～22:00 4,600	32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有	-	-	-	-	-
52	80	第161条 第1項	津市センターバレスホール 大門7-15	ホール	460	9:00～12:00 20,000 13:00～17:00 27,000 18:00～22:00 27,000	400W 32 336W 28	移動式 1	いす 552	有	有	-	80W 2	5人用 応接セット 1	-	
53	81	第161条 第1項	津リージョンプラザ内 お城ホール 西丸之内23-1	ホール	487	平 日 土日祝 9:00～12:00 7,000 9,000 13:00～17:00 10,000 14,000 18:00～22:00 14,000 19,000 9:00～17:00 17,000 23,000 13:00～22:00 24,000 33,000	30.6KW 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	-	3 20 W	机 1 いす 4	-	

54	82	第161条 第1項	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	40W 40	有 1	いす 200	有	有	-	-	-	-	
55	83	第161条 第1項	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有	-	-	机 7 いす 15	-	
56	84	第161条 第1項	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	40W 48	移動式 1	机 いす 43 140	有	有	-	40W 8	小会議室 和 室	-	
57	85	第161条 第1項	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有 (移動式)	有	-	-	-	-	
58	86	第161条 第1項	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400	250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有	-	32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所	
59	87	第161条 第1項	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37番59号	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,000 13:00～17:00 4,000 18:00～21:30 5,100	42W×3 27 400W×1 8	有	288	有 (一式 700円)	有	-	小会議室 32W×2 6 9:00～12:30 400 13:00～17:00 400 18:00～21:30 500	机 6 いす 18	冷暖房使用 は使用料に 10分の3の 額を加算	
	88	第161条 第1項		大会議室	0	9:00～12:30 900 13:00～17:00 900 18:00～21:30 1,100	30W×2 9 32W×1 2	無	30	有 (一式 700円)	有	-	-	-	同上	
60	89	第161条 第1項	津市橋南会館 柳山津興1535 - 27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	40W×2 15	無	いす 70	無	有	-	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所	
61	90	第161条 第1項	津市新町会館 八町二丁目5-16	大会議室	106	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	40W×2 18	無	いす 90	ワイヤレス 2 マイクスタ ンド大1 小1	有	-	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	-	
62	91	第161条 第1項	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	32W×2 15	無	いす 45	無	有	-	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所	
63	92	第161条 第1項	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	32W×2 12	移動式 1	いす 80	ワイヤレス 2 有線 1 マイクスタ ンド大1 小1	有	-	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所	
64	93	第161条 第1項	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	32W×2 15	移動式 1	いす 55	ワイヤレス 2	有	-	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	投票所	
65	94	第161条 第1項	津市豊が丘おおぞら会館 豊が丘二丁目47-11	研修室1	80.33	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	44.3W 12	有	50	3	有	ホワイト ボード	-	-	研修室1と2 はバーチー ションを外せ ば同時利用 可	
	95	第161条 第1項		研修室2	79.45	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	44.3W 12	無	50	無	有	ホワイト ボード	-	-	研修室1と2 はバーチー ションを外せ ば同時利用 可	
	96	第161条 第1項		研修室3	40.02	9:00～12:30 800 13:00～17:00 800 18:00～21:30 1,100	44.3W 6	無	25	無	有	ホワイト ボード	-	-	-	
66	97	第161条 第1項	津市南が丘会館 垂水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00～12:30 2,400 13:00～17:00 2,400 18:00～21:30 3,000	32W 20	無	いす 120	有	有	-	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	-	
	98	第161条 第1項	津市南が丘会館 垂水2882-1	大会議室	74.42	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500	有	無	60	無	有	ホワイト ボード	-	-	-	
67	99	第161条 第1項	津市柳形市民館 分部262-1	和 室	53	8,448	24,792	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	-	40W 2	事務室 机 いす	-

68	100	第161条 第1項	津市中央市民館 愛宕町233	講堂	105.7	8,448	24,792	40W 32	可動演壇 (机)1	いす 100	有	有	-	40W 18	円卓 1 いす 14	-
69	101	第161条 第1項	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	8,448	24,792	40W 6	無	いす 20	無	有	-	40W 1	事務室 机 2 いす 2	-
70	102	第161条 第1項	津市雲出市民館 雲出島貫町488-7	多目的室	59.4	8,448	24,792	40W 48	無	座布団80	無	有	-	40W 12	机 1 いす 6	-
71	103	第161条 第1項	津市賢崎地区防災コミュニティ センター 港町1番23号	集会室1・2	70.42	9:00～12:30 800 13:00～17:00 800 18:00～21:30 1,100 9:00～21:30 2,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×12	有(移動式)	椅子75	有 (ワイヤ レス×2)	有	ホワイト ボード	-	-	-	-
72	104	第161条 第1項	津市雲出地区防災コミュニティ センター 雲出伊倉津792-1	研修室1	175.43	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400 9:00～21:30 7,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす91脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机6脚	従事者数1	
	105	第161条 第1項	津市雲出地区防災コミュニティ センター 雲出伊倉津792-1	研修室2	175.43	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400 9:00～21:30 7,100 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす112脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机7脚	従事者数1	
73	106	第161条 第1項	津市阿漕塚記念館 柳山津興622	大会議室	63	9:00～12:30 1,100 13:00～17:00 1,100 18:00～21:30 1,400	80W 8	無	いす 20	無	有	-	60W	和室 10畳	投票所	
74	107	第161条 第1項	津市相生会館 相生町383	和 室	148.5 畳45畳	8,448	24,792	40W 40	机 10	座布団50	無	有	-	80W 1	応接4点セット	-
75	108	第161条 第1項	津市愛宕会館 愛宕町10	和 室	132	8,448	24,792	40W 24	有	座布団100	有	有	-	有	机 いす	-
76	109	第161条 第1項	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	8,448	24,792	480W	無	座布団50	有	有	-	有	有	-
77	110	第161条 第1項	島崎集会所 島崎町261-2	1 階 会議室	33	8,448	24,792	40W 8	無	いす 40	無	有	-	有	有 エアコン付	-
	111			2 階 日本間	41	8,448	24,792	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	-	有	有 エアコン付	-
78	112	第161条 第1項	津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2 階 会議室	105	8,448	24,792	40W 30	有	いす 50	有	有	-	20W 10	和 室	-
79	113	第161条 第1項	津市モーターボート競走場 ツッキードーム 藤方637	ツッキードーム	998.5	平 日 土日祝 (1時間あたり) 2,700 3,600	1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1～3F 521	有	無	-	40W 48	机 3 ハイいす 12 丸いす 6	-	
80	114	第161条 第1項	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	1F展示場(A)	1099	平日 全日93,333 9:00～17:00 午前40,000 9:00～12:00 午後53,333 13:00～17:00 土日休日 全日112,000 9:00～17:00 午前48,000 9:00～12:00 午後64,000 13:00～17:00	平日 64,000 18:00～22:00 土日休日 76,800 18:00～22:00	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	115			1F展示場(B)	1071	平日 全日93,333 9:00～17:00 午前40,000 9:00～12:00 午後53,333 13:00～17:00 土日休日 全日112,000 9:00～17:00 午前48,000 9:00～12:00 午後64,000 13:00～17:00	平日 64,000 18:00～22:00 土日休日 76,800 18:00～22:00	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-

81	116	第161条 第1項	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	1F展示場 (C)	1139	平日 全日93,333 9:00～17:00 午前40,000 9:00～12:00 午後53,333 13:00～17:00 土日休日 全日112,000 9:00～17:00 午前48,000 9:00～12:00 午後64,000 13:00～17:00	平日 64,000 18:00～22:00 土日休日 76,800 18:00～22:00	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	117			1F展示場 (全面)	3231	平日 全日280,000 9:00～17:00 午前120,000 9:00～12:00 午後160,000 13:00～17:00 土日休日 全日336,000 9:00～17:00 午前144,000 9:00～12:00 午後192,000 13:00～17:00	平日 192,000 18:00～22:00 土日休日 230,400 18:00～22:00	水銀灯 1kw 192灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	118			1F展示場 (2/3)	2151	平日 全日186,667 9:00～17:00 午前80,000 9:00～12:00 午後106,667 13:00～17:00 土日休日 全日224,000 9:00～17:00 午前96,000 9:00～12:00 午後128,000 13:00～17:00	平日 128,000 18:00～22:00 土日休日 153,600 18:00～22:00	水銀灯 1kw 128灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,200 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	119			1階中研修室	72	平日 全日14,000 9:00～17:00 午前6,000 9:00～12:00 午後8,000 13:00～17:00 土日休日 全日16,800 9:00～17:00 午前7,200 9:00～12:00 午後9,600 13:00～17:00	平日 9,600 18:00～22:00 土日休日 11,520 18:00～22:00	LED照明96本	無	42	マイク有	有	-	-	-	-
	120			2階大研修室	205	平日 全日35,000 9:00～17:00 午前15,000 9:00～12:00 午後20,000 13:00～17:00 土日休日 全日42,000 9:00～17:00 午前18,000 9:00～12:00 午後24,000 13:00～17:00	平日 24,000 18:00～22:00 土日休日 28,800 18:00～22:00	LED照明204本	無	150	マイク有	有	-	-	-	-
	121			2階中研修室	63	平日 全日14,000 9:00～17:00 午前6,000 9:00～12:00 午後8,000 13:00～17:00 土日休日 全日16,800 9:00～17:00 午前7,200 9:00～12:00 午後9,600 13:00～17:00	平日 9,600 18:00～22:00 土日休日 11,520 18:00～22:00	LED照明60本	無	36	マイク有	有	-	-	-	-
122				2階会議室	148	平日 全日19,250 9:00～17:00 午前8,250 9:00～12:00 午後11,000 13:00～17:00 土日休日 全日23,100 9:00～17:00 午前9,900 9:00～12:00 午後13,200 13:00～17:00	平日 13,200 18:00～22:00 土日休日 15,840 18:00～22:00	LED照明52本	無	60	マイク有	有	-	-	-	-

82	123	第161条 第1項	津市河芸公民館 河芸町浜田742	大ホール	665	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 6,000 13:00～17:00 7,000 18:00～22:00 7,000 冷暖房使用3割加算		ダウンライト28 40W 20	有	いす500 (固定)	有	有	-	-	-	エレベーター スロープ 駐車場有
	124			第1、2会議室	162	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 1,600 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,000 冷暖房使用3割加算		40W 60 ダウンライト32	有	机 39 いす117	有	有	-	-	-	
83	125	第161条 第1項	津市上野公民館 河芸町上野834-4	第1、2研修室	62.5	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		40W 20	有	机 13 いす36	無	有	-	-	-	-
	126			第1、2会議室 (和室)	54	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		55W 16	無	-	無	無	-	-	-	
84	127	第161条 第1項	津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割増加算		40W 32	無	机 20 いす40	無	有	-	-	-	-
85	128	第161条 第1項	津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	1091.94	8,448	24,792	白熱灯 9 水銀灯 56	有	いす500	有	有	-	-	-	-
86	129	第161条 第1項	津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	8,448	24,792	水銀灯 12	有	いす250	有	有	-	-	-	投票所
87	130	第161条 第1項	津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	8,448	24,792	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす300	有	有	-	-	-	投票所
88	131	第161条 第1項	津市立黒田小学校 河芸町北黒田109-1	体育館	583	8,448	24,792	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす200	有	有	-	-	-	投票所
89	132	第161条 第1項	津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	8,448	24,792	白熱灯 4 水銀灯 19 LED灯 2	有	いす500	有	有	-	-	-	投票所
90	133	第161条 第1項	津市立豊津幼稚園 河芸町一色1666	遊戯室	140	8,448	24,792	40W2列 24	無	無	有	無	-	-	-	-
91	134	第161条 第1項	津市立上野幼稚園 河芸町上野2963	遊戯室	157	8,448	24,792	40W2列 14	無	無	有	有	-	-	-	-
92	135	第161条 第1項	津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109-1	遊戯室	96	8,448	24,792	40W3列 6 27Wツイン 9 18Wツイン 3	無	無	有	有	-	-	-	-
93	136	第161条 第1項	津市立千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	8,448	24,792	40W2列 25	有	無	有	有	-	-	-	遊戯室は 2Fになります
94	137	第161条 第1項	津市立椋本幼稚園 芸濃町椋本5132番地	遊戯室	70	8,448	24,792	有	有	パイプ椅子 60・収容100	無	有	-	-	-	-
95	138	第161条 第1項	津市立明幼稚園 芸濃町林325番地	遊戯室	130.5	8,448	24,792	蛍光灯 27	有	収容50	無	有	-	-	-	-
96	139	第161条 第1項	津市立安西・雲林院幼稚園 芸濃町北神山305番地	遊戯室	120	8,448	24,792	蛍光灯 25	無	収容50	無	有	-	-	-	-
97	140	第161条 第1項	津市立芸濃小学校 芸濃町椋本5047番地	体育館	530	8,448	24,792	水銀灯 20	有	パイプ椅子 300	マイク3 スピー カ2	有	-	-	-	-
98	141	第161条 第1項	津市立明小学校 芸濃町林325番地	体育館	441	8,448	24,792	白熱灯 2 水銀灯 13	有	パイプ椅子 150・収容 200	有	有	-	-	-	投票所
99	142	第161条 第1項	津市立芸濃中学校 芸濃町椋本5147番地	体育館 アリーナ	0	8,448	24,792	水銀灯 37	有	折りたたみ椅子 200	有	有	-	-	-	-
	143			多目的ホール1	102.33			蛍光灯 56	無	無	有	有	-	-	-	-
	144			多目的ホール2	109.29			蛍光灯13 ダウンライト8	無	無	有	有	-	-	-	-
100	145	第161条 第1項	津市安西公民館 芸濃町北神山310番地	会議室	32	09:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500		40W 6	無	椅子20	-	-	-	-	-	-
101	146	第161条 第1項	津市雲林院公民館 芸濃町雲林院566番地	会議室	30	09:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500		40W 8	無	椅子20	-	-	-	-	-	-

102	147	第161条 第1項	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町棕本6141-1	大会議室	192	09:00～12:00 2000 13:00～17:00 2300 18:00～22:00 2300 9:00～17:00 4300 13:00～22:00 4600 9:00～22:00 5300 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (白熱灯、蛍光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	ホワイト ボード	-	-	期日前投票 所近接施設
	148			中会議室1・2 中会議室3・4	84	09:00～12:00 1500 13:00～17:00 1700 18:00～22:00 1700 9:00～17:00 3200 13:00～22:00 3400 9:00～22:00 4000 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (蛍光灯)	無	いす36	無	有	ホワイト ボード	-	-	
	149			小会議室1 小会議室2	45.4	09:00～12:00 800 13:00～17:00 900 18:00～22:00 900 9:00～17:00 1700 13:00～22:00 1800 9:00～22:00 2100 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (蛍光灯)	無	いす18	無	有	ホワイト ボード	-	-	
103	150	第161条 第1項	津市雲林院福祉会館 芸濃町雲林院1019番地	集会室(2階)	95.7	9-12時 200円 12-17時 300円	17-21時 500円	蛍光灯16	有	収容60	有	有	-	-	-	-
	151			和室(1階)	47.04			7	無	40	無	有	-	-	-	-
	152			和室(2階)	54.3			蛍光灯8	無	収容30	無	有	-	-	-	-
	153			多目的室(1階)	68.6			蛍光灯12	有	収容60	無	有	-	-	-	投票所
104	154	第161条 第1項	津市芸濃総合文化センター 芸濃町棕本6824番地	市民ホール	431	9-12時 7,500円 13-17時 10,000円 18-22時 11,000円 (舞台使用時) 冷暖房使用3割増、土日及び 祝日3割増		66000W 94灯	有	収容443	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	投票所
	155			大研修室	234	9-12時3,000円 13-17時4,000円 18-22時 4,400円 (大研修部屋全使用時) 冷暖房使用3割増、土日及び 祝日3割増			有	収容120	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	-
105	156	第161条 第1項	津市立みさとの丘学園 美里町三郷84	体育館	1188	8,448	24,792	有	有	いす 300	有	有	-	有	ミーティングルーム	-
106	157	第161条 第1項	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	8,448	24,792	36W 16本	演台1	パイプイス59	無	有	-	-	-	-
107	158	第161条 第1項	津市高宮公民館 美里町足坂560-2	研修室	84.24	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 600 13:00～17:00 800 18:00～22:00 800 冷暖房使用3割増加算		有	有	いす 60	無	有	-	有	和室	投票所
108	159	第161条 第1項	津市美里文化センター内文化 ホール 美里町三郷51-3	ホール	336	2時間 5,000円 (市内)	2時間 5,000円 (市内)	有	有	いす 332	有	有	-	有	有 和室 エアコン付	空調費別途 必要
109	160	第161条 第1項	津市立東観中学校 安濃町東観音寺494-1	体育館	1,356.22	8,448	24,792	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	-	-	-	-
110	161	第161条 第1項	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	パイプいす 250	有	有	-	-	-	平日昼の使用 は困難
111	162	第161条 第1項	津市立村主小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	パイプいす 270	有	有	-	-	-	平日昼の使用 は困難
112	163	第161条 第1項	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	パイプいす 300	有	有	-	-	-	-
113	164	第161条 第1項	津市立明合小学校 安濃町栗加978	体育館	450	8,448	24,792	有(水銀灯)	有	パイプいす 290	有	有	-	-	-	平日昼の使用 は困難
114	165	第161条 第1項	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戯室	100	8,448	24,792	有(蛍光灯)15	有	パイプいす 60	有	有	-	-	-	-
115	166	第161条 第1項	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戯室	188.5	8,448	24,792	有(蛍光灯)	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	-
116	167	第161条 第1項	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	8,448	24,792	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	-	-	-	-

117	168	第161条 第1項	津市安濃中公民館 安濃町東観音寺483	大広間	162	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,400 3,200 3,200	有	有		ざぶとん 100(収容人 数 130人)	有	有	-	有	-	期日前投票 所近接施設
	169			多目的ホール	137	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,400 3,200 3,200	有	有		パイプいす 130(収容人 数 150人)	有	有	-	有	-	
118	170	第161条 第1項	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	1,800 2,400 2,400	有	有		パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所
119	171	第161条 第1項	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	1,800 2,400 2,400	40w 40灯	有		パイプいす 80	有	有	-	有	エアコン	投票所
120	172	第161条 第1項	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	1,800 2,400 2,400	有	有		パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所
121	173	第161条 第1項	津市明合公民館 安濃町栗加978	研修室(2F)	124.7	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	1,800 2,400 2,400	40W25本	無		ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	-	有	有会議室1F	-
122	174	第161条 第1項	津市サンヒルズ安濃 安濃町東観音寺418	ハーモニーホール	525	3,800円/時 冷暖房3割増、休日3割増		有(ハロゲン)	有		いす一般596 いす身障 4	有	有	-	有	30㎡ 冷暖房有	-
	175			教養娯楽室	149.05	2,000円/時		有(蛍光灯)	有		ざぶとん 200 盤敷	有	有	-	-	-	-
	176			安濃保健センター大会議室1・2	126.75	1,000円/時		有(蛍光灯)	有		いす 72 机 25	有	有	-	-	-	-
123	177	第161条 第1項	津市立久居中学校 久居西鷹跡町494	体育館	1,050	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム270w 30基	78㎡ 演台1	イス800	有	有	-	40w2連×1 灯	14㎡		スロープ 駐車場有
	178			ミーティングルーム	135			40w2連×26灯	無	イス80 机24	無	有	-	-	-		
124	179	第161条 第1項	津市立久居西中学校 久居一色町940	体育館	918	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 24基	56㎡ 演台1	イス500	有	有	-	40w2連×2 灯	20㎡		スロープ 駐車場有 (駐車場半 分)
	180			ミーティングルーム	129			40w2連×24灯	無	イス100	有	有	-	-	-		
125	181	第161条 第1項	津市立久居東中学校 久居井戸山町721-1	体育館	940	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム300w 30基	57㎡ 演台1	イス500 机10	有	有	-	40w2連×2 灯	22㎡		スロープ 駐車場有
126	182	第161条 第1項	津市立誠之小学校 久居西鷹跡町424	体育館	925	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台1	イス720	有	有	-	40w×2灯	14㎡		投票所 スロープ 駐車場有
	183			ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス100 机10	無	有	-	-	-		
127	184	第161条 第1項	津市立成美小学校 久居新町737	体育館	925	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台1	イス700	有	有	-	40w×2灯	14㎡		投票所 スロープ 駐車場有
	185			ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス50 机10	無	有	-	-	-		
128	186	第161条 第1項	津市立桃園小学校 新家町1350	体育館	696	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56㎡ 演台1	イス290	有	有	-	40w×1灯	11㎡		スロープ 駐車場有
	187			ミーティングルーム	97			40w2連×18灯	無	イス36 机12	無	有	-	-	-		
129	188	第161条 第1項	津市立戸木小学校 戸木町880	体育館	624	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w 25基	64㎡ 演台1	イス150 机2	有	有	-	40w2連×2 灯	16㎡		投票所 スロープ 駐車場有
	189			ミーティングルーム	90			40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス30 机20	無	有	-	-	-		
130	190	第161条 第1項	津市立栗葉小学校 森町270	体育館	696	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	59㎡ 演台1	イス400	有	有	-	40w×1灯	10㎡		スロープ 駐車場有
	191			ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス50 机20	無	有	-	-	-		
131	192	第161条 第1項	津市立榊原小学校 榊原町5848	体育館	696	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58㎡ 演台1	イス200 机5	有	有	-	40w×1灯	10㎡		スロープ 駐車場有
	193			ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス20 机10	無	有	-	-	-		
132	194	第161条 第1項	津市立立成小学校 久居野村町560	体育館	720	8448 電灯使用 600	24792 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム200w 20基	77㎡ 演台1	イス750	有	有	-	40w2連×2 灯	22㎡		投票所
	195			大会議室	111			40w2連×20灯	無	イス150 机20	有	有	-	-	-		
133	196	第161条 第1項	津市立興ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	8,448	24,792	40w×20灯	33㎡	イス:60	無	有	-	-	-	-	
134	197	第161条 第1項	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554-2	リズム室	91	8,448	24,792	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	-	-	-		投票所 駐車場有
135	198	第161条 第1項	津市立桃園幼稚園 新家町873-1	遊戯室	91	8,448	24,792	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	-	40w2連×4 灯	会議室 67㎡		駐車場有

136	199	第161条 第1項	津市立戸木幼稚園 戸木町2337	講堂(遊戯室)	91	8,448	24,792	40w×24灯	33㎡	イス:100	有	有	-	40w2連×4 灯	職員室	駐車場有
137	200	第161条 第1項	津市立栗葉幼稚園 森町284-1	遊戯室	96	8,448	24,792	40w×18灯	29㎡	イス:120	有	有	-	-	-	投票所 駐車場有
138	201	第161条 第1項	津市立榊原幼稚園 榊原町5156	遊戯室	99	8,448	24,792	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	-	40w2連×6 灯	空保育室	駐車場有
139	202	第161条 第1項	津市立のむら幼稚園 久居野村町542-3	遊戯室	96	8,448	24,792	40w×18灯	29㎡	イス:110	ポータ ブル有	有	-	-	-	-
140	203	第161条 第1項	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00-12:00 12:00 13:00-17:00 1500	1,500	40w×8灯	無	イス:36 机:12	有	有	-	40w2連×2 灯	-	スロープ 駐車場有
	204			大会議室2階	54	9:00-12:00 2000 13:00-17:00 2600	2,600	40w×11灯	有	イス:72 机:24	有	有	-	40w×6灯	小会議室2 階 36㎡	
	205			大会議室3階	162	9:00-12:00 3200 13:00-17:00 4200	4,200	40w×18灯	有	イス:111 机:37	有	有	-	40w2連×4 灯	小会議室3 階 18㎡	
141	206	第161条 第1項	津市立桃園公民館 新家町1365-5	情報交換研修 室	82	9:00-12:00 300 13:00-17:00 300	300	40w2連×10灯	無	50畳 和机30	有	有	-	20w2連×3 灯	小会議室 20㎡	スロープ 駐車場有
142	207	第161条 第1項	津市立戸木公民館 戸木町1782	教室	64	9:00-12:00 1,200 13:00-17:00 1,500	1,500	40w2連×6灯	有	和室40畳 和机20 座敷椅子50	有	有	-	40w2連×4 灯	図書室 25㎡ 机5台 椅子15	投票所 スロープ 駐車場有
143	208	第161条 第1項	津市七栗公民館 森町286	大会議室	76	9:00-12:00 600 13:00-17:00 800	800	40w3連×10灯	無	和室40畳 和机15	有	有	-	40w3連×2 灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有
144	209	第161条 第1項	津市立稲葉公民館 稲葉町1905-3	多目的ホール	131	9:00-12:00 300 13:00-17:00 300	300	40w2連×16灯	有	イス150 机34	有	有	-	40w2連×8 灯	和室21畳	スロープ 駐車場有
	210			研修室(洋室)	43	390	390	40w2連×8灯	無	無	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
145	211	第161条 第1項	津市榊原農研研修所 榊原町5104	第4研修室	94	09:00-12:00 2000 13:00-17:00 2000 18:00-22:00 2500 9:00-22:00 5000 冷暖房時は10分の3の額を加 算		40w2連×10灯	可動1	いす50脚	有	有	-	40w2連×6 灯	第3研修室 34㎡ 机13 椅子 74	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合 (休日)臨時職 員が必要
146	212	第161条 第1項	津市久居北口市民館 久居北口町2709-6	研修室	80	9:00-12:00 500 13:00-17:00 700 17:00-21:00 1,000 9:00-21:00 1,500		40w2連×18灯	無	イス50 机30	有	有	-	40w2連×3 灯	教養倶楽室 20.5㎡	スロープ 駐車場10台
147	213	第161条 第1項	津市久居北口文化会館 久居北口町560-5	研修室	94	9:00-12:00 500 13:00-17:00 700 17:00-21:00 1,000 9:00-21:00 1,500		30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	-	32w2連×2 灯 97W×1灯	相談室21㎡ イス15・机2	スロープ 駐車場有
148	214	第161条 第1項	津市榊原市民館 榊原町10032	多目的ホール	105	9:00-12:00 500 13:00-17:00 700 17:00-21:00 1,000 9:00-21:00 1,500		32w2連×12灯	無	イス70	有	有	-	-	-	駐車場有
149	215	第161条 第1項	津市立成コミュニティセンター 久居野村町874番地8	集会室(A)	38.52	9:00-12:00 840 13:00-17:00 840 18:00-21:00 1,050		有 (蛍光灯)	有	机10	有	有	-	-	-	和室(集会所 AとBの仕切り は開けるので、 AとBを1つの部 屋として使用する ことが可能) スロープ 駐車場有
	216			集会室(B)	27.48	9:00-12:00 840 13:00-17:00 840 18:00-21:00 1,050		有 (蛍光灯)	無	机10	無	無	-	-	-	
150	217	第161条 第1項	津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		有	無	18畳	無	有	-	-	-	駐車場有
151	218	第161条 第1項	津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		40w2連×6灯	無	イス30 机10	無	有	-	サーキット 2灯	和室8畳×2 室	-
152	219	第161条 第1項	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		40w2連×12灯	無	イス40 机10	無	有	-	40w2連×4 灯	和室8畳×2 室	駐車場有 (2台)
153	220	第161条 第1項	津市狐塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59.4	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		6灯	無	イス50 机10	有	有	-	2灯	和室8畳×2 室	駐車場有
154	221	第161条 第1項	津市榊原地区集会所 榊原町2879-2	集会室	96	9:00-12:00 1,050 12:00-17:00 1,570 17:00-21:00 3,150 9:00-21:00 4,720		32w5連×5灯	無	イス50	無	無	-	サーキット 2灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有 (10台程度)

155	222	第161条 第1項	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	集会室	59.5	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		40w2連×12灯	無	イス44 机14	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
	223			和室1	13.3	1.570	3.150	20w4連×1灯	無	-	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
	224			和室2	16.6	1.570	3.150	20w4連×2灯	無	-	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
156	225	第161条 第1項	津市風早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		40w2連×8灯	無	イス40 机10	有	有	-	40w2連×6 灯	和室(10畳、 8畳)	スロープ 駐車場有10 台
157	226	第161条 第1項	津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		36w3連×12灯 40w×1灯	無	イス36 机10	無	有	-	20w2連×4 灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有
158	227	第161条 第1項	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	60	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		40w2連×24灯	無	イス100	有	有	-	40w8灯	机 3 イス 7	駐車場有 従事者なし
159	228	第161条 第1項	津市久居万町・中町・射場町 地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		45w4連×3灯	無	イス40 机14	無	有	-	有	和室8畳×2 室	スロープ有
160	229	第161条 第1項	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		32w2連×16灯	無	イス80 机25	有	有	-	-	-	投票所 スロープ有
161	230	第161条 第1項	津市久居団地・東町地区集会所 久居野村町372-264	懇話室(A・B)	87	9:00～12:00 1.050 12:00～17:00 1.570 17:00～21:00 3.150 9:00～21:00 4.720		32w2連×15基	無	イス60 机20	無	有	-	32w2連×4 灯	懇話室C 18㎡	スロープ 駐車場有
162	231	第161条 第1項	津市下村教育集会所 榎原町8161-2	集会室	49	8.448	24,792	20w3連×8灯	無	イス41 机9	無	有	-	サークイン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有
163	232	第161条 第1項	津市久居総合福祉会館 久居東鷹跡町20-2	クリエイションホール	284	9-12時 5,250円 13-17時 6,820円	18-21時 6,820円	20w4連×16 灯、13w×140 灯ほか	45㎡ 演台1	イス300	有	有	-	40w2連×2 灯	9㎡	スロープ、 エレベーター 駐車場有
	233			第1、2研修室	84	9-12時 2,100円 13-17時 2,720円	18-21時 2,720円	40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス48 机16	有	有	-	-	-	-
164	234	第161条 第1項	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	8:30～12:30 1,000 12:30～17:00 1,000 17:30～22:00 1,250 8:30～22:00 2,500 冷暖房使用3割増		40w×24灯	有	イス50	無	有	-	サークイン2灯	和室10畳	投票所 スロープ 駐車場有
165	235	第161条 第1項	津市七栗産業会館 庄田町517-1	会議室	62	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 1,570 18:00～21:00 2,100 9:00～21:00 4,720		40w2連×15灯	無	イス90 机30	有	有	-	40w3連×3 灯	懇話室 21㎡	投票所 スロープ 駐車場有
166	236	第161条 第1項	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	8,448	24,792	40W×25灯 ステージ別	有	イス 300	有	有	-	-	-	-
167	237	第161条 第1項	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	8,448	24,792	有	有	イス 300	有	有	-	-	-	投票所
168	238	第161条 第1項	津市香良洲公民館 香良洲町1876番地1	大会議室	293	9:00～12:00 1500 13:00～17:00 2000	2,000	36灯	無	50席	無	無	-	-	-	期日前 投票所
169	239	第161条 第1項	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	9:00～12:00 5,000 13:00～17:00 6,500 18:00～21:00 7,500 空調使用3割増		有	1	400	有	有	-	有	—	-
	240			すこやかルーム	387	9:00～12:00 1,000 13:00～17:00 1,300 18:00～21:00 1,500 空調使用3割増		有	1	イス 74	有	有	-	-	-	-
170	241	第161条 第1項	津市立大井幼稚園 一志町大仰304	遊戯室	80	8,448	24,792	蛍光灯13	無	椅子4	無	無	-	蛍光灯4	座敷机2	休園中トイレ 使用不可 従事者無
171	242	第161条 第1項	津市立川合幼稚園 一志町八太1164-1	遊戯室	150	8,448	24,792	40W×32灯 40W×2×10 灯	有	イス100	無	無	-	-	-	2階
172	243	第161条 第1項	津市立高岡幼稚園 一志町高野1451	遊戯室(1)	143	8,448	24,792	SL 7 DL 5 LED 15	有	イス80	有	有	-	LED 9	遊戯室(2)	H31.4.1～津 市立一志こ ども園に名 称変更。
173	244	第161条 第1項	津市立波瀬幼稚園 一志町波瀬2236	遊戯室	70	8,448	24,792	無	無	無	無	無	-	無	無	休園中従事 者無

174	245	第161条 第1項	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	8,448	24,792	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	-	蛍光灯 4本	机4 いす10	-
175	246	第161条 第1項	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	8,448	24,792	水銀灯300W× 40灯 ハロゲン250W ×10灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 32W×6本	-	-
176	247	第161条 第1項	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	8,448	24,792	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 2本	机4 いす8	-
177	248	第161条 第1項	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	18時～22時 2,000円	蛍光灯大75 ダウンライト17	有	いす200	有	有	-	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所
178	249	第161条 第1項	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A・B	A 142 B 155	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	18時～21時 1,500円	蛍光灯大80 ダウンライト40	有	いす200	有	有	-	40W 4	-	-
179	250	第161条 第1項	津市一志高岡公民館 (津市一志農村環境改善セン ター) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	9時～12時 5,000円 12時～17時 5,000円 9時～22時 10,000円 冷暖房使用料 1時間につき 1,000円	17時～22時 8,000円	水銀灯24 ダウンライト24 誘導灯14	有	360 移動観覧席	有	有	-	蛍光灯	小会議室	多目的ホー ルは投票所 会場になり ます。
	251			大会議室	90.8	9時～12時 2,000円 12時～17時 2,000円 9時～22時 5,000円 冷暖房使用料 1時間につき 300円	17時～22時 3,000円	蛍光灯38	-	48	有	有	-	蛍光灯	小会議室	大会議室は 2階になりま す。
180	252	第161条 第1項	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A・B	A 142 B 158	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	18時～21時 1,500円	蛍大184小48 ダウンライト14 スポットライト5	有	いす200	有	有	-	40W 16	和室A	投票所
181	253	第161条 第1項	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9:00～12:00 4,000 13:00～17:00 6,000 18:00～21:30 8,000 照明1時間 500円	水銀灯40他6 水銀灯16	有	2階観覧席3 18 イス500	有	有	-	-	-	-	3/31まで天 井工事
	254			サブアリーナ	225	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 3,000 18:00～22:00 4,000 照明1時間 300円	水銀灯16	無	無	有	-	-	-	-	-	投票所
182	255	第161条 第1項	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	8448 照明料@400	24792 照明料@400	400W 17	有	いす 200	有	有	-	-	-	投票所
183	256	第161条 第1項	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	8448 照明料 全面@800 半面@400	24792 照明料 全面@800 半面@400	400W 24	有	いす 250	有	有	-	-	-	投票所
184	257	第161条 第1項	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	8448 照明料@200	24792 照明料@200	400W 24	有	いす 240	有	有	-	-	-	-
185	258	第161条 第1項	津市立倭小学校 白山町上ノ村183	体育館	1093	8448 照明料@200	24792 照明料@200	400W 26	有	いす 260	有	有	-	-	-	-

186	259	第161条 第1項	津市立ハツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	8448 照明料@200	24792 照明料@200	400W 23	有	いす 200	有	有	-	-	-	-
187	260	第161条 第1項	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	8,448	24,792	400W 28	有	いす 290	有	有	-	-	-	-
188	261	第161条 第1項	津市白山体育館 白山町古市808	体育館	1695	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～21:30 照明 1時間	3,000 4,000 5,000 300円	400W×56 220W×56	有	いす 1000	有	有	-	有	和室10畳	-
189	262	第161条 第1項	津市白山公民館 白山町川口897番地	講義室	85	9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000	18:00～22:00 1,000	蛍光灯8 シャンデリア4 シーリングライト1 2	無	いす 45	無	有	-	-	-	-
190	263	第161条 第1項	津市元取公民館 白山町城立305	研修室	74	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	40W 10	無	いす 60	有	有	-	有	会議室1	-
	264			多目的ホール	240	9:00～12:00 3,000 13:00～17:00 3,000	18:00～22:00 3,500	LED 28	有	いす 50	有	有	-	-	-	使用の際 シート敷き 要
191	265	第161条 第1項	津市川口公民館 白山町川口1968番地	ホール	108.5	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	40W 10 20W 24	有	130	有	有	-	-	和室1	-
192	266	第161条 第1項	津市倭公民館 白山町中ノ村581	ホール	129.6	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	2×15灯 (40W30本)	有	いす 最大85	有	有	-	有 2本×9灯 (40W18本)	会議室1 和室1	投票所
193	267	第161条 第1項	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	平日 9:00～12:00 8,500 冷暖房時11,500 13:00～17:00 11,000 冷暖房時15,000 18:00～22:00 15,000 冷暖房時19,000 土日休日 9:00～12:00 11,000 冷暖房時14,000 13:00～17:00 14,000 冷暖房時18,000 18:00～22:00 19,500 冷暖房時23,500	250W 81 100W28 75W18	有	いす 592	有	有	-	有	楽屋	-	
194	268	第161条 第1項	津市家城農村集落多目的共同 利用施設 白山町南家城851-3	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 タウライト 25	無	いす 100	有	有	-	有	和室 24畳	-	
195	269	第161条 第1項	津市大三農村集落多目的共同 利用施設 白山町二本木1001-253	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 タウライト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 17.5畳・ 14畳	投票所	
196	270	第161条 第1項	津市ハツ山農村集落多目的共 同利用施設 白山町八対野994-1	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 タウライト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 14畳 2部屋	投票所	
197	271	第161条 第1項	旧太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	体育館	530	8,448	24,792	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	-	有	長机 10 いす 20	従事者なし
198	272	第161条 第1項	津市立美杉小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	8,448	24,792	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	-	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	-
199	273	第161条 第1項	津市立美杉中学校 美杉町八知5800	体育館	1,000	8,448	24,792	25灯	有	いす 500	有	有	-	有	-	-
200	274	第161条 第1項	津市美杉竹原体育館 美杉町竹原2796番地	体育館	459	8,448	24,792	水銀灯20	有	200	無	有	-	-	-	-
201	275	第161条 第1項	津市美杉伊勢地体育館 美杉町石名原1581番地2	体育館	490.25	8,448	24,792	水銀灯16	有	250	無	有	-	-	-	-
202	276	第161条 第1項	津市美杉多気体育館 美杉町上多気1042番地5	体育館	459	8,448	24,792	水銀灯20	有	250	無	有	-	-	-	-

203	277	第161条 第1項	津市美杉下之川体育館 美杉町下之川6098番地2	体育館	530	8,448	24,792	16	有	240	有	有	-	有	-	-
204	278	第161条 第1項	津市美杉総合文化センター 美杉町八知5580番地2	多目的ホール	204	2時間以内 5,000円 1時間を増すごとに 2,500円		常設電灯(LED) 69.7W 38灯 舞台調光 設備一式	演壇1 椅子1	300	有	有	-	有	机1 椅子4	期日前 投票所
205	279	第161条 第1項	津市伊勢地域住民センター 美杉町石名原1681番地	研修室	99.37	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	40W蛍光灯×36	無	椅子50	無	有	-	-	-	投票所
206	280	第161条 第1項	津市伊勢地多目的集会所 美杉町石名原1583番地	集会室	113	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	蛍光灯20	無	94	無	有	-	-	-	-
207	281	第161条 第1項	津市竹原地域住民センター 美杉町竹原2777番地	ふれあい実習室	108	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	蛍光灯40W×15	無	椅子 40	無	有	-	-	別室確保	夜間・土日・ 祝日は従事 者なし
208	282	第161条 第1項	津市太郎生多目的集会所 美杉町太郎生2120番地	多目的ホール	130	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	有	有(舞台)	100	有	有	-	-	-	投票所
209	283	第161条 第1項	津市多気地域住民センター 美杉町上多気1031番地	会議室 (研修室)	76	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	32W×2 15器	有	95	無	有	-	-	無 他の会議室	投票所
210	284	第161条 第1項	津市八幡地域住民センター 美杉町奥津1288番地8	大会議室	107.6	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	40W30灯	有	70	有	有	-	100W1灯	机1	投票所
211	285	第161条 第1項	津市下之川地域住民センター 美杉町下之川6115番地	ふれあい実習室	64.59	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	2,100 2,800 4,000	40W 20	無	椅子 60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所
212	286	第161条 第1項	津市グリーンハウス美杉 美杉町八知5767番地	研修集会室	57	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00	900 1,200 2,000	40W30灯	木1小1	70	1	1	-	40W16灯	図書室 25㎡	-

津市告示第 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年河芸町公告第 1 1 6 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西千里自治会

三重県津市河芸町西千里 1 5 8 9 番地 3

代表者 稲垣 俊和

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	稲垣 範夫 三重県津市河芸町西千里 1 5 4 0 番地
変更後	稲垣 俊和 三重県津市河芸町西千里 1 5 3 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 1 日から就任したため。

津市公告第 3 6 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

431040103

公 告 日	平成31年4月1日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成 3 1 年度営文振補第 1 - 1 号 津リージョンプラザ空調設備及び受変電設備その他改修工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 西丸之内 地内				
業 務 概 要	改修 (天井改修、舞台機構改修、便所改修、空調熱源機改修、 自動制御設備工事、消火設備改修、給水設備改修、 受変電設備改修、発電設備改修、電力貯蔵設備改修) 上記に係る設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 2019年12月13日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第 1 項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」及び「電気」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月4日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成31年4月9日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059 - 229 - 3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成31年4月12日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月16日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予 定 価 格	10,891,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4 入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

431040104

公 告 日	平成31年4月1日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成31年度営ス振第10号 津市久居中央スポーツ公園内プール管理棟空調設備改修工事			
工 事 場 所	津市 戸木町	地内		
工 事 概 要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(EHP) 3組 室内機 10台 上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年6月26日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月4日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年4月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年4月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月16日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,981,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431040105

公 告 日	平成31年4月1日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成31年度下建公補第1号 白山第2処理分区公共下水道工事に伴う舗装復旧工事			
工 事 場 所	津市 白山町川口 地内			
工 事 概 要	表層 2,200m ²			
工 期	契約締結の日から 2019年7月17日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】白山・久居・一志・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月4日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年4月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年4月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月16日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	11,101,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

431040106

公 告 日	平成31年4月1日	工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成31年度下建公補第2号 天神ポンプ場放流渠築造工事		
工 事 場 所	津市 高茶屋小森上野町 地内		
工 事 概 要	函渠工(内径1800mm×1500mm) 12.0m		
工 期	契約締結の日から 2019年9月11日 まで		
発 注 業 種	土木一式		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格 付 要 件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲
		【ブロック】	【地区】
		【ブロック】	【地区】
	同 種 工 事 実 績 要 件		
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月4日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)	
	回 答 日	平成31年4月9日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提 出 期 限	平成31年4月12日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月16日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	20,372,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>		

事後審査型条件付一般競争入札

431040107

公 告 日	平成31年4月1日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成 3 1 年度下施公補第 2 号 津第 5 - 1 処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事（その 1 ）			
工 事 場 所	津市 垂水 地内			
工 事 概 要	マンホールポンプ設置工事 一式 水中ポンプ(口径65mm 出力1.5kw) 2台			
工 期	契約締結の日から 2019年9月13日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ ロ ッ ク】	【 地 区 】	【 格 付 】
		【ブ ロ ッ ク】	【 地 区 】	【 格 付 】
		【ブ ロ ッ ク】	【 地 区 】	【 格 付 】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ (口径50mm以上)の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月4日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年4月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年4月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月16日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	9,894,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

431040108

公 告 日	平成31年4月1日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成 3 1 年度下施公補第 1 号 津北部第 1 4 処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事			
工 事 場 所	津市 広明町 地内			
工 事 概 要	マンホールポンプ設置工事 一式 水中ポンプ(口径150mm 出力7.5kw) 2台			
工 期	契約締結の日から 2019年9月13日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ (口径100mm以上)の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月12日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月4日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年4月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年4月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月16日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	16,664,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

431040109

公 告 日	平成31年4月1日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成 3 1 年度工務防災補第 1 号 久居駅東口耐震性貯水槽設置工事			
工 事 場 所	津市 久居新町 地内			
工 事 概 要	耐震性貯水槽工 1基 管布設工(配水管口径100mm) 42.7m			
工 期	契約締結の日から 2019年11月8日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブ ロ ッ ク】	【地区】	【格付】
		【ブ ロ ッ ク】	【地区】	【格付】
		【ブ ロ ッ ク】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年4月19日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年4月19日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月10日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年4月15日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年4月19日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年4月24日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	63,900,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第 37 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成 3 1 年度営財管補継第 3 号
津市本庁舎大規模改修その他工事

工事場所 津市西丸之内地内

工事概要 新築
キュービクル棟 鉄骨造 2 階建 延面積 3 0 0 m²
思いやり駐車場 鉄骨造平家建 延面積 3 6 m²
改修
(防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修)
外構
上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から起算して 9 6 5 日間

予定価格 1 , 6 0 4 , 0 2 6 , 0 0 0 円 (税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から本契約の締結日まで
の間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全
て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体
とします。

特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定
に該当しない者
- イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領 (平成 1 8 年 1 月 1 日施
行。以下「要領」といいます。) 第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えてい
る者
- ウ 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- エ 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申
立て、会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始
の申立て、破産法 (平成 1 6 年法律第 7 5 号) に基づく破産手続開始の
申立て、会社法 (平成 1 7 年法律第 8 6 号) に基づく清算の開始又は会
社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 1 7 年法律第 8
7 号) 第 6 4 条の規定による改正前の商法 (明治 3 2 年法律第 4 8 号)
に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は２者とし、代表構成員及び第２構成員においては、各１者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、２０％以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し又はその出資の総額１００分の５０を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後３か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者

- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- エ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）
- カ 官公庁等で発注された工事で、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とします。）
 - ・ 契約金額14億2,000万円以上の建築物の居ながら改修工事（居ながら改修工事とは、業務を継続しながら内部等の改修を行う工事をいい、耐震補強工事等を含みます。）
- キ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士で、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- ク 上記 キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

第2 構成員の資格要件

第2 構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者
- エ 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- オ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事してい

る場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)

カ 上記 オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。)

3 入札参加資格審査申請書等の配付

配付期間 平成31年4月1日(月)から同月19日(金)まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

提出期間 平成31年4月1日(月)から同月19日(金)午後5時まで

提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当

提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記2 カに規定する施工実績を証する書類(施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類)

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までのもの)

コ 配置予定技術者の資格証の写し

サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

ス 施工計画書

セ 宣誓書

入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、平成31年4月26日（金）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができます。

5 設計図書の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年（平成31年）4月1日（月）から2019年5月17日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月10日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月16日（火）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日（金）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から2019年5月17日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019年5月21日（火）午前9時から

場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出する

ことにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

(21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。

(22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

(23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

(24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所を封印をしてください。

前金払 有

部分払 有（2回以内）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）に該当するもの

であり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

FAX ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 3 8 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営市交第1号

(仮称)津市新町会館建築工事

工事場所 津市新町三丁目地内

工事概要 新築

鉄骨造平家建

延面積671m²

上記に係る建築工事 一式

工期 本契約の締結の日から起算して240日間

予定価格 166,518,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者

要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登

載されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日(月)までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年(平成31年)4月1日(月)から2019年5月17日(金)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ(電話 059-228-9811)

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日(木)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日(金)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から 2019 年 5 月 17 日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514 - 8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019 年 5 月 21 日（火）午前 9 時 20 分から

場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様

書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059 - 229 - 3122

FAX 059 - 229 - 3333

津市公告第 39 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営文振補第2号

津市サンヒルズ安濃ハーモニーホール舞台機構及び天井その他改修工事

工事場所 津市安濃町東観音寺地内

工事概要 改修

(建具改修、内装改修、塗装改修、舞台機構改修、躯体改修)

上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から起算して225日間

予定価格 173,894,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可

(更新)申請に必要な専任技術者調書の写し)

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日(月)までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年(平成31年)4月1日(月)から2019年5月17日(金)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ(電話 059-228-9811)

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日(木)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日(金)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく

ださい。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から 2019 年 5 月 17 日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514 - 8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019 年 5 月 21 日（火）午前 9 時 40 分から

場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
著しく信義に反する行為をしたとき。
入札に際して連合等の不正行為があったとき。
入札書に入札者の記名押印のないとき。
入札金額を訂正しているとき。
入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
入札書の記載事項が確認できないとき。
入札書に指定された事項が記載されていないとき。
指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
入札書が提出期限までに提出されないとき。
積算内訳書が同封されていないとき。
積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 4 0 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営教総生学補第5号
津市立新町小学校大規模改造（第四期）工事
工事場所 津市八町三丁目地内
工事概要 大規模改造
改修
（建具改修、内装改修、塗装改修）
外構、解体
上記に係る建築工事等 一式
工期 本契約の締結の日から起算して215日間
予定価格 236,802,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可

(更新)申請に必要な専任技術者調書の写し)

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日(月)までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年(平成31年)4月1日(月)から2019年5月17日(金)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ(電話 059-228-9811)

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日(木)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日(金)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく

ださい。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から 2019 年 5 月 17 日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514 - 8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019 年 5 月 21 日（火）午前 10 時から

場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
著しく信義に反する行為をしたとき。
入札に際して連合等の不正行為があったとき。
入札書に入札者の記名押印のないとき。
入札金額を訂正しているとき。
入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
入札書の記載事項が確認できないとき。
入札書に指定された事項が記載されていないとき。
指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
入札書が提出期限までに提出されないとき。
積算内訳書が同封されていないとき。
積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 4 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営教総補第8号
津市立久居中学校大規模改造（第二期）工事
工事場所 津市久居西鷹跡町地内
工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、昇降機設備）
外構
上記に係る建築工事等 一式
工期 本契約の締結の日から起算して225日間
予定価格 253,487,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年（平成31年）4月1日（月）から2019年5月17日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認

めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から2019年5月17日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019年5月21日（火）午前10時20分から

場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

(21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。

(22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

(23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

(24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場

合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 4 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営建整補第4号
(仮称)久居駅東口公共自転車等駐車場その他建築工事

工事場所 津市久居新町地内

工事概要 新築
自転車等駐車場
鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平家建
延面積831m²
防災備蓄倉庫
鉄筋コンクリート造平家建
延面積26m²
上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から起算して240日間

予定価格 291,161,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けてい

る場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技

術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年（平成31年）4月1日（月）から2019年5月17日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から2019年5月17日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019年5月21日（火）午前10時40分から

場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

(21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。

(22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

(23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

(24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入

札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 3 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成 3 1 年度営教総補第 9 号
津市立南郊中学校大規模改造（第三期）工事

工事場所 津市高茶屋四丁目地内

工事概要 大規模改造
改修
（外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
外構
上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から起算して 2 4 0 日間

予定価格 3 9 1 , 7 6 1 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年（平成31年）4月1日（月）から2019年5月17日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認

めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から 2019 年 5 月 17 日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514 - 8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019 年 5 月 21 日（火）午前 11 時から

場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

(21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。

(22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

(23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

(24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場

合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 4 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営教総補第6号
津市立藤水小学校大規模改造（第三期）工事

工事場所 津市藤方地内

工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
外構
上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から起算して240日間

予定価格 406,133,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成３１年４月２２日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 ２０１９年（平成３１年）４月１日（月）から２０１９年５月１７日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水２８７０－２０
有限会社オグラ（電話 ０５９－２２８－９８１１）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成３１年４月５日（金）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成３１年４月１１日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成３１年４月１９日（金）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成３１年４月２６日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認

めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から2019年5月17日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019年5月21日（火）午前11時20分から

場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

申請書類等に虚偽の記載があるとき。

申請書類等に不備があるとき。

適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

(21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。

(22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

(23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

(24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場

合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 4 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

工事名 平成31年度営教総補第7号
津市立西が丘小学校大規模改造（第二期）工事

工事場所 津市長岡町地内

工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
増築
昇降機棟 鉄骨造3階建 延面積85m²
給食棟 鉄骨造平家建 延面積150m²
外構
上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から起算して240日間

予定価格 488,167,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事

項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がAの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から同月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月22日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 2019年（平成31年）4月1日（月）から2019年5月17日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月5日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月11日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年4月19日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出

期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年4月26日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から2019年5月17日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 2019年5月21日（火）午前11時40分から

場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
申請書類等に虚偽の記載があるとき。
申請書類等に不備があるとき。
適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。
入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
著しく信義に反する行為をしたとき。
入札に際して連合等の不正行為があったとき。
入札書に入札者の記名押印のないとき。
入札金額を訂正しているとき。
入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の
日付となっていないとき。
入札書の記載事項が確認できないとき。
入札書に指定された事項が記載されていないとき。
指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
入札書が提出期限までに提出されないとき。
積算内訳書が同封されていないとき。
積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札
をしたとき。

- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第１２条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和
２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他

入札に係る一切の費用は補償しません。

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 6 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市榊原自然の森温泉保養館整備に係るアドバイザリー業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から 2 0 2 0 年 3 月 2 7 日（金）まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

(1) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 津市競争入札資格参加者名簿のうち計画策定・コンサルティング（基本計画策定、公共事業相談業務及び公共事業企画提案）に登載されている者。

(3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。

(4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でな

いこと。

- (6) 過去 10 年間（平成 21 年度から平成 30 年度）に官公庁で発注された施設の事業手法、建築設計及び建築コストに係るアドバイザリー業務の履行実績を有すること。

3 入札参加申込書等の配布について

(1) 期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から同月 10 日（水）まで（土日を除く。）

(2) 時間

午後 9 時から午後 5 時まで

(3) 場所

津市久居総合支所地域振興課（津市久居庁舎 3 階）

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件・業務委託）」

(<http://www.info.city.tsu.mie.jp>)

4 仕様書に関する質問等について

- (1) 委託業務仕様書の内容について質問がある場合は、指定の「仕様書に関する質問書」により提出してください。

ア 提出期限 平成 31 年 4 月 8 日（月）午後 5 時まで

イ 提出場所 津市久居総合支所地域振興課（津市久居庁舎 3 階）

ウ 提出方法 持参、ファクス又は電子メール

エ その他 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(2) 質問に対する回答

質疑等に対する回答は、平成 31 年 4 月 10 日（水）午後 5 時までに、津市ホームページ「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件・業務委託）」において公開します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限 平成31年4月11日(木)午後5時まで

イ 提出場所 津市久居総合支所地域振興課(津市久居庁舎3階)

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び必要な添付書類

なお、津市条件付一般競争入札参加申込書等には、津市競争入札参加資格者名簿登載の会社名(支店又は営業所等)、代表者を必ず記入し、印鑑は入札参加資格審査申請時に届け出た使用印(社印、代表者印)を押印してください。入札参加資格の審査結果については、平成31年4月12日(金)に文書にて通知します。

6 入札及び開札の日時等

平成31年4月15日(月)午後1時30分から

なお、入札時(入札開始前)には入札者確認票を提出してください。(入札用封筒に入れずに入札会場へお持ちください。)代表者本人が参加する場合でも必要となります。

7 入札及び開札の場所

津市久居総合支所 交流活動室C(津市久居庁舎2階)

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上

ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

11 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、別紙特記仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封入し入札を行ってください。

また、指定の入札書を使用するとともに、再度入札（原則として２回）を行う可能性がありますので、予備の入札書を準備してください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とします。

- (3) 最低価格入札者が２者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがあります。
- (6) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【お問い合わせ先】

津市久居総合支所地域振興課

産業振興担当 谷川・波多野

電話番号 ０５９－２５５－８８５１

FAX ０５９－２５５－０９６０

E-mail 255-8812@city.tsu.lg.jp

津市公告第 4 7 号

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、下記のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 A 類予防接種の種類及び対象者

種類		対象者
急性灰白髄炎（ポリオ）		生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風混合		生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき及び破傷風混合		生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者
ジフテリア及び破傷風混合		1 1 歳以上 1 3 歳未満の者、生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者
麻しん及び風しん混合	第 1 期	生後 1 2 か月から 2 4 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
麻しん	第 1 期	生後 1 2 か月から 2 4 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
風しん	第 1 期	生後 1 2 か月から 2 4 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

	第 5 期	昭和 3 7 年 4 月 2 日から昭和 5 4 年 4 月 1 日までに生まれた男性で、当該風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者
日本脳炎		生後 6 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者及び 9 歳以上 1 3 歳未満の者並びに平成 1 9 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 1 0 月 1 日までの間に生まれた者で、9 歳以上 1 3 歳未満の者及び平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、2 0 歳未満の者
結核		生後 1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症		生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
小児の肺炎球菌感染症		生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
B 型肝炎		生後 1 歳に至るまでの者 H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウィルスに感染するおそれのある者であって、抗 H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者を除きます。
ヒトパピローマウイルス感染症		小学 6 年生から高校 1 年生までの相当年齢の女子
水痘		生後 1 2 か月から生後 3 6 か月に至るまでの間にある者

2 A 類予防接種の実施期間

2 0 1 9 (平成 3 1) 年 4 月 1 日から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日まで

3 A 類予防接種の実施場所

別表「津市 A 類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり

ただし、風しん第 5 期を除く

4 A 類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者としします。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾患の予防接種外傷等によるケロイドの認められる者

5 B類予防接種の種類及び対象者

種類	対象者
インフルエンザ	満65歳以上の者
	満60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをもつる者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつる者
高齢者肺炎球菌	2019（平成31）年4月1日から2020年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳以上となる者で、初めて23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種する者
	満60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをもつる者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつる者

本人が接種を希望していることが明確に認められる場合に限りまゝ。

対象者の意思が確認できない場合は、接種を受けることはできません。

6 B類予防接種の実施期間

- (1) インフルエンザ
2019年10月15日から2020年1月31日まで
- (2) 高齢者肺炎球菌
2019（平成31）年4月1日から2020年3月31日まで

7 B 類予防接種の実施場所

別表「津市 B 類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり

8 B 類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 以前にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等の反応があった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

津市A類予防接種実施医療機関一覧

(順不同・平成31年4月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1	265-2511
大樹会 明合クリニック	津市安濃町田端上野970番地41	268-1111
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号	213-7615
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号	225-7100
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地	268-4141
あのつクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6700
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地	268-2351
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5	268-2023
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号	223-1122
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1	244-2222
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
上島小児科	津市新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	津市雲出本郷町1222番地	234-2897
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1	222-2332
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4	246-1000
奥田医院	津市半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地	221-3000
加藤医院	津市藤方1590番地1	221-5001
金丸産婦人科	津市観音寺町799番地7 TTCビル1F	229-5722
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1	245-5900
川田デンタル小児科クリニック	津市広明町418番地5	227-6601
川浪内科	津市八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津市津興2911番地2	221-6711
草川医院	津市大里窪田町1735番地1	232-2210
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16	231-2121
駒田医院	津市芸濃町林190番地2	265-2016
坂口医院	津市垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	津市幸町4番6号	226-7770
坂の上クリニック	津市藤方154番地1	238-5566
白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1	236-6006
世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号	226-3030
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	221-5555
高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76	230-3738
たかはし内科	津市西丸之内38番11号	221-1000
たなか内科	津市観音寺町446番地77	224-7711
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87	246-7771
津さくらばしクリニック	津市桜橋三丁目446番地20	271-9271

津在宅ケア診療所	津市大谷町255番地	224-1661
津生協病院	津市船頭町津興1721番地	225-2848
津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号	234-5384
津西産婦人科	津市納所町686番地1	225-2235
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号	273-5000
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1	233-6611
ながたレディースクリニック	津市藤方150番地	238-5678
中森内科	津市観音寺町799番地7	229-5725
中屋医院	津市半田202番地5	229-7227
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6600
藤田産婦人科	津市南中央2番2号	227-7288
二神クリニック	津市高野尾町4956番地27	230-2221
まきのクリニック	津市美里町足坂165番地2	279-5111
増井内科	津市長岡町800番地501	226-8555
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1	244-2515
丸岡医院	津市片田志袋町483番地	237-0013
三重病院	津市大里窪田町357番地	232-2531
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号	227-5585
やまかみクリニック	津市長岡町25番地1	273-5577
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保314番地1	245-0024
やまぐちクリニック	津市垂水2797番地1	224-7777
山崎循環器内科	津市渋見町577番地5	229-6300
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町131番地83	234-3344
ゆり形成内科整形	津市柳山津興3306番地	221-0500
吉田クリニック	津市栗真中山町79番地5	232-3001
荒岡内科	津市久居野村町872番地2	255-5730
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5	262-3175
上野内科	津市庄田町2090番地	254-0300
きのここどもクリニック	津市藤ヶ丘町2598番地3	254-0707
津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地	274-0066
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2	295-0005
小渕医院	津市一志町高野254番地1	293-5111
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地ホﾙﾀﾋｻｲ2F	254-0001
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地ホﾙﾀﾋｻｲ1F	254-3500
白山内科	津市久居明神町2600番地	255-1200
竹原診療所	津市美杉町2777番地	262-3076
田中内科	津市久居新町867番地2	256-0700
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2	254-0777
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1	292-7007
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7	256-6856
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7	272-4187

にしかわ小児科	津市久居新町612番地5	256-3500
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5	254-1234
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5	264-1234
藤本内科	津市戸木町7860番地3	255-0585
まつしまクリニック	津市久居小野辺町1763番地5	255-8600
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地	262-0600
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	259-1211
やましろ小児科	津市久居中町254番地11	256-8855
山本クリニック	津市白山町川口49番地1	262-5175
三重レディースクリニック	津市久居野村町367番地	256-4141
西出医院	津市久居野村町600番地21	255-1115
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1	237-2000
緑の街医院	津市長岡町3018番地3	213-5111
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地	232-1111

津市B類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同・平成31年4月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1	265-2511
大樹会 明合クリニック	津市安濃町田端上野970番地41	268-1111
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号	213-7615
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号	225-7100
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地	268-4141
あのつクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6700
あめさら耳鼻咽喉科	津市観音寺町799番地7	213-1200
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地	268-2351
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5	268-2023
イタミ内科・整形外科	津市本町8番16号	225-1980
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号	223-1122
稲上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1	244-2222
井ノ口胃腸科外科	津市一身田町208番地1	231-1500
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
岩崎病院	津市一身田町333番地	232-2216
上島小児科	津市新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	津市雲出本郷町1222番地	234-2897
植村整形外科	津市藤方2566番地	225-1878
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1	222-2332
海野整形外科	津市安濃町栗加2212番地	267-1211
おおうち内科	津市羽所町345番地	246-5511
大川耳鼻咽喉科	津市中央18番8号	228-2816
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4	246-1000
おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田1581番地1	233-0024
おがわ脳神経外科クリニック	津市一身田上津部田1414番地1	221-0234
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地	221-3000
介護老人保健施設 あのを	津市安濃町東観音寺353番地	267-1800
介護老人保健施設 トマト	津市殿村860番地2	237-5050
介護老人保健施設 ロマン	津市芸濃町棕本6176番地	265-6500
加藤医院	津市藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	津市新町三丁目5番17号	226-0118
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1	245-5900
川田デンタル小児科クリニック	津市広明町418番地5	227-6601
川浪内科	津市八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津市津興2911番地2	221-6711
北村内科循環器科	津市白塚町31番地123	232-2866

草川医院	津市大里窪田町1735番地1	232-2210
倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地	227-6712
黒川医院	津市安濃町粟加211番地	268-2352
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16	231-2121
小西ヒフ科医院	津市栄町二丁目457番地	228-5498
駒田医院	津市芸濃町林190番地2	265-2016
さいとう内科	津市新東町塔世23番地	223-0313
坂口医院	津市垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	津市幸町4番6号	226-7770
坂の上クリニック	津市藤方154番地1	238-5566
しおりの里クリニック	津市野田2033番地1	239-1313
しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	津市大園町10番49号	213-8741
白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1	236-6006
シルバーケア豊壽園	津市高茶屋小森上野町737番地	235-5511
新町整形外科診療所	津市大園町4番29号	222-5111
整形外科たかしクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6800
世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号	226-3030
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	221-5555
曽野医院	津市西丸之内22番19号	225-3432
第二岩崎病院	津市一身田町387番地	232-2316
大門病院	津市大門1番3号	226-5525
タカオカクリニック	津市河辺町3041番地1	253-3131
高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町733番地	235-5300
(福)高田福祉事業協会附属診療所	津市大里野田町1124番地1	230-7814
高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76	230-3738
たかはし耳鼻咽喉科	津市藤方146番地1	235-3387
たかはし内科	津市西丸之内38番11号	221-1000
武内病院	津市北丸之内82番地	226-1111
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町278番地6	221-2121
たなか内科	津市観音寺町446番地77	224-7711
たにクリニック	津市河辺町3547番地1	213-5005
千里クリニック	津市河芸町東千里6番地1	245-6111
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87	246-7771
津北整形外科	津市栗真中山町248番地1	236-2588
津在宅ケア診療所	津市大谷町255番地	224-1661
津さくらばクリニック	津市桜橋三丁目446番地20	271-9271
辻内科	津市栄町二丁目348番地	227-4918
津西産婦人科	津市納所町686番地1	225-2235
津生協病院	津市船頭町津興1721番地	225-2848
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興3453番地	225-6161
津生協白塚診療所	津市白塚町3568番地4	232-0749

津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号	234-5384
津整形外科医院	津市観音寺町445番地13	228-9100
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号	273-5000
寺田医院	津市野田778番地1	237-3378
寺西胃腸科内科クリニック	津市野田36番地10	239-1777
遠山病院	津市南新町17番22号	227-6171
豊里クリニック	津市豊が丘二丁目46番3号	230-1120
永井病院	津市西丸之内29番29号	228-5181
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1	233-6611
ながたレディースクリニック	津市藤方150番地	238-5678
中本耳鼻咽喉科	津市河芸町東千里24番地	244-0277
中森内科	津市観音寺町799番地7	229-5725
中屋医院	津市半田202番地5	229-7227
にし整形外科	津市垂水1256番地2	213-2424
林耳鼻いんこう科クリニック	津市大門10番6号	224-9900
ひおきクリニック	津市高茶屋小森町2596番地1	235-0886
フェニックス健診クリニック	津市乙部5番3号	227-5605
ふじおかクリニック	津市雲出本郷町1918番地	238-2222
藤田産婦人科	津市南中央2番2号	227-7288
藤田内科	津市乙部16番2号	225-9955
ふじた耳鼻咽喉科	津市中央6番14号	228-3546
二神クリニック	津市高野尾町4956番地27	230-2221
ベタニヤ内科神経内科クリニック	津市豊が丘五丁目47番7号	230-7373
前川内科	津市垂水1425番地	221-3700
まきのクリニック	津市美里町足坂165番地2	279-5111
増井内科	津市長岡町800番地501	226-8555
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1	244-2515
まつおか整形外科	津市幸町12番10号	221-2200
丸岡医院	津市片田志袋町483番地	237-0013
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目12番1号	235-2125
三重耳鼻咽喉科	津市観音寺町445番地15	228-0100
みえ消化器内科	津市観音寺町799番地7	213-1001
みえひふ科クリニック	津市高野尾町633番地61	230-8787
三重病院	津市大里窪田町357番地	232-2531
三井整形外科	津市雲出本郷町1400番地1	234-3838
三宅医院	津市大門19番17号	225-1020
むらしま整形外科	津市野田33番地3	237-0838
森田内科クリニック	津市雲出本郷町1370番地1	234-3100
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保314番地1	245-0024
ヤマギシズム生活豊里実顕地診療所	津市高野尾町5010番地	230-8033
やまぐちクリニック	津市垂水2797番地1	224-7777

山崎循環器内科	津市洪見町577番地5	229-6300
山の手内科クリニック	津市一身田上津部田3086番地3	213-1024
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町131番地83	234-3344
ゆう心のクリニック	津市河芸町東千里155番地1	273-5651
ゆたクリニック	津市修成町2番3号	227-4187
ゆり形成内科整形	津市柳山津興3306番地	221-0500
吉田クリニック	津市栗真中山町79番地5	232-3001
若葉病院	津市南中央28番13号	227-0207
渡部クリニック	津市乙部5番3号	246-6771
天野医院	津市久居西鷹跡町475番地3	259-2001
荒岡内科	津市久居野村町872番地2	255-5730
飯田医院	津市一志町八太992番地	293-0026
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地	256-6665
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5	262-3175
上野内科	津市庄田町2090番地	254-0300
大北内科	津市久居東鷹跡町82番地10	255-2077
奥田医院	津市久居東鷹跡町261番地3	255-5264
おくのクリニック	津市久居元町1709番地3	255-7766
津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地	274-0066
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町2598番地3	254-0707
コスモクリニック	津市一志町小山1434番地2	295-0005
小淵医院	津市一志町高野254番地1	293-5111
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地ホルタひさい2F	254-0001
榊原温泉病院	津市榊原町1033番地4	252-1111
榊原白鳳病院	津市榊原町5630番地	252-2300
榊原病院	津市榊原町777番地	252-0211
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地ホルタひさい1F	254-3500
白山内科	津市久居明神町2600番地	255-1200
関口整形外科	津市一志町井関117番地1	295-0707
洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1	276-7010
高岡医院	津市一志町田尻603番地	293-2255
田中内科	津市久居新町867番地2	256-0700
タナハシ医院	津市久居本町1388番地	255-2417
津田クリニック	津市久居新町3006番地ホルタひさい2・3F	259-1212
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2	254-0777
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1	292-7007
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7	256-6856
ながくら整形外科	津市戸木町7838番地1	254-0050
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7	272-4187
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5	254-1234
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5	264-1234

英クリニック	津市久居明神町2090番地1	259-0808
ひぐち整形外科クリニック	津市久居射場町33番地3	256-6100
久居病院	津市戸木町5043番地	255-2986
日高クリニック	津市一志町田尻30番地10	293-6260
藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町424番地1	252-1555
ほらやま内科	津市久居元町2327番地5	256-7070
前沢整形外科	津市久居相川町2112番地	255-5288
まつしまクリニック	津市久居小野辺町1763番地5	255-8600
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地	262-0600
みえ診療所	津市久居新町753番地2	254-4500
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	259-1211
三重レディースクリニック	津市久居野村町367番地	256-4141
みどりクリニック	津市久居野村町314番地13	254-3636
山本クリニック	津市白山町川口49番地1	262-5175
老人保健施設つつじの里	津市白山町二本木1163番地	264-0111
老人保健施設万葉の里	津市一志町高野236番地5	295-1600
カサデマドレクリニック	津市安濃町戸島569番地8	271-5618
介護老人保健施設 第二さくら苑	津市榊原町5599番地	252-3230
芹の里老人保健施設	津市久居井戸山町759番地7	256-8180
竹原診療所	津市美杉町竹原2777番地	262-3076
津老人保健施設 アルカディア	津市乙部11番5号	227-6681
藤本内科	津市戸木町7860番地3	255-0585
西出医院	津市久居野村町600番地21	255-1115
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1	237-2000
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地	232-1111
緑の街医院	津市長岡町3018番地3	213-5111
介護老人保健施設さくら苑	津市榊原町5630番地	252-2751

津市公告第 4 9 号

津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

平成 3 1 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・
サポート業務に係るプロポーザル実施要領

平成 3 1 年 4 月

津 市

津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

地域連携課では、平成28年（2016年）3月1日から津市市民の意見・要望等管理システムを導入し、現在運用しているところであるが、2020年3月31日に契約期間が満了することに伴い、業務を停滞させることなくかつ安全に遂行するため、当該システムの更新を行うこととしている。当該システムの更新の目的は以下のとおりである。

- ア 現在運用しているシステムよりも、操作性の向上を図る。
- イ 意見・要望等を全庁的、全地域的に一元化（データベース化）する。
- ウ 当該データベースに、進捗状況及び対応結果などをリアルタイムで入力し、進行管理を可能とする。
- エ これらの情報を必要な部署間で共有し、適宜分析等を行うことを可能とする。

これらの目的に資する津市市民の意見・要望等管理システムの更新、運用を行うに当たっては、広聴における業務に支障をきたすことのないよう、安全かつ確実な稼働を優先するため、民間の専門的知識とノウハウを活用し優れた提案を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により決定する。

2 業務の概要

本市の広聴相談業務を効率的かつ効果的に行うために、津市市民の意見・要望等管理システムを導入し運用している中で、より質の高い費用対効果を継続的に実現していく必要がある。そのため、稼働実績のある既製ソフトウェア（※）を活用した新たなシステムの構築を行うとともに、同システムの安全かつ安定した稼働を確保するため、所要の保守・サポート業務の委託を行う。

※提案書記載項目8を参照

(1) 業務等の内容（以下「本業務という。」）

- ア 津市市民の意見・要望等管理システム更新
 - (ア) 津市市民の意見・要望等管理システムの設計
 - (イ) 既製ソフトウェアのカスタマイズ（津市仕様を反映）による

開発

- (ウ) 新システムへのデータの移行
- (エ) 新システムの庁内LAN構築
- (オ) 導入時操作研修

イ 津市市民の意見・要望等管理システム保守・サポート

- (ア) 保守業務
- (イ) 点検業務
- (ウ) 運用サポート業務
- (エ) 操作研修

(2) 履行期間

以下のとおりとします。

業務の内容	期日
津市市民の意見・要望等管理システムの更新業務	契約締結日から 2020年3月31日まで
津市市民の意見・要望等管理システムの保守・サポート業務	2020年4月1日から 2025年3月31日まで (長期継続契約)

(3) 履行要件

「津市市民の意見・要望等管理システムの更新業務」「津市市民の意見・要望等管理システムの保守・サポート業務」に係る契約をそれぞれ締結する。

なお、「津市市民の意見・要望等管理システムの保守・サポート業務」の契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、月額（契約期間全期間を通じ一定の額）での契約とする。

(4) 提案上限額（消費税額を含んだ金額※） 31,000千円
内訳

津市市民の声・要望等管理システム更新業務

10,000千円

津市市民の声・要望等管理システム保守・サポート業務

21,000千円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

ただし、更新及び保守・サポート業務ともに、上記提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

また、提案上限額には、上記(1)ア及びイに係る経費、現行の津市市民の声・要望等管理システムシステムからのデータ移行経費を含む、履行期間全体に係る金額とする。

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（１円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

3 企画提案の概要

- (1) 名称 津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務
- (2) 提案書内容（以下の項目に従って作成すること。）

提案書記載項目

1. 提案コンセプト		
※本業務に関する提案の概要、本システムの目的の実現方法などを提案すること。		
	1.	1. 提案の概要
	1.	2. 本システムの目的の実現方法
2. 本業務の実施体制		
	2.	1. 本業務の実施体制
	2.	1. 1. 責任者
	2.	1. 2. 業務遂行体制
3. 津市市民の意見・要望等管理システム更新業務（提案システム及び機能）		
※今回更新するシステムに関して、システムの概要、ソフトウェアの特徴、ユーザインタフェース、機器構成及び安全対策などについて提案すること。		
※システム更新の進め方について提案すること。		
	3.	1. システムの概要
	3.	2. ソフトウェアの特徴及び主な機能
	3.	2. 1. パッケージの特徴①要望管理（サンプル画面を含む）
	3.	2. 1. 1. 要望情報
	3.	2. 1. 2. 対応履歴
	3.	2. 1. 3. 一覧表示
	3.	2. 1. 4. ファイル出力

		3. 2. 1. 5. 帳票出力
		3. 2. 2. パッケージの特徴①地図機能（サンプル画面を含む）
		3. 2. 2. 1. 地図表示・地図出力
		3. 2. 2. 2. 検索・集計
		3. 2. 2. 3. 編集
		3. 3. 開発体制及び開発方針
		3. 3. 1. 本業務における開発体制
		3. 3. 2. 本業務における開発方針やその考え方
		3. 4. 機器構成等
		3. 4. 1. サーバ等
		3. 4. 2. 安全対策
		3. 4. 3. 性能
		3. 5. 現行システムからの移行
		3. 5. 1. 移行方法
		3. 5. 2. 役割分担
		3. 5. 3. リスク・課題及び対応策
		3. 6. 導入時操作説明の実施方法
		3. 7. その他（マニュアル類）
		4. 津市市民の意見・要望等管理システム保守・サポート実施体制・サービス内容等について
		4. 1. 連絡体制
		4. 2. 保守サポート等
		4. 2. 1. サービス内容について
		4. 2. 1. 1. サービス時間
		4. 2. 1. 2. サービス仕様
		4. 2. 1. 2. 1. 保守業務（障害管理）
		4. 2. 1. 2. 2. 点検業務
		4. 2. 1. 2. 3. 運用サポート業務
		4. 2. 1. 2. 4. その他
		4. 2. 2. セキュリティ対策
		4. 2. 3. 職員研修の実施方法
		5. 安全性、信頼性向上に向けた対策について ※安全性、信頼性に関する対策（全般）について提案すること。
		5. 1. 基本概念
		5. 2. 個別対策

		5. 2. 1. セキュリティ対策
		5. 2. 2. データ保護
		5. 2. 2. 1. 保護対象
		5. 2. 2. 2. バックアップ
6. 作業スケジュール ※システム更新・移行・運用に係わるスケジュール全体を提案すること。		
		6. 1. 全体スケジュール
		6. 2. システム更新フェーズ
		6. 3. 移行フェーズ
		6. 4. 運用フェーズ
7. 費用 ※本業務全体の見積を「様式 5 見積シート」に記入すること。 ※提案の中で別途経費となる場合は必ずその旨明記すること。		
8. システム導入実績について ・20万人以上の人口を有する規模の自治体で、公告日から起算し、過去10年以内における全庁的な地図情報を活用したシステムの更新、及び保守・サポート業務実績を記載すること。 ・構築・運用実績は、自治体名、構築規模、端末台数、稼働年月 ・主要事例のシステム構成図（概要で可）、特徴		
9. その他 ※その他、追加提案があれば記載すること。		
		9. 1. 拡張性
		9. 2. その他追加提案があれば記載すること

※ 提案要求事項の詳細については、別添「津市市民の意見・要望等管理システム更新業務仕様書」「津市市民の意見・要望等管理システム保守サポート等仕様書」を参照のこと。

(3) 事務局

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市 市民部地域連携課

TEL 059-229-3105

E-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp

(4) 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、次の①～⑦の要件を満たす事業者であること。①津市に本店又は支店等を有する津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている事業者であること。②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。③津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。⑤手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。⑥LGWAN回線を利用したASP方式によるGIS自治体クラウドサービスを利用したシステムの構築及び運用業務であることから、同名簿より「2503 システム開発・管理」を希望する業者のうち「01 システム開発」及び「05 地理情報システム」を希望する業者であること。⑦下記の資格を保持又は資格者を雇用していること。

ア 必要な資格

- (ア) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (イ) ISO9001（品質管理システム）
- (ウ) JISQ15001（プライバシーマーク）
- (エ) 測量士
- (オ) 空間情報総括監理技術者

(5) 参加資格要件確認基準日

津市が参加表明書を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結するまでの間とする。

(6) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

- ・参加表明書（様式 1-1）、宣誓書（様式 1-2）及び事業者概要等整理表（様式 2）（参加表明書と割印のこと。）
- ・上記 3 (4) アに係る資格証の写し
- ・有資格者との雇用関係を確認できる書類（原則として公的機関等が発行する雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）なお、代表者が資格を有する場合は不要

(イ) 提出期限 平成 31 年（2019）4 月 15 日（月曜日）午後 3 時まで

(ウ) 提出部数 1 部

(エ) 提出先 事務局宛

(オ) 提出方法 上記提出先に持参または郵送すること。（期限内必着）

イ 企画提案に関するもの

(ア) 提案書類

a 企画提案書（様式 3）

- ・提出部数 代表者印押印のもの 1 部、写し 12 部 計 13 部
なお、同提案書を PDF 形式としたものを CD-R でも提出すること（ただし、「別紙 1 機能実現証明書」については、Excel 形式により提出すること）。

- ・作成要領 提案書本文：30 ページ以内（A4 版横書き）。

提案書（様式 3 を除く）については、提案者名、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないこと。提案者名又は提案者が類推される表示が認められた場合には失格とするため、注意すること。

様式 8 の項目を対象に評価を実施するので、提案書の該当ページを様式 8 に記載し、提案書と一緒に提出すること。

なお、「別紙 1 機能実現証明書」の記載方法は以下のとおり。

(1) Fit&Gap 分析結果

① 「判定結果」

◎：標準機能で実現

○：パラメータ設定による機能実現

△：カスタマイズ、アドオン、EUC等の追加開発による機能実現

×：対応不可（代替対応等）

②「判定結果の前提・内容」

判定結果の前提条件がある場合は記載すること。

③「対応内容」

カスタマイズやアドオン開発、代替対応等の内容を記載すること。

(2)追加開発

①「種別」

「カスタマイズ」、「アドオン」、「EUC」などの追加開発の種別を記載すること。

②「影響度」

追加開発の規模（人月レベルの工数）を記載すること。

(3)備考

必要に応じて、記載すること。

b 見積書（様式 5）

- ・提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）
- ・作成要領 提案書記載の見積内容で作成したもの。

なお、月額（消費税及び地方消費税含む）を、内訳を明らかにしたうえで記載すること。

(イ) 提出期限 2019年5月13日（月曜日）午後3時まで

(ウ) 提出先 事務局宛

(エ) 提出方法 上記提出先に持参または郵送すること。（期限内必着）

(7) 質問受付・回答

ア 質問受付期間

(ア) 日時

平成31年（2019年）4月15日（月曜日）午後3時まで

- (イ) 受付方法 質問書（様式 6）を利用して作成し、電子メールにより提出すること。

E-Mail : 229-3110@city.tsu.lg.jp

- イ 質問回答 回答は質問者を非公表として参加表明全者宛てに平成 31 年（2019 年）4 月 22 日（月曜日）までに一斉回答する。

また、回答に対する再質問は認めないため、質問内容は明確に記載すること。

※企画提案作成に関して、電話、口頭による照会には対応しない。

※提案書提出後に、津市より内容に関する照会をすることがある。

※プロポーザルに参加した者は、参加後において仕様書等への不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) プロポーザル実施スケジュール（予定）

公告	平成 31 年（2019 年）4 月 2 日（火）
実施要領等の配布	平成 31 年（2019 年）4 月 2 日（火）から 同月 15 日（月）午後 3 時まで
参加表明書提出期限	平成 31 年（2019 年）4 月 15 日（月） 午後 3 時まで
質問書の受付	平成 31 年（2019 年）4 月 2 日（火）から 同月 15 日（月）午後 3 時まで
質問書の回答期限	平成 31 年（2019 年）4 月 22 日（月）
提案書提出期限	2019 年 5 月 13 日（月）午後 3 時まで
第 1 次審査（書面審査）	2019 年 5 月 16 日（木）
第 1 次審査結果通知	2019 年 5 月 20 日（月）
第 2 次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	2019 年 5 月 27 日（月）
審査結果通知	2019 年 5 月 29 日（水）以降速やかに

4 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査及び評価方法

受注者選考に当たっては、津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は様式 8 の項目を対象とする評価による。

企画提案者が 1 者のみの場合であっても、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施する。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第 1 次審査の実施について

第 1 次審査では、企画提案書記載内容の技術評価（書面審査）及び価格評価を行い、それら評価点の合計点の上位 3 者を第 1 次審査通過者として選定する。

(3) 第 2 次審査の実施について

企画提案書記載内容等について評価するためプレゼンテーションを下記の日時にて実施する。提案者当たり説明 20 分、質疑応答 30 分以内とする。ただし、提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

プレゼンテーションの参加人数は 10 名までとする。

なお、プレゼンテーションには業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。

開催日 2019 年 5 月 27 日（月曜日）

午後 1 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

場所 津市役所本庁舎 2 階 21 会議室

※プレゼンテーションの説明に必要な機材のうちプロジェクター及びスクリーンは津市において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

※開催日、場所、説明時間に変更がある場合もあるので留意するこ

と。

(4) 審査および評価結果の通知について

結果については、2019年5月29日（水曜日）以降速やかに提案全者に対し通知する。

(5) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。

ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、津市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(6) 受注者

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(7) 契約締結

契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

5 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

- (注１) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。
- (注２) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。
- (注３) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。
- (注４) 委員名簿は、最優先候補者決定後、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

6 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 参加表明書の提出後、辞退する場合は、指定の様式（様式 7）を使用し、参加辞退届を 2019 年 5 月 10 日（金曜日）午後 3 時までに事務局宛に提出すること。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す書類等を添付すること。
- (4) 契約した受注者が開発したプログラム及びその他の成果物について、著作権等の権利関係は以下の通りとする。
 - ア 本件のプログラムに関する著作権は、プログラムを開発した業者が所有するものとする。
 - イ 開発業者が開発したプログラム及び成果物について、著作権者は著作者人格権を津市に対して行使をしてはならない。
 - ウ 成果物のうち、津市の資料等に基づいて作成した成果物の著作権については、津市が所有することとする。
- (5) 企画提案者は、一つの提案しか行うことができない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 企画提案者は、5.情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上提案すること。
- (9) 企画提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (10) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ア 実施要領等にした参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 企画提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 2.業務の概要、(4) 提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案
- (11) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (12) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできない。
- (13) 企画提案者は、確実に実現可能な提案を行うこととする。また、本企画提案に要したすべての費用について津市に請求することはできず、企画提案者の負担となることに留意すること。
- (14) 本企画提案に係る規程等は、下記URLを参照すること。
- http://www3.e-reikinet.jp/tsu/d1w_reiki/reiki.html

本件に関する連絡および照会先

津市 市民部地域連携課

〒 5 1 4 － 8 6 1 1

三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

TEL : 059-229-3105

FAX : 059-229-3366

E-Mail : 229-3110@city.tsu.lg.jp

割印

様式 1 - 1 (代表事業者が提出すること)

参 加 表 明 書

「津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務」プロポーザルに参加することを表明します。

平成 年 月 日

(あて先) 津市長 前 葉 泰 幸

1 . 提案者 (代表事業者連絡担当者)

所在地

会社名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名・所属

2 . 提出書類

- ・ 宣誓書 (様式 1-2)
- ・ 事業者概要等整理表 (様式 2) (参加表明書と割印のこと。)
- ・ 実施要領 3 (4) アに係る資格証の写し (有資格者との雇用関係を確認できる書類を含む。ただし代表者が資格を有する場合は不要)

平成 年 月 日

津市長

所 在 地

商号（名称）

代表者氏名

印

宣誓書

津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務プロポーザルに参加するにあたり、下記のことについて事実と相違ない事を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 3 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

様式 2 (代表事業者が提出すること)

割印

事業者概要等整理表

企 画 提 案 者	事 業 者 名	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
			電話番号(内線)
			F A X
	ホームページアドレス		E-mail

< 事業者の概要 >

設立年月		資本金(円)	
売上金 (円)		従業員数(人)	
支社(支店)		関連会社	

様式 3（代表事業者が提出すること）

企 画 提 案 書

津市が開示した事業関係図書（仕様書、計画書等）の内容を全て確認し、承諾した上で、
「津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務」企画提案に、企画
提案書を提出します。

年 月 日

（あて先）津市長 前 葉 泰 幸

提案者

所在地

事業者名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

様式5
見積書(税込み)

	補足	費用(円/年)						計 (円)	備考
		2019年度 (契約締結日から 3月31日まで)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
津市市民の意見・要望 等管理システム更新業 務	契約締結日から開始(2019年度) 内訳明細を添付すること(様式自由)。							0	
小計(円/年)		0						0	
津市市民の意見・要望 等管理システム保守・ サポート業務	2020年4月から開始 内訳明細を添付すること(様式自由)。							0	
小計(円/年)			0	0	0	0	0	0	
年間計(円/年) 2019年度は契約締結日から3月31日まで、2024年度は12箇月分を記載		0	0	0	0	0	0	0	

消費税率等は各年度とも10%で見積もってください。

質 問 書

(あて先) 津市長

「津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務」について以下のとおり質問・疑義照会をいたします。

事業者名	
所属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

質問項目	内 容

様式 7 (代表事業者が提出すること)

参 加 辞 退 届

「津市市民の意見・要望等管理システム更新及び保守・サポート業務」プロポーザルに、
参加表明書を提出しましたが、参加を辞退します。

年 月 日

(あて先) 津市長 前 葉 泰 幸

提案者

所在地

会社名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

地域連携課

機能	№	項目内容	必須要件	fit & Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
要望情報	1	受け付けた要望を新規登録できること。 ○ 受付番号、受付課、受付係、受付者、受付日、受付時刻、受付方法（電話、窓口等の別） ○ 要望者（氏名、区分、性別、住所、電話番号、備考メモ） ○ 要望場所 ○ 要望種別 ○ 要望内容 ○ 対象施設 ○ 予備入力項目	○						
	2	登録された要望内容を加除修正できること。	○						
	3	要望箇所の地図表示ができること。	○						
	4	要望に関連する外部ファイルや写真等を保存できること。	○						
	5	登録した要望の削除ができること。	○						
対応履歴	6	受け付けた要望等を該当する担当課へ照会することができること。	○						
	7	受け付けた要望等が複数の担当課に依頼すべき事項の場合は、一度の入力で複数の担当に照会することができること（ただし、既存のデータを再利用するなど、容易に入力が可能となる方法でも可とする）。	○						
	8	要望への対応内容を、追記式で記録できること。	○						

地域連携課

機能	№	項目内容	必須要件	fit & Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
	9	対応状況の内容を変更できること。	○						
	10	対応完了時の日付を記録できること。	○						
一覧表示	11	庁内に寄せられた要望の一覧を示すことができること。	○						
	12	一覧から条件を指定して絞り込みを行うことができること。	○						
	13	一覧に表示されている項目について、見出し行をクリックして昇順降順で並び替えることができること。	○						
	14	要望の行を選択して、要望画面を詳細表示に切り替えることができること。	○						
	15	地図位置が登録されている要望について、地図で位置を表示できること。	○						
	16	担当に寄せられている要望について、ログイン時に一覧表示できること。	○						
	17	担当から庁内の関係者へ確認依頼をしている要望について、一覧表示できること。	○						
	18	マウス操作により地図をつかんだようにして移動させることができること。	○						

地域連携課

機能	No	項目内容	必須要件	fit & Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
地図表示	19	表示地図領域内で矩形領域を指定し拡大できること。マウスホイール操作により連続的に拡大・縮小ができること。	○						
	20	属性の個別の値ごとに色分け表示できること。	○						
検索	21	住所・地番・町丁目・目標物から検索しウィンドウの中心に表示できること。	○						
	22	キーワード検索を行い、キーワードが含まれる項目名と件数を表示し、さらに絞り込み検索をできること。	○						
	23	検索を行う位置・範囲を地図上で指定して検索できること。	○						
	24	一覧表示及び地図上で年度ごとに検索できること。	○						
集計	25	検索されたデータを利用して小計・件数などの集計、クロス集計、集計結果のCSVファイル出力できること。	○						
	26	CSVファイルを任意のテーブルとしてインポートできること。	○						

地域連携課

機能	№	項目内容	必須要件	fit & Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
ファイル入力	27	位置情報が入力されているCSVファイルからレイヤにインポートできること。 また、位置情報は以下の3形式のいずれかで対応できること。 1) 住所→アドレスマッチングで新規レイヤ登録できること。 2) XY座標→システムの座標系と異なる場合は投影変換を行いインポートできること。 3) 緯度経度→システムの座標系と異なる場合は投影変換を行いインポートできること。	○						
	28	SHAPEファイルをインポートできること。	○						
出力	29	要望について、受付票を出力できること。	○						
	30	地図画面上に表示された領域を、タイトル、縮尺、スケールバー、方位及び凡例の表示を設定し、用紙サイズ・整飾を指定して印刷できること。	○						
	31	属性データをCSVファイル形式で出力できること。	○						
	32	図形データをSHAPE形式で出力できること。	○						
	33	一度入力したデータをコピーし、（再度の入力に）再利用できること。	○						
	34	地図上にマウスでポイント、ライン、円、ポリゴン図形追加できること。	○						

地域連携課

機能	№	項目内容	必須要件	fit & Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
編集	35	選択した図形をコピーできること。	○						
	36	作成済みの図形の形状を変更できること。	○						
	37	作図の状態を元に戻す（アンドゥ）、やり直す（リドゥ）ができること。	○						
管理者機能	38	ユーザID / パスワードによる認証ができること。	○						
	39	パスワード変更は、管理者及び利用者本人ができること。	○						
	40	システム認証及びシステム認証後の操作（出力、編集、閲覧等）の履歴（ログ）を取得できること。	○						
	41	月別、日別、時間別のアクセス数を出力できること。							
	42	ユーザID及びグループは、管理者により作成及び変更ができること。	○						
	43	ユーザID、グループ、パスワード及び所属コード等の追加・変更・削除の設定は、CSV形式のファイルで一括登録できること。							
	44	ユーザごとにデータアクセス権限の管理ができること。	○						

地域連携課

機能	№	項目内容	必須要件	fit & Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
その他	45	PDF形式もしくはHTML形式の「機能マニュアル」を提供し、ユーザは随時、ヘルプ機能を利用することにより、機能に関する説明、操作に関する説明の閲覧ができること。	○						
	46	レスポンス性が考慮された安定使用が行えるシステムであること。	○						

津市市民の意見・要望等管理システム更新業務

仕 様 書

1 業務の目的

津市市民の意見・要望等管理システム（以下「システム」という。）更新業務は、本市に寄せられる意見・要望等に関する情報を一元管理し、担当部署での受付登録、情報共有、対応状況確認を行うことができるように管理システムを構築し、本市職員がパソコン端末でシステムの利用を可能とすることを目的とする。

2 業務の範囲

この業務の範囲は、次のとおりとする。

- （１）システム構築
- （２）試験運用・操作研修

3 業務の期間

- （１）システム構築 契約締結日から２０１９年１２月下旬まで
- （２）試験運用・操作研修 ２０２０年１月上旬から２０２０年３月３１日まで

4 システム構築

（１）システム概要

本システムは、要望管理機能と地図機能で構成され、本市に寄せられる意見・要望等の情報を必要に応じ位置情報とともに登録し、対応状況や対応履歴を職員間や部署間において情報共有が可能なものとする。

（２）システム基本要件

システムの基本要件は、下記のとおりとする。

- ア 本システムはクラウド方式による運用とし、通信回線は高度のセキュリティを維持した総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を用いること
- イ 本システムの構築に当たり、新たなソフトウェアのインストールが必要なく、各職員のパソコン端末からＩＥブラウザを通じ、ＩＤ、パソコン認証にてログインできること
- ウ 職員パソコン端末の仕様は以下のとおりとし、ネットワーク上で円滑な動作が確認できること
 - ・ＣＰＵ : Core i3 2.5GHz
 - ・メモリ : 4GB
 - ・ＯＳ : Windows8.1

- ・ソフトウェア : Office Professional 2013
- ・ブラウザ : Internet Explorer 11

エ システムのライセンスは同時アクセス数を20とし、システムに多重にアクセスした場合においても、職員パソコン端末よりスムーズに意見・要望等の新規登録・編集作業が行えること

オ 登録するユーザ数は200ユーザを想定すること。使用端末台数、ユーザ数の増加により別途ライセンス費用が発生せずに対応できること

カ 本運用開始後に利用者の増加に伴うユーザ追加、同時アクセス追加が容易に対応できること。また、システム機能の拡張・追加が容易に行えるシステムであること

(3) システム機能要件

システム機能は、要望管理機能と地図機能で構成され、適宜双方連携して運用することが可能であるほか、別紙1の「機能実現証明書」を満たすものであること

(4) システム構築

「機能実現証明書」を満たすために必要な機能開発を行うものとする。「機能実現証明書」に記載する機能と同等レベルの別機能への置き換え(代替)については、本業務の範囲で実施するものとし、本市と協議し、了承を得た上で対応するものとする。

(5) データベース構築

現システムに登録されている意見・要望等の受付データ及び地図データを新システムに移行するほか、本システムを稼働させる上で必要なデータを整備し、データベースを構築する。

ア 移行するデータの形式・件数・容量は以下のとおりとする。

イ 本システムで使用する住宅地図データについては、必要なライセンス分を受注者にて調達するものとする。

平成31年3月現在

データ種類	形式	数量	単位	容量 (MB)
意見・要望等受付	CSV	26,468	件	93.2
意見・要望等位置	Shape	34	レイヤ	93.2
意見・要望等ファイリング (TIF、JPG、PDF、Excel、Word等)		4,714	ファイル	4,654.6
三重県共有デジタル地図	DM	305	ファイル	2,190.0
写真地図データファイル	Tiff(非圧縮)	293	ファイル	130,000.0
道路台帳図データ(路線網)	Shape	2	レイヤ	24.2
地番図データ	Shape	8	レイヤ	1,778.6

地区割データ	Shape	1	レイヤ	0.9
--------	-------	---	-----	-----

(6) 集計プログラム作成

構築したデータベースより、受付方法別、性質別、地域別、内容別等で集計するプログラムの作成を行う。集計処理でサーバ等に負担がかかる場合は、データを職員用パソコン端末にダウンロードし、端末側で集計プログラムを使用することも可能とする。

(7) システム設定

構築したデータベースを本システムにセットアップするとともに、本市と協議のうえ、以下に示すシステム初期設定を行うものとする。

ア ユーザ及び権限の登録

本市の示すすべてのユーザ・グループをシステムに登録するほか、ID、書記パスワードの設定、ユーザ・グループごとに管理者、一般利用者の権限設定を行う。

イ アクセス権の設定

移行したデータに対して、本市と調整のうえ、他部署への公開可否などのアクセス権を設定する。

ウ 凡例の設定

移行した地図データに対し、シンボル等の図式設定を行う。

エ 印刷レイアウトの設定

意見・要望等受付対応票、地図出力、集計表等のレイアウト設定を行う。

5 試験運用・操作研修

(1) 運用ガイドライン策定

本市と協議し、システムの本運用のために必要な運用ガイドラインを作成するものとする。なお、運用ガイドラインの記載事項は以下の項目を想定するものとし、本市との協議により決定するものとする。

ア 基本的事項

システム運用時間、計画停止、ヘルプデスク、バージョンアップ、障害時対応・災害時対応など

イ 利用に関する事項

同時アクセス、自動ログオフ規定時間、ユーザ認証、他部署への公開規則、アクセス権など

ウ データ整備に関する事項

データ登録仕様・制度・更新頻度、ファイル容量制限など

(2) 試験運用

発注者が、以下に掲げる検証を実施することを目的として、システム本運用開始前に、試験運用を行うものとする。

ア システム機能、集計プログラムが正しく動作すること

イ データが完全に移行されていること。なお、データに地図情報が位置付けられている場合は、適切な地図表現がされていること

ウ ユーザ権限・アクセス権等のシステム設定が正しく行われ、運用ガイドラインに基づく規定どおりにシステム利用が可能か

(3) システム調整

試験運用による本市の指示事項について、本運用開始前までにシステム調整、運用ガイドラインの修正を行うものとする。

(4) システム研修

システムの本運用開始までに、システム利用者に対して、本システムの操作研修、運用ガイドラインの説明を実施するものとする。なお、システム研修は集合研修の形式で実施するものとし、会場及び必要な機材は本市が準備し、操作マニュアル等の資料は受注者が作成し準備するものとする。

6 業務管理と実施

(1) 業務経過及び工程管理

受注者は、本業務の実施に当たっては、業務全般及び実施する項目ごとに内容を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得るものとする。

また、受注者は、業務計画書に基づき適正な工程管理を行い、定期的に本市に進捗状況の報告を行うとともに、本市から業務の進捗状況等の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(2) 業務責任者及び担当者

受注者は、本業務の実施に当たり業務責任者を配置することとし、その配下に業務項目ごとの担当者を配置しなければならない。

業務責任者及び各担当者は、本業務に関する必要な実績、知識、資格等を有するものとし、誠実に本業務を実施しなければならない。

(3) 保守サポート拠点

ヘルプデスク及び保守サポートを行う拠点には、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）に接続されているシステム設備を有していること。保守サポート担当者は、データセンターにアクセスし、発注者と同環境にてシステム利用を支援するものとし、ユーザからの電話や電子メールでの操作方法にかかる問い合わせへに回答や、年次更新・データ出力等の要求に対して速やかに対応するものとする。

(4) 報告及び打ち合わせ

本業務の実施に当たり、以下のとおり報告及び打ち合わせを行うこととする。

ア 受注者は、あらかじめ連絡体制を明確にし、本業務の実施において必要又は必須と考えられる事項については、本市に対して、速やかに連絡、報告等を行うこととする。

イ 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務責任者及び担当者は、本市と常に

密接な連絡をとり、必要に応じて作業の方針及び条件等の疑義を協議するものとする。また、協議の内容については、その都度、打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

ウ システム運用開始後は年度ごとに打ち合わせを行い、保守・サポートに係る年次更新・データ出力・システム研修に係る工程計画・日程調整等を行うものとする。

(5) 貸与データ・資料

ア 本市は、本業務の実施に当たり、必要に応じシステム構築等に必要なデータや文書の様式等に必要な資料等を貸与するものとする。受注者は、貸与された資料等を紛失、損傷、汚損しないよう慎重に取り扱うものとする。

イ 受注者は、貸与された資料等について、その受渡状況を登録した帳簿を備え付け、常にその管理状況を明確にしなければならない。

ウ 受注者は、貸与されたデータ・資料等について、本業務の目的以外に使用してはならない。また貸与されたデータは、本業務完了後速やかに削除しなければならない。

エ 受注者は、本業務で貸与するデータ・資料には個人情報及びその他機密とすべき情報が含まれていることを理解し、適切な取り扱いを行える管理体制を整え、維持しなければならない。

オ 受注者は、着手時に本業務における個人情報等の機密性の高い情報（紙媒体を含む）の取り扱い責任者及び業務担当者、個人情報等を取り扱う場所・保管方法、その移送方法を定め、津市に報告しなければならない。

7 納品

(1) 納品物

ア 住宅地図データ（本市の使用権許諾、同時20アクセス）	1式
イ 集計プログラム	1式
ウ システム設定書	1式
エ 運用ガイドライン（電子データ含む）	1式
オ 操作マニュアル（PDF形式、研修会資料含む）	1式
カ その他本市が必要と認めるもの	1式

(2) 納品場所

津市市民部地域連携課

8 その他の留意事項

(1) 帰属

本業務における成果は、次の場合を除き、すべて本市に帰属するものであり、本市の承認を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

ア 本業務において提供されるクラウドサービスは、本市はその使用权を有するも

のとし、著作権の帰属は受注者が有するものとする。

イ 本業務で開発したプログラムや作成された文書、データ（住宅地図を除く）に関する著作権については原則として本市に帰属することとする。

（２）守秘義務

本業務の遂行に当たり、知り得た個人情報等の秘密情報を第三者に漏えいしてはならない。

（３）損害賠償

本業務の遂行に当たり、受注者の責めにより本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償する。

（４）疑義に関する協議

本仕様書において明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、本市と受注者で協議すること

（５）再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合はこの限りではない。

津市市民の意見・要望等管理システム保守・サポート業務

仕 様 書

1 業務の目的

津市市民の意見・要望等管理システム（以下「システム」という。）の保守、サポート業務を行うことにより、システムが常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えるようにすることを目的とする。

2 業務の範囲

この業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）保守・サポート業務

3 業務の期間

（１）保守・サポート業務 2020年4月1日から2025年3月31日まで

4 保守・サポート業務

（１）システムの運用

ア システムの運用時間

システムの運用時間は、原則24時間365日とする。

イ システムの計画停止

システムのメンテナンスを実施するために、一時的にシステムを停止する際は、受注者は停止の10日までに本市の承認を受けたうえ、5日前までに内容及び期間を予告周知するものとする。ただし、本市の就業時間内の計画停止は行わないものとする。

ウ ヘルプデスクの設置

システム運用に当たって、ヘルプデスクを設置し、操作方法等に関するユーザからの問い合わせに対して、受付・回答するものとする。なお、ヘルプデスク開設期間は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせや問い合わせに対する回答は、電話・電子メールにて行うものとする。

エ バージョンアップ

OSやブラウザなど本市の職員のパソコン端末の更新に伴い、システムのバージョンアップを行うものとし、その費用に関しては、全て契約金額に含まれるものとする。

オ 障害発生への対応

障害発生時に備え、24時間365日受け付ける電話窓口を設置すること。また、障害発生時には発注者のシステム管理者に報告するとともに、休日・深夜を問わず、速やかにバックアップデータ等から復旧措置を行うこと。

カ 災害時の利用

災害時の利用については、本市と受注者の協議のうえ、同時アクセス制限解除や遠隔地ログインなど、災害対応に有効なシステム利用を目的に一時的な設定変更を行うものとする。

(2) 保守サポート

ア 年次更新

組織変更等に伴うユーザの更新・設定を行うほか、意見・要望等の位置データ登録の背景となる道路台帳図、地番図、三重県共有デジタル地図・写真地図データ等は、本市からの最新データ提供後、速やかに既存データを差し替え、最新の地図が背景として利用できるようにすること

なお、年次更新に伴う作業は、本市の就業時間外に行うこと

イ データ出力

受注者は、年4回程度、本市が指定する期限までにシステム内で管理更新するデータについて外部出力を行い、本市に提出するものとする。

ウ システム研修

毎年、人事異動による新規利用者等を対象に、一般利用者向け・管理者向けの操作研修、運用ガイドラインの説明を行うこと。なお、システム研修は集合研修の形式で実施するものとし、会場及び必要な機材は、本市が準備し、研修資料等は受注者が作成し準備するものとする。

(3) データセンター

ア システムを運用するデータセンターは、総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、別紙に記載した「データセンター要求仕様書」を満たすものであること

イ アクセス集中に対して、十分に対応できる機器、通信帯域が確保されていること

ウ ディスク容量は50GB程度を想定しているが、システム運用開始後に利用者の増加で情報量が増大した場合、容易にストレージ追加等の対応が可能であること

エ 24時間365日システム稼働状況の監視が行われ、コンピュータウィルス等の不正プログラム、不正アクセス、情報の漏えい・改ざん・破壊、情報資産の紛失・盗難、システム障害、その他情報セキュリティに関する事件・事故に対し、万全の対策を講じられていること

オ 本市がデータセンターへの立ち入り及び管理記録を要求した場合、受注者は情報セキュリティ保護の観点から逸脱しない範囲で対応するものとする

(4) サービスレベルアグリーメント

ア 本システムの円滑な稼働・システム機能を維持していくことを目的に、受注者は別紙によるSLA（サービス レベル アグリーメント）に定められたサービス提供水準の達成に努めるものとする。

イ SLAの未達事項が生じた場合には、受注者は状況、原因、改善策を報告書として取りまとめ、速やかに本市に報告するものとする。

ウ SLAの未達事項が改善できずにシステム利用を中断した時は、その停止時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる）に相当する期間に応じ、委託料を返還するものとする。返還する額は、1日当たりの使用料に停止日数を乗じて得た額とする。

5 業務管理と実施

(1) 業務経過及び工程管理

受注者は、本業務の実施に当たっては、業務全般及び実施する項目ごとに内容を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得るものとする。

また、受注者は、業務計画書に基づき適正な工程管理を行い、定期的に本市に進捗状況の報告を行うとともに、本市から業務の進捗状況等の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(2) 業務責任者及び担当者

受注者は、本業務の実施に当たり業務責任者を配置することとし、その配下に業務項目ごとの担当者を配置しなければならない。

業務責任者及び各担当者は、本業務に関する必要な実績、知識、資格等を有するものとし、誠実に本業務を実施しなければならない。

(3) 保守サポート拠点

ヘルプデスク及び保守サポートを行う拠点には、総合行政ネットワーク（L G W A N）に接続されているシステム設備を有していること。保守サポート担当者は、データセンターにアクセスし、発注者と同環境にてシステム利用を支援するものとし、ユーザからの電話や電子メールでの操作方法にかかる問い合わせへに回答や、年次更新・データ出力等の要求に対して速やかに対応するものとする。

(4) 報告及び打ち合わせ

本業務の実施に当たり、以下のとおり報告及び打ち合わせを行うこととする。

ア 受注者は、あらかじめ連絡体制を明確にし、本業務の実施において必要又は必須と考えられる事項については、本市に対して、速やかに連絡、報告等を行うこととする。

イ 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務責任者及び担当者は、本市と常に密接な連絡をとり、必要に応じて作業の方針及び条件等の疑義を協議するものとする。また、協議の内容については、その都度、打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

ウ システム運用開始後は年度ごとに打ち合わせを行い、保守・サポートに係る年次更新・データ出力・システム研修に係る工程計画・日程調整等を行うものとする。

(5) 貸与データ・資料

ア 本市は、本業務の実施に当たり、必要に応じシステム構築等に必要なデータや文書の様式等に必要な資料等を貸与するものとする。受注者は、貸与された資料等を紛失、損傷、汚損しないよう慎重に取り扱うものとする。

イ 受注者は、貸与された資料等について、その受渡状況を登録した帳簿を備え付け、常にその管理状況を明確にしなければならない。

ウ 受注者は、貸与されたデータ・資料等について、本業務の目的以外に使用してはならない。また貸与されたデータは、本業務完了後速やかに削除しなければならない。

エ 受注者は、本業務で貸与するデータ・資料には個人情報及びその他機密とすべき情報が含まれていることを理解し、適切な取り扱いを行える管理体制を整え、維持しなければならない。

オ 受注者は、着手時に本業務における個人情報等の機密性の高い情報（紙媒体を含む）の取り扱い責任者及び業務担当者、個人情報等を取り扱う場所・保管方法、その移送方法を定め、津市に報告しなければならない。

6 その他の留意事項

(1) 帰属

本業務における成果は、次の場合を除き、すべて本市に帰属するものであり、本市の承認を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

ア 本業務において提供されるクラウドサービスは、本市はその使用权を有するものとし、著作権の帰属は受注者が有するものとする。

イ 本業務で開発したプログラムや作成された文書、データ（住宅地図を除く）に関する著作権については原則として本市に帰属することとする。

(2) 守秘義務

本業務の遂行に当たり、知り得た個人情報等の秘密情報を第三者に漏えいしてはならない。

(3) 損害賠償

本業務の遂行に当たり、受注者の責めにより本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償する。

(4) 疑義に関する協議

本仕様書において明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、本市と受注者で協議すること

(5) 再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あ

らかじめ本市の承認を得た場合はこの限りではない。

データセンター要求仕様書

項目	要求仕様
1.設備	
1.1 災害・防火構造	建物全体を支える免震構造を有して、震度7の地震発生でも継続できること。 防火扉の設置や、建材として不燃材を使用する等の耐火構造になっていること。 煙熱センサーが設置されていること。 消化の際にガス消化等の設置設備に害を与えにくい消化設備が設置されていること。
1.2 入退館管理	24 時間 365 日の有人入退館管理が行われ(入退館できること)、入退館の記録が一定期間保管されていること。
1.3 電気設備	電力会社からの受電設備は 2 系統以上を有する事。 電源設備からサーバ室までの送電ルートは冗長化されていること。 自家発電機を有し、停電等の際は 48 時間以上の連続運転が出来ること。 無停電電源装置等を設置し、自家発電機切り替えの際も無停電を保証すること。
1.4 空調設備	サーバ室は適温に保たれ、空調設備は最低限 2 重化されていること。 空調設備には漏水対策が施されていること。
1.5 サーバ室	サーバ室は入退室管理がなされており、権限を持った者のみしか入室できないこと。 サーバ設置スペースはケージもしくはラック毎に施錠管理され、他者がアクセスできない構造であること。 (施錠単位で他者と共有では無いこと) サーバラックは震度7程度の地震に絶えられる耐震性と固定強度を持つこと。 サーバラックが密閉型の場合は換気の機構をもち、内部が適温に保たれること。
2.セキュリティ	
2.1 ファイアーウォール	ファイアーウォールマネージドサービス(設定の協議・変更・稼動監視)があること。 ファイアーウォールは冗長化されており、1 台が故障してもサービスは無停止であること。 不正アクセス等のイベントが記録され、不正アクセス等があった際は通知すること。
2.2 セキュリティ	不正侵入検知・防御が可能なこと 定期的にセキュリティ診断が実施され、診断書が作成されること。 ウイルスゲートウェイサービスが提供できる事

S L A (サービス レベル アグリーメント)

項目	サービス要件内容	サービス目標	判定基準
1.サービス基本特性について			
1.1 サービスの変更			
	サービスの変更時の事前告知	サービスの変更時は、3ヶ月前までに告知し、変更の1ヶ月前までにテストサイトでの検証期間を設定する	3ヶ月以内の告知の場合
2.サービス品質			
2.1 サービス稼働設定値			
	サービス提供時間	24 時間 365 日 計画停止等は年間を通じて無し	受注者起因による停止時。サービス稼働率にて判定
	メンテナンス等	緊急メンテナンスの場合は午前 2 時から 6 時までとする	日中時間帯(午前 8 時より午後 10 時まで)に停止する場合
	サービス稼働率の目標値	99.9%(月間) 99.95%(年間) (受注者起因によらない事由については算定対象から除外)	目標より、年間稼働率 0.01%低下(99.94%)又は月間稼働率 0.1%低下(99.8%)した場合
	連続停止時間	障害等によるサービス停止時間は連続して 12 時間以内 (受注者起因によらない事由については算定対象から除外)	連続停止 12 時間を超過した場合
2.2 障害時の対応			
	障害時の対応	休日・深夜を含め 24 時間 365 日の障害復旧体制を構築 障害検知時から復旧までの時間は、最長 12 時間以内 障害検知時から発注者宛に障害発生を通知するまでの時間(一次報告期間)は1時間以内 障害検知時から発注者宛に回復予定時刻を通知するまでの時間は3時間以内	各連絡が目標時間より遅れた場合
2.3 ヘルプデスク			
	ヘルプデスクの対応	システムの操作方法など、システム利用ユーザからの問い合わせ窓口 月～金曜日(別途定める休業日及び年末年始を除く)の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 稼動目標値:99.9%	各連絡が目標時間より遅れた場合
	営業時間外の対応	営業時間外の問い合わせに対しては翌営業日内に対応	
	コールバックまでの時間	初回の電話で回答できなかった場合、コールバックまでに要する時間 平均 1 時間以内、最長1営業日以内 (内容により事前に遅延の了解を得た場合は除く)	
3.データ管理体制			
3.1 データバックアップ対策			
	バックアップ実施間隔及び世代数	データベースサーバはミラーサーバにより常時同期 日次でのバックアップストレージへのバックアップを実施 3世代前までのバックアップを保存 データ破損時のリカバリー期間は 1 日以内	データ破損時のリカバリーポイントが 1 日以上経過した場合
4.セキュリティ			
4.1 死活及び障害監視			
	死活監視及び障害監視	アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、通信機器に対して死活監視を実施 ハードウェア、ネットワーク、各機器のパフォーマンス、メモリ空き容量等に対して障害監視を実施 監視間隔は 5 分毎とする	稼働率等の低下により判定
4.2 ウィルス対策・ハッキング対策			
	ウィルス対策	ウィルス対策の実施 パターンファイルの配信後、最短で2時間、最長で 25 時間以内に適用 ただし、LGWAN 内機器では最長で 48 時間以内	ウィルス発生時、対応完了までサービス停止
	IDS 及び DOS 攻撃対策装置の設置の有無	IDS 及び DOS 攻撃対策装置を設置 不正アクセス時におけるバケットリセット装置を設置する 不正アクセスの検知時における発注者宛への連絡は1時間以内に実施	システム及びデータの漏洩、改ざん等が発覚した場合、対応完了までサービス停止。稼働率等の低下により判定

(1) S L A達成度合い向上のための措置

受託者の責によるS L A未達成項目がある場合、受託者は以下に示すような措置により、達成度合いの向上に努めるものとする。

ア 無償による対応

受託者がS L Aを遵守できなかった場合、その改善策（手続の見直し、仕組み・ツールの導入、試験・検証等）の検討・実施を必須とし、必要とする作業は受注者の負担により無償で行うものとする。

イ 体制の見直し、主要担当者の常駐化、交代

判定基準を満たさない状況においては、受注者は、業務の主要担当者（責任者及び補佐等）を本契約以外の業務に従事させなくてはならない。

(2) サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置

サービスの品質が著しく低く、改善が期待できない場合等においては、契約に基づき、別途損害賠償を請求することができるものとする。

様式8 評価項目及び評価基準

項目・区分					評価基準	提案書の該当ページを記載すること	
大項目	大区分	中区分	小区分	細区分			
1．提案コンセプト							
今回の提案に関する基本的な考え方を評価する							
	1．1．提案の概要				本システム更新の目的を踏まえた内容であるか。 本システム更新の目的： ア 現在運用しているシステムよりも、操作性の向上を図る(ただし、外部委員は除く)。 イ 意見・要望等を全庁的、全地域的に一元化(データベース化)する。 ウ 当該データベースに進捗状況及び対応結果等をリアルタイムで入力し、進行管理を可能とする。 エ これらの情報を必要な部署間で共有し、適宜分析等を行うことを可能とする。		
					庁内の効率化のみならず市民サービス向上の視点からの記述があるか。		
	1．2．本システムの目的の実現方法				本システムの目的の実現方法が記述されているか。		
					実現方法の妥当性の根拠が記述されているか。		
					他自治体の実績を参考にするなど、実現性があるものか。		
	2．本業務の実施体制						
実施体制分担などについて評価する。 運営方針、実施体制などについて評価する。							
	2．2．本業務の実施体制	2．2．1．責任者				責任者が明記されているか。	
						経験年数、経歴、実績等から責任者が妥当であると判断できるか。	
						本業務への専従(専任)の度合い等が記述されており、適切な度合いとなっているか。	
		2．2．2．業務遂行体制				本業務に妥当な人員が割り当てられているか。	
						各業務の実施体制と役割分担は明記されているか。	
						障害、問題事象等が発生した際のリカバリ体制・役割分担等は明記されているか。	
3．津市市民の声・要望等管理システム更新業務(提案システム及び機能)							
今回更新するシステムに関して、システムの概要、ソフトウェアの特徴、ユーザインタフェースなど、各種機能、操作性、拡張性について評価する。 システム更新の進め方について評価する。							
	3．1．システムの概要				本業務の目的や業務内容を踏まえた上でのシステム提案になっているか。		
					広聴相談業務の向上の視点を踏まえたシステム提案があるか。		
					システム方式やそのメリットやデメリット等を含め、今回採用するシステムの概要がわかりやすく具体的に記述されているか。		

様式8 評価項目及び評価基準

項目・区分					評価基準	提案書の該当ページ を記載すること
大項目	大区分	中区分	小区分	細区分		
	3 . 2 .	ソフトウェアの特徴及び主な機能				
		3 . 2 . 1 . パッケージの特徴 要望管理（サンプル画面を含む）				
		3 . 2 . 1 . 1 . 要望情報		システムの特徴が簡潔に記述されているか。		
				添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。		
				要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。		
				本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。		
				管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。		
		3 . 2 . 1 . 2 . 対応履歴		システムの特徴が簡潔に記述されているか。		
				添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。		
				要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。		
				本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。		
				管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。		
		3 . 2 . 1 . 3 . 一覧表示		システムの特徴が簡潔に記述されているか。		
				添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。		
				要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。		
				本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。		
				管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。		
		3 . 2 . 1 . 4 . ファイル出力		システムの特徴が簡潔に記述されているか。		
				添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。		
				要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。		
				本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。		
				管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。		

様式8 評価項目及び評価基準

項目・区分					評価基準	提案書の該当ページを記載すること
大項目	大区分	中区分	小区分	細区分		
			3 . 2 . 1 . 5 . 帳票出力		システムの特徴が簡潔に記述されているか。	
					添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。	
					要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。	
					本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。	
					管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。	
			3 . 2 . 2 . パッケージの特徴 地図機能（サンプル画面を含む）			
			3 . 2 . 2 . 1 . 地図表示・地図出力		システムの特徴が簡潔に記述されているか。	
					添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。	
					要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。	
					本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。	
					管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。	
			3 . 2 . 2 . 2 . 検索・集計		システムの特徴が簡潔に記述されているか。	
					添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。	
					要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。	
					本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。	
					管理者権限設定等、運用管理に関する機能は充実しているか。	
					システム管理者向けの機能は充実しているか。	
			3 . 2 . 3 . 5 . 編集		システムの特徴が簡潔に記述されているか。	
					添付資料「機能実現証明書」の要件を満たしているか。	
					要望等の受付から対応までの一連の業務に対して、本システムの機能がどのように活用されるかが記述されているか。	
					本システムの活用による事務の効率化についての記述があるか。	
					管理者権限設定等に関する機能は充実しているか。	

様式8 評価項目及び評価基準

項目・区分					評価基準	提案書の該当ページを記載すること	
大項目	大区分	中区分	小区分	細区分			
	3 . 3 . 開発体制及び開発方針	3 . 3 . 1 . 本業務における開発体制	作業内容と作業スケジュール、作業体制との関連付けが行われており、工数配分や割り振りについて無理のない妥当な体制となっているか。				
			プロジェクトマネージャ、各チームリーダー等が示され、統制がとれているか。				
		3 . 3 . 2 . 本業務における開発方針やその考え方	開発方針、考え方について具体的に記述されているか。				
			開発方針はスケジュール遵守や品質確保等に有効なものであるか。				
	3 . 4 . 機器構成等	3 . 4 . 1 . サーバ等	OS等の基本インフラ技術は特殊機能ではなく標準的技術又は製品を採用しているか。				
			サーバ類は継続稼働が見込める信頼性・可用性の高い機器を備えているか。				
		3 . 4 . 2 . 安全対策	レスポンス性が考慮された安定使用が行えるシステムであるか。				
			障害発生時の局所化等被害を最小限に留めるための工夫、方式を提案しているか。				
			急激な負荷にも耐えうるシステムであるか。				
			障害発生時にも継続稼働可能な冗長構成は図られているか。				
		3 . 4 . 3 . 性能	基礎数値を基に安定した運用が考えられた性能となっているか。				
			津市の業務負荷ピーク時に耐えうるシステムであるか、その根拠が明記されているか。				
			レスポンスについて考慮したシステムになっているか。また、業務集中時のレスポンス確保の考え方が明記されているか。				
		3 . 5 . 現行システムからの移行	3 . 5 . 1 . 移行方法	具体的な移行方法の提案がなされているか。			
				移行スケジュールが無理のないものとなっているか。			
				事例や経験を基にした安全性と安定性を保証する対策が記述されているか。			
			3 . 5 . 2 . 役割分担	移行時における具体的な作業を明示し、受注者内部/津市/その他、役割分担が具体的に記述されているか。			
			3 . 5 . 3 . リスク・課題及び対応策	システム移行において考えられるリスクや課題を具体的に明記し、その対応策等を提示しているか。			
3 . 6 . 導入時操作説明の実施方法	操作説明の具体的な方法について記述があるか。また、その内容は適切なものか。						
3 . 7 . その他(マニュアル類)	担当職員の業務負担軽減に対する提案等が評価できるか。						

様式8 評価項目及び評価基準

項目・区分					評価基準	提案書の該当ページ を記載すること		
大項目	大区分	中区分	小区分	細区分				
4．津市市民の声・要望等管理システム保守・サポート実施体制・サービス内容等について 保守・サポート実施体制・サービス内容等について評価する。								
	4．1．連絡体制				稼働直後における連絡体制が明記されているか。			
					通常稼働期における連絡体制が明記されているか。			
					サービス提供時間外における連絡体制が明記されているか。			
					障害発生時における連絡体制が明記されているか。			
4．2．保守サポート等								
	4．2．1．サービス内容について	4．2．1．1．サービス時間			サービス提供時間が明記されているか。			
					夜間対応について記述されているか。			
		4．2．1．2．サービス仕様						
					4．2．1．2．1．保守業務（障害管理）	障害発生時の対処（復旧・管理等）の考え方・対応フロー等が明記されているか。		
						障害管理の方法が具体的に記述されているか。		
						現場対応が必要な場合や迅速な復旧が必要な場合等、緊急時の状況を想定し、適切な考え方や対応方法が具体的に提案されているか。		
					4．2．1．2．2．運用サポート業務	運用サポート業務の内容は示されているか。		
		4．2．1．2．3．その他	運用開始後の立会い等、スムーズな移行に対するサポート策は提案されているか。					
		4．2．2．セキュリティ対策			オペレーション業務におけるセキュリティ対策が考慮されているか。（アカウント管理、ログ管理 など）			
					担当者に対するセキュリティ教育、リテラシー確保がなされているかどうか。			
		5．安全性、信頼性向上に向けた対策について 受注者が考える安全性、信頼性に関する対策（全般）について評価する。						
			5．1．基本概念				受注者としてのセキュリティポリシーが明記されているか。	
セキュリティポリシーはISO27001などの標準に準拠しているか（準拠している旨の記述はあるか）。								
5．2．個別対策								
	5．2．1．セキュリティ対策				実施対象範囲、対象項目等が明記されているか。			
					ウィルス感染、不正アクセス、データ漏えい等への対策について具体的に記述されているか。			
					その他想定される脅威への対策について具体的に記述されているか。			
	5．2．2．データ保護							
				5．2．2．1．保護対象	保護対象、バックアップ対象となるデータ項目について、具体的な記述があるか。			
				5．2．2．2．バックアップ	基礎数値を基に経済性及び運用性を考慮した具体的な方法が示されているか。			
安全性の確保、負担の軽減など有効な改善策が記述されているか。								

様式8 評価項目及び評価基準

項目・区分					評価基準	提案書の該当ページ を記載すること
大項目	大区分	中区分	小区分	細区分		
6．作業スケジュール システム更新・移行・運用に係わるスケジュール全体を評価する。						
	6．１．全体スケジュール				業務開始当初から契約期限までの全体スケジュールが明記されているか。	
	6．２．システム更新フェーズ				システム更新において、更新対象全体のスケジュールと各工程別の詳細スケジュールが明記されているか。	
	6．３．移行フェーズ				データ移行時のスケジュールが明記されているか。	
	6．４．運用フェーズ				業務開始時期、定期システム保守等が明記されているか。	
7．費用 本事業全体の見積を評価する					提案価格は提案上限内であり、かつコストパフォーマンスに優れているか。	
8．システム導入実績について 提案システムの構築・運用実績（現在継続中の契約も含む）を評価する。						
					20万人以上の人口を有する規模の自治体で、公告日から起算し、過去10年以内における全庁的な地図情報を活用したシステムの更新、及び保守・サポート業務実績が記述されているか。	
					事業規模やシステム構成図等、指定の内容が記述されているか。	
9．その他 その他本システムの構築・運用に係る有益な提案内容や、質疑等における本市の要望への対応可否について評価する。						
	9．１．拡張性				機能を追加変更できる拡張性は有しているか。	
	9．２．その他追加提案があれば記載すること				当該仕様でない、追加提案が記述されているか。	

津市公告第 5 0 号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」といいます。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

平成 3 1 年度津市救急・健康相談ダイヤル 2 4 事業業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

電話による救急医療相談、健康相談、妊娠・出産・育児相談、健康づくりに関する相談、メンタルヘルスに関する相談、介護相談、医療機関の紹介等

イ 業務の実施体制

(ア) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、2 0 1 9 年 5 月 1 日から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日までの毎日とし、1 日当たり 2 4 時間とします。

(イ) コールセンターの設置等

相談業務に対応するためコールセンターを設置し、コールセンターには、アに掲げる各種相談に応じて、適切なアドバイス等を提供するための必要な知識・経験等を有する医師、看護師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、ケアマネージャー等専門職を配置することとします。医師にあっては、相談業務の実施期間中、コールセンターに常駐（2 4 時間対応）させることとします。

2 本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者としてします。

(1) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者

(3) 平成 2 6 年度から平成 3 0 年度の間、地方公共団体との間で、救急・

健康相談に係る電話相談業務を受託し、完了した実績（１契約で履行期間が１年以上、かつ人口２０万人以上の地方公共団体での救急・健康相談に係る電話相談業務の実績があり、１年間に７，０００件以上の電話受付件数の実績を有すること。なお、複数年契約については、１年以上の履行実績があり、現在履行中である者も可とします。）を有する者

- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けていない者
- (7) プライバシーマークの使用を認められている者、又は JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）に基づく ISMS 適合性評価制度の認証を受けている者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間
平成３１年４月５日（金）から平成３１年４月１６日（火）まで
- (2) 場所
津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内３７番８号 津市教育委員会庁舎２階）
- (3) 時間
市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで
- (4) 上記以外の配布先
インターネットによるダウンロードサービス
津市ホームページ＞地域医療推進室
(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000504/index.html>)

4 本件入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成 31 年 4 月 10 日（水）午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内 37 番 8 号 津市教育委員会庁舎 2 階）

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又は F A X（電子メール又は F A X の場合は、押印がはっきり分かるようにすること。）により提出してください。

《送信先》

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

F A X 番号 059-229-3018

エ その他

電話及び口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送、電子メール及び F A X の場合は電話等で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成 31 年 4 月 12 日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ地域医療推進室ページ内において公開します。

再質問は受け付けないので、質問内容を明確に記載してください。

（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において、仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則、認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し、提出してください。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当

該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

平成31年4月16日(火)午後5時15分まで

この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して、本市では一切の責任を負わないので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室(〒514-0035 津市西丸之内37番8号
津市教育委員会庁舎2階)

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大(原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。)であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の提出を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(第2号様式)

イ 宣誓書(第3号様式)

ウ 業務実績届出書(第4号様式)及び当該業務委託契約書等(仕様書を含む。)の写し。また、1年以上の期間の受託及び履行実績を証明するものとして、委託業務実績報告書等及び年間の電話受付件数の分かる書類を添付してください。(コピー可)

エ 完納証明書(コピー可)

地方公共団体で完納証明書が無い場合には、滞納がないことを表す証

明書に代えることができるものとします。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。）

(7) 国税に係る証明書

国税の未納の税額が無いことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

(1) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写し）」を添付してください。

オ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑（登録）証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものの提出してください。

ク プライバシーマークの使用を認められていること又は JIS Q 27001

（ISO/IEC 27001）に基づく ISMS 適合性評価制度の認証を受けていることが確認できる登録証の写し等の書類（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成31年4月18日（木）までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 入札及び開札

(1) 日時

平成31年4月19日（金）午後2時

(2) 場所

津市教育委員会庁舎 会議室3（津市教育委員会庁舎3階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し、確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除とします。

10 その他の注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をしてください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。

また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (5) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒514-0035 津市西丸之内 3 7 番 8 号

津市健康福祉部地域医療推進室（地域医療担当）

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 7 2

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 0 1 8

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 1 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件 番号 及び 区分 番号	物件 の 種類	物件の所在	地目 又は 種類	地積 又は 延床面積	備考
1	土地	津市芸濃町岡本 字土穴 1284 番 9	宅地	116.60 m ²	都市計画区域外
	建物	津市芸濃町岡本 字土穴 1284 番地 9	集会所	34.02 m ²	昭和 45 年築 木造瓦葺平家建 未登記建物
2	土地	津市半田字奥青 谷 3424 番 82	宅地	243.08 m ²	第一種低層住居専用地域
		津市半田字奥青 谷 3424 番 84		80.87 m ²	
	建物	津市半田字奥青 谷 3424 番地 82 及 び同 3424 番地 84	集会所	67.43 m ²	昭和 51 年築 木造スレート葺平家建 附属建物（物置）あり
3	土地	津市白山町南出 字門田 359 番 1	宅地	2,965.53 m ²	都市計画区域外
	建物	津市白山町南出 字門田 359 番地 1	園舎	775.30 m ²	昭和 48 年築 鉄骨造鋼板及びスレート 葺平家建 未登記建物 附属建物（物置）2 棟あり

物件番号 1、2、3 とも土地及び建物を一体として売却します。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

(1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法
の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計
画税及び軽自動車税を滞納している者

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職（同条第 3 項第 1 号から第 2 号までに該当する者に限ります。）に属する津市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20 歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

- (1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成 31 年 4 月 5 日（金）午後 1 時から平成 31 年 4 月 22 日（月）
午後 2 時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

平成31年4月5日（金）午後1時から令和元年5月9日（木）午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出

してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

下記の全ての項目について、了承の上で入札参加申込みをしてください。

ア 物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。

イ 物件番号１の土地の東側隣接地には、防災行政無線の屋外拡声器があり、定期又は災害発生時の行政放送があります。また、同地には資源ごみ集積所がありますので、周辺住民や収集業者の車両の往来があります。

ウ 物件番号２の土地の階段口には、家庭ごみ集積所があり、落札者決定後、本市にて他所への移転を行う予定ですが、移転先決定までしばらく時間を要します。

エ 物件番号３の建物は、昭和４８年に当初建物として床面積５８６．８５㎡が建築され、その後、昭和５２年に床面積９９．２０㎡、平成４年に床面積８９．２５㎡が増築され、現在の７７５．３０㎡の建物となっています。

オ 物件番号１、２及び３とも、建物は耐震性能が不足する可能性があるため、購入者において耐震診断調査を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施してください。

カ 物件番号１、２及び３とも、建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り、建物の傾き等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります。本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

キ 物件番号１、２及び３とも、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施していないため、これらが発生する可能性があります。これらが発生した場合でも、本市は埋設物、汚染物等の撤去等に要する費用の一切を負担しません。

ク 物件番号２の土地は、平坦地約１２０㎡及び傾斜法面崖地から構成されており、傾斜法面崖地は、必要に応じて擁壁で覆われていますが、東側の立木（桜）周辺は、劣化、損傷が進んでいるため、修繕を要します。

ケ 物件番号３の土地には、中部電力株式会社が管理する電力柱１本があ

りますので、買受人にて同社に対し所有者変更の手続を行ってください。
コ 物件番号3の土地を開発する場合は、敷地外周のフェンスの取扱いについて地元の南出獣害対策協議会と協議してください。

サ 物件番号2の土地には、青谷第二自治会が所有する防犯灯に電力を供給する電線を敷設するためのポールが建っており、同ポール及び建物に設置されている支持架を電線が経由しています。同電線については、中部電力株式会社にて他所への移設を行う予定となっておりますが、移設までしばらく時間を要します。ポールと支持架については、残置します。

シ 入札参加申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

ス 入札に参加しようとする土地に建物の建築若しくは建替え等が可能か否か、については、購入者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び道路法（昭和27年法律第180号）などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

セ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

ソ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

タ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

チ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。

ツ 入札参加申込手続が完了したときは、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

物件に係る現地説明会等は開催しません。

なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

- (1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	832,319 円	83,232 円
2	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	2,389,440 円	238,944 円
3	津市白山町南出字門田 359 番地 1	23,331,984 円	2,333,199 円

- (2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（令和元年 5 月 9 日（木））午後 2 時までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金には、納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

- (1) 入札期間

令和元年 5 月 14 日（火）午後 1 時から令和元年 5 月 21 日（火）午後 1 時まで

- (2) 開札

令和元年 5 月 21 日（火）午後 1 時以降に行います。

- (3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

- (4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り

消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営

に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。)が次に掲げる者であると認められるとき。

(7) 暴力団員

(i) 暴力団関係者(暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。)

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」といいます。)が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいいます。))と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を原状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部の

みに収入印紙を貼付の上、２部とも令和元年６月１０日（月）午後５時１５分までに提出してください。津市による記名・押印後、１部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許 税額 (土地及び建物)
１	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	20,900 円
２	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	87,100 円
３	津市白山町南出字門田 359 番地 1	489,600 円

提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和元年６月１２日（水）午後５時１５分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付

- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後２時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合も、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法、都市計画法、三重県建築基準条例（昭和４６年三重県条例第３５号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２６

津市公告第 5 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」といいます。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防ポンプ自動車 C D - 型の購入
- (2) 規 格 概要は仕様書参照
- (3) 数 量 1 台
- (4) 納入期限 2 0 2 0 年 3 月 2 3 日（月）
- (5) 納入場所 津市消防本部（津市久居明神町 2 2 7 6 番地）

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。

- (1) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、平成 3 1 年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「特殊車両（消防車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者として登載されている者
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を

除きます。

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 入札参加者心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成31年4月5日(金)から同月19日(金)まで(土日を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 場所 津市消防本部消防総務課消防管理担当

4 質疑等の受付

- (1) 提出期限
平成31年4月12日(金) 正午まで
- (2) 方法

質疑等は、公告において示す参加資格要件を有する者に限って指定の質問書により持参又はFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行ってください。

- (3) 提出場所 津市消防本部消防総務課消防管理担当

入札参加者は、入札後において、仕様書等(仕様書、関係書類、図面、現場がある場合はそちらを含みます。)についての不明を理由として異議を申し立てることができないため、質問がある場合は、上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成31年4月17日(水)に、回答書を津市消防本部消防総務課消防管理担当で配付します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ア 提出期限 平成 31 年 4 月 22 日 (月) 午後 5 時 15 分まで
イ 提出場所 津市消防本部消防総務課消防管理担当
ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けません。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に資格審査結果通知書により通知します。

7 入札及び開札の日時

平成 31 年 4 月 24 日 (水) 午前 10 時から

8 入札及び開札の場所

津市消防本部会議室 (2 階)

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

規則第 19 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

12 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号 (名称) を記入し、入札を行ってください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。
- (3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 最低価格入札者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、仮契約締結までに落札金額の根拠となった積算内訳書を提出

してください。

- (6) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (9) その他、入札参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【提出及び問い合わせ先】

津市消防本部消防総務課消防管理担当

担当 石田

津市久居明神町 2 2 7 6 番地

津市消防本部 2 階

電話番号 0 5 9 - 2 5 4 - 0 3 5 2

F A X 0 5 9 - 2 5 6 - 7 7 5 5

津市公告第 5 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 5 4 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 3 1 年 4 月 7 日
- 2 収容期間 平成 3 1 年 4 月 1 1 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市上浜六丁目	猫（雑種）	黒白	メス	中	9 1 日 以上	首輪あり（青色・星模様）

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 5 5 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市プレミアム付商品券申請受付等業務に係る条件付一般競争入札実施要領

1 条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）に付する事項

(1) 業務委託名

津市プレミアム付商品券申請受付等業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

(ｱ) プレミアム付商品券の申請及び購入対象に関する問合せや申請書送付の申込み等、同商品券の申請及び購入に係る相談全般について、電話対応の窓口としてコールセンターの運営に係る業務（以下「コールセンター業務」といいます。）

(ｲ) 市が設置する臨時窓口における「津市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」の受付事務全般に係る業務（以下「窓口受付業務」といいます。）

(ｳ) 郵送等による「津市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」の受付に係る事務処理全般に係る業務（以下「郵送等申請書処理業務」といいます。）

イ 業務の履行体制

(ｱ) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、コールセンター業務、窓口受付業務及び郵送等申請書処理業務とも、2019年8月5日から同年12月27日までの間とします。ただし、期間中の土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日とします。また、業務の履行時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(ｲ) 業務運営体制

業務を円滑に履行するため、管理責任者、スーパーバイザー及び業務従事者を配置し、効率的かつ適正な業務運営体制を整えること。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載

されていること。登載されていない者にあつては、以下のアからエの書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 本件入札の公告日の前５年以内に、４か月以上の期間にわたり、１月あたり５００件以上の受電を行う月のある、コールセンター業務等を国、地方公共団体又は独立行政法人等から受注した履行実績を有する者であること。
- (9) 日本国内に本社又は支社が所在していること。
- (10) 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

(1) 期間

２０１９年（平成３１年）４月１２日（金）から同年４月２２日（月）まで

(2) 場所

津市商工観光部商業振興労政課（〒514-8611 津市西丸之内２３番１号 市役所本庁舎７階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ＞トップページ＞仕事・産業＞商工業＞商業振興＞津市プレミアム付商品券申請受付等業務委託に関する条件付一般競争入札

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1553672648762/index.html>

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

２０１９年（平成３１年）４月１９日（金）正午まで

イ 提出場所

津市商工観光部商業振興労政課（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 市役所本庁舎 7 階）

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参し、又は電子メール若しくはファクシミリにより送信してください。（電子メール、ファクシミリによる場合は、必ず着信確認を行ってください。）

《送信先》

電子メールアドレス 229-3114@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 5

エ その他

電話、口頭による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は、これを受け付けないものとします。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 2 2 日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ商業振興労政課ページ内で公開します。再質問は受け付けませんので、質問内容を明確に記載してください。

また、入札した者は、入札後において、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず期限までに質問を行ってください。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし、質問を行った者の名称等は公表しません。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならないものとします。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできないものとします。

(1) 提出期限

2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 2 3 日（火）正午まで

この期限を過ぎて提出又は送達された申請書類は受理しないこととしま

す。

また、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いかねます。

(2) 提出場所

津市商工観光部商業振興労政課（〒514-8611 津市西丸之内23番1号
市役所本庁舎7階）

(3) 提出方法

提出場所への持参又は郵送によるものとします。郵送の場合においては、
一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、提出期限必着と
します。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時におけ
る最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）とし、これら証
明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもの
で、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に
拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しに
よって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オ
からキまでの書類の提出を省略することができるものとします。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

なお、提出に当たっては実印を押印することとします。

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）並びに当該業務委託契約書の写し又は
履行証明書（いずれも仕様書を含みます。）

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその
3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書

なお、支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所
在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書

また、新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写）」

地方公共団体において完納証明が発行できない場合は、滞納がないことを証する書面

オ 登記事項証明書（全部証明書）（個人事業者の場合は、「代表者の身元（身分）証明書」

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第 5 号様式）

入札、見積り及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したもの提出するものとします。

ク 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していることわかる書類（写し可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、2019 年（平成 31 年）4 月 25 日（木）までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第 6 号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 参加の辞退

条件付一般競争入札参加資格審査申請書提出後に、入札参加を辞退する場合は、入札参加の辞退届（様式、押印等不問）を 5 (2) の提出場所へ提出してください。（FAX 等を可とします。）

7 入札及び開札

(1) 入札

ア 日時

2019 年 5 月 7 日（火）午前 9 時 15 分

イ 場所

津市役所本庁舎 8 階 81 会議室（津市西丸之内 23 番 1 号）

ウ その他

入札前に入札者確認票（第 7 号様式）を提出し、確認を受けることとします。

(2) 開札

ア 日時

入札終了後直ちに開札するものとします。

イ 場所

入札場所と同じ。

8 入札保証金

入札保証金は、免除します。

9 入札の無効

規則第 19 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約の締結に際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとします。

11 その他の注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第 8 号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、指定した封筒に入れ、貼り合わせ部分（原則 3 箇所）に封印してください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。

また、再度入札（原則として 2 回）に備えて、入札書の予備を準備しておいてください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税分に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が 2 者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。入札を延期又は中止した場合における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (5) その他入札に関しての詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとします。

【問い合わせ先】

〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市商工観光部商業振興労政課商業振興担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 9

ファクシミリ番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 5

電子メールアドレス 229-3114@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 6 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号。以下「条例」といいます。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア 1 5 8 , 0 0 0 円以下（裁量階層世帯 2 5 9 , 0 0 0 円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

 - (ア) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 b に規定する精神障害に該当する程度
 - (イ) 申込者が 6 0 歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが 6 0 歳以上又は 1 8 歳未満の者のみである世帯
 - (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦

傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者がいる世帯

(工) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ
る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去 1 年間ににおける所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を 1.2 で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1 人につき 38 万円

(イ) 同一生計配偶者で 70 歳以上の者又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円

(ウ) 特定扶養親族 1 人につき 25 万円

(エ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者 1 人につき 27 万円（特別障害者の場合は、1 人につき 40 万円）

(オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫 1 人につき 27 万円（所得金額が 27 万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

2019年（平成31年）4月22日（月）から2020年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び2019年12月29日から2020年1月3日までを除きます。

(2) 申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからクまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

また、先着順で入居を希望する住宅を選択してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去3箇月間の家賃の領収書の写し

ク その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、2019年（平成31年）4月15日（月）から2020年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び2019年12月29

日から2020年1月3日までを除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

- (1) ぜにやま団地 5戸 単身世帯可

津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 6,800円 ~ 12,500円

- (2) ぜにやま団地 8戸

津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 8,800円 ~ 28,400円

- (3) 美里第1住宅 1戸

津市美里町北長野752番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 14,300円 ~ 32,900円

家賃は、平成31年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に
応じた家賃となります。

また、2020年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた
家賃となります。

6 入居の時期

入居準備完了次第、随時となります。

津市公告第 5 7 号

津市営美杉住宅の補充入居者を津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例 2 1 6 号。以下「条例」といいます。）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営美杉住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 当該住宅に入居することが確実な者であること。
- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 施設の利用に関し、市が定めた事項を遵守できる者であること。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 2 2 日（月）から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日（火）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び 2 0 1 9 年 1 2 月 2 9 日から 2 0 2 0 年 1 月 3 日までを除きます。

(2) 申込方法

市営美杉住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからエまでの書類を添付の上、市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

入居申込みは、先着順に受付します。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配布

美杉住宅入居申込書は、2019年（平成31年）4月15日（月）から2020年3月31日（火）までの午前8時30分から午後5時15分に、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び2019年12月29日から2020年1月3日までを除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

コミュニティ瑞穂 1戸

津市美杉町太郎生1939番地

木造かわらぶき2階建 3LDK

家賃 32,000円

6 入居の時期

入居準備完了次第となります。

津市上下水道事業公告第 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 31 年 4 月 15 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成 3 1 年度 工務第 9 号 公共下水道事業に伴う白塚町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 白塚町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 P P φ 5 0 mm 2 8 1 . 2 m 仕切弁設置工 φ 5 0 mm 9 箇所			
工 期	契約締結の日から 2019年8月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	10,130,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成31年度 工務第6号 戸木町及び庄田町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 戸木町及び庄田町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 271.7m 配水管布設工 DIPφ75mm 0.1m 配水管布設工 PPφ50mm 17.4m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 4箇所			
工 期	契約締結の日から 2019年8月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居・一志	【地区】久居	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午前9時20分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	11,190,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成31年度 工務第2号 公共下水道事業に伴う白山町二本木地内配水管移設工事（仮設及び本設）			
工 事 場 所	津市 白山町二本木 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 28.9m 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 57.9m 配水管布設工 PPφ50mm 248.1m 仮設管布設工 PPφ50mm 128.1m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 11箇所			
工 期	契約締結の日から 2019年9月30日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居・一志	【地区】白山	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】久居・一志	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年4月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	2019年5月13日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	2019年5月16日 午前9時40分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	15,500,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成31年度 工務第4号 高洲町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 高洲町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ200mm 7.4m 不断水仕切弁設置工 φ200mm～φ100mm 2箇所 配水管布設工 DIPφ150mm 0.4m 舗装本復旧工 1,279m ² 配水管布設工 DIPφ100mm 176.7m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 5箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所			
工 期	契約締結の日から 2019年8月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午前10時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	23,420,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクトイール鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成 3 1 年度 工務第 1 0 号 公共下水道事業に伴う大谷町地内配水管移設工事（仮設及び本設）			
工 事 場 所	津市 大谷町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ100mm 322.4m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 20箇所 配水管布設工 DIP φ75mm 0.8m 消火栓設置工 単口地下式 2箇所 配水管布設工 PPφ50mm 230.8m 不断水仕切弁設置工 φ100mm 4箇所 仮設管布設工 SGP-VA80A 84.7m 仮設管布設工 PPφ50mm 51.0m			
工 期	契約締結の日から 2019年9月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A 1 ・ A 2
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】A 1 ・ A 2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午前10時20分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	37,650,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクトイール鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成31年度 工務第1号 相生町ほか3町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 相生町ほか3町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 274.5m 舗装本復旧工 1,790m2 配水管布設工 DIPφ75mm 300.5m 配水管布設工 PPφ50mm 42.1m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 25箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所			
工 期	契約締結の日から 2019年10月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午前10時40分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	42,680,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成 3 1 年度 工務第 8 号 広明町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 広明町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ200mm 284.8m 不断水仕切弁設置工 φ200mm～φ150mm 3箇所 配水管布設工 DIP φ150mm 14.7m 舗装本復旧工 349m2 配水管布設工 DIP φ100mm 247.7m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 22箇所 消火栓設置工 単口地下式 3箇所			
工 期	契約締結の日から 2019年10月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午後1時30分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	71,580,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成31年度 工務第5号 道路整備事業に伴う久居新町ほか3町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 久居新町ほか3町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ250mm 229.5m 仕切弁設置工 φ250mm～φ50mm 29箇所 配水管布設工 DIPφ200mm 122.2m 消火栓設置工 単口地下式 3箇所 配水管布設工 DIPφ150mm 179.7m 不断水仕切弁設置工 φ250mm～φ75mm 7箇所 配水管布設工 DIPφ100mm 20.6m 配水管布設工 DIPφ75mm 21.0m			
工 期	契約締結の日から 2019年11月1日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午後2時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	79,570,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u> ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成 3 1 年度 工務第 3 号 白山町川口地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事			
工 事 場 所	津市 白山町川口 地内			
工 事 概 要	切削オーバーレイ 2,320m ² 表層 4,222m ²			
工 期	契約締結の日から 2019年9月30日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午後2時30分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	35,821,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成31年度 浄水第1号 高松山ポンプ場非常用発電設備設置工事			
工 事 場 所	津市 半田 地内			
工 事 概 要	非常用発電設備 1基 給気ファン 2台 排気ダクト 1組 非常用発電設備収納庫 1棟 テレメーター機能増設 一式 水位計電源改修 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年10月18日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の非常用発電機設備の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午後3時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	16,125,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u> ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成31年4月15日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成31年度 浄水第2号 垂水山ポンプ場非常用発電設備設置工事			
工 事 場 所	津市 垂水	地内		
工 事 概 要	非常用発電設備 1基 給気ファン 2台 排気ダクト 1組 非常用発電設備収納庫 1棟 テレメーター機能増設 一式 インバータ発電機 1台			
工 期	契約締結の日から 2019年10月18日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の非常用発電機設備の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月16日 午後3時20分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	18,603,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

津市選挙管理委員会告示第 6 5 号

2 0 1 9 年 5 月 1 0 日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成 3 1 年 4 月 4 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

提出すべき場所 津市波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第66号

2019年5月10日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成31年4月4日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

交付場所 津市波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第 6 7 号

2019 年 5 月 10 日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項及び第 5 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 4 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | くじを行う日時 | 2019 年 5 月 5 日 午後 5 時 30 分 |
| 2 | くじを行う場所 | 津市本庁舎 7 階津市選挙管理委員会事務局 |

津市選挙管理委員会告示第68号

2019年5月10日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成31年4月4日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

1 被登録資格の決定の基準となる日

2019年5月4日（年齢については、2019年5月10日とする。）

2 登録を行う日

2019年5月4日

津市選挙管理委員会告示第 6 9 号

平成 3 1 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 5 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 5 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

投票区	解任する者	新たに選任する者
第 8 8 投票区	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 長谷川 義記	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 倉田 幸果

津市選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成31年津市選挙管理委員会告示第54号は廃止する。

平成31年4月13日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,598人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,315人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,629人 |

津市選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、任期満了による津市長選挙の選挙期日を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成31年4月14日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

選挙期日 平成31年4月21日

津市選挙管理委員会告示第 7 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 3 条第 3 項の規定により、津市議会議員の補欠選挙を津市長の選挙と同時に行うよう次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- 1 選挙期日
平成 3 1 年 4 月 2 1 日
- 2 選挙すべき議員の数
2 人

津市選挙管理委員会告示第 7 3 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 8 1 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 選挙長

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏 名 後藤 久

2 選挙長に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏 所 磯部 憲夫

津市選挙管理委員会告示第74号

平成31年4月21日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成31年4月14日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	平成31年4月15日から同月19日まで	津市本庁舎8階大会議室B	第1投票区～第120投票区
第2期日前投票所	平成31年4月15日から同月20日まで	津市河芸庁舎1階防災研修室	第1投票区～第120投票区
第3期日前投票所	平成31年4月15日から同月20日まで	津市芸濃庁舎2階防災会議室	第1投票区～第120投票区
第4期日前投票所	平成31年4月15日から同月20日まで	津市美里庁舎1階会議室	第1投票区～第120投票区
第5期日前投票所	平成31年4月15日から同月20日まで	津市安濃庁舎2階会議室1・2	第1投票区～第120投票区
第6期日前投票所	平成31年4月15日から同月20日まで	津市久居庁舎1階1A会議室	第1投票区～第120投票区

第 7 期日前投票所	平成 3 1 年 4 月 1 5 日から同月 2 0 日まで	津市香良洲公民館 1 階大会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 8 期日前投票所	平成 3 1 年 4 月 1 5 日から同月 2 0 日まで	津市一志庁舎 1 階 住民活動室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 9 期日前投票所	平成 3 1 年 4 月 1 5 日から同月 2 0 日まで	津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 0 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 1 5 日から同月 2 0 日まで	津市美杉総合文化 センター 1 階会議 室 1	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 1 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 1 8 日から同月 2 0 日まで	イオンモール津南 3 階イオンホール	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区
第 1 2 期日前投票 所	平成 3 1 年 4 月 2 0 日	津市本庁舎 1 階口 ビー	第 1 投票区 ~ 第 1 2 0 投票区

津市選挙管理委員会告示第 7 5 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同法第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 0 条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第 1 1 期日前投票所	イオンモール津南 3 階イオンホール	午前 1 0 時	午後 8 時

津市選挙管理委員会告示第 7 6 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 1 条第 1 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

投票所施設一覧

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	津市役所	西丸之内 2 3 番 1 号
	2	津市立養正小学校	丸之内養正町 1 4 番 1 号
	3	津市相愛保育園	相生町 7 7 番地
	4	津市立敬和小学校	中河原 4 4 5 番地
	5	津市敬和公民館	寿町 2 1 番 2 2 号
	6	津市橋南会館	柳山津興 1 5 3 5 番地 2 7
	7	津市阿漕塚記念館	柳山津興 6 2 2 番地
	8	津市立育生小学校	下弁財町津興 1 3 5 0 番地
	9	津市立橋南中学校	上弁財町津興 2 5 3 7 番地 4
	10	セントヨゼフ女子学園	半田 1 3 3 0 番地
	11	津市橋南公民館	幸町 1 8 番 2 2 号
	12	津工会館	半田 1 4 2 番地
	13	津市立新町小学校	八町三丁目 3 番 1 号
	14	津市立西橋内中学校	東古河町 7 番 1 号
	15	三重大学附属幼稚園	観音寺町 5 2 3 番地
	16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）	栄町一丁目 9 5 4 番地
	17	津市立南立誠小学校	桜橋二丁目 3 9 番地
	18	津市アストプラザ	羽所町 7 0 0 番地
	19	津市津西会館	一身田上津部田 1 3 5 5 番地 5
	20	津市立西が丘小学校	長岡町 8 0 0 番地 4 3 7
	21	上浜団地集会所	上浜町四丁目 4 9 番地
	22	旧北立誠幼稚園	江戸橋一丁目 7 6 番地 2
	23	旧雲出幼稚園	雲出本郷町 1 1 6 5 番地
	24	津市城山会館	城山二丁目 2 0 番 3 号
	25	津市南郊公民館	高茶屋三丁目 2 5 番 6 号
	26	三重県工業研究所	高茶屋五丁目 5 番 4 5 号
	27	三重県立津高等技術学校	高茶屋小森町 1 1 7 6 番地 2
	28	津市立藤水小学校	藤方 1 6 2 7 番地
	29	津市南が丘会館	垂水 2 8 8 2 番地 1
	30	津市立南が丘小学校	垂水 2 5 3 8 番地 1
	31	津市立神戸小学校	神戸 3 3 2 番地 1
	32	泉ヶ丘集会所	野田 2 1 番地 8 6 3
	33	旧片田幼稚園	片田井戸町 4 3 番地 8
	34	津市立櫛形小学校	分部 1 2 1 1 番地 1
	35	津市立安東幼稚園	納所町 2 3 4 番地
	36	緑の街集会所	河辺町 3 5 1 1 番地 7
	37	津市立一身田小学校	津市一身田大古曽 3 5 5 番地
	38	津市一身田公民館	一身田町 2 9 3 番地 3
	39	豊野会館	一身田豊野 1 4 0 6 番地 4 7 9
	40	町屋会館	栗真町屋町 7 1 4 番地 1
	41	津市栗真保育園	栗真小川町 2 7 4 番地
	42	津市白塚公民館	白塚町 5 2 0 5 番地
	43	津市白塚市民センター	白塚町 2 1 1 1 番地
	44	白塚団地第 2 自治会集会所	白塚町 5 8 番地 1 5
	45	津市立大里小学校	大里窪田町 1 8 2 1 番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	高野尾町 5 4 1 7 番地
	47	津市豊が丘会館	豊が丘二丁目 1 番 1 号
河芸	48	中別保公民館	河芸町中別保 2 0 3 4 番地 3
	49	津市立豊津小学校	河芸町一色 1 6 8 0 番地
	50	津市立上野小学校	河芸町上野 2 9 6 3 番地
	51	東千里公民館	河芸町東千里 7 5 9 番地
	52	津市立千里ヶ丘幼稚園	河芸町千里ヶ丘 1 3 番地
	53	津市立黒田小学校	河芸町北黒田 1 0 9 番地 1
	54	南黒田公民館	河芸町南黒田 4 4 2 番地 1
	55	三行地区農業構造改善センター	河芸町三行 1 2 2 8 番地 1

芸濃	56	津市芸濃総合文化センター	芸濃町椋本 6 8 2 4 番地
	57	津市立明幼稚園	芸濃町林 3 2 5 番地
	58	旧安西小学校	芸濃町北神山 3 1 0 番地
	59	津市雲林院福祉会館	芸濃町雲林院 1 0 1 9 番地
	60	津市落合の郷	芸濃町河内 9 0 0 番地
美里	61	旧長野小学校	津市美里町北長野 1 4 3 5 番地
	62	津市立高宮公民館	美里町足坂 5 6 0 番地 2
	63	旧辰水小学校	津市美里町家所 2 0 4 5 番地
安濃	64	津市草生公民館	安濃町草生 4 2 4 9 番地 1
	65	津市村主公民館	安濃町連部 6 9 番地 1
	66	津市安濃公民館	安濃町内多 3 6 5 3 番地
	67	津市明合幼稚園	安濃町大塚 2 5 3 番地 2
久居	68	久居総合福祉会館	久居東鷹跡町 2 0 番地 2
	69	津市立誠之小学校	久居西鷹跡町 4 2 4 番地
	70	津市立成美小学校	久居新町 7 3 7 番地
	71	津市立立成小学校	久居野村町 5 6 0 番地
	72	久居さくらが丘集会所	久居桜が丘町 1 8 1 3 番地 5
	73	津市密柑山幼稚園	久居北口町 5 5 4 番地 2
	74	津市北部保育園	久居北口町 8 5 9 番地 3
	75	津市元町地区集会所	久居元町 2 0 9 9 番地 2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	須ヶ瀬町 1 6 1 0 番地 7
	77	木造区集会所	木造町 1 5 8 1 番地
	78	津市桃園情報センター	新家町 1 3 6 5 番地 5
	79	津市こべき保育園	久居元町 2 3 1 4 番地 1 7
	80	津市立戸木小学校	戸木町 8 8 0 番地
	81	津市七栗産業会館	庄田町 5 1 7 番地 1
	82	津市立栗葉幼稚園	森町 2 8 4 番地 1
	83	一色公会所	久居一色町 7 6 6 番地 2
	84	下稲葉公会所	稲葉町 2 0 0 番地
	85	上稲葉ふれあい会館	稲葉町 2 7 6 4 番地 1
	86	津市榊原農民研修所	榊原町 5 1 0 4 番地
	87	津市下村教育集会所	榊原町 8 1 6 1 番地 2
	88	寺野垣内集会所	榊原町 4 6 9 6 番地 1
	89	津市榊原上教育集会所	榊原町 1 0 2 9 5 番地 1
香良洲	90	津市香良洲公民館	香良洲町 1 8 7 6 番地 1
	91	津市立香海中学校	香良洲町 1 2 8 番地
一志	92	井生公会所	一志町井生 2 6 9 1 番地
	93	津市大井公民館	一志町大仰 2 1 7 番地 1
	94	井関公会所	一志町井関 1 5 5 0 番地
	95	津市波瀬ふれあい会館	一志町波瀬 2 2 3 2 番地 2
	96	室の口公民館	一志町波瀬 6 4 0 1 番地 8
	97	津市川合文化会館	一志町八太 4 2 0 番地 4
	98	津市庄村集会所	一志町庄村 2 4 4 番地 1
	99	津市高岡老人憩いの家	一志町高野 1 3 2 1 番地 1
	100	津市一志高岡公民館	一志町田尻 6 0 5 番地 2
	101	津市一志体育館	一志町高野 1 6 0 番地 7 2 8
	102	津市小山集会所	一志町小山 4 0 1 番地 1
	103	虹が丘集会所	一志町虹が丘 5 番地 7
白山	104	津市元取公民館	白山町城立 3 0 5 番地
	105	津市立家城小学校	白山町南家城 6 4 7 番地
	106	津市立川口小学校	白山町川口 1 9 9 1 番地
	107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木 1 0 0 1 番地 2 5 3
	108	津市三ヶ野集会所	白山町三ヶ野 2 7 7 3 番地 1
	109	津市倭公民館	白山町中ノ村 5 8 1 番地
	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野 9 9 4 番地 1
	111	津市竹原多目的集会所	美杉町竹原 2 8 2 1 番地
	112	津市美杉総合文化センター	美杉町八知 5 5 8 0 番地 2

美杉	113	津市太郎生多目的集会所	美杉町太郎生 2 1 2 0 番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	美杉町太郎生 4 4 7 3 番地 3
	115	津市伊勢地地域住民センター	美杉町石名原 1 6 8 1 番地
	116	津市八幡地域住民センター	美杉町奥津 1 2 8 8 番地 8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	美杉町川上 3 3 7 2 番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣 1 3 6 0 番地 2
	119	津市多気地域住民センター	美杉町上多気 1 0 3 1 番地
	120	津市下之川地域住民センター	美杉町下之川 6 1 1 5 番地

津市選挙管理委員会告示第 77 号

平成 31 年 4 月 21 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 14 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

津市選挙管理委員会告示第 7 8 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 8 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 開票の場所 | 津市安濃中央総合公園内体育館 |
| 2 | 開票の日時 | 平成 3 1 年 4 月 2 1 日 午後 9 時 3 0 分から |

津市選挙管理委員会告示第 79 号

平成 31 年 4 月 21 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙の同時選挙における投票の順序は、津市長選挙の投票を先に行う。

平成 31 年 4 月 14 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

津市選挙管理委員会告示第 8 0 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙の同時選挙における開票の順序は、津市長選挙の開票を先に行う。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

津市選挙管理委員会告示第 8 1 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙における候補者一人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 4 条及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 2 7 条の規定により次のとおり定めたので、同法第 1 9 6 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

支出金額の制限額 1 8 , 6 0 0 , 0 0 0 円

津市選挙管理委員会告示第 8 2 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市議会議員補欠選挙における候補者一人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 4 条及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 2 7 条の規定により次のとおり定めたので、同法第 1 9 6 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

支出金額の制限額 5 , 5 8 7 , 5 0 0 円

津市選挙管理委員会告示第 8 3 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 4 9 条の 7 による読み替え後の同令第 2 5 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

第 1 期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	佐脇 吉直	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	本多 裕樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月16日	生川 介彦	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	福岡 捷太郎	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月17日	高尾 君子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	片岡 政志	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月18日	岡本 祐次	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	近藤 優介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月19日	須山 美智子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	本多 裕樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第 2 期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	河戸 一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	長井 新治	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月16日	岡 正久	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 和実	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月17日	河戸 和治	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野村 三枝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月18日	吉田 道明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野村 三枝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月19日	鈴木 捷功	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	稲垣 典夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月20日	長井 三喜夫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 和実	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第 3 期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	横山 均	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	油田 秀紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月16日	佐藤 恵子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤川 圭司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月17日	藤谷 弘一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中村 京文	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月18日	山川 洋子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	加藤 勝博	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月19日	駒田 勝巳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小林 久晃	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月20日	中村 徹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	田中 康之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第 4 期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	朝倉 精二	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	丹羽 敬二	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月16日	中森 長郎	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	紀平 久樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月17日	吉岡 徳男	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	畑中 直人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月18日	服部 勝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小黑 誠仁	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月19日	不破 宗伸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	倉田 真二	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4月20日	寺坂 行雄	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松本 公伸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

第5期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	大森 喜夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 たか子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月16日	伊藤 一夫	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	紀平 浩司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月17日	濱田 昌宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	森 康浩	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月18日	横田 明人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	谷口 竜二郎	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月19日	野田 喜男	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	正岡 隆文	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月20日	飯柴 雅己	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長谷川 美穂子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

第6期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	上野 豊	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥田 幸秀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月16日	辻 義則	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橋本 剛至	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月17日	森本 勇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	富田 正明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月18日	薄井 俊信	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	木佐貫 徹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月19日	近藤 雅人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山口 かおり	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月20日	中島 久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橋本 知巳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

第7期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	倉田 一幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	高橋 純也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月16日	奥田 卓良	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	内山 知紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月17日	前田 恵津子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	黒川 凌平	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月18日	奥田 満	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉村 裕美子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月19日	小津 守	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	濱村 章史	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月20日	後藤 千春	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	中山 隆司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

第8期日前投票所

従事日	投票管理者		職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月15日	後藤 佳基	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	宮田 真伸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月16日	松井 博保	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月17日	竹内 栄喜	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	宮田 真伸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4月18日	後藤 佳基	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	奥山 英樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

津市選挙管理委員会告示第 8 4 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 5 条の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

投票区	投票所名称	投票管理者		職務代理者	
		氏 名	住 所	氏 名	住 所
1	津市役所	小野寺 卓也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	別所 賢一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
2	津市立養正小学校	原田 浩治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	吉田 真実	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
3	津市相愛保育園	山村 武寛	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山本 昌孝	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
4	津市立敬和小学校	西澤 幸生	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	木田 理仁	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
5	津市敬和公民館	家城 寛	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	澤井 智広	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
6	津市橋南会館	杉山 美紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	米本 孝子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
7	津市阿漕塚記念館	西川 敦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	松尾 辰彦	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
8	津市立育生小学校	利藤 浩一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡田 定幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
9	津市立橋南中学校	岡林 洋子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	網本 正和	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
10	セントヨゼフ女子学園	辻岡 和也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤井 香里	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
11	津市橋南公民館	林 桂子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山副 一哉	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
12	津工会館	古市 和久	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	片山 織江	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
13	津市立新町小学校	鳶田 まり子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長谷川 拓也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
14	津市立西橋内中学校	片岡 伸介	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小菅 優斗士	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
15	三重大学附属幼稚園	中原 賢二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	家田 友紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）	宮本 達也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	フォレスト 幹子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
17	津市立南立誠小学校	三浦 弘充	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	水谷 麻美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
18	津市アストプラザ	藤森 美穂子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	黒澤 優	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
19	津市津西会館	松永 智宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	畠山 和之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
20	津市立西が丘小学校	谷中 勝則	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	梅谷 暢子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
21	上浜団地集会所	山口 尚利	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田辺 隆志	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
22	旧北立誠幼稚園	谷本 聖美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	橋丸 大亮	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
23	旧雲出幼稚園	村田 智昭	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 健	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
24	津市城山会館	福岡 恵美	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	加藤 充孝	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
25	津市南郊公民館	川北 江利子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 勝士	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
26	三重県工業研究所	木崎 彰	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 理絵	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
27	三重県立津高等技術学校	橋本 直樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
28	津市立藤水小学校	井上 史郎	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	谷本 有司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
29	津市南が丘会館	川邊 純二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	源口 雅之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
30	津市立南が丘小学校	中村 光司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	柳原 雄樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
31	津市立神戸小学校	多門 伸浩	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	稲垣 由香	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
32	泉ヶ丘集会所	鈴木 美保子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	前田 巧	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
33	旧片田幼稚園	田中 啓介	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山田 貴之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
34	津市立櫛形小学校	吉住 充弘	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	高須賀 弘平	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
35	津市立安東幼稚園	増田 繁樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	栗本 みどり	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
36	緑の街集会所	松本 邦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	伊藤 峰之	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
37	三重県人権センター	濱田 耕二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	藤原 崇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
38	津市一身田公民館	後藤 伸幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	加藤 愛	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
39	豊野会館	永合 由典	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	立松 勇紀	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
40	町屋会館	吉田 和司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	神田 典宏	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
41	津市栗真保育園	落合 勝利	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	スガイ 敦子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
42	津市白塚公民館	水谷 隆彦	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	納富 宏幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
43	津市白塚市民センター	川北 学	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	小川 尚	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
44	白塚団地第2自治会集会所	酒井 亮	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	赤塚 直樹	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
45	津市立大里小学校	富田 正明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	草深 貴宣	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
46	津市高野尾転作促進技術研修所	伊藤 英明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	鈴木 喬	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
47	津市豊が丘会館	西川 誠	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	東谷 竹雄	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
48	中別保公民館	内藤 清寿	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	村田 有香	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
49	津市立豊津小学校	大西 寛章	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	山脇 由佳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
50	津市立上野小学校	丹羽 敬二	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	舟橋 裕子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
51	東千里公民館	高橋 豊人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	後藤 弘一	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
52	津市立千里ヶ丘幼稚園	若林 麻衣子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	新山 雅人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
53	津市立黒田小学校	竹西 昭人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	岡田 拓也	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
54	南黒田公民館	青 百合恵	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	長井 秀文	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
55	三行地区農業構造改善センター	鈴木 たか子	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	野田 和正	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
56	津市芸濃総合文化センター	伊藤 和幸	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	才戸 めぐみ	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
57	津市立明幼稚園	小林 孝弘	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	田中 康治	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
58	旧安西小学校	木下 信人	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	駒田 雅司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
59	津市雲林院福祉会館	吉川 雅徳	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	福島 奈津	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
60	津市落合の郷	蟻戸 孝明	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	米津 裕司	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

61	旧長野小学校	小川 幸則	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	澤岸 慎也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
62	津市立高宮公民館	不破 孝幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	樋口 雅大	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
63	旧辰水小学校	谷口 竜二郎	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	白山 貴子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
64	津市草生公民館	野田 遊喜	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	眞柄 隆史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
65	津市村主公民館	紀平 浩司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	奥山 千穂	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
66	津市安濃公民館	小林 泰子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野口 真也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
67	津市明合幼稚園	奥山 英樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山川 晶子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
68	久居総合福祉会館	田口 芳裕	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岸江 典子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
69	津市立誠之小学校	小瀨 守	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	栗田 英俊	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
70	津市立成美小学校	谷口 弘明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	裏川 隆	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
71	津市立立成小学校	奥田 幸秀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	井上 真	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
72	久居さくらが丘集会所	山下 貴史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	木佐貫 徹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
73	津市密柑山幼稚園	木田 実	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	森川 浩好	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
74	津市北部保育園	稲垣 正司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	淡島 智紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
75	津市元町地区集会所	前川 尚貴	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐藤 圭太	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
76	津市須ヶ瀬構造改善センター	谷川 潤	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	紀平 篤史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
77	木造区集会所	垣野 哲也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	浅見 寿明	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
78	津市桃園情報センター	真田 貴之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	畑 克典	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
79	津市こべき保育園	橋本 剛至	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	関岡 宏幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
80	津市立戸木小学校	松永 正春	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大井 清	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
81	津市七栗産業会館	岸江 一浩	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	谷口 大悟	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
82	津市立栗葉幼稚園	松井 誠	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小坂 明子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
83	一色公会所	渡邊 進	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小瀬古 百恵	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
84	下稲葉公会所	中山 千春	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	的場 哲也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
85	上稲葉ふれあい会館	水野 浩哉	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	高岡 一聖	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
86	津市榊原農研研修所	山口 かおり	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大森 正義	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
87	津市下村教育集会所	藤巻 剛	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	木村 博友	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
88	寺野垣内集会所	長谷川 義記	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	山本 涼介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
89	津市榊原上教育集会所	田中 賢秀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	裏川 太紀	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
90	津市香良洲公民館	岩城 孝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	北山 良樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
91	津市立香海中学校	藤川 圭司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小野 真裕	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
92	井生公会所	秋山 晴美	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	町野 倫也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
93	津市大井公民館	成相 公洋	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	藤川 知樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
94	井関公会所	上川 恵子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	水井 悠介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
95	津市波瀬ふれあい会館	別所 英幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	神田 敦史	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
96	室の口公民館	中北 みのり	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	前山 広重	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
97	津市川合文化会館	西 直人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小畑 豊	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
98	津市庄村集会所	高津 陽介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	稲垣 雅也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
99	津市高岡老人憩いの家	前田 賢	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野末 覚	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
100	津市一志高岡公民館	加賀 康介	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	片田 正樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
101	津市一志体育館	上川 幸則	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	谷 泰徳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
102	津市小山集会所	谷川 玉枝	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	小津 哲也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
103	虹が丘集会所	徳井 孝文	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	伊藤 純子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
104	津市元取公民館	嶋田 浩幸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	熊崎 司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
105	津市立家城小学校	西川 直希	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	植松 久美子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
106	津市立川口小学校	中瀬 智広	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	廣瀬 みすず	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	岩脇 里司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	野田 琢哉	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
108	津市三ヶ野集会所	瀬田 義久	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	飯田 泰正	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
109	津市倭公民館	大橋 律子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	堀川 義隆	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
110	津市ハツ山農村集落多目的共同利用施設	横山 幸司	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	岸岡 康成	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
111	津市竹原多目的集会所	木下 なつこ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	峯田 尚徳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
112	津市美杉総合文化センター	磯田 秀和	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大野 維佐子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
113	津市太郎生多目的集会所	井上 博之	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	廣瀬 智也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	松本 巧也	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松永 邦彦	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
115	津市伊勢地域住民センター	溝口 咲子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	境 大伸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
116	津市八幡地域住民センター	藤田 千晃	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	石淵 誠人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
117	津市美杉高齢者センター「しゃくなげ会館」	藤田 泰大	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐野 千奈	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
118	津市丹生俣多目的集会所	木下 誠	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	瀧本 宏充	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
119	津市多気地域住民センター	海住 愛	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	櫻井 巨樹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
120	津市下之川地域住民センター	鈴木 逸子	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	向田 早永	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

津市選挙管理委員会告示第 8 5 号

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 8 条の規定により告示する。

平成 3 1 年津市選挙管理委員会告示第 7 7 号は廃止する。

平成 3 1 年 4 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 津市長選挙選挙会

場所 津市本庁舎 8 階大会議室 A

日時 平成 3 1 年 4 月 2 1 日 午前 9 時から

2 津市議会議員補欠選挙選挙会

場所 津市安濃中央総合公園内体育館

日時 平成 3 1 年 4 月 2 1 日 午後 9 時 3 0 分から

津市農業委員会告示第 1 号

津市農業委員会部会委員として次の者が互選されたので、津市農業委員会互選規程（平成 18 年農業委員会告示第 5 号）第 10 条の規定に基づき公告する。

平成 31 年 4 月 3 日

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

第 1 農地部会

氏 名	住 所
太田 義政	津市安東町 2 7 7 番地
田中 康章	津市高野尾町 1 6 2 6 番地
田村 明	津市一身田豊野 1 1 2 1 番地 1
東海 光政	津市野田 1 1 4 0 番地
村澤 藤次	津市高茶屋小森町 2 3 1 2 番地 1
喜多 義幸	津市河芸町三行 1 2 6 1 番地
片岡 正春	津市芸濃町雲林院 8 3 4 番地 1 0
牧野 礼吉	津市芸濃町棕本 6 3 6 番地
清水 喜代己	津市美里町南長野 4 6 4 番地 1
海野 要	津市安濃町栗加 3 1 0 番地
内藤 正敏	津市安濃町浄土寺 1 0 4 8 番地
草深 みつよ	津市大里山室町 3 1 0 番地
坂野 大徹	津市栗真町屋町 9 1 3 番地
川邊 千秋	津市河辺町 1 8 5 2 番地

第 2 農地部会

氏 名	住 所
田口 慶則	津市木造町 1 9 1 8 番地 2
森 哲也	津市庄田町 8 5 5 番地
宮本 政春	津市一志町高野 1 9 6 4 番地 3 8
守山 孝之	津市一志町八太 1 6 4 6 番地 1
中谷 秀也	津市白山町川口 8 3 2 番地
西森 偉統	津市白山町八対野 2 9 5 9 番地 2
結城 晉三	津市美杉町上多気 1 3 0 8 番地

諸戸 善昭	津市久居明神町 1 5 3 0 番地 2
中野 たつ子	津市久居桜が丘町 1 7 3 0 番地 5 8
前田 孝幸	津市一志町大仰 1 6 5 1 番地 2